

公益財団法人 日本自転車競技連盟

競 技 規 則 集

2024

2024年6月30日版



JAPAN CYCLING FEDERATION

* 目 次 *

公益財団法人 日本自転車競技連盟定款	1
競技規則	8

第1巻 一般規則

序章	総則	8
第1条	制定の規範	8
第2条	規則の適用	8
第3条	競技役員の資格	8
第4条	競技大会の呼称	8
第1部-1	ライセンス(登録証)	8
第5条	登録者	8
第6条	競技者	9
第7条	制裁適用者の競技参加制限	10
第1部-2	チームおよびチーム役員(スタッフ)	11
第8条	チーム	11
第9条	チーム役員(スタッフ)	11
第1部-3	競技大会の開催および準備	12
第10条	競技大会・競技日程	12
第11条	競技大会の準備	14
第12条	公認競技大会	16
第13条	オープン競技大会	19
第14条	ADカード	19
第15条	大会役員	19
第16条	全国競技大会の実行組織	19
第17条	国際競技大会の実行組織	20
第18条	競技大会の実行組織	20
第19条	競技大会前の委員会の任務	20
第20条	競技大会時の委員会の任務	20
第21条	競技大会後の委員会の任務	21
第1部-4	大会要項と参加手続き	21
第22条	大会要項と参加手続き	21
第1部-5	賞典	24
第23条	賞典	24
第24条	賞品の条件	24
第25条	副賞	25
第26条	同順位者の賞品	25
第27条	賞品の授与	25
第28条	賞品の管理	25
第1部-6	競技運営用器材	25
第29条	写真判定機	25
第30条	電子計時装置	25
第31条	スターティング・マシン	25
第32条	コンピュータ装置	26

第1部 - 7	総務・競技担当役員の任務	26
第33条	総務担当役員	26
第34条	競技担当役員	26
第35条	チーフ・コミセール	26
第36条	コミセール・パネル	27
第37条	コミセールおよびアシスタント・コミセール	29
第38条	トラックレース競技担当役員の任務	31
第39条	ロードレース競技担当役員の任務	32
第40条	タイムトライアル・ロードレース競技担当役員の任務	32
第41条	セレモニー・コミセールの任務	33
第1部 - 8	自転車およびオートバイ	33
第42条	トラック・レーサー、ロード・レーサーおよびシクロクロス・レーサー	33
第43条	ドミフォン用およびその他の種目用自転車	45
第44条	ドミフォン用オートバイ	45
第45条	ペーサ用オートバイ	45
第46条	競技機材における表示	45
第1部 - 9	競技者の装備	46
第47条	装備	46
第48条	ペーサの装備	49
第49条	ユニフォーム	49
第50条	ヘルメット	50
第1部 - 10	選手権者のジャージ	50
第51条	日本選手権者のジャージ	50
第52条	日本選手権者のジャージの着用	51
第1部 - 11	公式行事	51
第53条	服装	51
第54条	公式行事における服装	51
第55条	表彰式	51
第1部 - 12	ゼッケン（ナンバー・カード／レース・ナンバー）	52
第56条	ゼッケン（ナンバー・カード／レース・ナンバー）	52
第57条	ゼッケンの枚数	53
第58条	ヘルメット・カバー	53
第59条	広告の記載	53
○	競技大会役員 / 競技担当役員編成例示	54
○	競技大会実施要項様式	55
○	競技大会前のチェックリスト	56
○	競技大会特別規則骨子（例）	57
付表1-1	: UCI規則1.3.023（JCF規則第42条）：サドルおよびハンドルバー/ハンドルバー・エクステンションの許可された位置の要約	59
付表1-2	: UCI DataRide Sample	60
付表1-3	: UCI ソーシャルメディアガイドライン	61
◎	日本自転車競技連盟ランキング制度	63
◎	登録者規程	65
◎	競技者登録規程	66
◎	公認審判員規程	68
◎	限定審判員に関する規程	70
◎	ライセンス種類別講習カリキュラム最低時間配分基準	71
◎	第一級公認審判員 検定評価項目・基準	71
◎	主催者登録規程	72
◎	チーム登録規程	74
◎	チーム・アテンダント登録規程	76

◎ JCF 運営サポーター登録規程	77
◎ 公認競技会開催申請関連様式・1～5	78
◎ 国際競技大会参加許可証発行事務取扱い規定	83
◎ 国際競技大会参加許可証発行申請書様式	84

第12部-1 制裁

第60条	制裁の種類	88
第61条	制裁の適用	88
第62条	制裁の内容	88
第63条	技術的不正	90
第64条	差別	90
第65条	脅迫	90
第66条	強制	90
第67条	危険行為	90
第68条	不正	90
第69条	暴行	90
第70条	罰則表	90
第71条	主催者の違反行為	90

第12部-2 異議の申立て

第72条	異議申立ての方法	91
第73条	異議申立ての制限時間	91
第74条	異議申立ての裁定	91

第14部 アンチ・ドーピング

第75条	アンチ・ドーピング	92
------	-----------	----

◎ 日本自転車競技連盟アンチ・ドーピング規程 (code2021 年版)	92
日本自転車競技連盟専門委員会規程	94
専門委員会業務分掌	96
部会に関する規程	98
部会の業務分掌について	100
コンプライアンス委員会規程	105
調査委員会・審査委員会設置規程	106
選手強化委員会規程	107
アスリート委員会規定	108
自転車競技強化指定選手・強化スタッフ行動規範	109
コンプライアンス規程	110
褒賞金支給要項 / 報奨金表	113
主催・共催・協賛・後援等に関する規程	114
加盟団体名簿	115

第2巻 ロード、トラック、サイクリング・フォー・オール、パラサイクリング

序 章	競技種目	116
第76条	トラックレース種目	116
第77条	ロードレース種目	118
第78条	パラサイクリング種目	123
第2部-1	ロードレース規則	124
第79条	ロードレース	124
第80条	ワンデイ・ロードレース	129
第81条	チーム・タイムトライアル	132
第82条	インディヴィデュアル（個人）タイムトライアル・ロードレース	133
第83条	ステージ・レース	134
第84条	クリテリウム	137
第85条	インディヴィデュアル・ロードレース / 個人ロードレース	138
第2部-2	ロードレース・コース	138
第86条	ロードレース・コース	138
第87条	インディヴィデュアル（個人）ロードレース・サーキット	139
第88条	補給所および機材ピット	140
第89条	ロード・タイムトライアル・コース	140
	○特別規則のためのモデル《ワンデイ大会》	141
	○特別規則のためのモデル《ステージ・レース》	144
	付表2-1：ロードレースの区分（クラス）	148
	付表2-2：ロード競技ペナルティ表（競技者 / チーム / その他ライセンス所持者）	152
	付表2-3：ロード競技ペナルティ表（競技大会主催者）	165
	付表2-4：ギア比推奨値・ロード種目	167
	付表2-5：ロードレースのコースに関する基準要項	168
	付表2-6：リザルト等の様式見本	171
	2-6-1：ロードレース・スターターズ・リスト	171
	2-6-2：ロードレース・順位表	172
	付表2-7：ロードレースにおける無線通話要領	173
	付表2-8：ロードレースにおけるタイム・キーパーの業務	174
	付表2-9：落車時の救護活動 / Blueprint of intervention if there is a fall	175
	付表2-10：スティル・カメラマンのためのガイドライン	176
	付表2-11：ロードレースコース上の諸ポイント設定の要点	178
第3部-1	トラックレース規則	179
第90条	トラックレース	179
第91条	競技の進行	181
第92条	200m タイムトライアル	181
第93条	スプリント	181
第94条	インディヴィデュアル・パーシュート / 個人追抜競走	183
第95条	チーム・パーシュート / 団体追抜競走	184
第96条	1km および 500m タイムトライアル	186
第97条	ポイント・レース	186
第98条	ケイリン	188
第99条	チームスプリント	189
第100条	マディソン	190
第101条	スクラッチ	193
第102条	タンデム	193

第 103 条	ドミフォン	193
第 104 条	エリミネーション・レース	193
第 105 条	速度競走	194
第 106 条	アンノウン・ディスタンス・レース	195
第 107 条	イタリアン・パーシュート・レース	195
第 108 条	カナディアン・タイムトライアル	195
第 109 条	ハンディキャップス	195
第 110 条	6日間レース	195
第 111 条	オムニアム	197
第 112 条	フライングラップ	198
第 113 条	テンポ・レース	198
第 3 部 - 2	自転車競技場	199
第 114 条	自転車競技場	199
第 115 条	コーナー・ラバー・パッド	202
第 3 部 - 3	記録の公認	203
第 116 条	記録即時認定競技大会	203
第 117 条	記録公認の条件	203
第 118 条	記録即時認定競技大会の種類	203
第 119 条	公認する日本記録の種類	203
第 120 条	日本記録の公認	204
第 121 条	世界記録およびアジア大陸記録の公認	204
第 122 条	競技者および競技大会の限定	204
第 123 条	外国人競技者の記録の取扱い	204
第 124 条	年度の日本記録	204
第 125 条	日本記録の公認基準および記録の公告	204
第 126 条	記録の種類	204
第 127 条	公認競技会の申請および報告	204
付表 3- 1	：スプリントの組合せ表	205
付表 3- 1 A1	：ケイリンの勝ち上がり表	208
付表 3- 1 A2	：ケイリンの組合せ表	209
付表 3- 2	：トラックレースの区分（クラス）	210
付表 3- 3	：ペナルティ表（トラック / マウンテンバイク / シクロクロス / パラサイクリング）	211
付表 3- 4	：ギア比制限・トラック種目	216
付表 3- 5	：自転車競技場および施設に関する基準要項	217
付表 3- 6	：リザルト等の様式見本	220
3- 6- 1	：トラックレース・エントリ・リスト	220
3- 6- 2	：トラックレース・順位表	220
付表 3- 7	：トラックレース違反行為に関する用語表（英 - 和）	221
◎日本自転車競技連盟トラック・タイム・ランキング制度		223
◎記録即認競技大会（トラック）の運用基準		224
◎STARTER'S MANUAL 2024		225
◎自転車競技場一覧表		228
◎競輪場周長補正值表		229
第 15 部	サイクリング・フォー・オール	230
第 128 条	サイクリング・フォー・オール	230
第 16 部	パラサイクリング	230
第 129 条	パラサイクリング	230
付表 16- 1	：パラサイクリング標準パフォーマンス係数表	230

第3巻 MTB、シクロクロス、BMX、トライアル、室内競技

第4部	マウンテンバイク規則	231
第130条	マウンテンバイク種目	231
第5部	シクロクロス規則	231
第131条	シクロクロス種目	231
第6部-1	BMXレーシング規則	232
第132条	BMXレーシング種目	232
第6部-2	BMXフリースタイル規則	232
第133条	BMXフリースタイル種目	232
付表6-1	: BMX用UCIランダム・スタート・ゲートのタイミングのリズム	233
付表6-2	: BMX競技場	234
付表6-3	: BMX競技役員	237
第7部	トライアル規則	240
第134条	トライアル競技種目	240
第8部	室内自転車競技規則	240
第135条	室内自転車競技種目サイクルサッカー	240
第136条	室内自転車競技種目サイクルフィギュア	240
付表8-1	: サイクル・サッカーコミセールの合図	241

第4巻 その他UCI規則

第9部	世界選手権	242
第10部	大陸選手権	242
第11部	オリンピック競技大会	242
第12部	懲戒および手続き	243
第13部	医事規則	243

公益財団法人日本自転車競技連盟競技規則集・2024年6月版

2024年6月6日作成 / 2024年6月30日発行
141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル5階
Tel.: 03-6277-2690 Fax: 03-6277-2691
E-mail: info@jcf.or.jp URL: www.jcf.or.jp

公益財団法人日本自転車競技連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本自転車競技連盟といい、外国に対しては **Japan Cycling Federation** (略称 **J C F**) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国における自転車競技界を統轄し、代表する団体として自転車競技（サイクルスポーツ）の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自転車競技の普及及び指導並びに研究に関すること。
 - (2) 自転車競技に関する全日本選手権大会及びその他の自転車競技会を開催し、その他国内で行われる自転車競技会を後援、公認すること。
 - (3) 自転車競技に関する国際競技大会への代表者を選考し、派遣すること。
 - (4) 国際自転車競技大会を開催すること及び外国から選手等を招聘すること。
 - (5) コミセール及び指導者を養成し、その資格を認定すること。
 - (6) 自転車競技に関する競技力の向上を図ること。
 - (7) 自転車競技の日本記録及び日本国際記録の公認並びに世界記録を申請すること。
 - (8) 自転車競技に関する競技規則を制定すること。
 - (9) 日本自転車界を代表して、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、国際自転車競技連合（**UCI**）及びアジア大陸自転車競技連合（**ACC**）に加盟すること。
 - (10) 自転車競技に関する施設・用具等を検定し公認すること。
 - (11) 自転車競技に関する資料の収集、保存及び機関紙その他刊行物を発行すること。
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 3 前項各号の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 加盟団体

(加盟)

第5条 次の各号に掲げる団体でこの法人の趣旨に賛同するものは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数の決議を得、かつ決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議を得て、この法人に加盟することができる。

- (1) 各都道府県における自転車競技を統括する団体
- (2) 全国的に組織された自転車競技に関する団体

(資格の喪失)

第6条 前条の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第7条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席した理事会においてその過半数の決議を得、かつ決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の決議を得なければならない。

(除名)

第8条 第5条の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席した理事会においてその過半数の決議を得、かつ決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の決議を得て、これを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき
- (3) 第9条の分担金を2年以上滞納したとき

(分担金)

第9条 第5条の加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(加盟及び脱退必要事項)

第10条 前5条に規定するもののほか、加盟団体ならびに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 第5条の加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) この法人の公益財団法人移行時の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 設立後理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき若しくは担保提供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 基本財産とすることを指定して寄附された財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産は、基本財産に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に評議員55名以上65名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員の選任は、次の各号に掲げる者の中から行う。
- (1) 第5条第1号の加盟団体が各1名ずつ推薦する者
 - (2) 第5条第2号の加盟団体が各3名以内で推薦する者
 - (3) 会長が6名以内で推薦する学識経験者
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、つぎのイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - 1 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - 2 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 3 当該評議員の使用人
 - 4 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - 5 ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - 6 ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - 1 理事
 - 2 使用人
 - 3 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - 4 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - 1 国の機関
 - 2 地方公共団体
 - 3 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 4 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - 5 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - 6 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第19条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(構成)

- 第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第21条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画書、収支予算書及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

- (5) 事業報告書、貸借対照表並びに損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 残余財産の帰属の決定
- (9) 基本財産の処分又は除外若しくは担保提供の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は出席評議員の互選によって選出する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外若しくは担保提供の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法人法第194条（評議員会の決議の省略）の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。
3 前2項の規定により作成した議事録は、主たる事務所10年間備え置かななければならない。

第7章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除く3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とすることができる。
3 前項の会長、副会長及び専務理事を法人法上の代表理事とし、代表理事以外の常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 副会長及び専務理事は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があ

あらかじめ指定した順序によって、会長の職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を掌理する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 前2項にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事については、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 6 理事又は監事は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。

(役員解任)

- 第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項ただし書きに規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、評議員会の決議により定めるものとする。

(名誉会長等)

- 第34条 この法人に、名誉会長1名、名誉副会長、顧問及び参与を各若干名置くことができる。
- 2 名誉会長及び名誉副会長は、理事会で推薦したものにつき、評議員会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうち、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 4 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は無報酬とする。

(名誉会長等の職務)

- 第35条 名誉会長及び名誉副会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
 - 3 参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第8章 理事会

(構成)

- 第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第38条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長又は専務理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、会長とする。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長又は専務理事が理事会の議長となる。

(決議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事があるときはこの限りでない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

- 第42条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議を経て各種専門委員会を置くことができる。

(専門委員会の業務)

- 第43条 専門委員会は、前条の決議によりその所掌とされた事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

(委員の選任)

- 第44条 専門委員会に、委員長その他必要な委員を置く。
2 委員長及び委員は理事会において選任する。

(その他の事項)

- 第45条 専門委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 維持会員

(維持会員)

- 第46条 この法人の目的に賛同する個人又は法人は、理事会の承認を得て維持会員となることができる。
2 維持会員は、この法人の事業の遂行を援助するため、維持会費を納入するものとする。
3 維持会員及び維持会費に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け職員を置く。
2 職員の選任及び解任は、会長が行う。ただし、事務局長の選任及び解任は予め理事会の決議を経なければならない。
3 職員は、有給とする。
4 事務局に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

- 第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務

を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第51条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は橋本聖子(石崎聖子)とする。

4 この法人の最初の副会長は大島研一及び佐久間重光とする。

5 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。

斧 隆夫
坂井田米治
塚本芳大
福島 厚
松倉信裕

附 則

1 この定款の一部変更は、平成26年2月4日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成30年(2018年)6月25日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和元年(2019年)6月12日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和4年(2022年)2月25日から施行する。

競技規則

1971年1月改定	2002年4月改定	2010年4月改定	2017年4月改定
1982年4月改定	2003年4月改定	2011年4月改定	2018年4月改定
1987年4月改定	2004年4月改定	2012年4月改定	2019年4月改定
1990年4月改定	2005年4月改定	2013年4月改定	2020年5月改定
1996年4月改定	2006年4月改定	2014年4月改定	2021年6月改定
1950年6月改定	1999年4月改定	2007年4月改定	2015年4月改定
1955年2月改定	2000年4月改定	2008年4月改定	2015年6月改定
1963年10月改定	2001年5月改定	2009年5月改定	2016年4月改定

本規則は、公益財団法人日本自転車競技連盟定款第4条第8項の規定により制定するものである。

第1巻 一般規則

序章 (第1章) 総則

第1条 (制定の規範)

この競技規則は、国際自転車競技連合（以下 UCI という）の定款および諸規則を規範として制定する。これら規則に変更のあった場合には、準拠して改訂する。UCI 規則のうち、この競技規則に明文の規定のないものは、UCI 規則を準用する。また本連盟独自の規定には【J】を付す。

第2条 (規則の適用)

この競技規則は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟またはJCF」という）または加盟団体の主催する国内競技日程以下の自転車競技大会に適用する。

第3条 (競技役員資格)

本連盟または加盟団体の主催する競技大会において、直接競技に携わる役員は、UCI コミセールおよび本連盟公認審判員とする。

第4条 (競技大会の呼称)

本連盟および本連盟加盟団体以外の競技大会主催者は、選手権、チャンピオンシップ、日本、全日本、全国、ジャパン、JAPAN およびそれに相当、類似した名称を使用してはならない。

2. (「競技中」の定義)

競技中とは、スタート前のスタート・チェック時から、競技結果が確定し、表彰等が終了するまでをいう。

第1部-1 (第2章) ライセンス (登録証)

第5条 (登録者)

1. 定義：

ライセンスは、その所持者が定款および諸規則を尊重することの確約と、その所持者の自転車競技への参加を承認することの証明書である。

ライセンス所持中の行為に関する制裁は、ライセンスを失った後であっても適用される。

2. 原則：

- (1) 登録証を所持していない限り、UCI、UCI 大陸連合、UCI 加盟国内連盟、UCI 提携組織または国内連盟提携組織が主催・主管もしくは管理する自転車競技大会に参加することができない。

- (2) 有効な登録証を所持していない者は、参加を認められず、懲罰措置の対象となる。
 - (3) 登録証は、管轄機関が要請する都度提示しなければならない。
 - (4) 本人の申請に基づいて登録証の発行を申請する者は、UCI、UCI 大陸連合および国内連盟の規約・規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神にのっとり自転車競技に参加しなければならない。登録者は、特に、登録証取得時の誓約事項に述べる義務を守らなければならない。登録証が発行された場合には、その申請者は申請の時点より、彼の犯した規則違反に責任を持ち、懲罰当事者の権限下に委ねなければならない。
 - (5) 登録証は、その所持者または当該所持者の法定代理人が単独で責任を負うものとして発行され、使用される。
 - (6) 本連盟が登録証を発行することは、登録証所持者の人格と法規定を順守することについて本連盟が責任を負うことを承認または容認することを意味しない。
 - (7) 登録証の発行については競技者登録規程、公認審判員規程、主催者登録規程、チーム・アテンダント登録規程およびJCF 運営サポーター登録規程およびチーム登録規程による。
 - (8) 登録証の所持者は、賠償責任保険に加入しなければならない。
 - (9) 本連盟の公認競技大会における登録証所持者の肖像権は、本連盟に帰属する。
 - (10) 登録証所持者は、ひとつの国内連盟のライセンスに限り所持することができる。
3. (外国連盟登録者)
本連盟または加盟団体の主催する競技大会には、本連盟競技者規程ならびに登録者規程による登録競技者に加えて、上記の規定を満たす外国連盟登録者も参加できる。
 4. (ライセンスの種類)
本連盟が発行し、今後発行予定のライセンスは以下のとおり；
 - (1) 競技者
 - (2) チーム役員 (監督, コーチ, メカニック等 (チーム・アテンダント))
 - (3) 役員 (公認審判員等)
 - (4) 運営サポーター S, 運営サポーター
 - (5) 主催者
 - (6) 競技者代理人
 - (7) その他 (ロードレースの車両運転者)
 5. (ライセンスの有効期間)
 - (1) 登録年の、1月1日または登録の日より12月31日まで
 - (2) 臨時

第6条 (競技者)

1. 競技者のカテゴリ(区分)
 - (1) UCIにおいて競技者のカテゴリは、ライセンスの発行される年と競技者の生年との差で規定される競技年齢により、以下のように定める。但し競技毎にこれを定める場合はそれに従う。
 1. 男子
 1. ユース：16歳以下
 2. ジュニア：17および18歳
 3. アンダー23 (U23)：19～22歳
 4. エリート：23歳以上
 5. マスターズ (M0:男子オープン)：このカテゴリは男子マスターズの出場資格者およびこれ

に加えて UCI 規則により女子マスターズに出場する資格のないすべての競技者からなる。
このカテゴリは、このカテゴリを選択した 30 歳以上の競技者からなる。UCI に登録したチームに属する競技者はこのカテゴリを選択できない。

6. 障害を持つ競技者

2. 女子

1. ユース : 16 歳以下
2. ジュニア : 17 および 18 歳
3. アンダー23 (U23) : 19~22 歳
4. エリート : 23 歳以上
5. マスターズ : 30 歳以上の競技者でこの区分を選択した者。UCI 登録チームに属する競技者はこれを選択できない。

6. 障害を持つ競技者

(2) 本連盟においては、競技者のカテゴリを以下のように定め、さらに性別により分類する。ただし、年齢の基準は、各暦年中に達する年齢で区分する。

1. 男子

1. ユース (U13) : 12 歳以下
2. ユース (U15) : 13 歳および 14 歳
3. ユース (U17) : 15 歳および 16 歳
4. ジュニア : 17 および 18 歳
5. アンダー23 (U23) : 19~22 歳
6. エリート : 23 歳以上
7. マスターズ : 30 歳以上の競技者でこの区分を選択した者。ただし、UCI 登録チームに属する競技者はこれを選択できない。

2. 女子

1. ユース (U13) : 12 歳以下
2. ユース (U15) : 13 歳および 14 歳
3. ユース (U17) : 15 歳および 16 歳
4. ジュニア : 17 および 18 歳
5. アンダー23 (U23) : 19~22 歳。
6. エリート : 23 歳以上
7. マスターズ : 30 歳以上の競技者でこの区分を選択した者。UCI 登録チームに属する競技者はこのカテゴリを選択できない。

2. 競技者の義務

競技者は、次のことを守らなければならない。

- (1) 競技規則および競技の運営・管理上の規定および交通規則を順守すること。
- (2) 競技中に引き起こした事故について、一切の責任を負うこと。
- (3) 常にスポーツマンとしての言動を保持すること。
- (4) 常に完全に整備された自転車を用いて競技大会に参加すること。

第7条 (制裁適用者の競技参加制限)

登録の資格を停止または除名された者は、本連盟または加盟団体の主催する競技大会にいかなる

かたちでも参加することはできず、競技大会において関係者以外の立入りが制限された区域に入ることはできない。

第1部－2（第24章）チームおよびチーム役員（スタッフ）

第8条 （チーム）

本規則におけるチームとは、自転車競技参加を目的として競技者と競技者を支援する人員で構成するスポーツ組織である。文脈により「チーム」という語は、ある競技大会に参加するチームの競技者をも示す。

（UCI登録チーム）

1. 下記のチームは UCI 登録チームである。これらチームは UCI 規定ライセンスの“チーム”の項に表示される：

UCI ワールドチーム：条項 2.15.047 以下参照

UCI 女子ワールドチーム：条項 2.13.128 以下参照

UCI プロチーム：条項 2.16.001 以下参照。

UCI コンチネンタル・チームおよび UCI 女子コンチネンタル・チーム：条項 2.17.001 以下参照。

UCI マウンテンバイク・チーム：条項 4.10.001 以下参照。

UCI トラック・チーム：条項 3.7.001 以下参照。

UCI BMX チーム：条項 6.8.001 以下参照。

UCI シクロクロス・チーム：条項 5.5.001 以下参照。

（ナショナル・チーム）

2. ナショナル・チームとは、国籍のある国の国内連盟により選抜された競技者によるチームである。

（地域チーム）

3. 地域チームとは、国内連盟の地域等の部門により選抜され、当該連盟のライセンスを交付された、UCI 登録チームに所属しない競技者によるチームである。

（クラブ・チーム）

4. UCI に登録していないチームは UCI 規定ライセンスの“クラブ”の項に表示される。

第9条 （チーム役員（スタッフ））

本規則におけるチームとは、別に定める「チーム登録規程」により定義したチームのことをいう。本連盟のライセンス所持者（チーム・アテンダント登録者）、(公財)日本スポーツ協会自転車競技公認各級コーチおよび UCI の認めるコーチ有資格者はチーム役員（スタッフ）の資格を持つとみなされる。

1. 競技において、各チームはチーム代表者により統轄される。
2. チーム代表者は、そのチームの競技者が規則を順守することを保証し、自らがその見本となる。
3. チーム代表者は、競技大会開催に先立つチーム代表者会議に出席する。
4. チーム代表者は、会議における決定事項、チーフ・コミセールの指示事項等を、そのチームに伝達する責任を負う。
5. チーム代表者は、そのチームの競技者が、要求された時、場所（スタート時の署名、スタートラ

イン、ドーピング検査等)に行くことを保証する。

6. チーム代表者は、チーフ・コミセールまたは大会本部の出頭要請に応じなければならない。
7. チーム代表者は、コミセール・パネルに対して競技者を代表することができる。

第1部-3 (第11章) 競技大会の開催および準備

第10条 (競技大会・競技日程)

競技日程は、種目、カテゴリ、性別により日付順で作成する表である。

1. 競技日程は、下記の種目について作成する。
 - (1) ロード
 - (2) トラック
 - (3) マウンテンバイク
 - (4) シクロクロス
 - (5) BMXレーシング
 - (6) BMXフリースタイル (パークおよびフラットランド)
 - (7) トライアル
 - (8) 室内自転車競技 (サイクルサッカーおよびサイクルフィギュア)
 - (9) サイクリング・フォー・オール (グランfondおよびグラベル)
 - (10) パラ・サイクリング (ロードおよびトラック)

(競技日程の申請と作成の期日)

2. 競技日程は、毎年、歴年または競技シーズンに合わせて作成する。

加盟団体および国内の競技大会主催者は、次年度に開催する競技大会について11月30日までに本連盟に申請する。ただし、シクロクロスについては当該年度の5月31日までに申請する。

本連盟は、国内競技日程を12月末までに作成する。

国内ロード選手権大会は、6月の最終一週間中に行わなければならない。全競技結果はUCI DataRide (登録システム) を通して、遅くとも大会最終日の2日後までにUCIに受信されなければならない。この期限以降に受信された結果はUCIランキングに考慮されない。与えられたUCIポイントは、競技結果の受け取り後の週に計算されるランキングに含まれる。

国内シクロクロス選手権大会は、理事会 (UCI) が設定した日に行わなければならない。

クロスカン트리・オリンピック (XCO) およびクロスカン트리・ショートトラックの国内マウンテンバイク選手権大会は、2025年以降は7月の第3週末に行わなければならない。

国内BMX選手権大会は7月の第1週末に行わなければならない。

国内トライアル選手権大会は6月の最終週末に行わなければならない。しかしながら、国内マウンテンバイク選手権大会とともに開催することも可能とする。

国内室内自転車競技選手権大会は、世界選手権大会の4週間前に行なわなければならない。

UCIランキングの算出に関して、義務的日程の前あるいは後に行なわれた国内選手権大会は、ロード競技を除いて、義務的日程に開催されたとみなされる。

(国際競技大会の開催申請)

3. 競技大会主催者は、そのレースを世界および大陸競技日程に登録するために、本連盟に申請しなければならない。当該申請にあたり、主催者はUCI定款および諸規則を尊重することを約束するも

のとする。3 つ以上の国外連盟の競技者が参加した国内競技日程に登録されたシクロクロス、マウンテンバイクまたは BMX 競技の主催者、2 つ以上の国外連盟の競技者が参加したトラック競技、トライアル、室内自転車競技の主催者は、その次の競技大会を国際競技日程に含めることを要請しなければならない。国際競技日程に含まれることが拒否された場合を除き、その競技は国内競技日程に含まれてはならない。多数の国外競技連盟からの競技者の参加を得た国内競技日程に登録しているパラサイクリング競技大会の主催者は、UCI 規則 16.16.003 により、次の大会を国際競技日程に載せることを要請しなければならない。

- (1) 本連盟は、UCI と当該大陸連盟に、競技部門ごとに UCI の指定する期限までに申請書を提出する。

ロードレースに関し、国内連盟は申請書を UCI へ送付し、同時にコピーを関連の大陸連盟に、その年の遅くとも 7 月 1 日までに送付しなければならない。トラック競技については、5 月 1 日を提出期限とする。室内自転車競技、パラサイクリング・ロードおよびサイクリング・フォア・オールの提出期限は 7 月 1 日とする。マウンテンバイク、BMX、BMX フリースタイル、トライアルについては 7 月の最終金曜日に、トラック、パラサイクリング・トラックおよびシクロクロスの締切日は 12 月 15 日とする。
- (2) 競技大会が数か国の範囲にわたって行われる場合は、関係国の国内連盟の合意に基づいてのみ、競技日程に登録される。
- (3) 国際競技日程に登録される初めての大会の主催者は、少なくとも以下の情報を含む、UCI 競技日程の登録手続きに必要な資料を提出しなければならない：
 - ①. 主催者および代表者の氏名および連絡先
 - ②. 競技の種類(競技部門、特徴、構成...)
 - ③. 競技大会の会場、または総距離(km)、当てはまる場合はステージ、サーキットを含むコースの説明- 予定される参加チームおよび/または競技者の数・カテゴリ
 - ④. 財務面(賞金、旅費・宿泊料)
 - ⑤. 主催者の連絡先
 - ⑥. 競技大会が当該競技部門の UCI 規則に従って開催されることの確認(承認のために要求される適用免除措置も含む)
- (4) この申請が受理された場合、その競技大会は現行の日程に調和する日に仮登録される。この競技大会は、UCI 代表により、主催者負担で監督される。
- (5) 世界または大陸日程への登録には、UCI 理事会が毎年定める競技日程登録料を必要とする。この登録料は、UCI の請求にもとづき競技大会前に主催者が支払う。
- (6) UCI 理事会は、主催者との協議後、世界または大陸競技日程への登録を拒絶することができる。主催者が自己の申請を弁護する機会がない場合は、上訴審議会に提訴することができる。
- (7) 世界または大陸競技日程に登録した日程の変更は、主催者の属する国内連盟からの申請に対する UCI の事前承認を必要とする。日程変更または競技大会の中止の場合、主催者は UCI 理事会が毎年定める罰金を支払わなければならない。

(競技大会名称の使用)

4. 主催者は、競技日程に登録した名称以外のいかなる名称でもその競技大会を呼称できない。国内連盟および UCI は、たとえば他の大会との混同を避けるために名称の変更を要求する場合がある。いかなる競技大会も、UCI 規則に明白に定められていない場合、または UCI または本連盟の事前の明白な承認なくして、国内、地域、大陸、世界または選手権大会として指定されることはない。

主催者は、自己の競技大会を実際以上に高い地位にあるかのごとき印象を与えてはならない。

(禁じられた競技大会)

5. ライセンス所持者は、国内もしくは国際競技日程に登録されていない、または国内連盟、大陸連盟もしくはUCIから事前承認を受けていない競技大会に参加してはならない。

UCIは、ライセンス所持者の参加を可能とするために、国際競技日程登録の基準を満たさない競技大会に承認を与えることができる。こうした承認は、以下の条件を満たすことを条件とする：

- 当該大会は、いかなるランキングポイントも生じるものでなく、シリーズの一部でもないこと
- 賞金および参加費が当該競技部門の UCI 世界選手権大会・エリートカテゴリの賞金レベルを超えないこと

- 競技大会の2ヵ月前までに、正当な理由のある要請が主催者により提出されること
承認された競技大会は、UCIにより公表される。

国内連盟は、上記に従って許可証を発行する。ただし、UCIチームのメンバーの参加は、UCIの承認を必要とするものとする。

ライセンス所持者は、UCI定款第18・2条が適用される場合を除き、停権されている国内連盟によって組織された行事には参加してはならない。

これに対する違反は下記により制裁される：

競技者および他のライセンス所持者に対して：

- 初回の軽微な違反（故意または過失がない場合）には警告
 - 故意または過失による初回違反の場合、罰金100～10,000スイスフランおよび / または最長6ヵ月の出場停止（例：UCIや国内連盟から事前に禁止された競技大会であることを通知されていた場合、またはライセンス所持者が、承認されていない競技大会であることを認識していた場合）
 - 再犯の場合、罰金1,000～100,000スイスフランおよび/または最長12ヵ月の出場停止
- UCIチームの場合、制裁は上記の2倍とする（罰金額、出場停止期間など）。

上記の制裁に加えて、違反して競技大会に参加したチームは、下記により制裁される：

- 初回の軽微な違反（故意または過失がない場合）、罰金500～10,000スイスフラン
 - 初回の故意または過失による違反の場合、罰金5,000～100,000スイスフランおよび / または1～6ヵ月の出場停止（例：例：UCIや国内連盟から事前に禁止された競技大会であることを通知されていた場合、またはライセンス所持者が、承認されていない競技大会であることを認識していた場合）
 - 再犯の場合、罰金10,000～200,000スイスフランおよびチームの登録またはライセンスの取り消し
- UCIチームの場合、制裁は上記の2倍とする（罰金額、出場停止期間など）。

第11条 (競技大会の準備)

(大会本部と事務局)

1. 主催者は、競技および各ステージの全期間にわたって常設の事務局を用意しなければならない。主催者の代表者は、事務局で常時待機しなければならない。
- スタートおよびフィニッシュにあたり、大会本部は競技またはステージのスタートおよびフィニッシュの実際の時間の2時間前までに設置しなければならない。
- フィニッシュ地点の大会本部は、UCI または本連盟あてに競技結果が送付されるまで、またはコミセルがその仕事を続けている間はその作業を終了するまでの間、開設しておかななければならない。
- 大会本部は、最小限、電話、ファクシミリおよびインターネットに接続したコンピュータを用意

しなければならない。

(競技結果)

2. 主催者は、競技結果が出たなら、速やかにUCIまたは本連盟あてに競技結果を、スタートした競技者のリストを添えて、Eメールまたは本連盟と事前に取り決めた方法で送信しなければならない。主催者は、競技結果に変更があった場合は、速やかに本連盟に連絡しなければならない。

(安全確保)

3. 主催者は、十分な安全確保対策と警察との協力体制を得られることを保証しなければならない。法的または管理上の条項が適用され、各個人の責任についての注意が払われていても、主催者は競技者、随行者、観客に特別な危険を招くような場所、状況をコースに含まないことを保証しなければならない。主催者は標識によって、事前に予知できる障害と、それにより競技者、随行者に対して安全上問題のある場合、十分な事前予告を与えなければならない。よって主催者は特に以下の事項に注意しなければならない。

(1) 急にまたは徐々に道幅が狭くなることを、明色の標識により、十分に予告しなければならない。

(2) 可能であればトンネル内に照明を設け、トンネル内と入口において、10mの距離から自動車のナンバープレートが見え、50mの距離から暗色の自動車が見分けられるようにする。

前述する障害物は、プログラムまたはテクニカルガイドに示す。また、ワンデイ・レースにおいては、チーム代表者会議においても説明する。

主催者は、障害物を見出すために、競技に先立って点検のための車両を走らせる。

(3) フィニッシュラインの少なくとも手前300mから以後100mまでの区域は柵によって保護しなければならない。フィニッシュの後100mの距離を（物的に安全に影響を与えることなく）遵守できない状況は、特に山頂でのフィニッシュの場合など、主催者に、その場所の地形に応じて、できる限り最大数の柵を設置することを要求する。これに関する決定は、主催者の責任において行われる。

さらに、この400mの区域は主催者の代表者、競技者、医療補助スタッフ、スポーツ・ディレクターおよびADを発行された報道関係者に限って立ち入り可能とする。

これにより設置された400mの柵は連続したものでなければならず、柵は互いにしっかりと固定されなければならない。いかなる切れ目も（特にフィニッシュ・ラインにおいては）許されない。大会運営スタッフが柵を通り抜けられるよう、ゲート・システムがフィニッシュ・ラインの少なくとも100m後ろに設置されるものとする。

競技コースを隔離するために軽量の柵（たとえばプラスチック）を使用することは、フィニッシュ・ラインの後ろも含めて、禁止される。柵は強風時や観客の圧力やその他の力が加わった時に動かないよう、重しが載せられるものとする。

大会セーフティー・マネージャーは競技コースの最終区間に、中でもフィニッシュ前の最後の100mに特別の注意を払うものとし、安全条件の遵守を確保するものとする。この点は集団スプリントで終了する見込みのある競技に関して特に重要である。

(4) 主催者は、想定される場所から安全かつ確実に関連機器を操作するための認可を得ることを条件に、ドローンやその他の小型航空機を含む航空機によるスチール写真やビデオの撮影を許可することができる。また、主催者は、使用する航空機が競技の運営に影響を及ぼさないことを保証し、競技に参加する競技者、役員、および観客に関して詳細なリスク評価を実施するか、または実施するよう求めなければならない。さらに、写真やビデオ撮影を目的とするドローンは、いかなる状況においても、競技者または観客から5メートル以上の距離を保たなければなら

らない。

(5) 競技コースの評価

UCI 並びに JCF はコースの安全性およびコンプライアンスを評価するため、独立した専門家のサービスを利用することができる。こうした目的から、UCI 並びに JCF は主催者から不可欠な情報を収集したり、および/または、独立した専門家に主催者から直接、不可欠な情報を収集することを委任したりする。収集された情報はコースのビデオ映像、GPX フォーマットのコースレイアウトおよび UCI 並びに JCF により適切とみなされたその他の情報を含むことがある。UCI 並びに JCF または指名された専門家による競技コースの評価結果は、主催者が必要な是正措置を実施できるよう、UCI 並びに JCF から主催者に通知されることがある。

(医務対応)

4. 競技者がスタート・チェック・エリアに入ってからフィニッシュ地点を離れるまでの医務に関しては、主催者に指名された医師により管理されなければならない。

峠、登坂において事故が発生し治療が必要になった時、医師の乗る車両が停止して治療にあたれなければならない。医師は、車両と同乗者について責任を持ち、治療を受けるために残った競技者が集団内または集団に戻るために助力を受けること（引いたり、車両を追走させたりして）を容認してはならない。

競技大会のスタート以前に、主催者はスタートするチームが負傷を処理するために連絡した病院のリストを利用できるようにしなければならない。

(競技無線)

5. ロードレースにおいて主催者は、情報提供のための競技無線を用意しなければならない。全車両に、常時「競技無線」を聞くことができるように受信機を用意しなければならない。

(競技スケジュール)

6. 競技大会のスケジュールは、天候その他の理由により競技が行えない場合、その競技を同日の後刻もしくは翌日に延期する妨げとならないように競技以外の行事を計画する。
 - (1) 不可抗力の場合を除いてプログラムは一切変更することができない。変更の場合、関係競技が行われる少くとも12時間前までに、全チームの監督にこの旨を連絡する。
 - (2) 悪天候のため延期がやむを得ない場合、延期の決定の連絡は放送と書面によって行い、同時に競技の再開の日時と出走順を通告する。
 - (3) トラックレースに参加する競技者には、各競技の合間に5分間以内のウォーミングアップの時間が認められる。したがって、式典は組織国内連盟役員、代表、競技者、ペーサ、監督、トレーナーおよびメカニックが日中自由に行動ができるように十分な時間を残して計画しなければならない。
 - (4) 不可抗力によって競技大会のすべてまたはその一部が延期せざるを得なくなった場合、当初エントリーをした競技者は延期の日時、場所にかかわらず出場する義務を負う。
7. タイムトライアルを含む競技大会の主催者は、コミセールが利用できるようにタイムトライアル用自転車寸法検査測定器を用意しなければならない。測定器はUCI ウェブサイトから入手できる製作要項に従ったものでなければならない。主催者は、測定器のUCI仕様適合に単独責任を負う。測定器はUCIの仕様書への適合を確認するチーフ・コミセールに与えられる。

第12条 (公認競技大会)

公認競技大会は、本連盟ならびに加盟団体、および本連盟発行の主催者ライセンスを持つ個人または法人の主催する競技大会で、次の要件を備え、本連盟が定める年間競技日程に記載されてい

るものをいう。

1. 参加する競技者が本連盟または UCI の加盟連盟に属するか、UCI ライセンスを所持する競技者であること。
2. 本連盟競技規則（第 14 章トラックレース，第 15 章ロードレース，第 16 章サイクリング・フォー・オール，第 17 章シクロクロス，第 18 章マウンテンバイク，第 19 章室内自転車競技，第 20 章 BMX，第 21 章 BMX フリースタイル，第 22 章トライアル，第 23 章パラサイクリング）によって競技が行われること。
3. トラック競技においては本連盟競技規則第 114 条（自転車競技場），ロード競技においては第 86，87，88 条（ロード・コース）に従った競技会場で競技が行われること。（競輪を開催する競輪場は，距離測定を行うことによって公認競技場に準じるものとみなす）。
4. 競技担当役員は，本連盟公認審判員で構成する（ロード，トラック，シクロクロス競技部門においては最少 3 名の 2 級以上を含む）。競技部門，大会規模および分類によって，本連盟競技規則第 15 条～21 条および第 33 条～41 条に準じて構成する。
5. 記録即時認定競技大会は本連盟競技規則第 26 章（記録公認）による。
6. 主催者は，JCF が設定した締切日までに，少なくとも次のデータ（適用するものがあれば）に合う専門的資料を提出しなければならない。
 - ①. 当該レースの特別規則；これらの規則は国内連盟が許可するまで発行されない。
 - ②. 競技のプログラムおよびスケジュール
 - ③. 招待競技者名（競技者，クラブ，チームのカテゴリ）
 - ④. エントリ方法，ゼッケン番号の配布
 - ⑤. 賞金一覧表
 - ⑥. 旅費，宿泊，食事に関する財務条件
 - ⑦. 飲食物補給の準備（方法，品名・数，補給場所等）
 - ⑧. 参加者および荷物運送車輛の準備
 - ⑨. トラックまたはサーキット（スタートおよびゴールも含む）の詳細図
 - ⑩. 薬物検査場，事務局，プレス室等の設定
 - ⑪. 警察，警備および医療施設，写真判定および計時の設置
 - ⑫. 放送施設とアナウンサ

7. 本連盟は必要に応じて公認する競技大会に別に定める公認料を課することができる。
8. コミセールは、国際競技日程上の競技を管理することを目的として、UCI および/または国内連盟が指名する。

コミセールの人数およびステータスは各レース別に以下の表の通り指名しなければならない。また、適用可能で、利用可能性を条件とし、パネルは両性を代表し、かつ国内連盟により下記の優先順位を尊重されるものとする：国際コミセール、エリート・ナショナル・コミセール（ロード、トラック、MTB および BMX の場合）、国内コミセール。

トラック

任務	指名者	ネイションズカップ	CL1	CL2	NC
チーフ・コミセール	UCI	1		-	
	NF	-		1**	1***
セクレタリ	UCI	1		-	
	NF	-	1**		1***
スタータ	UCI	1		-	

	NF	-	1**	1***
ジャッジ・レフリー	UCI	1	-	
	NF	-	1**	1***
パネルメンバー	UCI	1	-	
	NF	-		
追加コミセール	NF	15***	5***	

* UCI 国際コミセール

** UCI 国際コミセール。当該国に UCI 国際コミセールがない場合、エリート・ナショナル・コミセールが指名されなければならない。

*** UCI 国際コミセール、エリート・ナショナル・コミセールまたは国内コミセール（この順により）

ロードレース

任務と資格	指名者	CL1	CL2	NC
チーフ・コミセール	UCI	1		-
	NF	-		1 ⁽³⁾
パネルメンバー	UCI	-		
	NF	2 ⁽²⁾	2 ⁽³⁾	2 ⁽³⁾
タイムキーパー (ステージ・レースの場合)	NF	1 ⁽³⁾ (タイムトライアル・ステージには 2 名のタイムキーパーが推奨される)		
フィニッシュライ ン・コミセール	NF	1 ⁽³⁾		
最小限の追加コミ セール	NF	3 ⁽³⁾		

(1) UCI 国際コミセール

(2) UCI 国際コミセール。その国に UCI 国際コミセールがない場合、コミセール 1 名はその国のエリート・ナショナル・コミセール。

(3) UCI 国際コミセール、エリート・ナショナル・コミセールまたは国内コミセール（この順番により）

シクロクロス

任務と資格	指名者	ワールドカッ プ	CL1	CL2	NC
チーフ・コミセール	UCI	1			-
	NF	-			1**
フィニッシュジャ ッジ	UCI	-			
	NF	1*	1**		
パネルメンバー	UCI	-			
	NF	2*	1*	1**	1**
追加コミセール	NF	3**	3**	2**	3**

* UCI 国際コミセール / ** UCI 国際コミセールまたは国内コミセール

マウンテンバイク

任務と資格	指名者	ワールドカップ	C1・C2	C3	NC
チーフ・コミセール	UCI	1			-
	NF	-			1 ^{***}
アシスタント ・チーフ・コミセール	UCI	1 ^{****}	-		
	NF	1 [*]	1 ^{**}		1 ^{***}
セクレタリ	UCI	1	-		
	NF	-	1 ^{***}		
スタートライン ・コミセール	UCI	-			
	NF	2 [*]	2 ^{***}		
フィニッシュライン ・コミセール	UCI	-			
	NF	1 [*]	1 ^{***}		
その他	NF	2-4 ^{***}	1 ^{***}	4-6 ^{***}	0-2 ^{***}

* UCI 国際コミセール

** UCI 国際コミセール。その国に UCI 国際コミセールがない場合、エリート・ナショナル・コミセールを指名しなければならない

*** UCI 国際コミセール、エリート・ナショナル・コミセールまたは国内コミセール（この順番により）

**** ダブルイベントの場合、UCI 国際コミセールのみを指名する: XCO and DHI

第13条 (オープン競技大会)

UCI のエリートカテゴリに相当する競技者を対象とし、参加競技者を順位、賞典等において区別しない競技大会をオープン競技大会と呼ぶ。

オープン競技大会としない場合は、大会特別規則にその詳細を記述する。

第14条 (AD カード)

大会役員、競技担当役員、競技者、チーム役員、その他関係者に AD カードを発行し、立ち入り場所等の管理を行う。

第15条 (大会役員)

大会役員は、大会会長、副会長、顧問、参与、大会委員長、副委員長、委員および総務委員長、競技委員長をもって組織する。

1. 会長は、その競技大会を代表し、副会長は、会長を補佐する。
2. 顧問、参与は、その競技大会の名誉役員とする。
3. 大会委員長は、その競技大会の運営を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

第16条 (全国競技大会の実行組織)

本連盟が主催、主管および後援する全国競技大会は、次のように組織する。

1. 大会委員長は、競技大会を組織するために総務委員長と競技委員長を任命する。
2. 各委員長は、それぞれの委員若干名を選任し委員会を組織する。
3. 総務委員会は、競技大会の物質的、財政的側面の運営を担当する。
4. 競技委員会は、競技大会の競技面の運営を担当し、チーフ・コミセールを選任する。
5. 大会委員長は、競技委員長を含む3名の1級公認審判員によって構成するアピール・パネルを任命することもできる。

第17条 (国際競技大会の実行組織)

本連盟が主催、主管および後援する国際競技大会は、次のように組織する。

1. 競技大会を組織するために、大会委員長は総務委員長を任命し、競技連盟は競技代表を含むコミセール・パネルを任命する。
2. 総務委員長は、委員若干名を選任し総務委員会を組織する。
3. 総務委員会は、競技大会の物質的、財政的側面の運営を担当する。
4. コミセール・パネルは競技大会の競技面の運営において、指名されたチーフ・コミセールを補佐する。

第18条 (競技大会の実行組織)

前条以外の競技大会については、前条の規定に準じて競技大会を組織する。

ただし、アピール・パネルを構成する場合は、競技委員長を含む3名の2級以上の公認審判員による。

第19条 (競技大会前の委員会の任務)

競技大会を組織するための各委員会の競技大会前の任務は、次の事項とする。

1. 総務委員会
 - (1) 競技大会の公認手続きに関すること。(様式2)
 - (2) 実施予算の編成に関すること。
 - (3) 会場の準備に関すること。
 - (4) 参加申込みの受付と参加競技者名簿作成に関すること。
 - (5) 大会記録、日本、世界記録のリストの確認に関すること。
2. 競技委員会
 - (1) チーフ・コミセールの選任に関すること。
 - (2) コミセール・パネル、アシスタント・コミセールの編成に関すること。
 - (3) 大会特別規則の作成に関すること。
3. 総務・競技委員会の共管事項
 - (1) 大会要項の作成に関すること。
 - (2) 写真判定機、VTR、電子計時装置等競技用器材の使用の決定に関すること。
 - (3) 競技日程の作成に関すること。
 - (4) 競技番組の編成に関すること。
 - (5) チーム代表者会議の開催に関すること。
 - (6) 供託金に関すること。
 - (7) 本連盟アンチ・ドーピング委員会に協力すること。
 - (8) 各項に定める以外の事項に関すること。

第20条 (競技大会時の委員会の任務)

競技大会を組織するための各委員会の競技大会時の任務は、次の事項とする。

1. 総務委員会
 - (1) 会場整備に関すること。
 - (2) 救護体制、医務室の確保に関すること。
 - (3) 競技大会開催運営(宿泊、食事、移動)に関すること。

- (4) 旅費の支給に関する事。
 - (5) 広報に関する事。
 - (6) AD カードの発行、管理に関する事。
2. 競技委員会
- (1) 競技用機材、器具、設備の確保に関する事。
 - (2) 服装、機材の検査に関する事。
 - (3) ライセンス・コントロール、ゼッケンの配布に関する事。
 - (4) 競技の実施に関する事。
 - (5) 競技の進行に関する事。
 - (6) 競技番組の編成に関する事。
 - (7) 異議申立てに関する事。
3. 総務・競技委員会の共管事項
- (1) チーム代表者会議の実施に関する事。
 - (2) 式典・表彰に関する事。
 - (3) コミュニケの発行に関する事。
 - (4) 競技大会の中止、延期、再開についての決定に関する事。
 - (5) 本連盟アンチ・ドーピング委員会に協力する事。
 - (6) 各項に定める以外の事項に関する事。

第21条 (競技大会後の委員会の任務)

競技大会を組織するための各委員会の競技大会後の任務は、次の事項とする。各委員会が作成する報告書は、競技大会終了後1ヵ月以内に大会委員長に提出する。大会委員長は、同報告書の写しを本連盟に提出する。

- 1. 総務委員会
 - (1) 新記録が樹立された場合、その申請事務に関する事。(様式5)
 - (2) 収支決算書の作成に関する事。
- 2. 競技委員会
 - (1) 本連盟競技規則、競技大会特別規則を大会の競技実績に即して検討し、意見を添えて報告書を作成する事。(様式1)
 - (2) チーフ・コミセールは競技大会終了後14日以内に大会報告書を作成し本連盟あて提出すること。
- 3. 総務・競技委員会共管事項
 - (1) 事業報告書を作成する事。(様式4)
 - (2) 各項に定める以外の事項に関する事。

第1部一4 (第12章) 大会要項と参加手続き

第22条 (大会要項と参加手続き)

- 1. 主催者は、大会要項のほか、その大会のプログラムまたはテクニカルガイドを作成しなければならない。プログラムまたはテクニカルガイドは、競技運営について少なくとも下記の事項を示さなければならない。
 - (1) UCI 規則、本連盟規則に基づいて実施されること。

1. UCI ペナルティ・スケール適用の明細事項
2. 当てはまる場合には、UCI アンチ・ドーピング規則に加えて適用される、その地域のアンチ・ドーピング規則

(2) 大会特別規則

1. ロードレース

- a. 大会のクラスおよび適用する UCI ポイント基準
- b. 参加者のカテゴリ
- c. 1 チームあたりの競技者数（最多および最少）
- d. 出走競技者登録とゼッケン配布の場所と時間
- e. 監督会議（ライダーズミーティング）の場所と時間
- f. 大会本部、ドーピング検査室の正確な場所と開設時間
- g. ラジオ・タワー用無線の周波数
- h. 必要な情報を含む二次的順位付け（ポイント、同順位時の手順,etc.）
- i. 適用されるタイム・ボーナス
- j. 完走の制限時間
- k. 第 8 3 条 17 項適用の丘の頂上でフィニッシュのステージ
- l. 公式式典手順
- m. チーム・タイムトライアル・ステージの記録の個人順位へ算入方法
- n. オートバイによる機材サービスの存在
- o. タイムトライアルレースまたはステージにおける飲食料補給場所と適用する条件
- p. タイムトライアルレースとプロログにおけるスタート順の基準：この基準はチーム順を決定する；各チームはその競技者のスタート順を決定する
- q. タイムトライアル・ステージにタイムトライアル専用自転車を使用できるかどうか

2. トラックレース

- a. その競技の特別規則
- b. 参加者のカテゴリ
- c. 競技プログラムおよびスケジュール

3. シクロクロス

- a. その競技の特別規則
- b. 参加者のカテゴリ
- c. スタート時刻

4. マウンテンバイクその他

- a. その競技の特別規則
- b. 参加者のカテゴリ
- c. スタート時刻

(3) 参加者のカテゴリ

- a. ロードレースにおいては大会のクラス

(4) 表彰および賞金・賞品

1. 各種順位.
2. 賞金.

3. 公式式典のプログラムと参加するべき勝者のリスト

(5) 競技会場

①. ロードレース

- a. レースまたはステージのコース説明. 高低差(必要な場合), 距離, 補給所, 適合する場合, サークット
- b. コースにおける障害物 (トンネル, 踏切, 注意箇所等)
- c. 詳細な道程と予想タイム・テーブル
- d. 中間スプリント, 山岳賞と各種ボーナス
- e. 最終 3km 区間の地図と高低差(必要な場合)
- f. スタートとフィニッシュの正確な位置
- g. 負傷者受け入れのために主催者より連絡した, 医療施設リスト

②. トラックレース

- h. トラックの説明 (長さ, 舗装, 屋内・外の別)

③. シクロクロス

- i. 自然または人工の障害物, 機材ピットの場所, 救護所および自転車の洗車場を示したコースの説明
- j. スタートとフィニッシュの正確な位置, シャワー設備の位置

④. マウンテンバイクその他

- k. 自然または人工の障害物, 機材ピットの場所, 救護所および自転車の洗車場を示したコースの説明
- l. スタートとフィニッシュの正確な位置, シャワー設備の位置

(6) 大会本部

- ①. 大会主催者名, 住所, 電話
- ②. 大会本部の開設時刻
- ③. スタートおよびフィニッシュ地点の大会本部, 医事検査室, 報道用室等の詳細

(7) スケジュール

- ①. チーム監督会議の場所と時間
- ②. 参加受けとゼッケン配布の場所と時間

(8) コミセール・パネル等の構成

大会ディレクター、大会セーフティ・マネージャーの氏名、その他の役員の氏名

各種部門の担当者の身元、肩書きおよび連絡先の詳細を提供する大会安全組織表；

競技時程表の小変更を除いて、競技の諸条件は、全当事者の合意を得た場合または UCI 規則に従って追加しなければならない場合を除き、参加申込み受付開始以降、変更できない。

主催者は必要であれば競技大会のための時程表に以下の状況を条件として大幅な変更を加えることができる：

- ①. 少なくとも 15 日以前に、チームまたは競技者とチーフ・コミセールおよびコミセール・パネルに通知すること；
- ②. 時程表の変更に起因する回収不能の経費を、チームまたは競技者、コミセール、国内連盟および UCI に償還しなければならない；

2. 主催者は、おそくとも 60 日前までに招待チーム競技者に対して競技大会の概括的な情報を送付または公開しなければならない。ナショナル・チーム、地域およびクラブ・チームが招待された場合、

そのチームは自国連盟に対して招待された旨を報告しなければならない。

3. 競技大会への参加申込みは、競技大会要項により所定の申込期日までに参加種目、住所、氏名、生年月日、職業、登録番号、所属団体名を明記して申し込む。（参加料を徴収する競技大会の参加申込みは参加料を添えること。1度納入した参加料はいかなる理由があっても返却しない。）
4. 本連盟が主催する競技大会の参加申込みは、加盟団体または所属チームから一括提出される。
5. チームまたは競技者が大陸競技日程・世界競技日程の競技大会に参加する場合の許可の必要性およびその許可は所属国内連盟が決定する。
 - (1) ロードおよびマウンテンバイク・レースにおいては、チームまたは競技者は、所属する連盟の書面による許可を提出しない場合は、競技のスタートを許可されない（チームおよび各競技者が、主催者と同じ国内連盟に属する場合を除く）。この許可書には有効な日付と関係する競技者名が記されていないといけない。
 - (2) その他の競技大会については、チームまたは競技者が所属する国内連盟の許可を得ずに主催者に参加登録した場合、国内連盟が科す制裁は別として、その参加は尊重しなければならない。
 - (3) この項の規定は、UCI登録チームとその競技者には適用しない。
6. 申込締め切り後は、新たな参加申込みおよび変更は受理されない。
7. 参加申込み方法については、大会要項に定めること。
 - (1) 参加申込みの締切りは、何人に対しても同日とする。締切期限を過ぎて申込みまたは取消しをすることはできない。
 - (2) ステージ・レースを棄権した競技者は、ステージ・レースが終了するまで、大会事務局およびコミセール・パネルの許可なしに別の競技に参加してはならない。
8. ロードレースのチーム監督会議は、スタートの2時間以上前に開催されなければならない。会議は、適切な場所で、大会関係者、すなわち、チーム監督、コミセール、また、妥当と考えられる場合は、共通器材車の責任者や治安サービスの出席をえて、それぞれの職務を調整し、それぞれの職務分野におけるレースの特殊性や安全対策について説明を行う。
9. ロードレースのライセンス・コントロールにおいて、主催者は補欠を含む申込者リストを事前に用意する。チーム監督またはその代理人は、監督会議前の定められた時間帯に、出走競技者名を確定しなければならない。コミセールは、出走競技者のライセンスとその有効性を確認する。これ以降の出走競技者の変更は認められない。
10. やむをえない事情以外の欠場の場合には、参加料と同額および主催者の負担額と同額を主催者に納めなければならない。
 - (1) 2種目以上参加している競技者が1種目に欠場した場合、自動的に残り種目も欠場となる。
 - (2) 負傷または疾病は公式医師によりスタートできないと宣言された場合、やむをえない事情と認められる。

第1部—5 (第29章) 賞典

第23条 (賞典)

賞典については、UCI規則および国内大会要項による。

第24条 (賞品の条件)

賞品は、その競技大会を記念する文字または字句を表示し、受賞者が記念として長期間所持できる

物品であること。この物品の価額は、UCI 規則、本連盟規則による。

第25条 (副賞)

副賞として、前条の規定の範囲内において授与することができる。

第26条 (同順位者の賞品)

同順位者の賞品は、その競技大会の当該順位者に与えられる賞品と全く同一のものを授与する。永久に所持し得ない物品（例えば持廻りトロフィー、優勝旗等）である場合は、公平な期間を定め受賞者それぞれが保有する。

第27条 (賞品の授与)

賞品および記念品は、その競技大会の会長またはその委任を受けた代理者が授与する。

第28条 (賞品の管理)

前条の賞品を授与された者は、その保有期間中保管の責任を負う。

1. 主催者から賞品の返還を求められた場合は、直ちにその要求に応じなければならない。この場合の送料は、主催者の負担とする。
2. 賞品を保有期間中に、火災その他の不可抗力の事故以外により、喪失または破損した場合には、同一物品またはその物品に値する代金をもって弁償しなければならない。不可抗力の事故と判断するための資料は、受賞者の所属する加盟団体において整えなければならない。

第1部—6 (第30章) 競技運営用器材

第29条 (写真判定機)

写真判定機の使用については、UCI 規則に準ずる。

1. 第118条に定める、本連盟の公認する競技大会においては、使用を義務付ける。
2. 加盟団体の主管する全国競技大会においても、原則として使用する。

第30条 (電子計時装置)

電子計時装置の使用については、UCI 規則に準ずる。

1. 電子計時装置を使う場合にも手動計時を併用する。
2. 第118条に定める、本連盟の公認する競技大会においては、使用を義務付ける。
3. 加盟団体の主管する全国競技大会においても、原則として使用する。

第31条 (スターティング・マシン)

この装置は下記の仕様に合っていること。

1. スターティング・マシンは、操作簡便な構造で、トラック上から最大5秒以内に移動できなければならない。これらは、UCI 技術代表または当該大会のチーフ・コミセールにより試験され、承認されなければならない。
2. 走路面の傾斜にかかわらず、自転車を垂直に保持できるように、調節可能な脚をもったものでなければならない。
3. ブレーキにより自転車の後輪リムの端をはさむことにより、自転車をしっかりと保持する。
4. ブレーキは、異なった直径や厚みのリムを固定するために、高さや厚みを調節できるものでなければならない。
5. 競技者全員が完全に同時にスタートできるために、ブレーキはスタートの瞬間に後輪を開放する。

6. スターティング・マシンのブレーキは、電子システムにより開放し、同時に計時開始を行えるものとする。

第32条 (コンピュータ装置)

競技成績表作成、番組編成等を迅速かつ正確に行うため、原則としてコンピュータ装置を使用する。

第1部 7 (第13章) 総務および競技担当役員の任務

第33条 (総務担当役員)

総務担当役員は、総務委員、補助員等で構成する。ただし、式典、参加申込みの受付事務等で審判資格が必要な部署にはコミセールを配置する。

第34条 (競技担当役員)

競技担当役員は、チーフ・コミセール、コミセール、アシスタント・コミセールにより構成する。必要によりアピール・パネルを置くことができる。

国際競技大会においては、アピール・パネルを置かない。

すべての競技役員は、目撃したいかなる違反をも、UCI または NF のどちらが適当であるかによって、いずれかに報告する義務がある。

1. アピール・パネル、チーフ・コミセールは、原則として1級公認審判員があたる。ただし、全日本選手権大会トラック・レースならびにロード・レースのチーフ・コミセールは、UCI 国際コミセール、エリート・ナショナル・コミセールまたは国内コミセール(この順により)とする。
2. コミセールは2級以上の公認審判員があたる。このうちよりコミセール・パネルを構成する。
3. アシスタント・コミセールは3級以上の公認審判員があたる。ただし、アシスタント・コミセールのうち、直接競技に携わらない者についてはこの限りでない。

第35条 (チーフ・コミセール)

1. チーフ・コミセールは、コミセール・パネルの責任者であり、競技の審判と進行を総括する。ロードレースなどで特にレース・ディレクタをおく場合以外は、チーフ・コミセールが競技進行に関し指示する。
2. 規則に基づいたあらゆる決定をし、また、規則に規定していない事項についてもその解決を図るためのあらゆる権限を持つ。ただし、規則を修正する権限はない。
3. 次の任務にあたる。
 - (1) ライセンス・コントロールの責任者となる。
 - (2) 各競技の開始前に、周回板、ベル、各種電気・電子装置、その他競技に必要な器材の準備が整っているかを確認する。
 - (3) コミセール、アシスタント・コミセールに任務分担を指示する。
 - (4) 各コミセール、アシスタント・コミセールが所定の位置についたかを確認する。
4. トラックレースにおいては前記に加え次の任務にあたる。
 - (1) 先頭競技者が誰であるかについての最終的な決定は、チーフ・コミセールが下す。どの競技者が集団レース中の先頭競技者であるかは、チーフ・コミセール、またはチーフ・コミセールが指名したコミセールのいずれかが示す。

- (2) すべての場合において、チーフ・コミセールはトラック上の最大集団がどれであるかについての最終決定を行う。競技者またはチームは、トラック上の最大集団の後部に追いついたときに周回を獲得したとみなされる。同様に、トラック上の最大集団に追いつかれた競技者またはチームは、周回を失ったとみなされる。すべての場合において、トラック上の最大集団がどれであるかについての最終決定は、チーフ・コミセールが行うものとする。
5. ロードレースにおいては前記に加え次の任務にあたる。
- (1) 通常はレース・ディレクタの任務も併せて務める。
- (2) 審判車 No.1 に乗車し、競技の進行について監督管理する。必要に応じ、レース・ディレクタ車を設定する。
- (3) ピット、チェック・ポイント、警備・安全施設等が、全行程にわたって設置されていることを確認するか、自らの責任において確認させる。
- (4) 各競技担当役員が所定の配置につき、各車両、機材の準備が整っているか確認するか、自らの責任において確認させる。
6. タイムトライアル・ロードレースにおいては前記に加え次の任務にあたる：
- (1) 予期しない追いつき、追い越しが起こらないよう競技の進行について監督管理する。
- (2) 必要があれば審判車を使用して監察する。

第36条 (コミセール・パネル)

コミセール・パネルは、チーフ・コミセールを中心に競技の進行を管理監督する。コミセール・パネルは、チーフ・コミセールを補佐し、参加競技者のライセンス・コントロールと装備・機材の検査および競技番組の編成等に責任をもち、競技の審判業務を担当する。

国内の競技大会においては、チーフ・コミセールを含む3名または5名でコミセール・パネルを構成する。

1. コミセール・パネルは、競技規則に基づいて大会特別規則を照合する。これが整合しない場合、修正しなければならない。また、修正された規則についてチーム監督・代表者会議で説明しなければならない。
2. コミセール・パネルはレース運営の中で変則的なものに気付いた場合はそれを是正しなければならない。
- コミセールは違反を記録し、自己の権限の範囲でペナルティを科することができる。
- コミセールは、違反行為と、その権限において科したペナルティを記録しなければならない。各コミセールは個々に、違反を監視し、それらを署名した報告書に記録する。コミセールの報告書は、最終的な監視した事実で構成する。
- ペナルティはコミセール・パネルにより宣言される。
- コミセール・パネルは、その解散の瞬間までに気付いた違反に関して意見を言うことができる。
3. 各コミセールは個々に下記的手段を講じることができる。
- (1) UCI および/または JCF 規則に合致していないか、または明らかにレースに出場できる状態ではない競技者に対して出場を拒否することができる。
- (2) 警告、訓戒を与えることができる。
- (3) 次の場合、即刻レースから失格させることができる。
- ・ その競技者は明らかにレースを続行することができない場合。
 - ・ 相当な距離の遅れがひどく、レースについていけないとき。

- ・他の競技に危険を与えるおそれがあるとき。

以上の決定は直ちに署名した報告書に記載する。

4. コミセール・パネルもしくは必要であれば個々のコミセールは、正常に競技が行われることを保証するために必要な決定を下すことができる。これらの決定は規則の条項を適用してなされ、可能な限り大会本部と相談のうえ行う。
適切な時間内に修正できない規則違反があった場合、競技のスタートを遅らせるか、競技を停止してよい。必要であれば、コミセール・パネルは自身の主導または UCI・JCF の訓令により撤退してよい。
5. コミセールの指示に従わないライセンス所持者は、1日から6ヵ月の資格停止と罰金を科される。
6. 懲戒に関する UCI 条項 12.1.012 を損なわない限り、コミセール・パネルによる、または適切な場合一人のコミセールによる事実の観察、競技における状況の評価、競技規則の適用またはその他の決定に対するいかなる異議申立ても認められない。
7. レース・セクレタリ
 - (1) 競技大会に関するすべてのコミュニケ（指示事項、競技成績、スタートリスト、競技番組等）を作成する。
 - (2) 競技中の失格者、棄権者を記録する。
 - (3) 競技大会終了時に、競技経過、競技結果の報告書を作成し、総務、競技両委員会の作成する事業報告書に収録する。
8. ロードおよびマウンテンバイク競技大会において、コミセール・パネルは、第22条5. (1)にて要求される国内連盟の参加許可を調べなければならない。
9. トラック競技において、チーフ・コミセールは、コミセール・パネルのうち1名を判定員に指名しなければならない。チーフ・コミセールはこの任務を自身で行うことはできない。
 - (1) スプリント、ケイリン、バンチ・レースおよび速度競走において判定員を配置することを義務付ける。
 - (2) 判定員は、競技中の競技者の行為とその競技規則の順守を専門に監視する。この問題において、判定員は単独で速やかにペナルティを科し、または規則の下に必要な決定を行う。判定員は、自ら選択した他のコミセールまたはその他の人員の助力を得ることができる。
 - (3) 判定員は、トラックの外側の、トラック全体を見渡せる静かで隔離された場所に位置しなければならない。判定員はチーフ・コミセールと直接連絡できる手段を与えられなければならない。レース中の出来事をスロー再生することができるビデオシステムも利用できることが望ましい。このシステムは、チーフ・コミセールが非公開で同じ映像を見ることを可能にするために、フィニッシュラインの近くに置かれたテレビディスプレイと接続することが望ましい。
10. ロードレースにおいては次の任務にもあたる：
 - (1) 審判車 No.2 に乗車し、競技者集団より先行して、審判車 No.1 と連絡を取りつつ競走を監察する。
 - (2) 審判車 No.3 に乗車し、主に後方の集団を監察する。チームカーがある場合はこれらを監理する。
 - (3) 狭小なコースや山岳路ではモーター・サイクルに乗車して任務にあたる。
11. タイムトライアル・ロードレースにおいては次の任務にもあたる：
 - (1) フライングを監察する。
 - (2) 折返し点を監察する。

(3) 必要があれば審判車を使用して監察する。

第37条 (コミセールおよびアシスタント・コミセール)

アシスタント・コミセールは、競技大会の主管者が指名し総務委員長、競技委員長が承認する。その任務として、チーフ・コミセールの指示に従い審判業務にあたる。

アシスタント・コミセールが、当該競技大会の前日に不在の場合、コミセールは、必要な指示すべてを与えるために、競技の開始前にアシスタント・コミセールの会議を開く。

1. スタータ（出発合図・出発の判定）

スタータはコミセールの中から選任する。

- (1) スタータは参加全競技者が、招集されているかを、自身で確認するか、自己の責任において他の者に確認させる。
- (2) スタータのみが、スタートの有効性を判定できる。
- (3) スタートは、大きい音を出すピストルによるか、または、笛、旗またはベルを使用して行う。スタートが無効の場合にはピストル、笛またはベルによって合図する。
- (4) スタータおよびスタート・ジャッジは、スタートラインに付いた競技者が規定に従った装備をしているか、競技者のゼッケンが定められた位置に正しく付けられているか、競技者は直ちに使用することのできる一對の予備車輪を用意しているか、などの確認をする。
- (5) 競技に必要な指示を与える。
- (6) タイムトライアル・ロードレースにおいてはフライング秒数を計時・記録する。
- (7) ロードレース等においては名誉スタータを起用することができる。

2. フィニッシュ・ジャッジ（決勝審判）

コミセールがこの任務にあたる。必要に応じて他の役員の援助を受けることができる。

- (1) フィニッシュに関し、着順判定の唯一の責任者である。
- (2) フィニッシュラインの手前側の縁線に垂直な面に自転車の前輪の前端が到達した競技者は、競技を終了したと判定する。ただし、タイムトライアル系のレースのフィニッシュにおいては、前輪タイヤが、フィニッシュライン上の電子計時用スイッチに接触することにより判定してよい。
- (3) 写真判定機を使用する時、その判定に立ち合う。
判定写真を検査することができる者は、フィニッシュ・ジャッジ、コミセール・パネルのメンバーとする。
- (4) ロードレースの山岳賞地点等における通過順位を判定する。

3. タイム・キーパー（計時・時間管理）

- (1) 競技のタイムを計測する。タイムによって成績を決定する競技は、1/1000秒まで計時しなければならない。
- (2) 電気・電子計時を使用する場合は、その結果を確認する。
- (3) 【J】手動計時については、以下の要領による。

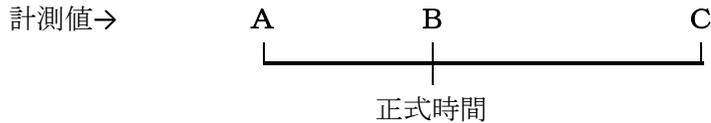
手動計時の場合は、3人で計時することを原則とする。計時主任（3人のタイム・キーパーのうち一人が兼ねることができる）は3人の記入した計時用紙をまとめ、次の手順で正式時間を算出し、主任用計時記録用紙に記入する。

3人の計時結果が一致した場合はそれを正式時間とする。

2人の計時結果が一致した場合はそれを正式時間とする。

それぞれの計時結果が異なるときには、3つの計時結果の2番目の値（B）を正式時間とする。

る。



- (4) 各競技種目規則により、時間競走における競走時間を管理する。この場合ピストル、ベル等によりレース終了を予告する。
 - (5) 各競技大会において、主催者の属する国内連盟は、必要な資格を当該国内連盟により与えられた十分な数のタイム・キーパーを配置する。タイム・キーパーは、正規の計時以外の方法で、国内連盟により資格を与えられた者による助力を得ることができる。
 - (6) タイム・キーパーは、計時したタイムを用紙に記録し、署名してフィニッシュ・ジャッジに手渡す。
4. アッシャー（招集）
 - (1) 競技の出走前に、競技者を確認しスタートラインに誘導する。
 - (2) 競技規則第47条～第50条、第56条～第58条に従い、競技者の装備を確認する。
 - (3) 競技者を招集場所に集合させ、その後スタートラインに誘導する。
 5. バイク・インスペクター（自転車検査）
 - (1) 競技規則第42条、第43条、第46条、第76条、第77条に従い、競技者の自転車が規則に定められている仕様に合致しているかを確認する。
 - (2) 競技規則第44条、第45条に従い、ペーサのオートバイが規則に定められている仕様に合致しているかを確認する。
 - (3) 機材ピット、ニュートラル・カーなどに準備される予備自転車についても管理する。
 - (4) 補給所、機材ピットが設定される場合には、競技中はそこに位置し、必要事項について管理する。
 6. ラップ・カウンター（周回）
 - (1) 競技の残りの周回を確認し、周回板で告知する。
 - (2) ロードレース等において飲食料の補給が許される周回の開始と終了を告知する。
 7. ベル・リンガー（打鐘）
 - (1) 別途定めがある場合を除いて、レースの最終周回を含めてスプリントラップの開始をベルにより示す。
 - (2) ベルは、先頭の競技者がフィニッシュ・ラインを通過するときのみ1回鳴らす。その次に先頭競技者がフィニッシュ・ラインを通過するときポイントが授与されるか、またはレースが終了する。先頭競技者が誰であるかについての最終的な決定は、チーフ・コミセールが下すものとする。どの競技者が集団レース中の先頭競技者であるかは、チーフ・コミセール、またはチーフ・コミセールが指名したコミセールのいずれかが示す。
 8. AD チェッカー
 - (1) 競技場内において、ADカードの管理を行い無用の者を立ち入らせない。
 - (2) コミセール・エリアには、関係者以外立ち入らせないようにする。
 - (3) アピールがあった場合、その文書と共に供託金を受領し、チーフ・コミセールに取り次ぐ。この任務は総務担当役員があたることもできる。

9. アナウンサ（通告）

- (1) 競技進行に必要な通告をする。
- (2) 競技経過・競技結果を通告する。
- (3) 競技者に指示を与える場合、必要があればスタータを補佐する。

第38条 （トラックレース競技担当役員の任務）

トラックレースにおける競技担当コミセールおよびアシスタント・コミセールは、トラックレースに特有な次の任務も行なう。

1. スタータ（出発合図，出発の判定，競技の中止・停止）

- (1) パーシュート種目においては、スタータとフィニッシュ・ジャッジはトラック内側の芝生の中央に隣り合って位置する。
- (2) スタートしてそれが正しく行われたと認められたなら、コミセールはスタートラインから人を退去させる。パーシュートまたはタイムトライアル種目のコーチとして1名だけがそこに留まることができる。コミセールはこのコーチが軽率な応援身振りなどを一切しないように注意する。
- (3) スプリント，ケイリン，速度競走等のスタート位置の抽選を行う。
- (4) スターティング・マシンを使用した場合には、その適否を確認する。
- (5) スタートの有効性を30m（種目により1/2周）以内に判定し、対応する。
- (6) ハンディキャップスにおけるスタート位置を競技者に示す。

2. コーナー・ジャッジ（監察）

- (1) 競走中の競技者の行動を監視する。
- (2) 競走中の状況を規則に則してチーフ・コミセールに報告する。
- (3) 主として、コミセール・パネルのメンバーが務める。
- (4) パンク，自転車の故障等を確認する。
- (5) ポイント・レースのニュートラリゼーションの処置はチーフ・コミセールの指示に基づいて対応する。
- (6) チーム・パーシュートの先頭交代禁止の赤旗による合図を担当する。

3. フィニッシュ・ジャッジ（決勝審判）

ポイント・レースの中間スプリント，エリミネーション・レースにおける除外，速度競走の先頭責任の判定にあたる。

4. ホルダー（発走）

パーシュートおよびタイムトライアルにおいてホーム・バックから2者同時スタートを行う場合はコミセールが担当する。パーシュート以外は、コミセールが指名したアシスタント・コミセールでもよい。

- (1) パーシュートの場合、ホーム・ストレッチ，バック・ストレッチにおいて各2名のコミセールが担当する。2名のうち1名は、競技者を支え（チーム・パーシュートにおいては、最も内側の競技者を支える。他の3名はアシスタント・コミセールでよい），他の1名は、競技者の準備ができたことを確認し、旗を上げて準備完了を合図する。
- (2) これらの場合は、始めから終わりまで同じホルダーが担当する。
- (3) スターティング・マシンを用いる場合にはホルダーが担当する。スタート準備が整いカウント・ダウン開始が可能となった時点で旗を掲げて合図する。この業務に専任者を充てる。

第39条 (ロードレース競技担当役員の任務)

ロードレースにおける競技担当コミセールおよびアシスタント・コミセールは、ロードレースに特有な次の任務も行なう。

1. モーターサイクル・コミセール (モト・コミセール)
下記のような任務を分担し、または交代しつつ担当する。
 - (1) 違反防止に努める。必要に応じ、競技者、チーム監督に警告する。違反があった場合は記録し、レース後に報告する。
 - (2) 集団に先行した競技者と集団、集団間の間隔を計測し、通知する。
 - (3) 競技の諸情報 (集団の間隔、中間スプリントの結果、首位者等) を競技者・役員に提供する。
 - (4) カメラマン、TV 等の車両を監理する。
2. モーターサイクル・エスコート
公道におけるロードレースの安全な運営のために、レースの先導、競技者の保護、危険の告知等を分担し、または交代しつつ担当する。
3. ニュートラルカー・コミセール (機材車担当審判員)
 - (1) ニュートラル・カーNo.1 に乗車し、先行する集団を担当し、機材交換等を管理する。その他のニュートラル車両 (四輪・二輪) に乗車した者は、競走の展開に応じ、チーフ・コミセールまたはレース・ディレクターの指示により管理する。
 - (2) 機材の交換があった場合には、交換の理由が認められる事故であるか確認する。
4. タイム・キーパー (計時・時間管理)
 - (1) 総合順位決定に時間を必要とする競技においては、フィニッシュにおいて、1名または数名のタイム・キーパーをおく。数人の競技者が1つの集団でフィニッシュした場合、その同一集団の全競技者に同タイムを与える。ある集団の最後尾の競技者の後輪後端と後続集団の先頭競技者の前輪前端との間に1秒もしくはそれ以上の間隔がある場合、タイム・キーパー・コミセールは後続集団に、その先頭競技者で計測した新たなタイムを与える。競技者間(後輪 - 前輪間)の1秒もしくはそれ以上の差は、新しいタイムを伴う。また、ラップタイムも計時する。
 - (2) ニュートラリゼーション等の管理のため、審判車にも乗車する。
5. チェック・ポイント・ジャッジ (関門審判員)
 - (1) チェック・ポイントに位置し、通過競技者と通過時刻を確認する。
 - (2) 失格者、棄権者の確認をする。
6. ピット・コミセール (補給所審判員)
飲食料の補給が適正に行われるよう監督管理する。競技者が交換した自転車を検査し、また食飲料補給が許可された時間外では、それらのボトルが空であることを確かめる。
7. サグワゴン・コミセール (収容員)
競技を断念した競技者を収容し、確認する。
8. レース・ラジオ (ラジオ・ツール)
主催者はレース・ラジオによる情報提供を用意しなければならない。大会関係者用のすべての車両に受信機を装備し、レース・ラジオの放送を常時受信できるようにしなければならない。

第40条 (タイムトライアル・ロードレース競技担当役員の任務)

タイムトライアル・ロードレースにおける競技担当コミセールおよびアシスタント・コミセールは、タイムトライアル・ロードレースに特有な次の任務も行なう。

1. タイム・キーパー（計時・時間管理）
 - (1) 10分の1秒まで計時する。
 - (2) フィニッシュ地点で複数の人員で計時する。また、各折返し地点でも計時する。
- 2.ホルダー（発走）
 - (1) 始めから終わりまで、1組のホルダーが担当する。
 - (2) スタートラインにおいて、競技者を横1列に並べ保持する。
 - (3) スタートは、押さずに手を離すだけで行う。
3. チームカー・コミセール
 - (1) 次の事項を監督管理する。
 - ・ 競技者（チーム）間の距離
 - ・ 競技者（チーム）と追走車間の距離
 - ・ チーム間の追い越し、追い越され
 - ・ 飲食料の補給
 - ・ 機材の交換、修理
 - (2) チームカーに積載した予備自転車についても規則に定められている仕様と合致するか確認する。
 - (3) 競技終了後、競技中に監察した事項をチーフ・コミセールに報告する。
4. フラッグ・インディケーター（旗掲示）

各折返し地点、フィニッシュの前、注意箇所等に位置し、競走の安全確保のために手旗で合図する。

第41条 （セレモニー・コミセールの任務）
表彰式の間、コミセールは競技者の服装に関する規則が順守されるよう監視する。

第1部一8 （第5章） 自転車およびオートバイ

第42条 （トラック・レーサー、ロード・レーサーおよびシクロクロス・レーサー）

1. 原則
 - (1) ライセンス保持者は、自己の装備（付属品等の器材を装着した自転車、ヘルメット、衣服等）の品質や素材またはデザインによって自分自身や他の競技者に危険を及ぼすことがないようにしなければならない。
 - (2) 各ライセンス保持者は彼がロード、トラックおよびシクロクロス競技において使用する器材が、有効で UCI ウェブサイト上で入手できる承認手続きの明細事項に従って UCI により承認されていることを保証しなければならない。
 - (3) ライセンス保持者が自ら選択した装備を使用したために発生した結果については、UCI および JCF は何ら責任を負うものではなく、また、その装備の欠陥もしくは不適合性についても何ら責任を負うものではない。使用する装備は競技開催国で適用される基準のみならず、すべての関連する ISO の自転車の品質と安全要件（UCI ウェブサイトで公開されている明確化ガイドの説明に参照される）に適合しなければならない。

ライセンス所持者は、製造者によって提供され、品質・安全基準により保証される機材を全くいかなる改造もすることなく使用しなければならない。ライセンス所持者は特にインシデントの場合に、機材に加えられたいかなる改造についても完全に排他的に責任があるものとし、UCI/JCF 規則に従って懲戒処分を受けうる。

- (4) 競技者が競技に参加することができたという事実は決して UCI または JCF 側の責任を生むものではない；コミセール、代行者、UCI または JCF の組織によって実行される機材の検査は、純粋なスポーツ目的および技術的適合性に限られている。必要であれば、チーフ・コミセールまたは UCI 自体またはその代理人の要請により、レースの前、最中または後に、機材および材料の検査が実施され得る。

その目的において、コミセールと UCI/JCF は再検査のために機材を接收することができる。必要であれば競技の前、最中または後に機材が競技に使用中であるかに関わりなく接收/再検査を行なえる。接收した機材に UCI/JCF 規則の要件への不遵守が見出せたなら、JCF または競技管理組織は関連する懲戒手続きが終了するまでその機材を保管することができる。

- (5) コミセールまたはその他の適格な者による機材チェックを、回避、拒否、または許可または許可しない場合は、以下の制裁を受けるものとする。

競技者または他のチーム・メンバー：1 ヶ月から 1 年の資格停止および/または 1,000 から 100,000 スイスフランの罰金。

チーム：1 ヶ月から 6 ヶ月の資格停止および/または 5,000 から 100,000 スイスフランの罰金。

2. 技術革新

- (1) マウンテンバイク・レースを除き、競技中に競技者または他のライセンス所有者により使用され、装着され、保持されるいかなる物（自転車、自転車に取り付ける装備品、付属品、ヘルメット、衣類、通信手段、等）に関するいかなる新技術も UCI の認可を受けるまでは使用できない。認可申請は、すべての必要書類を添えて UCI に提出しなければならない。新技術が完全に規則において予見される仕様内である場合、左記の意味する新技術ではない。審査を受けるための経費は申請者により負担され、その額は提出された技術革新の複雑さに応じて UCI 理事会が決定する。機材委員会の提案により、UCI 管理事務局は技術革新の許容性をスポーツの観点から検討し、提出日から 6 ヶ月以内に回答する。技術革新は受諾された日から有効となる。ただし、日本国内の競技大会における使用許可時期については、本連盟広報誌または加盟団体あての通知による。

なお、新技術が完全に規則において予見される仕様内である場合、前条の意味する新技術ではない。

- (2) レースまたはステージ・レースのスタートにおいて、UCI の認可を得ていない新機材を競技者が持ってきたとコミセール・パネルが判断した場合、競技者がその器材を使用して出場することは拒否されなければならない。

競技中に使用した場合、競技者は自動的に除外または失格となる。

このコミセール・パネルの決定に対して異議申立てをする権利はない。

この新技術または UCI により未承認の機材がコミセール・パネルにより気づかれず、または制裁を受けなかった場合、UCI 懲戒委員会（国内競技日程の大会にあつては JCF 競技運営委員会、以下同じ）は失格を命じることができる。

UCI および/または JCF は自動的または関係者の要求により、懲戒委員会に委嘱する。懲戒委員会は装備委員会（国内競技日程の大会にあつては JCF 競技運営委員会、以下同じ）の意見を受けた後、制裁のみ科すことができる。

レースとは別に、UCI および/または JCF はある品目が技術的改良かどうか、第 16 条 2.(1) にそって手続が行われたかどうかを決定しなければならない。

3. 自転車

自転車およびその付属品は、スポーツとしての自転車競技の精神と原則に対応していなくてはならない。この精神は、競技者が平等な条件で競技することを指針とする。この原則は、人間が機械より優位であることを断言するものである。

(1) 原則

1. 定義

自転車は、同径の2つの車輪を持つ乗り物である。前輪は操舵可能で、後輪はペダルとチェーンからなる装置を介して駆動される。ある自転車競技部門のために、この規則の例外は存在でき、その場合、具体的な規則がそれぞれの競技部門において規定される。

2. 形式

自転車およびその付属品は、スポーツとして自転車を実践するすべての人が使用できるように市販された形式でなければならない。特定の成果（記録の樹立など）を獲得するために特別に設計された機材の使用を認めない。

3. 姿勢

競技者は、普通その自転車で着座した姿勢をとらなければならない。その姿勢は、以下の点でのみ支えられていることが必要である：ペダル上の足、ハンドルバー上の手、サドルへの着座。

4. 操舵

自転車はあらゆる状況において、完璧に安全に乗車、操縦できるハンドルバーを備えていなければならない。

5. 推進力

自転車の推進力は、チェーンセットを介して円運動する下肢の筋肉（脚）のみにより得られるもので、電気その他の補助があってはならない。ある自転車競技部門のために、この規則の例外は存在でき、その場合、具体的な規則がそれぞれの競技部門において規定される。

パラサイクリングにおいて、上肢または下肢のためのメカニカルな補綴/整形外科的ブレースは、UCIクラス分け手続に従って評価され、再評価(R)または確認済(C)ステータスを持っている競技者によってのみ使用することができる。

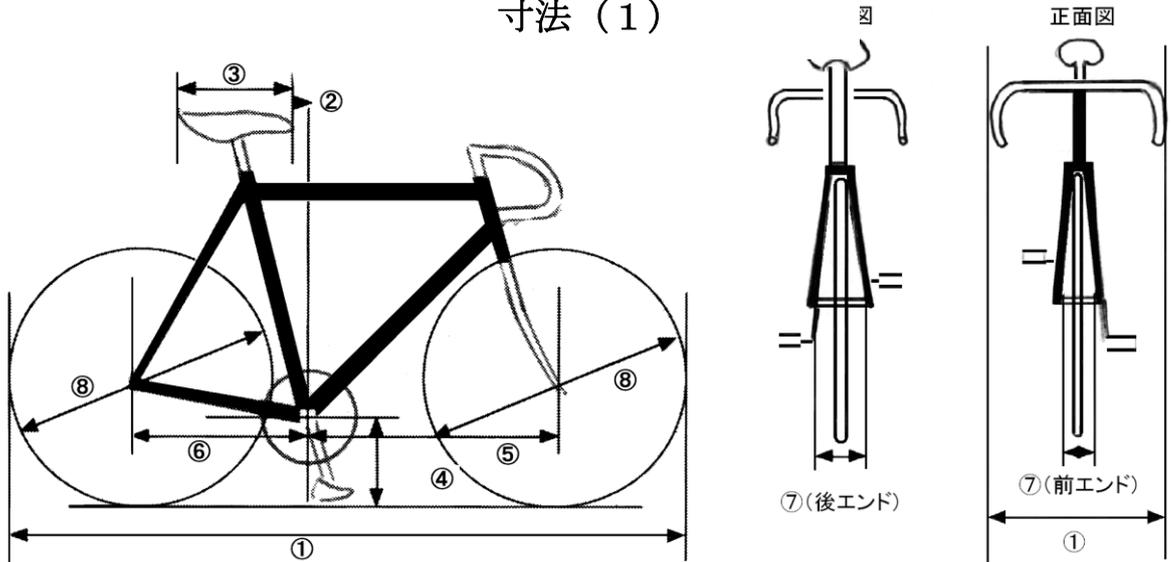
下肢のためのメカニカルな補綴/整形外科的ブレースはパラサイクリング競技外で使用できない。

(2) 技術的詳細

異なることを述べている場合を除き、以下の事項は、ロード競技、トラック競技およびシクロクロスに使用する自転車に適用する。

a) 寸法（「寸法（1）」図を見よ）

寸法（1）



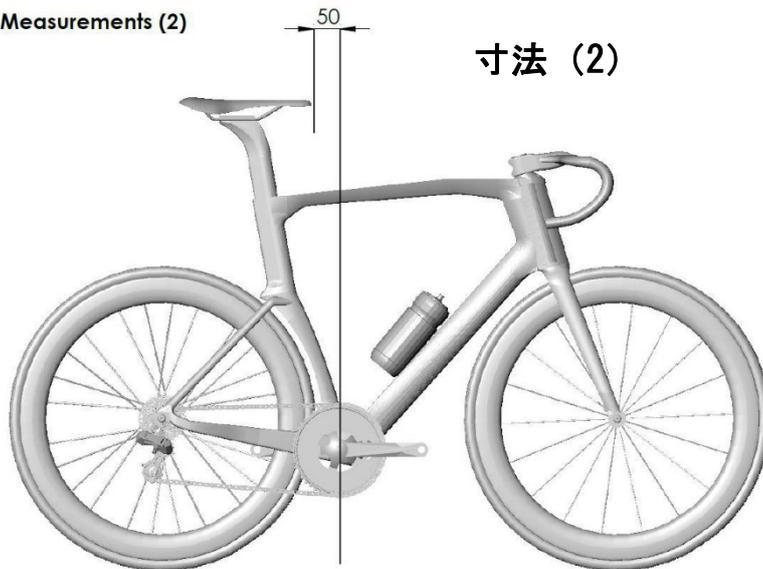
①. 自転車は全長 185cm 以内、全幅 50cm 以内でなければならない。

タンデム自転車は全長 270cm 以内、全幅 50cm 以内でなければならない。

②. サドルの先端部が、ボトムブラケットの中心を通る垂線より少なくとも 5cm 後方に位置しなければならない。

Measurements (2)

寸法（2）



適用免除の一環として、必要に応じてサドルの先端部はボトムブラケットスピンドルを通る垂直線まで前進させることができる。規定よりも小さい寸法の自転車を使用する必要があると考える競技者は、バイクチェック時にコミセール・パネルに申告しなければならない。適用免除のうち、第42条 3.(2)d)②に従って、サドルの先端を前方に動かすか、ハンドルバーの延長部分（エクステンション）を前進させることのいずれか 1 つの免除のみを要請できる。

③. サドルの前後部の最高点を通る平面は、水平から最大 9°までの角度を持つことができる。

サドル自体の長さは最短 24cm、最長 30cm とする。5mm の公差が許される。

④. ボトムブラケットの中心と地面との距離(D-A)は、最小 24cm、最大 30cm とする。

⑤. ボトムブラケットの中心を通る垂線と、前車軸の距離は最小 54cm、最大 65cm とする。

⑥. ボトムブラケット中心を通る垂線と、後車軸の距離は最小 35cm、最大 50cm とする。

⑦. 前フォークのエンド幅は最大 11.5cm, 後エンド幅は最大 14.5cm とする.

⑧. 自転車の車輪は, タイヤも含めて最大 700mm から最小 550mm のあらゆる寸法を採用できる. シクロクロス用自転車ではタイヤの最大幅 (もっとも広い部分で計測する) は 33mm とし, いかなる形式でもスパイクやスタッドを組み込んで서는ならない.

第42条 2.(1),(2)に反しない場合, ロードレース, **トラックレース**およびシクロクロス競技においては UCI の事前承認を得た車輪のみ使用できる. 車輪は最少 12 本のスポークを持ち, それらの断面寸法が 10mm を超えない限り, スポークは丸, 扁平もしくは楕円であってよい.

ロードレース, **トラックレース**およびシクロクロス種目で使用される車輪は, ISO 規格 **4210-2:2023** 自転車二輪自転車の安全要求事項, 4.10.7.2.2.項, 第2段落で指定されている衝撃試験要件を満たさなければならない. これらの要件を満たすことは, 材質, ブレーキシステム, およびその他の特性に関係なく, 前輪および後輪の双方に関係する. 製造者は, 適合宣言書を UCI に提出し, 承認を申請しなければならない. 手続の詳細とテンプレートは, UCI ウェブサイトの「**機材(Equipment)**」のセクションに掲載されている.

要求事項を満たし, 構成要素間の互換性を確保するため, リムは ISO 5775-2, タイヤは ISO5775-1 の各規格に適合していなければならない.

なお, 伝統的な車輪の定義を満たす車輪は, 本項に定める承認申請手続きを行う必要はない.

伝統的な車輪とは, リム高が 25mm 以下, リム材質は合金で, スポークが最少 20 本の分解可能な鋼製スポークとし, すべてのコンポーネントは識別可能で, 市販されていない.

モーターペーシングを含むトラック競技において, 前輪へのディスク使用は, タイムトライアル種目にのみ許される.

この条項にかかわらず, 車輪の選択と使用は第42条 1.(1)から(2)による.

b) 重量 : 自転車の重量は, 6.8kg を下回ってはならない.

c) 形状

ロードレース, **トラック**およびシクロクロス競技においては, 自転車のフレームは伝統的形態, すなわちメイン三角を中心に構成しなければならない. これは直管またはテーパ付きチューブ (断面形状が円, 楕円, 扁平, 涙滴形状等) を構成材として構成し; 各構成材はチェーン・ステイとシート・ステイを除いてはその内部に直線を含まなければならない. フレームの構成材は, 次の形態に適合した接合部をもって配置されなければならない; トップ・チューブ(1)はヘッド・チューブ(2)の上端とシート・チューブ(4)の上端を接続する; シート・チューブはボトム・ブラケット・シェルに接続する; ダウン・チューブ(3)はボトム・ブラケット・シェルとヘッド・チューブの下端に接続する. 後ろ三角は, チェーン・ステイ(6), シート・ステイ(5)およびシート・チューブ(4)により構成され, シート・ステイはトップ・チューブの傾斜に許されている範囲内で, シート・チューブに固定しなければならない. (「形状 (1)」図を参照) シートポストは, シート・チューブに適用される寸法制限に従うものとし, シート・チューブおよび/またはトップ・チューブの任意の位置でフレームに取り付けることができる. (「形状 (2)」図を参照)

フレーム素材の最大高は 8cm, 最小幅は 1cm. フロント・フォークの最小幅は 1cm とし; フロント・フォークは直線状または曲線状とする(7). (「形状 (1)」図を見よ)

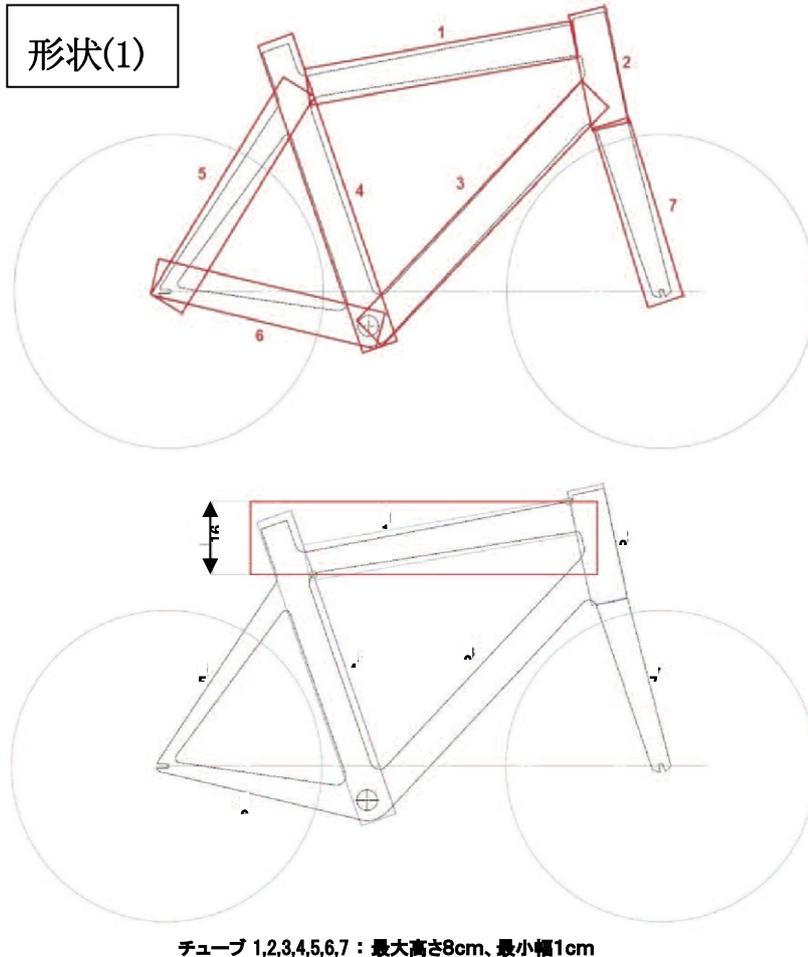
トップ・チューブ(1)は、その構成材が最大高は 16cm で示される水平なテンプレートに収まる範囲で傾斜してよい。

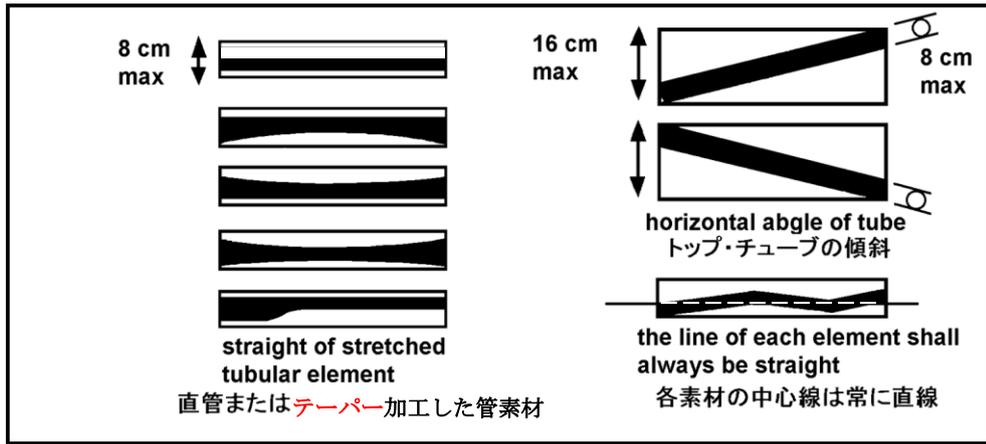
ヘッド・チューブ・ゾーンの事実上の幅が、トップ・チューブとダウン・チューブの内側接合点とヘッド・チューブ・ボックス前面との最狭点において 16cm を超えてはならない。

ヘッドチューブとハンドルシステム間にフレーム部品を追加できる。これらの部品は、ヘッドチューブボックスの寸法を超えてはならない。

2つの 8cm の二等辺を持つ補強三角形は、三角形が認可されないチェーン・ステイとシート・ステイ間の結合部を除いてフレーム要素間の結合部で認可される。

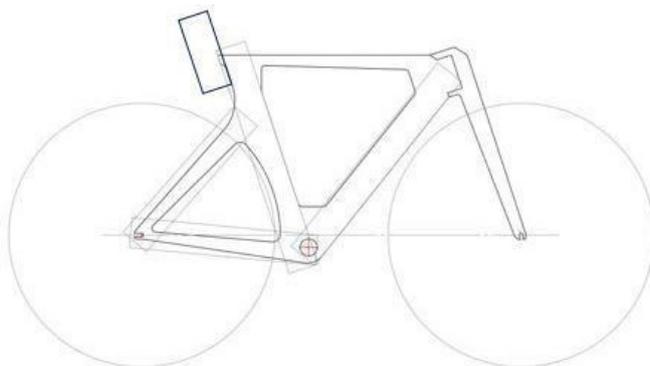
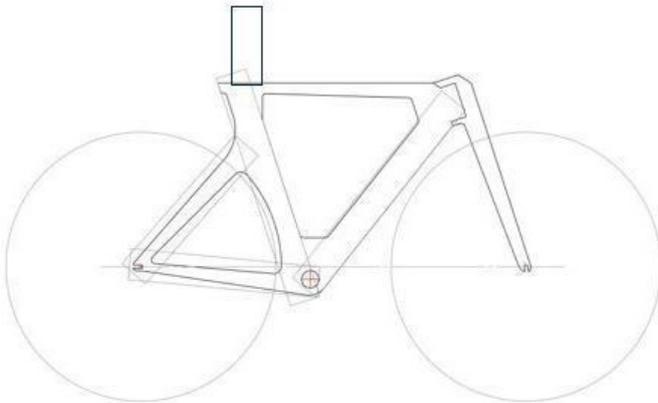
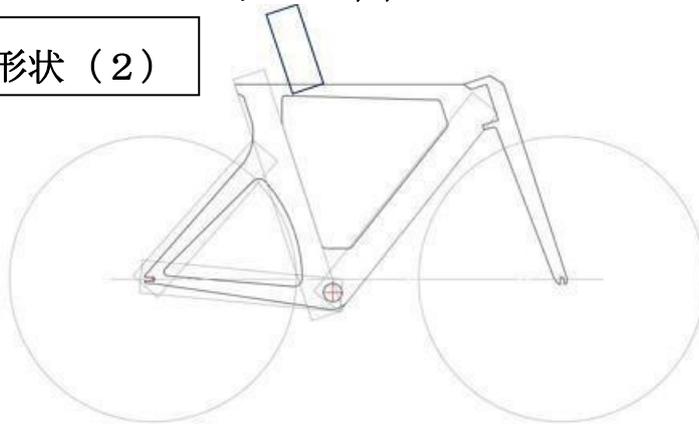
各ボックスの位置および配置





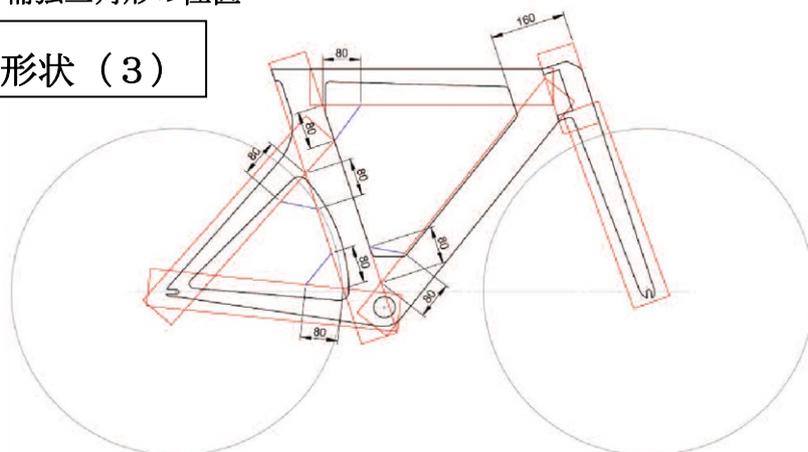
シートポストのボックスの位置

形状 (2)



補強三角形の位置

形状 (3)



d) 構造

- ①. 第42条 3.(2)d)②を適用する以外の競技においては、伝統的形状のハンドルバーのみが使用できる（「構造(1 a)」図参照）。ハンドルバーは以下に明示する範囲になければならない：

上限 サドル座面(B)を通る水平面

下限 前後輪（これらは同径である）の上端から 100mm 下を通る水平線(C)

後方 操舵軸(D)

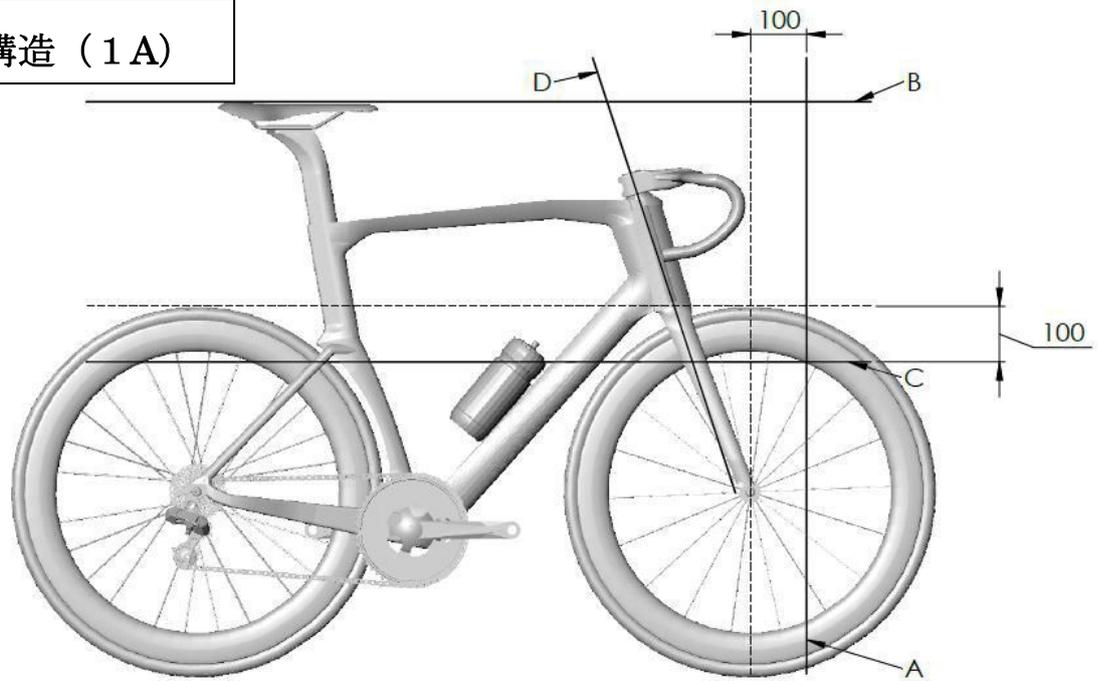
前方 前車軸の中心線から 100mm の水平距離上を通る垂直面(A)（「構造(1)」参照）。

さらに、すべてのハンドルバーは以下に適合しなければならない：

- ハンドルバー断面の最大寸法は 80mm
- ステム断面の最大寸法は 80mm
- すべてのフォーク付属品の断面の最小寸法は 10mm
- ステムとハンドルの接合部には、補正のために 2 辺が 40mm の二等辺三角形 2 つが認められる。

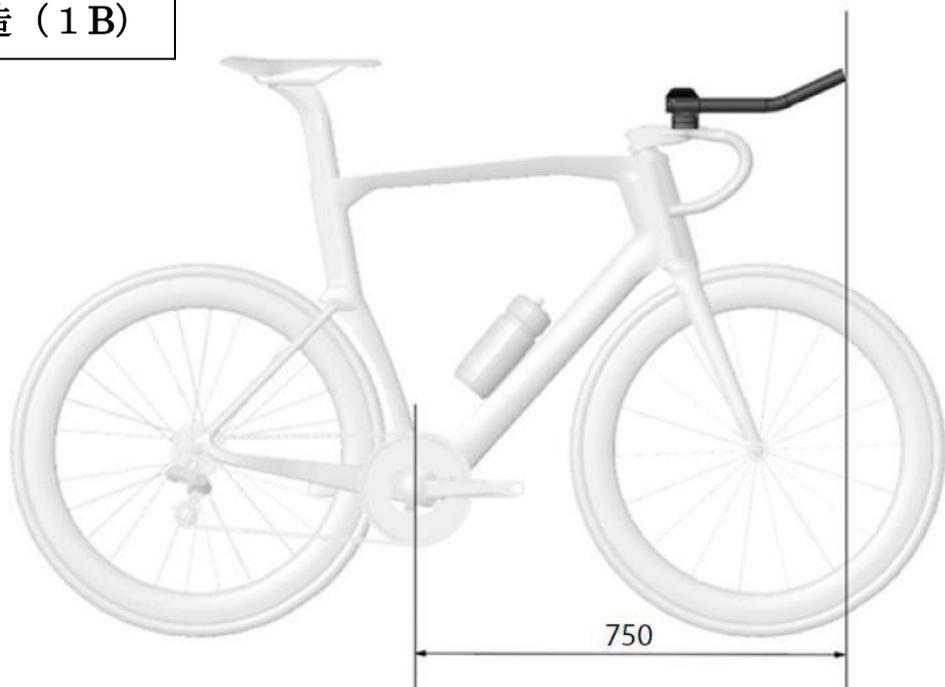
ハンドルバーに付くブレーキ操作部は、二つのレバー保持部からなる。これは、レバー保持部の上に置いた手でレバーを引いてブレーキを作動できなければならない。二者択一的使用をしやすくするいかなる保持部の延長および変形も禁止する。ブレーキと変速機操作の複合機構は承認されている。

構造 (1A)



- ②. ロード・タイムトライアルおよびトラックのインディヴィデュアル・パーシュート、チーム・パーシュートおよび1km/500m タイムトライアルにおいては、従来のハンドルバーまたはベースバーによるステアリング・システムにタイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション（両手で握る2つのエクステンション部分と2つの前腕支持部で構成される）を取り付けるか、または統合してよい（図「構造（1B）」を参照）。伝統的なタイプのハンドルバーまたはベースバーは、（図「構造（1A）」（A.B.C.D.）に規定される領域内に配置されていなければならない。

構造 (1B)



ボトム・ブラケット軸を通る垂直面とタイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステン

ション（操作部および固定レバーを含む）の先端とのデフォルトの水平距離は 750mm を超えてはならない。

前腕保持部の中間点とエクステンション（付属品を含む）の最高部または最低部とのデフォルトの高さの差は 100 mm 未満でなければならない。

前節により規定されるトラックおよびロード競技においては、デフォルトの 750mm の距離は以下に示す 競技者の身長 の 3 カテゴリ に基づく免除の一部として、850 mm まで延長できる。

カテゴリ 1：身長 180.0cm 未満

身長 180cm 未満の競技者においては、ボトムブラケットの軸を通る垂直面とすべての付属品を含めたタイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションの先端との間の水平距離は、最大 800mm までとすることができる。前腕保持部の中間点とエクステンション（付属品を含む）の最高部または最低部との高さの差は 100mm 未満でなければならない。

カテゴリ 2：身長 180.0cm～189.9cm

身長 180cm～189.9cm の競技者については、ボトムブラケットの軸を通る垂直面とタイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションの先端との間の水平距離は、すべての付属品を含めて最大 830mm までとすることができる。前腕保持部の中間点とエクステンション（付属品を含む）の最高部または最低部との高さの差は 120mm 未満でなければならない。

カテゴリ 3：身長 190cm 以上

身長が 190cm 以上の競技者については、ボトム・ブラケット軸を通る垂直面とすべての付属品を含めたタイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションの先端との間の水平距離は最長 850mm とする。前腕保持部の中間点とエクステンション（付属品を含む）の最高部または最低部との高さの差は 140mm 未満でなければならない。

カテゴリ 3 の競技者は、UCI ウェブサイトから入手できる競技者身長証明申請書を提出しなければならない。

競技者の身長カテゴリに基づく免除を利用する競技者は、バイク・チェック時にコミセール・パネルに通知しなければならない。より明確に説明すると、上記のデフォルトの距離は、各身長カテゴリによる免除が競技者から伝えられていない場合、コミセール・パネルによって適用される。

さらに、すべてのタイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションと前腕保持部は以下に従わなければならない：

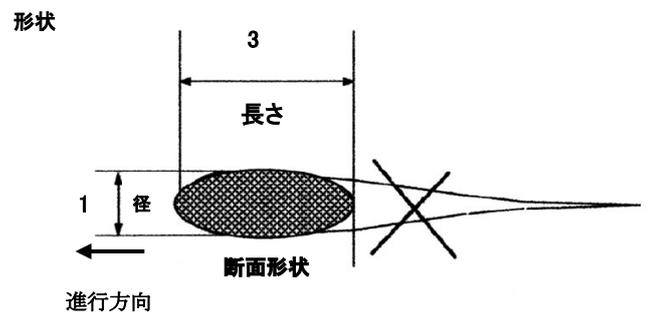
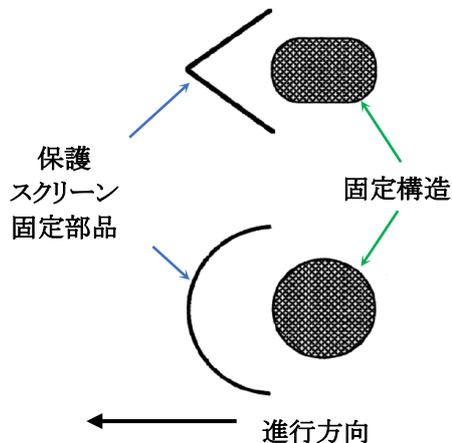
- 前腕保持部は 2 つの部品からなり（各前腕に 1 部品）、エクステンションが付加されたときのみ許される；
- 各前腕保持部の最大幅は 125mm
- 各前腕保持部の最大長は 125mm
- 前腕保持部の最小長は 60mm
- 各前腕保持部の最大高さは 85mm
- 各前腕保持部の最大傾斜（腕保持部表面で測定される）は 30 度
- 各エクステンション断面の最大幅は 50mm
- タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションの両セクションがパーツで結合されている場合、許容される断面の最大寸法は 80mm

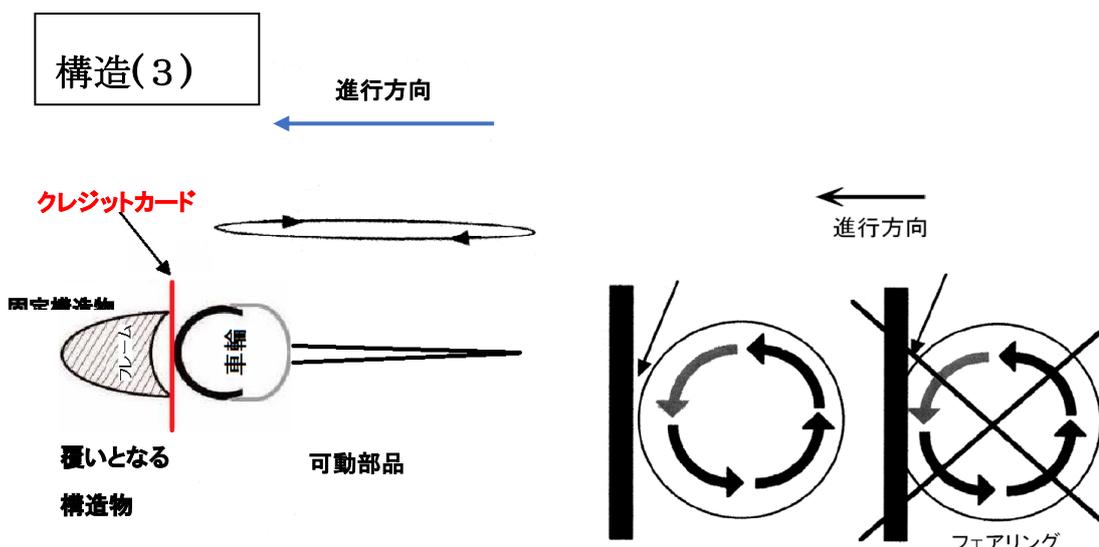
- 外付け付属品断面の最大寸法は、80mm
- 一体型機材の場合、各延長部と外付け付属品との間の接合部に、補正のために2辺が40mmの二等辺三角形が認められる
- ステムとベースバーの接合部には、補正のために2辺が40mmの二等辺三角形2つが認められる
- ベースバー断面の最大寸法は80mm
- すべてのフォーク付属品断面の最小寸法は10mm
- ステム断面の最大寸法は80mm

③. 構造に加えまたは一体化した、空気抵抗を減じ、または減少させる効果を持つもの、または人為的に推進力を促進するもの、たとえば保護スクリーン、紡錘形のフェアリング等のいかなる装置も禁止する。保護スクリーンとは、自転車の構成物の空気抵抗を減ずる目的の風防または風除けの設計の効果を与える固定された構成要素と定義する。

紡錘形とは、断面における延長または流線化と定義する。これは、長さLと径Dの第42条3.(2)c)②（フレームセット）、第42条3.(2)d)①および第42条3.(2)d)②（ハンドルバー、ベースバーおよびタイムトライアル用固定エクステンション）に定める寸法要件を超えない範囲まで許容される。

構造（2）





車輪のような可動部分のフェアリングの存在を正当化する実際的な方法：硬いカード（クレジット・カードのような）を固定構造部と可動部品の間に通すことができること。

フェアリングとは、自転車の車輪，チェーンセットのような運動部分を覆う形式の自転車の構成要素を使用または変形することであると定義する．したがって，固定構造部と可動部品の間には，硬いカード（クレジットカードのような）を通すことができなければならない．

- ④. ボトルはフレームの内側に統合されてはならないものとし，フレーム内側でダウンおよびシート・チューブ上にのみ設置することができる．競技中に使用するボトル断面の最大寸法は 10cm を超えてはならず，4cm 未満であってはならず，その容量は最少 400 ml で最大 800 ml とする．
- ⑤. いかなる自転車でも，データ，情報または映像を収集または送信する能力と目的を持つ車上テクノロジー機器（テレメトリー，トランスポンダユニット，GPS ユニットおよびビデオカメラを含むがこれらに限らない）を以下の条件に従うことを条件として取り付けてよい．

- 機器の取付け装置は自転車で使用するために設計されなければならない，自転車のいかなる品目の認可にも影響しないものとする；
- 機器の取付け装置は，機器がレース中に取外し不可能なものであること；
- 競技者の車上テクノロジー機器から生じるすべてのデータは，レース中に第三者に送信されてはならない．

チームまたは競技者によるいかなる用途の車上テクノロジー機器の使用も，UCI の同意する，UCI または主催者による事前の認可を必要とする．認可の要求は，特に，機器への公平なアクセス，スポーツの公正さ，および高潔性の標準により査定されるものとし，さらに商品化されているものとする．

UCI/JCF は，ライセンス所持者による搭載テクノロジーの装着と使用または含有するかもしれないすべての欠陥または不遵守から由来するいかなる結果にも責任がないものとする．

この条項とここに含まれている要件は，取外し可能なコンピュータ/競技者情報システムに適用しない．

- ⑤. トラック内では競技，トレーニングにおいて，フリーホイール，多段ギア，ブレーキの使用

を禁止する。

シクロクロス、マウンテンバイク、ロードレースとタイムトライアル、BMX、トライアルのトレーニングと競技においてディスク・ブレーキは許可する。

ロードおよびシクロクロス・レースにおいては、固定スプロケットの使用は禁止され、また、前・後輪に機能するブレーキ装置を必要とされる。

第43条 (ドミフォン用およびその他の種目用自転車)

1. ドミフォン用自転車についても、前条に準じる。
2. マウンテンバイク用自転車については第135条、BMX レース用については第137条、BMX フリースタイル用については第138条、トライアル用については第139条、室内自転車競技用については第140条並びに第141条、パラサイクリング用については129条による。

第44条 (ドミフォン用オートバイ)

ドミフォン用オートバイについては、UCI 規則による。

第45条 (ペーサ用オートバイ)

ペーサ用オートバイ (デルニ・バイク等) については、UCI 規則による。

第46条 (競技機材における表示)

競技機材における表示は、次のとおりに限定する。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 国名 | ② 国内連盟名 |
| ③ 製造メーカー名 | ④ 商品名 |
| ⑤ チーム名 | ⑥ 大会スポンサー名 |
| ⑦ 部品名 | |

第1部－9 (第3章) 競技者の装備

(参考) [「UCI ジャージの視覚的ガイドライン」 \(VERSION 2 | JANUARY 2022\)](#)

https://downloads.ctfassets.net/76117gh5x5an/4LXQmaBRcTbBKNfeeMoSCL/595566f41131d5469746f7321ec45f05/2022_UCI_JERSEY_guidelines_v12.pdf



(参考) [「01 2 UCI 技術規則の明確化ガイド和訳版 20230126」](#)



和訳版



UCI 原文

第47条 (装備)

競技者の基本的装備については、UCI 規則に準じ、以下のとおりとする。

1. 競技者は、袖付きのジャージと短いパンツを着用する。ひざ上までのものが短いパンツと解される。ワンピース形式も認められるが、袖なしは禁止する。マウンテンバイクのダウンヒル、フォー・クロスおよびエンデューロ、BMX、トライアル、室内自転車競技については、競技部門毎の競技規則で規定する。
2. 競技中と公式行事中には、ジャージの表示やゼッケンを隠すような衣類を着用してはならない。**レインジャケットは、チームのジャージと同色で下が透けて見えるか、または前面と背面にチームの名称もしくはロゴを表示していなければならない。チーム名またはロゴのサイズは、高さか幅のいずれかが少なくとも 20cm 以上とする。**
3. トラックレース、マウンテンバイク、シクロクロス、トライアル、BMX、BMX フリースタイルさらにサイクリング・フォー・オールの競技および練習においては、本連盟公認のヘルメットの着用を義務付ける。ヘルメットの公認基準は別に定める。ただし、マウンテンバイク・ダウンヒルと BMX においては、公認外であっても別に掲げる規格を満たすヘルメットの使用を認める。また、本連盟は、競技者の申請により、その責任において特定の競技大会・競技種目・カテゴリでのヘルメット着用に関する例外を認めることができる。
4. ロードレースにおいても、競技・練習において本連盟公認のヘルメットの着用を義務付ける。
5. 規則で着用が義務付けられている場合、競技中にヘルメットを外した競技者は直ちに失格とする。ヘルメットを被らずにスタートラインに付こうとした競技者は、スタートを認められない。
6. 衣類の品目は競技者の身体形態を修正してはならず、そして衣類または保護のみを目的としな

い、いかなる必須はでない要素または考案物も禁じられる。

衣類の表面粗さへの修正は認可されるが、布地のメッシュ、織りまたは縫製の結果としてのものでなければならない。表面粗さの修正は大きくても断面で 1mm の差に制限される。

表面粗さ修正の測定は、衣類への圧力または引張なしに行う。

すべての衣類は織物の元々の性質を維持しなければならない。形態制約を一体とするような方法は適当でない。したがって、着用されていない時に、決して衣類はいかなる自立要素または堅い部分も含んではならない。

競技中に使用する靴下とオーバーシューズは、踝の中心と腓骨頭中心の間の半分の距離によって定義された高さ以上に及んではならない。（右図参照）



7. 衣服上の広告表記は以下による。また、競技者の随行者に関しての広告表記は衣服上のものだけに限り、競技者に認められたものと同一とする。

(1) チームおよび都道府県等選抜チームのジャージ

チームおよび都道府県等選抜チームは、そのジャージの配色、主要スポンサー等を本連盟に登録しなければならない。ただし、国民スポーツ大会、全国都道府県対抗自転車競技大会については、当該大会の規則による。その所属する 1 名またはそれ以上の競技者が国際競技日程の大会に参加する、地域またはクラブのチームは、年頭に、その衣服の色彩、配色およびスポンサーについての詳細を所属する国内連盟に届け出なければならない。チーム・団体名またはその略称をジャージに表記しなければならない。チーム所属の競技者は上記に従って登録したユニフォームと同じものを着用しなければならない。主催者により特別に用意されたものを着用する場合以外は、所属チーム以外の団体または企業の色ユニフォームを着用して競技に出場することはできない。契約したスポンサーの名称を、広告として衣類に表示することができる。この広告は以下のとおりとする。

広告およびそのレイアウトは、同一レースにおいてはチームの競技者全員が同一でなければならない。

- ①. ジャージ：1 社または複数のスポンサーの名前、会社名または商標をジャージに自由に表示できる。さらに特定の競技大会および海外の競技大会に参加する場合には、数に制限なく、異なる表記の広告を付けることができる。

(2) リーダー・ジャージ

ステージ・レースにおける部門別リーダー・ジャージは、UCI 登録チーム、チーム、ナショナル・ジャージ、世界選手権者のジャージ、日本選手権者のジャージ、ワールドカップのジャージとまったく異なっていなければならない。

個人総合首位者のジャージを設定することを義務付ける。

リーダー・ジャージにおける広告の権利は競技主催者にある。

このジャージの広告及び製造者ロゴエリアは UCI のウェブサイトで開催されている「UCI ジャ

ージの視覚的ガイドライン」に記載の通り。

リーダー・ジャージの着用者は、そのジャージに調和した色彩のパンツを着用する権利を持つ。

タイムトライアル・ステージでは、主催者がリーダー用のエアロダイナミクス・ジャージまたはワンピースを用意していない場合は、リーダーは所属する UCI 登録チームかチームのものを着用してもよい。

(3) ナショナル・ジャージ

ナショナル・ジャージとそのデザインは本連盟固有の財産である。

着用義務のある競技大会は以下のとおり

1. オリンピック競技大会，IOC および NOC 規則に従って。
2. 世界選手権大会
3. 大陸競技大会，
4. ナショナル・チームに属する競技者

世界，大陸，国内選手権者はこの規則を順守しなければならない，ここに引用された競技大会に参加する際にそのナショナル・チーム・ウェアを着用しなければならない。

ナショナル・ジャージには UCI のウェブサイトで公開されている「UCI ジャージの視覚的ガイドライン」に詳述される通り国内連盟の裁量により広告の表記が認められる。

広告は，競技者ごと，競技者のカテゴリ，種目毎に異なってよい。

ジャージおよびパンツのデザインは，競技者の 1 カテゴリごとに異なってよい。

マウンテンバイク・ダウンヒル競技，トライアルおよび BMX で着用されるレギンズにおける広告物はパンツに対する広告制限を条件としない。加えて，競技者の名前をジャージの背中に付けてよい。これらの基準は，競技中に着用するその他の衣類（雨具その他）にも適用する。

下記の場合を除き，広告スペースは国内連盟が使用するために権利を有する。

(a)トラック・ワールドカップ

(b) シクロクロス・ワールドカップ

男子ジュニア、女子ジュニアおよび男子 U23 の UCI シクロクロス・ワールドカップの競技中は、ナショナル・チームの服装が義務づけられる。ただし、条項 1.3.071 の優先リストに従って、チャンピオンジャージを着用しなければならない国内、大陸または世界選手権者はこのかぎりではない。男子および女子エリートの UCI シクロクロス・ワールドカップにおいては、国内連盟は連盟が費用を負担する競技者に対してのみ、ナショナル・チームの服装を課すことができる。女子 U23 については、ナショナル・チームの服装を着用している競技者に対しのみ、UCI の財務的義務が定める条件に従い参加手当が付与される。

(4) 国内選手権保持者のジャージ

国内選手権保持者のジャージとそのデザインは本連盟固有の財産である。

ロード，トラック，シクロクロス，マウンテンバイク，BMX，トライアルおよび室内自転車競技の国内選手権者はそのタイトルを得た種目，部門，カテゴリにおける全競技大会においてそのジャージを着用しなければならないが，他の競技では着用できない。個人タイムトライアルにおける国内選手権者は，チームタイムトライアル競技中には国内選手権者用のジャージを着る権利を与えられない。トラック競技のマディソンにおいては，チームのうちどちらか 1 人が国内選手権者ではない場合，競技者は 2 人とも同じチームのジャージを着用しなければならない。6 日間競

走においては、マディソンの国内選手権者は 2 人ともに参加する場合でなくても選手権者のジャージを着用しなければならない。

国内選手権を保持しなくなった競技者は、国内連盟の定める技術的細目に従って、そのジャージの襟と袖口およびパンツの裾にその国の色の縁飾りを付けることができる。しかしながら、そのジャージは国内選手権を得た種目、部門においてのみ着用でき、他の競技では着用できない；しかしながら、個人タイムトライアルの元国内選手権者は、個人タイムトライアルとチームタイムトライアルのための自身のワンピースジャージに、その国の色の縁飾りを付ける権利を与えられる。

国内選手権者のジャージは走路上、表彰式、記者会見、テレビ・インタビュー、サイン会および良好なプレゼンテーションを要するその他の機会においては着用されなければならない。

(5) 国内選手権保持者のジャージの広告

国内選手権者は、国内選手権者のジャージに広告を、公式式典 48 時間後から次の国内選手権大会開催前夜までジャージには **UCI ウェブサイトから入手できる「UCI ジャージの視覚的ガイドライン」**で説明されている範囲でつける権利を有する。

契約したスポンサーの名称等を以下の範囲に標示できる。ただし、国民体育大会、全国都道府県対抗自転車競技大会については、それらの規則による。

国内選手権ジャージの着用者は、そのジャージに調和した色のパンツを着用する権利を持つ。

しかし、関係する国内連盟の事前の承認の下に、そして第 4 7 条 7. (4) の意図において伝統的な国内選手権者ジャージを着用する代わりに、**MTB DHI, MTB 4X, MTB エンデューロおよび BMX レーシングおよびトライアルにおける**国内選手権者は競技者の国の旗を左腕袖につけた別個の国内選手権者ジャージを着用することができる。その国内選手権者ジャージの左袖には広告をつけることは認められない。左袖は別として、そして第 4 7 条 1. から 6. を損なうことなく、残余のスペース(例えば胸、背および右腕袖)は彼らの通常のスポンサーのために競技者の自由裁量に任せられる。詳細は、UCI ウェブサイトから入手できる小冊子で説明されている。

(6) 着用の優先順位

関連条項を損なうことなく、すべての種目に関して、同一競技者が異なったジャージを着用する場合には様々な規定が適用されるが、ジャージの優先順位は次の通りとする。

1. ステージ・レースのリーダー・ジャージ
2. 世界選手権者ジャージ
3. カップ、シリーズまたは UCI ランキングの首位者ジャージ
4. 大陸選手権者ジャージ
5. 国内選手権者ジャージ
6. **ナショナル・ジャージ**

第48条 ナショナル・ジャージ (ペーサの装備)

ドミフォンのペーサの装備については、UCI 規則参照。

第49条 (ユニフォーム)

ユニフォーム (登録されたジャージ・パンツ等) については、UCI 規則による。

1. 競技者は、所属するチーム色のジャージおよびパンツを着用する。ただし、このジャージ・パンツは、本連盟または加盟団体に登録する。
2. 国民体育大会自転車競技会、全国都道府県対抗自転車競技大会等所属する都道府県を単位とする

競技大会に参加するときは、所属する都道府県を表示するジャージ・パンツおよびマークを使用する。この都道府県を表示するジャージ・パンツは、本連盟に登録する。

3. 審判員は、競技者のジャージ、パンツ、キャップなどに関する規則が順守されているかどうかを常に監督する。規則違反の場合、審判員は出走を拒否できる。そしてその旨を主催者を通じて本連盟に通知するものとする。
4. 団体種目は統一されたジャージ・パンツとする。

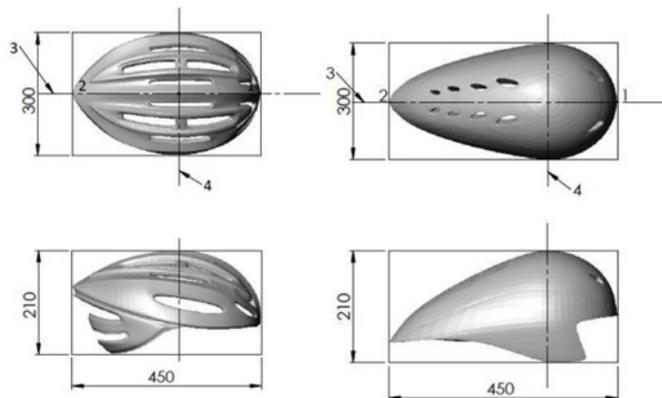
第50条 (ヘルメット)

室内自転車競技および **BMX** フリースタイル・フラットランドを除くすべての競技部門においては、競技および公式練習中、リジッド・ヘルメット（硬質な殻体を持つヘルメット）の着用を義務付ける。すべての競技部門において、競技および公式練習中以外でも、硬質な安全ヘルメットの着用は推奨される。いかなる場合でも、法的な規定を順守しなければならない。

本連盟及び加盟団体等が開催する国内大会カレンダーに参加するには本連盟の公認した「**JCF APPROVED**」の標示のあるもの、および「**JKA**」の認定のものに限る。

1. ロードおよびトラック競技の場合、ヘルメット（付属品を含む）の寸法は以下を超えてはならない：

- 長さ (L) は 450mm 以下
- 幅 (W) は 300mm 以下
- 高さ (H) は 210mm 以下



2. 本連盟公認ヘルメットの性能およびその試験基準は別途定める。
3. (1) マウンテンバイク・ダウンヒル、**BMX**に使用するヘルメットは別に基準を定める。
(2) マウンテンバイク・クロスカントリ、シクロクロスにおいてはバイザーの使用を認める。
4. 本連盟は、**UCI** ワールドチーム、**UCI** 女子ワールドチーム、**UCI** プロチーム、**UCI** コンチネンタル・チームおよび **UCI** 女子コンチネンタル・チーム、**UCI** マウンテンバイク・チーム、**UCI** トラック・チーム、**UCI** **BMX** チーム、**UCI** シクロクロス・チームとプロフェッショナル競技者として現に契約している者に対して、本条項の主旨を損なわない範囲において標示について例外を認めることができる。例外の適用を受けて大会に参加しようとする競技者は、予め本連盟に申請し、本連盟の発行した書状を大会時に持参しなければならない。

第1部—10 (第27章) 選手権者のジャージ

第51条 (日本選手権者のジャージ)

1. 日本選手権は、当該年の1月1日より日本国籍を持つ競技者に与える。
2. 日本選手権者のジャージは、その年の西暦およびその種目名を表示し、本連盟制定のものとする。

る。

3. 日本選手権者のジャージの色およびレイアウトを含んだデザインの権利は本連盟が所有する。このジャージは本連盟の許可なく製造することはできない。このデザインはいかなることがあろうとも修正することはできない。

第52条 (日本選手権者のジャージの着用)

1. 日本選手権者には、前条のジャージを授与する。
2. 日本選手権者はその選手権を保持する間、同一種目に出場する際は、このジャージを着用しなければならない。他の種目において着用することはできない。

個人ロードレース選手権者は、ワンデイ・ロード・タイムトライアルと世界選手権を除く全てのロードレースで選手権者ジャージを着用する。

個人ロード・タイムトライアル選手権者は、ロード・タイムトライアル世界選手権大会以外のワンデイ個人ロード・タイムトライアルにおいて選手権者ジャージを着用し、他のレースでは着用しない。

トラック、MTB、BMX、トライアル、室内自転車競技選手権者は、タイトルを獲得した種目のみで着用し、他の種目では着用できない。

国内選手権者のジャージは特に競技中、表彰式、記者会見、テレビインタビュー、サイン会、フォトセッションの公的に人前に出る機会においては着用されなければならない。

3. 日本選手権者のジャージ上の広告等については、第47条第7項(4)による。

第1部—11 (第28章) 公式行事

第53条 (服装)

1. 公式服装とは、役員および競技者の指定された服装をいう。
2. ユニフォームとは、本連盟、本連盟に加盟する都道府県および加盟団体単位の表示がある統一された服装をいう。
3. 本章で言うジャージとは、チャンピオン・ジャージをはじめ、競技用のシャツ、パンツ、ワンピースをいう。

第54条 (公式行事における服装)

国際競技大会参加については、UCI 規則、本連盟規則および競技者規程による。

1. 全日本自転車競技選手権大会、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の代表選手選考会については、本連盟競技規則に記載の所属を表示した競技用ジャージで参加しなければならない。
2. 国民スポーツ大会、全国都道府県対抗自転車競技大会（国体リハーサル大会）等の都道府県を単位とする競技大会において、当該県実行委員会が主催する開会式（開始式）・閉会式には、所属の都道府県を表示するユニフォームまたは競技用ジャージで参加しなければならない。帽子等の着用についても同等とする。
3. 国民体育大会、全国都道府県対抗自転車競技大会（国体リハーサル大会）等の競技大会には、所属する都道府県を表示するジャージおよびマークを使用する。この都道府県を表示するジャージのデザインを変更する場合は7月末までに本連盟に登録する。

第55条 (表彰式)

UCI 競技規則、本連盟競技規則第49条および前条による。

1. 国民スポーツ大会および全国都道府県対抗自転車競技大会（国スポリハーサル大会）等の当該県実行委員会が関わる表彰式には前条2項，3項による。この服装は，表彰式会場内では厳守しなければならない。
2. 表彰式会場とは，表彰者控室（場所）から表彰式が終り，表彰者控室（場所）で解散するまで厳守する。
3. 一般に表彰式は種目ごとに行う。
4. 各種目終了後10分以内に(別に用意され，公式コミュニケにより正確に伝達された場合を除き)，表彰対象の競技者は，チーフ・コミセールが責任者として執り行う表彰式に臨む用意をしなければならない。
 - (1) チーム種目においては，メダルとジャージはそのチームの各競技者に授与する。チーム・パーシユートとチームスプリントにおいては，決勝に参加した競技者のみが表彰式に臨むことができる。各チームにおいて最少2回競技した1名の競技者に追加のメダルとジャージを授与する。
 - (2) 競技者は，表彰式場から離れるまで第53条第2・3項の服装で，無帽，ヘッドバンド・サングラスなしで臨まなければならない。

第1部－12（第4章） ゼッケン（ナンバー・カード／レース・ナンバー）

第56条（ゼッケン（ナンバー・カード／レース・ナンバー））

1. ゼッケン（ナンバー・カード／レース・ナンバー）は，白地に黒数字を記す。フレームに付けるプレートについても同様とする。
2. 競技者は，常時明瞭に見えるようボディ・ナンバーをしっかりと付けなければならない。2枚付ける場合には5cm以上の間隔を空けて付ける。ゼッケンは折曲げたり，切ったりしてはならない。
3. 競技者は主催者により提供されるゼッケンをいかなる変更も加えることなく使用しなければならない。コミセール・パネルによる参加者確認の後，主催者により無料で発行する。
4. 競技を棄権した競技者は速やかにゼッケンを外さなければならない。
5. 外形寸法，文字寸法等は以下のとおりとする。

	ボディ・ナンバー	フレーム・ナンバー ハンドサイクルの ヘルメット・ステッカー	肩番号	ナンバー・プレート
高さ	18 cm	9 cm	9 cm	MTB 15 cm BMX 20 cm Trials 11 cm
幅	16 cm	13 cm	7 cm	MTB 14 cm BMX 25 cm Trials 16 cm
字高	10 cm	6 cm	5 cm	MTB 8 cm BMX 10 cm Trials 10 cm
字幅	1.5 cm	0.8 cm	0.8 cm	MTB BMX 1.5 cm Trials
広告		下部または上部に	下部および上部に	MTB 上部および下部に

	下部に高さ 6cm まで	11×2cm の長方形	1.5cm 高さで	BMX 高さ 4cm まで 上部に高さ 6cm まで Trials 下部に高さ 2.5cm まで
--	--------------	-------------	-----------	--

第57条 (ゼッケンの枚数)

ゼッケンの枚数は以下のとおり。この表にない種目に対しては種目の特性に応じて枚数を決定する

種目	ボディ・ナンバー	フレーム・ナンバー	肩番号*	ナンバー・プレート
ロード	ワンデイ・レース (クリテリウム, 個人ロードレースを含む)	2	1	
	ステージ・レース	2	1	
	タイムトライアル	1		
シクロクロス		1	2	
トラック	スプリント	2		
	200m タイムトライアル	2		
	個人追抜競走	1		
	団体追抜競走	1		
	1km タイムトライアル	1		
	500m タイムトライアル	1		
	ポイント・レース	2		
	ケイリン	2		
	チームスプリント	1		
	マディソン	2		
	オムニアム (全競技)	2		
	スクラッチ	2		
	速度競走	2		
	エリミネーション	2		
BMX			2 (側面)**	1
マウンテンバイク 全競技		1		1
トライアル		1		1

* 肩番号は、前方から見えるように上腕部に着用しなければならない。

** 大会テクニカルガイドにおいて必要とされるなら、BMX においてサイド・プレート/ナンバーを使用する。

自転車または競技者は、レース中に競技者の位置を追跡するために電子機器を取り付けられ得る。競技者およびチームは、主催者および/または UCI, UCI 代理人およびコミセールからのそうした要請に従わなければならない。

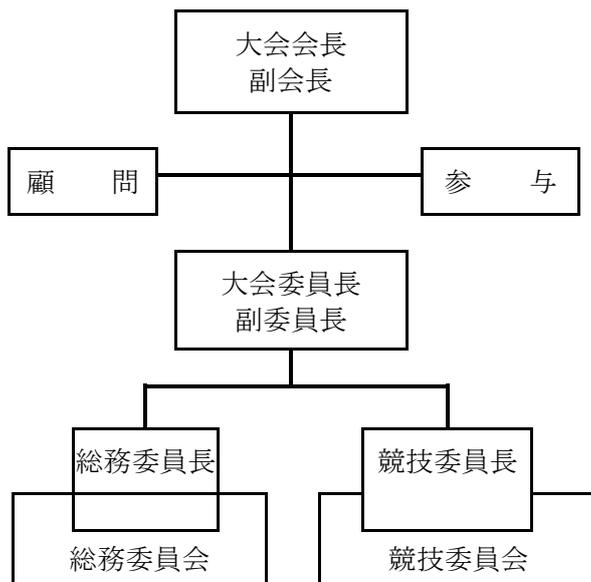
第58条 (ヘルメット・カバー)

大会特別規則に定めることにより、種目によって番号付ヘルメット・カバー等を使用することができる。

第59条 (広告の記載)

競技大会主催者は、契約に基づき、ゼッケン、ヘルメット・カバー、横断幕、ADカード等に広告を記載することができる。

○競技大会役員編成例示

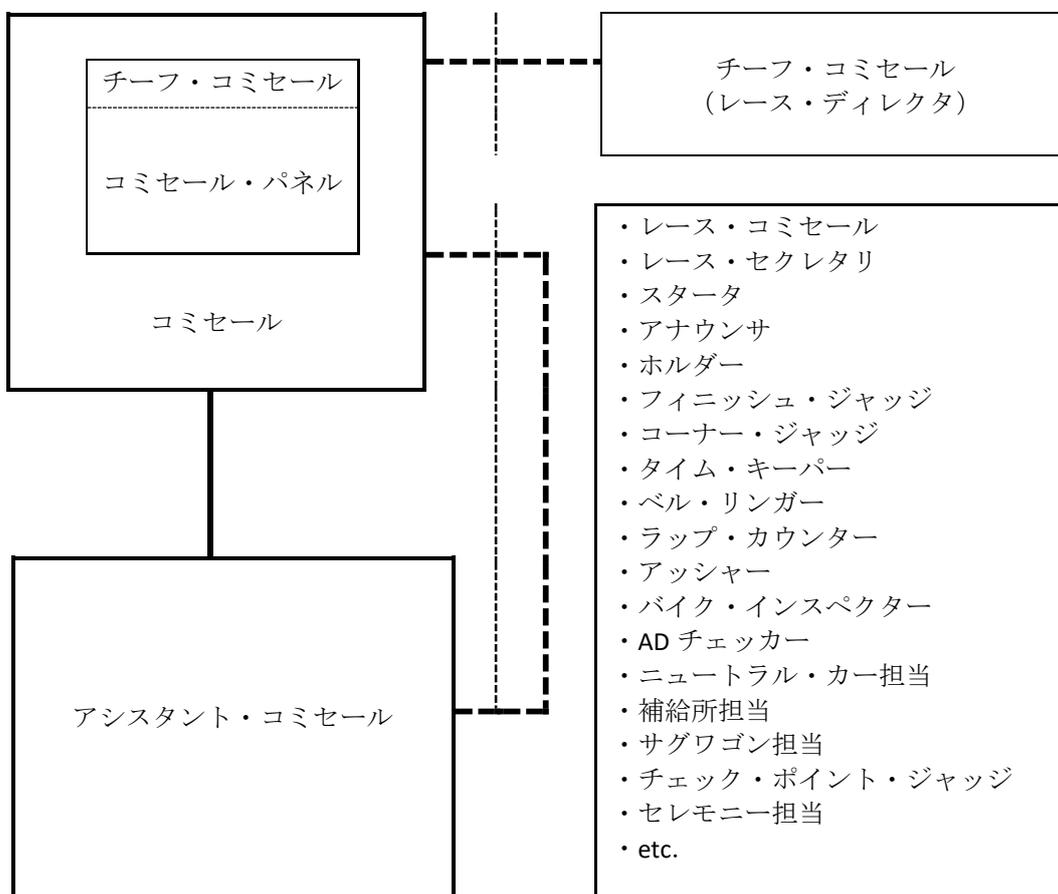


- ・大会会長： 本連盟会長
- ・副会長： 共催団体会長，主管団体会長，本連盟副会長
- ・顧問： 関係団体の首長および特別委嘱者
- ・参与： 関係団体の副首長格，学識経験者，間接的本連盟役員等
- ・大会委員長： 本連盟常務理事
- ・副委員長： 主管団体の理事長

○競技担当役員編成例示

・競技担当役員名

・担当任務名



○競技大会実施要項様式

「第○回 ○○自転車競技選手権大会」 実施要項

- 1 主催 ○○法人○○自転車競技連盟（以下、すべて正式名称で記載する）
- 2 共催 ○○県 ○○市 ○○教育委員会 ○○連盟 ○○協会
- 3 主管 ○○自転車競技連盟
- 4 後援 ○○(申請中の場合は予定とする。ない場合は以下を繰り上げ)
- 5 協賛 ○○
- 6 協力 ○○
- 7 期日 2021年○月○日(曜日)～○月○日(曜日)（平成○年も可）
- 8 会場 「会場名または場所」（ロードの場合は距離） 郵便番号 住所 電話
別会場の場合は以下のとおり、具体的に記載する。
 - (1) ライセンス・コントロール(または選手監督受付) ○○
 - (2) 監督会議 ○○
 - (3) 開会式 ○○ 等々
- 9 日程 （表記の仕方は、各競技団体の様式で可）
 - (1) ライセンス・コントロール(または選手監督受付) ○月○日(曜日) ○時○分～○時○分
 - (2) 以下上記と同様
- 10 競技規則 2021年度版（公財）日本自転車競技連盟競技規則および大会特別規則による。
- 11 競技種目(種別)
 - (1) 男子
 - ① トラック競技(またはトラックレース)
 - a 1km タイムトライアル
 - b スプリント……
 - ② ロード競技(またはロードレース)
 - (2) 女子
以下同様
- 12 参加資格
- 13 参加制限
- 14 表彰
- 15 参加料
- 16 参加申込
 - (1) 申込方法
 - (2) 申込先
 - (3) 申込期限
- 17 宿泊・弁当・交通
- 18 ドーピング検査について
- 19 参加上の注意
 - (1) 大会中の疾病及び負傷については応急処置をするが、その後は参加者の負担とする。(必ず記載)
 - (2) 個人情報、肖像権の取り扱いについて(必ず記載)

記載する文番号は、以下のとおり統一する。

大項目 1 2 3 ……

中項目 (1) (2) (3) ……

小項目 ① ② ③ ……

細項目 a b c …… または ア イ ウ さらに (ア) (イ) (ウ)

競技大会前のチェックリスト

個人備品	1	ユニフォーム	○	
	2	ストップ・ウォッチ	○	
	3	ホイッスル	○	
	4	計算機	○	
	5	ボイス・レコーダー	○	
	6	筆記用具	○	
	7	クリップ・ボード	○	
	8	ガムテープ・セロテープ	○	
	9	記録用紙	○	
	10	チョーク	○	
	11	スタート用ピストル・紙雷管	○	
	12	抽せん用具	○	
	13	メジャー	○	
	14	下げ振り	○	
	15	競技規則集	○	
	16	大会プログラム, ハンドブック	○	
	17	雨具	○	
	18	防寒具	○	
	19	帽子	○	
	20	日焼け止め	○	
	21	サングラス	○	
	22	審判員登録証	○	
	23	(コンピュータ)	○	
	24	(双眼鏡)	○	
	25	(印鑑)	○	
トラック競技におけるチェック項目		トラック周長	○	
		周長補正值	○	
		200mTT 周回数	○	
		スプリント周回数	○	
		500mTT の S・F 位置	○	
		ポイント・レース周回数	○	
		ポイント・レース中間スプリント間隔周回数	○	
		ニュートラリゼーション周回数	○	
		チームスプリント交代ゾーン	○	
		ケイリンの競走周回数	○	
		ケイリンのペーサ離脱位置	○	
		各種目の予選からの勝ち上がり数	○	
		速度競走の先頭責任回数	○	
		タンデム予選・本戦周回数	○	
		ステアヤー・ライン有無	○	
		フィニッシュ・ジャッジ台	○	
		スタータ台	○	
		表彰台	○	
	雨天対策	○		
	救護体制・病院	○		
ロード競技におけるチェック項目		距離・周回数	○	
		正式スタート位置	○	
		車両の燃料補給状態	○	
		無線機の機能	○	
		補給ゾーン・廃棄ゾーン(グリーン・ゾーン)	○	
		補給開始距離・周回数	○	
		補給終了距離・周回数	○	
		中間スプリント位置・周回数	○	
		機材補給特別規則	○	
		要注意箇所	○	
		フィニッシュ前 3km の目標物	○	
		フィニッシュ前 1km の目標物	○	
		フィニッシュ前の車両離脱位置	○	
		打ち切り制限 (時間・%)	○	
		車両配置	○	
		無線周波数	○	
	救護体制・病院	○		

○競技大会特別規則骨子（例）

第1条 （第x回xxxx自転車競技大会）

第x回xxxx自転車競技大会は、UCI および（公財）日本自転車競技連盟の規則に準じ、本大会特別規則によって実施する。本大会特別規則は第x回xxxx自転車競技大会のための規則であり、他の競技大会に適用されたり、先例となるものではない。

第2条 （競技日程）

本競技大会においては、第1日目から第x日目まではトラックレースとし、第xx日目をロードレースとする。

第3条 （参加資格）

20xx年度に有効な、（公財）日本自転車競技連盟登録またはUCI加盟国内連盟のライセンスを持つ者。

第4条 （参加申込）

20xx年xx月xx日までに、xx自転車競技連盟あてに所定の様式で申込む。
参加料（競技者賛助金）は期日までに（現金書留・銀行振込・郵便振替）にて送金すること。

第5条 （競技者受付・登録）

競技者受付は、21xx年xx月xx日xx時からxx時までとする。
ライセンス提示、出走検査表署名を条件に、ゼッケンを交付する。

第6条 （実施種目およびエントリー人数）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 1km タイムトライアル | : 各団体1名ずつ |
| (2) スプリント | : 各団体2名ずつ |
| (3) インディヴィデュアル・パーシュート | : 各団体1名ずつ |
| (4) チーム・パーシュート | : 各団体1チームずつ |
| (5) チームスプリント | : 各団体1チームずつ |
| (6) ポイント・レース | : 各団体1名ずつ |
| (7) 速度競走 | : 各団体2名ずつ |
| (8) ロードレース | : 各団体5名ずつ |

第7条 （使用機材）

ロードレースにおけるスピード・メーターの使用は許容する。

第8条 （服装）

所属する（本連盟加盟団体、学校、チーム）のユニフォームを着用すること。

第9条 （賞典）

- (1) 各種目優勝者には、xxxを授与する。
- (2) 各種目入賞者には、xxxを授与する。
- (3) 各種目入賞者には、副賞としてxxxを授与する。

第10条（救急措置）

競技中の負傷疾病については、現場における応急措置は主催者にて用意するが、以後の措置については参加者自身の責任によって行うこと。

第11条（ドーピング検査）

- (1) 本競技会は、日本ドーピング防止規程に基づくドーピング検査対象大会である。本大会参加者は大会エントリーした時点で日本ドーピング防止規程に従い、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。
- (2) 本大会出場時に18歳未満の競技者並びにその親権者は、[JADA指定の様式をダウンロード](#)して、必要事項を記入・署名のうえ、大会出場時にライセンスと共に持参してください。
- (3) 本大会参加者は、本大会において行われるドーピング検査を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、ドーピング防止規則違反となる可能性がある。ドーピング防止規則違反と判断された場合には、日本ドーピング防止規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- (4) 日本ドーピング防止規程の詳細内容およびドーピング検査については、[公益法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト](#)にて確認すること。

第12条（1km タイムトライアル）

- (1) xxxmのトラックxx周で行う。

- (2) スタートはxxx・ストレッチの中央線から行う。
- (3) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）。
- (4) 電子計時装置を使用する（使用しない）。

第13条（スプリント）

- (1) 予選200mフライング・タイムトライアルは電子計時装置を使用する（使用しない）。
- (2) 予選200mフライング・タイムトライアルはxx周xxmを走行するうちの最後の200mを計時する。
- (3) 予選上位16人による1/8決勝から開始する。（エントリがxx人に満たない場合は予選上位8人による1/4決勝から開始する。）

第14条（インディヴィデュアル・パーシュート）

- (1) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）。
- (2) 電子計時装置を使用する（使用しない）。
- (3) 予選上位2人による決勝，3・4番目の2人による3・4位決定戦を行う。
- (4) 予選の結果により5～8位を決定する。

第15条（チーム・パーシュート）

- (1) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）。
- (2) 電子計時装置を使用する（使用しない）。
- (3) 予選上位2チームによる決勝，3・4番目の2チームによる3・4位決定戦を行う。
- (4) 予選の結果により5位以下を決定する。

第16条（チームスプリント）

- (1) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）。
- (2) 電子計時装置を使用する（使用しない）。
- (3) 予選上位2チームによる決勝，3・4番目の2チームによる3・4位決定戦を行う。
- (4) 予選の結果により5位以下を決定する。

第17条（ポイント・レース）

- (1) 予選xx周xxkm，決勝xx周xxkmで行う。
- (2) 予選各組上位xx名が決勝に残る。
- (3) ポイント周回はxx周ごととする。
- (4) ニュートラリゼーションは最大xx周回まで。
- (5) xx周回以降はニュートラリゼーションからトラックに復帰することはできない。
- (6) 番号付きヘルメット・カバーを使用する（使用しない）。

第18条（速度競走）

- (1) xx周，xxmで行う。
- (2) 先頭責任の総本数はxx本である。
- (3) 予選各組上位xx名が決勝に残る。
- (4) 番号付きヘルメット・カバーを使用する（使用しない）。

第19条（ロードレース）

- (1) インディヴィデュアル・ロードレースとして行う。
- (2) 周長xkmのコース，xx周，xxxkmで行う。
- (3) 飲食料の補給は，xx周目以降，メイン・ピットで行うことができる。
- (4) 機材の修理・交換は，メイン，補助ピットで随意に行うことができる。
- (5) 共通機材車は，xx台走行する。共通機材車の機材は，認められる故障の時のみ使用できる。
- (6) （先頭集団／メイン集団）に追い抜かれた競技者は失格とする。

第20条（公式セレモニー）

全参加者は，主催者により企画された公式セレモニーに正しい服装で出席することが義務付けられる。

第21条（チーム代表者会議）

チーム代表者会議を，20xx年xx月xx日xx時からxxxにて行う。

第22条（ADカード）

全参加者は，常時ADカードを身に付けなければならない。ADカードは所持者の身分を明らかにするためと，管理された場所に入出入りするために必要である。

ADカードの色別は下記のとおり。

・白：xx　・赤：xxx　・緑：xxx　・黄：xxx・...

付表 1 - 1 : UCI 規則 1.3.022-023 (JCF 規則第 42 条) : サドルおよびハンドルバー/ハンドルバー・エクステンションの許可された位置の要約

Handlebar – Type / ハンドルバー/タイプ	Discipline / 種目	Event / 競技	Saddle / サドル	Handlebar / ハンドル バー	
Traditional Handlebar 伝統的ハンドルバー	Road/Cyclo-cross ロード/シクロクロス	Mass events / 集団競技		100 mm max 最大 100mm	
	Track トラック	Sprint / スプリント			
		Team Sprint / チーム・スプリント			
		Sprint – Flying Lap /スプリント-フライン グ・ラップ			
		Keirin / ケイリン			
		Points Race / ポイント・レース			
		Elimination Race /エリミネーション・レー ス			
		Scratch / スクラッチ			
		Madison / マディソン			
		500m / 1km			
Extensions エクステンション	Road ロード	Individual / Team Pursuit インディヴィデュアル/ チーム・パーシュート	-50mm max or 0 (in case of exemption) 最大-50mm または 0 (免除が適用される場 合)	750 mm max or 800 mm max / 100 mm vertical limit (in case of exemption) 最大 750mm または最 大 800mm / 垂直位置 限界 100mm (免除が適用される場 合) OR または 830 mm max / 120 mm vertical limit (in case the height of the rider is 180-189.9 cm tall) 最大 830mm / 垂直位置 限界 120mm (競技者の身長が 180~ 189.9 cm~の場合) OR または 850 mm max / 140 mm vertical limit (in case the height of the rider is 190 cm tall or taller) 最大 850mm / 垂直位置 限界 140mm (競技者の身長が 190 cm~の場合)	
		ITT / TTT / Mixed Time Trial 個人タイムトライアル/ チーム・タイムトライ アル / 混合タイムトライ アル			

付表 1 - 2 : UCI DataRide Sample

UCI Event's Results file

【General】

Field	Value	Description	Comment
Competition Code	D2CP51278	UCI unique competition code	Filled by the system
Event Code	D3EV1655878	UCI unique event code	Filled by the system
Race Type	20"	Race type of the Event (IRR, XCO, OM)	Optional
Competitor type	A	A or T (Athlete or Team)	Mandatory
Result type	TIME	Points or Time	Mandatory
Document version	1	Version number of the file	Mandatory

【Result】

Rank	BIB	UCI ID	Last Name	First Name	Country	Team	Gender	Phase	Heat	Result	IRM	Sort Order
1		10006121084	Ros	Benito	ESP	ESP	M			5		1
2		10007067341	Koekoek	Rick	NED	NED	M			6		2
3		10007071482	Areitio	Ion	ESP	ESP	M			12		3
4		10009641780	Palau	Eloi	ESP	ESP	M			17		4
5		10007071381	Mustieles	Abel	ESP	ESP	M			18		5
6		10007960448	Pechhacker	Thomas	AUT	AUT	M			19		6
7		10007867993	Leiser	Lucien	SUI	SUI	M			11		7
8		10007867892	Nymann	Joacim	SWE	SWE	M			15		8
9		10008801621	Oswald	Dominik	GER	GER	M			16		9
10		10008803035	Rudeau	Alex	FRA	FRA	M			17		10
11		10007942462	Durville	Benjamin	FRA	FRA	M			18		11

【Reference】

Attribute	Value	Comment
Result type	TIME	Result based on time
	POINTS	Result based on points
Competitor Type	A	Individual event
	T	Team event
Gender	M	Man
	W	Woman
IRM	DNF	Did not finish
	DNS	Did not start
	DSQ	Disqualified
	LAP	Lapped
	OTL	Over Time Limit
	REL	Relegated
	OVL	Overlapped
Version	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
Phase	Final	Final
	1/2 Finals	Semifinals
	1/4 Finals	Quarterfinals
	1/8 Finals	
	1/16 Finals	
	1/32 Finals	
	1/64 Finals	
Race Type	IRR	Individual Road Race
	TTT	Team Time Trial
	ITT	Individual Time Trial
	OM	Omnium
	DHI	Downhill

付表 1 - 3 :UCI SOCIAL MEDIA GUIDELINES / UCI ソーシャルメディアガイドライン

28 January 2016

Dear UCI Commissaires,

With the growing popularity of social media (Facebook, Twitter, Instagram, Snapchat, Youtube, etc) in our daily lives as well as at cycling events, the opportunities to share timely information with the world have grown at an incredible rate.

自転車競技のみならず日常におけるソーシャルメディア（Facebook、Twitter、Instagram、Snapchat、Youtube など）の流行により、時宜を得た情報を世界と共有する機会は信じられない速度で成長した。

In order to ensure that the integrity of the UCI – and our Commissaires – is not put at risk, we would like to highlight a few guidelines for the use of social media.

UCI--および私達のコミセール--の高潔性が危険な状態に置かれないことを保証するために、私達はソーシャルメディア使用のための多少のガイドラインを強調したい。

While the UCI respects your personal freedom of speech, in your role as a UCI Commissaire you have, as an official representative of the UCI, accepted to abide by the UCI statutes and regulations.

UCI があなたの個人的な言論の自由を尊重すると同時に、UCI コミセールとしてのあなたの役割において、あなたはUCIを代表する者としてUCI定款と規則を遵守することを受け入れている。

The following is a list of Do's and Don'ts for UCI Commissaires regarding social media in relation to any UCI-sanctioned event:

以下はUCI認可の大会に関連したソーシャルメディアについて、UCI コミセールのための“行うべきこと&行ってはいけないこと”のリストである：

DO / 行うべきこと

- Help shed a positive light on UCI activities and events
UCI活動と競技大会にポジティブな光をあてることに助力すること
- Adopt a similar tone (positive, friendly, informative, inspiring) to the UCI
同様なトーン（ポジティブ、友好的、有益な、インスピレーションを与える）をUCIに適用すること
- Be authentic
信頼に足るべきこと
- State clearly that the views/opinions expressed are your own. Speak in the first person
述べられた見解/意見があなた自身のものであるとはっきりと述べること。一人称で話すこと。
- Think before posting, get your facts right, use common sense.
投稿の前に考え、あなたの事実を正確に、常識を使うこと。

DON'T / 行ってはいけないこと

- Complain about any activity related to the UCI
UCIと関連したいかなる活動についてでも不満を言うこと
- Complain about your role and action(s) for the UCI
UCIのためのあなたの役割と行動について不満を言うこと
- Comment decisions, made by other International Commissaire
他の国際コミセールによる決定を批評すること
- Post about something illegal
何らかの違法なものについて投稿すること
- Post photos/videos of internal/private operations
内部的/私的な活動についての写真/ビデオを投稿すること
- Post photos/videos of any specific incident
特定の事故についての写真/ビデオを投稿すること
- Engage in any debate (across all digital platforms) regarding UCI activities.

UCI 活動についてのいかなる討論に（すべてのデジタルプラットフォームにおいて）参加すること

If you ever wonder, even for a second, about the possible subversive nature of your content, please do not post it on social media.

あなたが、その内容の破壊的性質の潜在性について寸秒の間さえ疑うならば、どうかそれをソーシャルメディアに投稿しないこと

We understand that you wish to share your experience as a UCI Commissaire and we encourage you to do so. However we want to ensure that the integrity of our events, the UCI and yourself, is not put at risk.

私達は、あなたが UCI コミセールとしてあなたの経験を共有することを望んでいることを理解し、推奨している。しかしながら、私達は私達の競技大会、UCI とあなた自身の高潔性が危険な状態に置かれたいことを確実なものとした。

If you have any question or doubt, please get in touch with:

あなたが質問または疑問を持っているならば、どうぞ下記に連絡されたい：

Alexandre Roty

Digital and Social Media Coordinator

Sébastien Gillot

Head of Communications

UCI Social Media Channels / UCI ソーシャルメディアチャンネル

FACEBOOK

<https://www.facebook.com/officialUCI/>

<https://www.facebook.com/UCIMTBworldcup/>

<https://www.facebook.com/UCIcyclocross/>

<https://www.facebook.com/UCITrials/>

<https://www.facebook.com/UCIBMXSupercross/>

TWITTER

https://twitter.com/UCI_cycling

<https://twitter.com/UCIWomenCycling>

https://twitter.com/UCI_BMX_SX

https://twitter.com/UCI_MTB

https://twitter.com/UCI_trials

https://twitter.com/UCI_CX

https://twitter.com/UCI_Track

https://twitter.com/UCI_paracycling

INSTAGRAM

https://www.instagram.com/uci_cycling/

<https://www.instagram.com/uciwomencycling/>

<https://www.instagram.com/ucibmxsx/>

YOUTUBE

TV.UCI.CH

日本自転車競技連盟ランキング制度

1. 目的

公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」）、本連盟加盟団体が主催する公認大会、競技別委員会が認める競技大会および UCI 国際競技日程の競技大会のうち、対象大会、指定種目に参加した競技者にポイントを付与する。このポイントの累計によりランキングを与え、明確な種目別、階層別の評価基準とし、登録競技者の競技力と競争心の向上に寄与する。

この日本自転車競技連盟登録競技者を対象としたランキングは本連盟固有の財産である。

2. 対象競技者

- (1) 本連盟の登録競技者とする。

3. ポイントを付与する競技

- (1) 競技者にポイントを付与する競技は以下の競技とする

- ① トラックレース
- ② ロードレース
- ③ シクロクロス
- ④ マウンテンバイク (MTB)

4. ポイントの対象大会と大会別ポイントの決定

- (1) 対象競技大会と大会別ポイントは、本連盟競技運営委員会が決定する。決定事項に変更があった場合は、シクリスムエコー誌上で公表する。
- (2) 対象競技大会と大会別ポイントは、大会の規模、内容、競技水準、参加競技者のカテゴリにより定める。
- (3) オープン競技大会または国際競技大会（国内開催、国外開催）においては、オープン参加者および外国競技者を含めた順位でポイントを与える。
- (4) 主催者は、競技大会の 1 週間前までに、エントリー競技者のリストを本連盟あてに E メールまたは本連盟と事前に取り決めた方法で送信しなければならない。
- (5) 主催者は、競技結果が出たなら、速やかに本連盟あてに競技結果を、スタートした競技者のリストを添えて、E メールまたは本連盟と事前に取り決めた方法で、大会終了後 24 時間以内に送信しなければならない。この場合、付表 2-6、3-6 に示される「リザルト等の様式見本」に準じ、登録証番号、UCI コードを付すこと。主催者は、競技結果に変更があった場合は、速やかに本連盟に連絡しなければならない。

5. トラックレースにおけるポイントの付与

- (1) 対象競技大会および大会別のポイント
UCI 国際競技日程上の大会および別表 1 に示す国内競技大会。
- (2) 順位によるポイント
UCI 国際競技日程上の大会においては、UCI 規則 3.3.010 に準じる。国内競技大会は別表 2 による。
- (3) ポイントの集計とランキングの公表
 - ① ポイントの集計区分
種目別に集計する。
 - ② 男子エリート (U23 層も含む) の集計は、エリートのトラック世界選手権の直後に無得点の状態から開始し、次の世界選手権で終了する。ランキングは、UCI トラック・ランキング発表の日を目処として作成・発表する。
 - ③ 男子ジュニア、女子の集計は、1 月 1 日に無得点の状態から開始し、12 月 31 日で終了する。ランキングは、クラス 2 以上の大会終了後およびシーズン終了時に作成・発表する。
 - ④ 必要な場合は、前回のランキングを修正することがある。

6. ロードレース

- (1) 対象競技大会および大会別のポイント
UCI 国際競技日程上の大会および JCF 国内競技日程上の大会。
- (2) 順位によるポイント
別表 3 による。
- (3) ポイントの集計とランキングの公表
 - ① ポイントの集計区分
ステージ・レースを含む総合を集計する。
 - ② 男子エリートと U23 の集計は、UCI ランキングに準じ、52 週間のローリング・ランキングとする。対象大会毎に獲得ポイントを加算することによって作成される。同時に、前年の大会で獲得されたポイントは控除される。必要な場合は、前回のランキングを修正することがある。

7. シクロクロス

UCI シクロクロス・ランキングに準じる。

- (1) 対象競技大会および大会別のポイント
UCI シクロクロス・ランキング表による。
- (2) 順位によるポイント
UCI シクロクロス・ランキング表による。
- (3) ポイントの集計とランキングの公表
世界選手権大会終了後に公表する。

8. マウンテンバイク (MTB)

(1) ナショナルランキング (個人)

公認クラスにおいて個人ランキングを作成する。

- ① 当該年度の全日本選手権大会と、その他の高得点大会を集計してランキングとする。
- ② ポイント集計対象大会数 (全数) は、当該年度の CJ-U、CJ-1 の大会合計数に 65%を掛けて算出 (小数点以下は切り上げ) する。同ポイントは直近大会優先。
- ③ ポイント表 別表
- ④ クラス変更があった場合、ポイントの移行は出来ない。
- ⑤ ナショナルランキングは、原則、CJ-U、CJ-1 の大会終了後に作成される。

(2) Coupe du Japon ランキング (個人)

公認クラスにおいて個人ランキングを作成する。

- ① 当該年度の CJ-U または CJ-1 の高得点大会を集計してランキングとする。
- ② ポイント集計対象大会数 (全数) は、当該年度の CJ-U、CJ-1 の大会合計数に 65%を掛けて算出 (小数点以下は切り上げ) する。同ポイントは直近大会優先。
- ③ ポイント表 別表
- ④ クラス変更があった場合、ポイントの移行は出来ない。
- ⑤ CJ-U または CJ-1 の最終大会において年間表彰が行われる。年間表彰対象クラスは、次の通り。エリート、ジュニア (XC のみ)、マスターズ、ユース。
- ⑥ エリート・ランキングは翌年度の番号配分に使用される。

(3) チーム・ランキング

- ① プレミアチームで、エンデュランス系とグラビティ系とに分けて集計する。
- ② チーム所属競技者 (対象; エリートおよびジュニアクラス) の Coupe du Japon ランキング高ポイント獲得者 2 名の合計ポイントとする。同ポイントの場合、男子エリート上位、女子エリート上位、男子ジュニア、女子ジュニアの順 (以降繰り返し) となる。
- ③ CJ-U または CJ-1 のシーズン最終大会において年間表彰が行われる。

付則

制定平成	8年(1996年)4月1日
改定平成	10年(1998年)4月1日
改定平成	11年(1999年)4月1日
改定平成	13年(2001年)4月1日
改定平成	14年(2002年)4月1日
改定平成	15年(2003年)4月1日
改定平成	16年(2004年)4月1日
改定平成	18年(2006年)4月1日
改定平成	24年(2012年)4月1日
改定平成	26年(2014年)4月1日
改定平成	27年(2015年)4月1日
改定平成	28年(2016年)4月1日

登録者規程

この登録者規程は、公益財団法人日本スポーツ協会の制定した「スポーツ憲章」を受けて、国際自転車競技連合（UCI）の規則に準拠し、我が国のアマチュアスポーツのあり方の変化を勘案して作成した。

第1章 総 則

第1条（登録者）

本連盟に登録する登録者は、競技規則、コンプライアンス規程およびその他の規程ならびに UCI 規則を順守し、自転車競技を自発的に愛好し、競技参加に際しては常にフェアなプレーに終始する。

第2条（順守事項）

登録者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 本連盟または加盟団体、競技別委員会が容認しない競技会または参加を禁止した競技会に参加してはならない。
- (2) 偽名、変名を用いたり、国籍、住所、所属、生年月日を偽って登録申請を行ってはならない。
- (3) 競技に際して、特にドーピングまたは暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反してはならない。
- (4) この規程に違反し、登録者として著しく品位または名誉を傷つけてはならない。

第3条（競技者）

本連盟に登録する競技者は、公益財団法人日本スポーツ協会の制定する「スポーツ憲章」および本連盟競技規則第5条により、次の者とする。

- (1) 自転車競技を愛し、楽しむために、自発的に行う者とする。
- (2) UCI ワールドチーム、UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チームとプロフェッショナル競技者として契約していた者、または自転車競技法に定める競輪振興法人に選手として登録していた者は、契約または登録を削除してから満1年を経過しなければ次の大会に参加できない。
 - a.全国都道府県対抗自転車競技大会
 - b.国民スポーツ大会

第2章 報酬の取得

第4条（報酬の取得）

登録競技者は本連盟が主催または承認した賞金付き競技会および報酬付き宣伝広告等に参加し、その報酬を受け、または競技成績に対する奨励報酬を受けることができる。
参加報酬および競技成績に対する奨励報酬の限度額は別途定める。

第3章 役 員

第5条 本連盟および加盟団体、競技別委員会の認める組織の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

2. 役員とは本連盟および加盟団体の理事、監事その他組織上の役員その他、本連盟および加盟団体が任命する専門委員会の委員、コーチ、メカニシャン、マッサー、スポーツドクター、競技会役員またはチーム編成時の監督その他役員をいう。

第4章 資格審査

第6条 登録者資格に触れ、または触れるおそれのある者の資格審査および競技規則第60条の「懲戒」については審査委員会で行う。

第5章 補 足

第7条 本連盟が前条に関して行った決定および本連盟における競技会への参加資格の決定ならびに国際大会選手団派遣の決定等に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により、解決されるものとする。

第6章 付 則

第8条 本連盟理事会の議決を経てこの規程の改廃を行うことができる。

2. この規程に定められていない事項については、国際自転車競技連合（UCI）規則による。
3. この規程は公益財団法人日本スポーツ協会に届け出る。

第9条 この規程は昭和 7 年（1932年）12月23日制定

昭和41年（1966年）	12月 1日改定	平成25年（2013年）	4月 1日改定
昭和45年（1970年）	12月10日改定	平成26年（2014年）	6月 4日改定
昭和62年（1987年）	4月 1日改定	平成27年（2015年）	6月30日改定
平成 8年（1996年）	4月 1日改定	平成31年（2019年）	3月 1日改定
平成11年（1999年）	4月 1日改定	令和元年（2019年）	9月 3日改定
平成19年（2007年）	4月 1日改定	令和6年（2024年）	6月 5日改定

競 技 者 登 録 規 程

(競技者登録)

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）または本連盟の加盟団体である都道府県自転車競技連盟（以下「都道府県車連」という）、日本学生自転車競技連盟（以下「学連」という）、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部（以下「高体連」という）、全日本実業団自転車競技連盟（以下「実車連」という）、ならびに日本プロフェッショナルサイクリスト協会（以下「プロ協会」という）が主催する競技会または競技別委員会が認める競技会に出場する者は、この競技者登録規程の定めるところにより、本連盟が登録を認めた競技者（以下「登録競技者」という）でなければならない。

(登 録)

第2条 登録は、国際ライセンスと国内ライセンスとする。

2. 競技者登録申請者は、本連盟ウェブサイト記載の所定の登録手続きを行うものとする。
3. 都道府県車連は、前項により受理した登録申請の審査を行う。

(カテゴリ (種別) /区分)

第3条 競技者のカテゴリ（区分）は、本連盟競技規則第6条1による。

第4条 登録申請期日と登録証発行と交付

1. 国内ライセンスの申請期日
継続申請は、毎年1月1日より12月31日までとする。
新規と再登録申請は、1月1日～12月31日までとする。
2. 登録証の発行と交付
登録申請者に対し、本連盟は本連盟競技者登録証（以下「登録証」という）を発行する。

(登録の有効期間)

第5条 ライセンスの登録の有効期間は、本連盟が登録を認めた日から当年の12月31日までの1ヵ年とする。

(登録料)

第6条 登録競技者は、別に定める登録料を本連盟に納入しなければならない。

(登録資格の発効)

第7条 登録競技者としての資格は、本連盟で受け承認されたときをもって効力が発生する。

(登録証の提出)

第8条 登録競技者は、本連盟および加盟団体が主催する競技会に参加するときは、必ず登録証または登録を証明する書類または電子データを提出しなければならない。

(登録記載事項の変更)

第9条 登録競技者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに都道府県車連を経て本連盟に届け出るものとする。

2. 都道府県車連は、変更内容を確認のうえ登録証の当該事項を訂正し、該当の登録競技者へ通知する。登録競技者は、必要に応じて再発行をする。

(登録証の再発行)

第10条 登録競技者が登録証を紛失または破損したときは、登録システムにより再発行をする。

2. 破損の場合は、その登録証を本連盟に返還する。

(外国人の競技者登録)

第11条 外国籍をもつ者（日本国籍と二重国籍の者を含む）は、登録システムより競技者登録を申請することができる。この場合、1ヶ月以内に関係する国内連盟に対し、申請と発行の通知をしなければならない。

2. UCI（国際自転車競技連合）または UCI 加盟の NF（国内競技連盟）が発行する競技者登録証を保持する者は、本連盟の競技者と同等として認める。

(登録の取消)

第12条 登録競技者が次の各号に該当するときは、その登録を取消す。

- ① 登録の取消を申請したとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 第2条に規定する申請書に虚偽の届出をしたとき。
- ④ 本連盟の競技規則に抵触し、登録競技者の資格を失ったとき。
- ⑤ 競技者規程に抵触したとき。
- ⑥ 前各号のほか、本連盟の理事会が登録競技者として不適当と認めたとき。

(登録証の返還)

第13条 前条により登録を取消された者は、登録証を本連盟に返還しなければならない。

(資格審査の不服申立)

第14条 資格審査に不服のある登録競技者は、その旨を本連盟の審査委員会に申し立て、その裁定を受けることができる。
2. 審査委員会の決定は最終とする。

(再登録)

第15条 登録競技者でその登録を取消された者が、次の各号にいたったときは、再登録の申請をすることができる。
再登録は本規程第8条を経て発効する。
① 登録を取消された日から起算して、満1ヵ年を経過した者。
② 復権を認められた者。

(不服申立中の競技者の競技会参加)

第16条 登録競技者としてその資格停止され、本連盟に不服申立中の競技者は、決着がつくまで競技会に参加することはできない。

(例外規定の運用と処理)

第17条 この規程に定めていない事項、または登録に関する疑義および紛争が生じたときは、本連盟の常務理事会が処理するものとする。

(施行期日)

付 則 昭和 9年(1934年)12月12日連盟副則として制定
昭和25年(1950年) 2月 4日改定
昭和35年(1960年) 1月31日改定
昭和37年(1962年) 2月25日改定
昭和43年(1968年) 2月25日改定
昭和53年(1978年) 4月 1日改定
平成 1年(1989年) 4月 1日改定
平成 8年(1996年) 4月 1日改定
平成11年(1999年) 4月 1日改定
平成13年(2001年) 4月 1日改定
平成15年(2003年) 4月 1日改定
平成21年(2009年) 5月 1日改定
平成23年(2011年) 4月 1日改定
令和 2年(2020年) 4月 1日改定

別表1： 競技別の競技実績によるクラス分け

1. トラック・ロード

トラック・ロードには、年齢カテゴリはあるが、競技実績によるクラス分けはない。

2. シクロクロス

男子を“1”，“2”，“3”に分ける。ジュニアは“2”，ユースは“3”までとする。

競技者ごとのカテゴリは、公認大会の成績に基づき、本連盟またはその委員会が決定する。

競技者のカテゴリ

	マスターズ	エリート	アンダー23	ジュニア	ユース		
					アンダー17	アンダー15	アンダー13
2022	～1992	1993-1999	2000-2003	2004/2005	2006/2007	2008/2009	2010/2011
2023	～1993	1994-2000	2001-2004	2005/2006	2007/2008	2009/2010	2011/2012
2024	～1994	1995-2001	2002-2005	2006/2007	2008/2009	2010/2011	2012/2013
2025	～1995	1996-2002	2003-2006	2007/2008	2009/2010	2011/2012	2013/2014
2026	～1996	1997-2003	2004-2007	2008/2009	2010/2011	2012/2013	2014/2015

※ 各カテゴリは競技者の生年により区分する。

公 認 審 判 員 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下本連盟）または本連盟の加盟団体（都道府県自転車競技連盟、日本学生自転車競技連盟、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部、全日本実業団自転車競技連盟、日本プロフェッショナルサイクリスト協会）が主催または共催する競技大会（以下「競技会」という）および競技別委員会が認める競技会の運営の適正ならびに審判の権威と公正を期するために制定する。

第2章 公認審判員の登録

(登録の義務)

第2条 競技会の審判に従事する者は、登録された公認審判員でなければならない。

(登録申請手続)

第3条 登録申請者は、申請書に必要事項を記入し、別に定める登録料を添えて、本人の所属する加盟団体に申請する。

2. 申請を受けた加盟団体は、公認審判員登録申請書を審査のうえ、本連盟に登録の手続きをする。
3. 公認審判員登録申請書は前年の11月1日から受け付けを開始する。

(登 録)

第4条 前条の手続によって本連盟に提出された公認審判員登録申請書は、本連盟がこれを審査し、登録番号を付し本連盟登録台帳に登録する。

2. 登録された公認審判員には、加盟団体が1月1日以降有効の公認審判員登録証（以下「登録証」）を交付する。ただし、年度の途中で登録された者はこの限りでない。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日（1ヵ年以内）まで有効とする。

(公認審判員資格の発効)

第6条 所定の手続を完了し、本連盟登録台帳に記載され、登録証が交付されたときをもって公認審判員としての資格が発効する。

(登録証記載事項の変更)

第7条 公認審判員は、登録証に記載された事項に変更が生じた場合は、第8条に定める登録証の再交付を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第8条 公認審判員は、登録証を紛失または破損したとき、または登録証記載事項に変更が生じたときは、公認審判員登録証再交付申請書により登録証の再交付を申請する。

2. 申請を受付けた加盟団体は、申請書を審査のうえ、公認審判員登録証再交付申請書によって本連盟に申請する。
3. 加盟団体は提出された公認審判員登録証再交付申請書を審査し、登録台帳を変更し、登録証を再発行する。
4. 破損または記載事項の変更の登録証は本連盟に返還しなければならない。

(外国人の登録)

第9条 外国籍を有する者が競技会の審判に従事する場合はこの規定に基づくものとする。ただし、国際自転車競技連合（uci）の審判ライセンス所持者については、この限りではない。

(登録の取消)

第10条 公認審判員が次の各号に該当したときは登録を取り消す。

- ① 本人が登録の取消しを申請したとき。
 - ② 本人が死亡したとき。
 - ③ 本人の年齢が満70歳になったとき。
 - ④ 競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず特別の事由なく、1年以上その任にあたらなかったとき。
 - ⑤ 公認審判員としての品位を傷つけるような行為のあったとき。
 - ⑥ 身体に故障が生じ、審判の能力を欠くに至ったと認められたとき。
2. 前項第4号、第5号および第6号の場合は本連盟競技運営委員会で審議し、理事会を経て会長がこれを行う。
 3. 登録を取り消された者は登録証を本連盟に返還しなければならない。

(再登録)

第11条 再登録する場合は、次の各号による。

- ① 登録を取り消されたものは、その日から起算して満1年を経過以降、再び公認審判員登録申請を行うことができる。
ただし、第10条第1項第4号、第5号および第6号の規定によって登録を取り消された者については本連盟競技運営委員会ならびに理事会の議を経なければならない。
- ② 更新期間内に登録証の更新をしなかった場合、登録証は失効する。ただし、第1級および第2級公認審判員の場合は、失効期間が5年以内であれば再登録を認める。それ以降は、新規に受講しなければならない。なお、第3級公認審判員の場合は、常時再登録を認める。

(公認審判員資格の有効範囲)

第12条 本連盟に登録された公認審判員は公認審判員登録証に記載された競技種目に審判として従事することができる。

第3章 公認審判員の資格と種類

(公認審判員の資格と競技別種類)

第13条 本連盟の公認審判員資格は名誉審判員、第1級公認審判員、第2級公認審判員および第3級公認審判員とする。

- ① 第1級公認審判員は、競技会の企画、運営ならびに審判ができる練達堪能なる技術と識見をもった者とする。
- ② 第2級公認審判員は、競技会の運営ならびに審判ができる識見と熟練した技術をもった者とする。
- ③ 第3級公認審判員は、競技会の審判ができる技術を持った者とする。
- ④ 特例として、限定審判員を設けることができる。限定審判員については別に定める。

2. 公認審判員の種類は以下の通り。

- | | | |
|--------------------|------------------|-------------------|
| 1 RR (ロード) | 2 TR (トラック) | 3 CX (シクロクロス) |
| 4 MTB (マウンテンバイク) | 5 CS (サイクル・サッカー) | 6 CF (サイクル・フィギュア) |
| 7 BMX (バイシクルモトクロス) | 8 TRIAL (トライアル) | 9 PARA (パラサイクリング) |

(公認審判員資格の付与)

第14条 第3級および第2級公認審判員の資格については、本連盟審判委員会で審査し、会長がこれを付与する。

2. 第1級公認審判員の資格については、本連盟の審判委員会で審査し、理事会の承認を得て、会長が付与する。
3. 本連盟の公認審判員は次の各号に基き、資格を付与する。
 - ① 新たに第3級公認審判員を希望する者は、加盟団体主催の第3級公認審判員講習会を受講し、第3級公認審判員試験に合格しなければならない。パラサイクリング第3級受講者は、トラック/ロード第3級保持者でなければならない。
 - ② 第3級公認審判員で、各登録年のうち満9カ月以上の登録し、かつ引続いて4ヶ年以上登録する者または引続いて2ヶ年以上登録し、さらに全国、地域大会で4回以上の執務経験を持ち、本連盟審判委員会の審査に通った者は、本連盟審判委員会代表者の立合いによる加盟団体主催の第2級公認審判員講習会を受講することができる。この第2級公認審判員試験に合格した者を、加盟団体は第2級公認審判員として本連盟審判委員会に推せんする。
 - ③ 第2級公認審判員で引続いて4年以上その資格を有する者、または2年以上その資格を有し、さらに全国、地域大会で4回以上の執務経験を持ち、本連盟審判委員会の審査に通った者のうち、本連盟審判委員会主催の第1級公認審判員講習会を受講し、第1級公認審判員試験に合格した者を、本連盟審判委員会は第1級公認審判員として本連盟理事会に推薦する。
 - ④ 国際自転車競技連合 (UCI) ライセンス受験推せん資格は、UCI 条項 1.1.054 による。
 - ⑤ 本連盟審判委員会は、国際自転車競技連合 (UCI) の審判ライセンス所持者に対し、第1級公認審判員として本連盟に推せんすることができる。
 - ⑥ 1月1日からの新たな資格を得ようとする者は、公認審判員登録申請受付期間が始まる10月1日から12月31日までの期間に開催される公認審判員講習会および試験を受講・受験することができる。
4. 各級別公認審判員講習会ならびに試験の内容基準については、別に定める。

(名誉審判員)

第15条 名誉審判員は本連盟および加盟団体の主催する競技大会に長年従事し、大会の発展に寄与貢献した満65歳以上の有資格審判員に対し、本連盟審判委員会で審査し、理事会の承認を得て、会長がこれを付与する。

2. 名誉審判員の登録

- ① 登録は終身とし、登録時に名誉審判員登録料を納付しなければならない。
- ② 名誉審判員として登録したものは、公認審判員資格を取得することはできない。

3. 名誉審判員の資格

- ① 本連盟公認審判員として、通算20年以上経過した者で加盟団体の推薦のある者。
- ② 特別な場合、本連盟審判委員会の承認が得られたもの。

4. 資格審査手続きと承認

- ① 本連盟審判委員会は、毎年1月に資格審査を行い、その結果を定期理事会に報告を行う。
- ② 審査への提出資料
名誉審判員被推薦者の審判資格取得年月日と活動経歴を資料として、12月末日までに提出すること。

(競技会の審判構成)

第16条 競技会の審判は公認審判員をもって組織し、その構成基準については別に定める。

(登録証の所持等)

第17条 競技会の審判に従事する公認審判員は、本連盟の交付する公認審判員証を所持していなければならない。

2. 公認審判員は、公認審判員登録証を着用して、競技会の審判に従事しなければならない。
3. 公認審判員の服装は別に定める。
4. 公認審判員の業務要領については競技規則に基づき別に定める。

(資格審査の不服申立て)

第18条 資格審査に不服のある公認審判員は、その旨を本連盟に申し立てて裁定を受けることができる。

2. 裁定は、本連盟の審判委員会で審議し、理事会の決定をもって最終とする。

(不服申立て中の公認審判員の資格)

第19条 前条によって不服申立て中の公認審判員は、当面付与されている資格のまま競技会の審判に従事できる。ただし、第10条第1項第4号、第5号および第6号に関わる不服申立て中の者は、競技会の審判に従事できない。

第4章 補 則

(例外規定の処理)

第20条 この規程に定められていない事項または、この規程に関する疑義が生じたときは、本連盟理事会が処理する。

付 則	昭和25年(1950年)2月5日制定	平成14年(2002年)4月1日改定
	昭和25年(1950年)4月1日施行	平成15年(2003年)4月1日改定
	昭和53年(1978年)4月1日改定	平成18年(2006年)4月1日改定
	昭和62年(1987年)7月1日改定	平成19年(2007年)4月1日改定
	平成8年(1996年)4月1日改定	平成25年(2013年)4月1日改定
	平成11年(1999年)4月1日改定	平成29年(2017年)2月27日改定
	平成12年(2000年)4月1日改定	令和6年(2024年)6月5日改定

限定審判員に関する規程

公認審判員規程第13条第1項第4号の規定に基づく限定審判員に係わる事項はこの規程による。

第1条 (目的)

国民体育大会等各種目別大会の競技運営に関し、競技役員の補助業務のため有効期間に制限を設けた限定審判員を養成、登録し、同大会の円滑な運営に資する。

第2条 (執務する競技大会の範囲)

国民体育大会および同大会の予行を兼ねた競技大会または特に認めた競技大会とする。

第3条 (執務の内容)

各種目別に執務できることとし、競技役員の補助業務を行うものとする。

第4条 (登録の方法)

各種目別に関し、必要な講習を実施し、受講修了者に対して限定審判員として登録する。

第5条 (登録の期限)

当該の各種目別競技大会に係わる業務が終了するまでとする。

第6条 (登録料)

登録期間を通じて1,000円とする。

付 則

(平成8年(1996年)4月1日制定)

(平成10年(1998年)4月1日改訂)

ライセンス種類別講習カリキュラム最低時間配分基準

種別	項目	公認審判員			チームアテンダント
		1 級	2 級	3 級	レベル 1
		各競技部門	各競技部門	各競技部門	各競技部門
共通事項に関する講義		5.0	3.0	2.0	2.0
	競技規則概論（各競技部門概要を含む）				
	「スポーツとしての自転車競技の運営」総論				
	大会の企画・準備・運営				
	スポーツ的安全性とコンディション				
	懲戒と罰則手続き				
	ドーピング検査				
	審判員・コミセールの職務における心理・倫理観（公認審判員）				
チームスタッフとしての倫理観（チームアテンダント）					
競技部門毎の事項に関する講義		5.0	3.0	2.0	2.0
	ロード、トラックレース、シクロクロス、マウンテンバイク、BMX、サイクルサッカー、サイクルフィギア、トライアル、パラサイクリング			いずれか2 競技部門を選択	いずれか2 競技部門を選択
講義の合計		10.0	6.0	4.0	4.0
ケーススタディ		1.5	1.0	0.0	0.0
筆記試験		1.0	1.0	1.0	1.0
実技研修・試験		6.0	0.0	0.0	0.0
口頭試験		0.5	0.0	0.0	0.0
総合計		19.0	8.0	7.0	7.0

3 級公認審判員の講習においては、共通事項講習に加えて、最低 2 競技部門以上の講習（ロード、トラック、BMX、マウンテンバイク、シクロクロス、インドア（サイクルサッカー／サイクルフィギュア）、トライアルより）を主催者が任意に選択して行う。最低時間配分では、共通は 2 時間、各競技部門ごと 2 時間、これに筆記 1 時間を加えて、合計は 7 時間とする。

第一級公認審判員 検定評価項目・基準

筆記検定

	科目	配点
1	共通事項	100
2	競技種目ごとの規則に関する事項（ロード・トラックの場合は各 100）	200
3	ケーススタディ	100
	合計	400

※ すべての科目が科目毎に 2/3 以上（100 点満点で 67 点以上）、総合計で 3/4 以上（400 点満点で 300 点以上）

実技検定

1	審判員としての心構え、道具の準備	30
2	競技規則の知識、理解度	30
3	業務の実践的遂行能力、経験	30
4	審判団とのコミュニケーション能力、ならびにリーダーシップ	30
5	一級取得後の目的意識・意欲	30
6	口頭試験	50
総合評価		200

※ すべての科目が科目毎に 2/3 以上（100 点満点で 67 点以上）、総合計で 3/4 以上（200 点満点で 150 点以上）

第二・三級公認審判員ならびにチームアテンダント講習合格基準

※ 筆記試験における得点率が 6/10 以上

主 催 者 登 録 規 程

(主催者登録)

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）の競技規則および諸規則の下に競技大会を主催する者は、この主催者登録規程の定めるところにより、本連盟が登録を認めた主催者（以下「登録主催者」という）でなければならない。

(主催者のカテゴリ)

第2条 主催者のカテゴリは以下のとおりとする。

1. 本連盟の加盟団体。
本連盟の加盟団体は、都道府県自転車競技連盟と全国的に組織された団体（日本学生自転車競技連盟、全日本実業団自転車競技連盟、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部、日本プロフェッショナルサイクリスト協会）に分けられる。
加盟団体には、その領域において実施する競技大会を主催するライセンスを与える。
2. 本連盟の加盟団体以外の諸団体、法人、個人。
加盟団体以外の諸団体、法人、個人には、その主催しようとする競技大会または競技大会シリーズごとに主催するライセンスを与える。

(登録申請手続き)

第3条 主催者登録申請者は、申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて本連盟あてに登録申請手続きを行うものとする。

2. 本連盟は、前項により登録申請書を受理し、主催者としての認可が適当であると判断したときは、申請者に対して別に定める競技大会のカテゴリおよびクラスに応じた登録料を請求する。
3. 本連盟は、登録料の入金を確認し、主催者としてのライセンスを与え、登録証を発行する。
4. 本連盟に提出された登録申請書および添付書類は、登録番号を付して登録台帳に保管する。
5. 登録申請は、新規申請と更新申請とし、更新申請のときは添付書類の一部を免除することができる。

(登録認可の条件)

第4条 主催者のカテゴリにより登録認可の条件を下記に定める。

1. 本連盟の加盟団体。
【都道府県自転車競技連盟】
 - (1) 当該都道府県内において開催する競技大会、および主として当該加盟団体に登録する競技者を対象とする競技大会を主催するライセンスを与える。
 - (2) 本連盟が推奨する安全対策を講じること。
 - (3) 大会運営に関する危険に関して有効な保険に加入していること。
 - (4) 事故があった場合、報告およびその後の対策を本連盟に提出すること。【全国的に組織された団体】
 - (1) 主として当該団体が統括する登録競技者を対象とする競技大会を主催するライセンスを与える。
 - (2) 本連盟が推奨する安全対策を講じること。
 - (3) 大会運営に関する危険に関して有効な保険に加入していること。
 - (4) 事故があった場合、報告およびその後の対策を本連盟に提出すること。

2. 本連盟加盟団体以外の諸団体、法人、個人。

申請書において下記事項について特定する：

- (1) 競技部門 (例：ロード、トラック、マウンテンバイク、BMX、シクロクロス、トライアル、室内自転車競技、パラサイクリング、サイクリング・フォー・オール)
- (2) 競技種目 (例：ワンデイレース、ステージ・レース、クロスカントリ、ダウンヒル、サッカー、フィギュア等)
- (3) 大会名称
- (4) 開催場所
- (5) 開催日程
- (6) 競技者カテゴリ (男子/女子、エリート、ジュニア、マスターズ、ユース)
- (7) 大会のクラス (UCI登録、全国大会、地域大会、都道府県内大会等)

提出書類：

- (1) 主催者の代表者および連絡先の詳細
- (2) 主催者の法的地位を明らかにする書類 (会社定款、登記簿本、決算公告等)
- (3) 大会実施計画書
- (4) 大会収支予算書・前年大会の収支決算書
- (5) (必要に応じ) 大会警備計画書・安全対策計画書
- (6) テクニカルガイド (案)

安全対策：

- (1) 本連盟が推奨する安全対策を講じること。
- (2) 大会運営に関する危険に関して有効な保険に加入していること。

(3) 事故があった場合、報告およびその後の対策を本連盟に提出すること。

(登録申請期日)

第5条

1. 本連盟の加盟団体。
当該年度の前年度1月31日までに登録申請を行うこと。
2. 本連盟の加盟団体以外の諸団体、法人、個人。
【国際自転車競技連合（UCI）国際競技日程の大会を主催するとき】
当該年度のUCI国際競技日程登録締切日の2ヶ月前までに登録申請を行うこと。
【本連盟国内競技日程の大会を主催するとき】
当該年度の前年度1月31日までに登録申請を行うこと。

(登録の有効期間)

第6条

1. 本連盟の加盟団体。
当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。
2. 本連盟の加盟団体以外の諸団体、法人。
【国際自転車競技連合（UCI）国際競技日程の大会】
登録認可日から、当該年度のUCI国際競技日程の最終日とする。
【本連盟国内競技日程の大会】
当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(登録主催者の権利)

第7条 登録申請時に選択することにより、本連盟による別記の追加サービスを受けることができる。登録期間の途中で登録料の差額を納めることにより、サービスを追加することができる。

(登録料)

第8条 登録主催者は、そのカテゴリ、種目、形態、クラス、サービスに応じて別に定める登録料を本連盟に納入しなければならない。

(登録の表示)

第9条 登録主催者は、競技大会に関する印刷物、掲示物、ア krediyteeshon、車両、バナー等に、登録認可および本連盟のロゴを表示できる。

(登録記載事項の変更)

第10条 登録主催者は、登録申請時の諸事項に変更を生じたときは、直ちに本連盟に届け出るものとする。

(登録の取消)

- 第11条 登録主催者が次の各号に該当するときは、その登録を取消す。
- ① 登録の取消を申請したとき。
 - ② 主催団体としての実態を失ったとき。
 - ③ 第3条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき。
 - ④ 本連盟の競技規則に抵触し、登録主催者の資格を失ったとき。
 - ⑤ 登録者規程に抵触したとき。
 - ⑥ 前各号のほか、本連盟の理事会が登録主催者として不適当と認めるとき。

(登録証の返還)

第12条 前条により登録を取消された者は、登録証を本連盟に返還しなければならない。

(資格審査の不服申立)

- 第13条 資格審査に不服のある登録主催者は、その旨を本連盟の審査委員会に申し立て、その裁定を受けることができる。
2. 審査委員会の決定は最終とする。

(再登録)

- 第14条 登録主催者でその登録を取消された者が、次の各号にいったときは、再登録の申請をすることができる。再登録は本規程第8条を経て発効する。
- ① 登録を取消された日から起算して、満1ヵ年を経過した者。
 - ② 復権を認められた者。

(例外規定の運用と処理)

第15条 この規程に定めていない事項、または登録に関する疑義および紛争が生じたときは、本連盟の常務理事会が処理するものとする。

(施行期日)

付 則 2012年4月1日制定

チーム登録規程

自転車競技を支える活動母体である各チームの独自性を確保し、チームおよびチーム員の権利を保護し、かつそれらの自転車競技会における権利と義務を明確化し、自転車競技の健全な発展に継続的に資することを目的にチーム登録制度を制定する。

第1条 (チームの定義)

チームとは、自転車競技者の育成と、(公財)日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)と本連盟の加盟団体およびUCIまたはUCIの加盟団体が主催・主管する公認大会に参加するためにし構成された統一体である。

国内においては、本連盟または本連盟加盟団体の後援を受け競技会運営および応援するために構成された統一体でもある。

第2条 (チームの構成とチーム員の条件)

チームは共通の意識を持つか、雇用関係にある下記の人々で構成される。

2. 雇用者(雇用関係がある場合)、代表責任者、チーム役員(チーム代表者、監督、コーチ、メカニシャン、医師、アテンド等)、および競技者。チーム代表者は監督が兼任できる
3. 監督およびコーチは、下記の登録証を所持する者でなければならない。
 - (1) (公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ、同公認自転車競技各級指導員の登録証。本連盟が発行するチーム・アテンド登録証。
 - (2) UCIまたはUCI加盟団体が発行する登録証
4. 競技者は活動当該年度有効な本連盟競技者登録証、またはUCIまたはUCI加盟の競技連盟が発行する選手登録証を所持しなければならない。

第3条 (チームの名称および継続性)

(正式名称)チームは、他のチームまたは団体と明確に区別できる固有の正式名称を持たなければならない。

2. (呼称)UCIプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム以上のチームのみが、“プロフェッショナル”、“プロ”の呼称をその名称に含むことができる。
3. (国内呼称)その活動を国内のみに限るチームは、所属競技者とUCIプロフェッショナル・コンチネンタル・チームと同等の報酬で契約する場合に限り、“プロフェッショナル”、“プロ”の呼称をその名称に含むことができる。
4. (通称)正式名称またはその前後に、スポンサーの名称や商標を加えた通称を登録できる。
5. (略称)第3条1,2項を表す略称を登録するものとする。
6. (制限)すでに本連盟、本連盟加盟団体、本連盟競技別委員会およびUCIに登録されている名称と同一、または、まぎらわしい名称は使用することができない。
7. (継続性)前年と同一の正式名称を持ち、その構成員の過半数が前年と同じであるチームが、継続したチームとみなされる。前年と名称が異なっても、本連盟競技運営委員会の審査により継続しているとみなされたチームは、旧チームの権利と義務を継承する。

第4条 (チームの権利)

登録したチームは、チーム単位で参加が認められた公認大会、講習会等に参加することができる。

2. 登録したチームは、スポンサーと契約することができる。
3. 登録したチームは、チーム名をユニフォームに表示することができる。チームと契約したスポンサーの名称を、ユニフォームに表示することができる。
4. 登録されたチーム名のみが、リザルト(競技成績)上に表示され得る。
5. 登録したチームは、本連盟チーム・ランキングを与えられる。

第5条 (チームの義務)

登録したチームは、本連盟および本連盟加盟団体の規則、UCI規則、そして大会特別規則を順守し、組織および競技大会の運営に協力しなければならない。

2. チームで公認大会に参加するときは、登録した名称、ユニフォームを使用しなければならない。
3. チームは、競技者およびチーム員の人格と権利を尊重しなければならない。
4. チームは、雇用関係により競技者と契約を行ったとき、最低賃金と契約期間の資金が保証されていないなければならない。
5. チーム代表者は、チーム構成員の行為と言動に対し、責任を持たなければならない。
6. 代表責任者は、競技者が賠償保険へ加入していることを保証しなければならない。
7. チーム代表者または監督は、大会規定で定める諸会議への出席と、公式式典へチーム員が出席するが出席することを保証しなければならない。
8. チームに対する、ペナルティおよび罰金は代表責任者または監督が責任を負わなければならない。

第6条 (チームの統括)

本連盟または本連盟の加盟団体である都道府県自転車競技連盟(以下「都道府県連盟」という)、日本学生自転車競技連盟(以下「学連」という)、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下「高体連」という)、全日本実業団自転車競技連盟(以下「実業団」という)および日本プロフェッショナル協会(以下「プロ協会」という)は、管轄下で活動するチームを統括、指導そして管轄するものとする。

本連盟競技委員会管轄下のマウンテンバイク、シクロクロス、室内自転車種目およびBMX種目で活動するチームは、競技委員会が認めた競技別委員会が、統括、指導および管轄するものとする。

2. 本連盟に登録するチームは、下記のチームとする
 - (1) UCI認定チーム、ただし本連盟を通じ登録されたチーム
 - (2) 本連盟ナショナル・チーム
 - (3) 国内連盟チーム(ナショナル・チームほか、JCF代表/選抜チーム等)

- (4) 加盟連盟代表チーム(本規程第14条のチーム)
- (5) 本規程第8条により本連盟に登録したチーム

第7条 (チーム登録申請手続き)

登録を申請するチームは、多数をしめるチーム員が活動を行う第6条の各加盟団体または競技別委員会へ、申請用紙に必要事項を記載し、登録料を添え、チーム・ユニフォームのデザインまたは写真を添付し、登録申請手続きを行うものとする。

2. 登録申請は、新規申請と更新申請とし、更新申請には継続申請、再登録申請および登録抹消申請がある。

第8条 (登録)

本連盟、本連盟各加盟団体および競技別委員会に申請された登録申請書は、各加盟団体および競技別委員会が、内容を確認し登録の可否決定を行い、登録番号を付して登録台帳へ保管する。また、登録申請チームへ登録の結果を回答するものとする。

2. 各加盟団体および競技別委員会は、登録を認めた各チームの申請書と添付資料を本連盟へ報告するものとする。
3. 本連盟は、登録が認められた各チームの登録台帳を作成し記帳する。
4. 本連盟は、登録が認められた各チームと登録抹消された各チーム名簿を、本連盟各加盟団体および競技別委員会へ公開する。
5. 本連盟、本連盟各加盟団体および競技別委員会が登録を認めることは、チームやチーム構成員の人格と法規定を順守することについて、本連盟、本連盟各加盟団体および競技別委員会が責任を負うことを承認または容認することを意味しない。

第9条 (登録申請の期日)

新規申請と継続申請は毎年12月31日までに、本連盟各加盟団体または競技別委員会へ提出するものとする。年度途中の申請として毎年6月30日までを認める。

2. 申請期間は12月1日から12月31日、6月1日から6月30日とする。
3. 各加盟団体および競技別委員会は、12月31日分は翌年1月20日まで、6月30日分は7月20日までに本連盟へ報告するものとする。
4. 本連盟は報告の月末までに登録台帳へ記帳し、翌月1日付けで各加盟団体および競技別委員会へ公開するものとする。

第10条 (登録の有効期間)

登録の有効期間は1年間とし、本連盟、本連盟各加盟団体および競技別委員会が認めた日から当該年度12月31日までとする。

第11条 (登録料)

登録を行うチームは、別に定める登録料を登録申請する本連盟、本連盟各加盟団体または競技別委員会へ納入しなければならない。

第12条 (チームの資格停止と異議申立て)

チームが本連盟競技規則第9章(制裁)の資格停止およびライセンス取消しの適用を受けたとき、チームは本連盟競技規則第9章と同じ制限を受ける。

2. 制裁期間中、チーム員にも同等の制限を受ける。
3. 異議申立ては、本連盟競技規則第10章を適用する。
4. チームがUCIおよびUCI加盟団体より制裁を受けたとき、国内でも同等の制限を受ける。

第13条 (競技者のチーム名使用の制限)

登録競技者は、公認大会参加にあたり競技者登録証へ記載したチーム名で参加できる。ただし、大会要項にチーム名の使用が制限されているときは、それに従う。

2. チーム名を使用するときは、参加申込み用紙にチーム名を記載すること。
3. チーム名で参加するときは、登録したユニフォームで参加しなければならない。

第14条 (都道府県代表チームと学連、高体連、実業団そしてプロ協会代表チームとの関係)

競技者が本連盟加盟団体の代表チームとして公認大会に参加するとき、派遣する団体のチーム名およびユニフォームを使用するものとする。

2. 都道府県代表チームへ所属できる競技者は、競技者が登録申請した都道府県とする。
3. 代表チームが混成のチーム員から構成されるとき、チームのジャージへの表記は競技規則第47条7項(5)に従う。ただし第47条7項(1)が優先する。

第15条 (競技者とチーム所属の制限)

競技者は、1つのクラブ、1つのチームに登録し、ライセンス上に表示することができる。ロードレースにおいて「チーム」とは、UCI登録チームおよびJBCFプロツアー・チームとする。

2. (例外事項)異なる競技種別のときは、双方の代表責任者の承認があったとき、所属または契約することができる。競技種別は下記の分類とする。

- | | |
|------------------|------------|
| 1 ロード | 2 トラック |
| 3 マウンテンバイク (MTB) | 4 BMX |
| 5 トライアル | 6 シクロクロス |
| 7 室内自転車競技 | 8 パラサイクリング |

第16条 (競技者のチーム間移籍)

登録競技者は、競技種別のシーズン途中で所属チームの変更を行うことができない。特別な事情により、所属チーム

の変更が必要になった場合は、本連盟競技委員会の審査を経て、競技委員会委員長が許可を与えることができる。

第17条 (チーム登録申請への記載事項)

- ・正式名称, 通称, 略称 (全角7文字, 半角14文字以内のこと)
- ・住所, 郵便番号, 電話番号, Fax番号
- ・代表責任者氏名
- ・監督氏名, 登録証の種類, 登録番号, 有効期限
- ・コーチ氏名, 登録証の種類, 登録番号, 有効期限
- ・メカニシャン, その他のチーム役員氏名
- ・設立年度
- ・所属競技者名簿

第18条 (チーム名称の変更権)

チームの正式名称, 通称および略称で登録済みチームと類似のものが発生したとき, またスポーツ団体名称としてふさわしくないとき, 本連盟, 本連盟各加盟団体そして競技別委員会は, 名称変更権を有し, 行使することができる。変更権が行使され申請チームへ連絡があったとき, 各チームはチーム名の使用を止めると共に2週間以内に名称変更の連絡を行うものとする。

2. 登録されたチームの名称でも, 本連盟, 本連盟各加盟団体および競技別委員会は, 名称変更権を行使することができる。
3. 名称変更権は, 本連盟が優先権をもつものとする。

付 則

第1条 本規程は, 平成11年(1999年)12月1日から施行する。

ただし, 平成11年(1999年)6月1日から6月30日までに, チーム登録申請があり, 登録が認められたチームは, 本規程の適用を行う。

第2条 令和元年(2019年)12月5日 第15条改訂

チーム・アテンダント登録規程

(チーム・アテンダント)

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)または本連盟の加盟団体が主催する競技会または競技別委員会が認める競技会に出場するチームに関与する者は, (公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ, 同公認自転車競技各級指導員およびUCIの認めるコーチ有資格者, もしくは, このチーム・アテンダント登録規程の定めるところにより本連盟が登録を認めたチーム・アテンダントでなければならない。

(登録申請手続き)

第2条 チーム・アテンダント登録申請者は, 申請書に, 必要事項を記載し, 登録料を添えて本連盟加盟団体あてに登録申請手続きを行うものとする。

2. 本連盟加盟団体は, 前項により登録申請書を受理したときは, 集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する。

(登録の有効期間)

第3条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日(1ヵ年以内)までとする。

(チーム・アテンダント資格の付与)

第4条 新たにチーム・アテンダント資格を希望する者は, 本連盟または加盟団体主催のチーム・アテンダント講習会を受講し, 試験に合格しなければならない。(公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ, 同公認自転車競技各級指導員およびUCIの認めるコーチ有資格者は, 登録申請時にその証明書を提示することにより講習会・試験を免除される。

(登録証の所持)

第5条 競技会に参加するチーム・アテンダントは, 本連盟の交付する登録証を所持していなければならない。

(登録の取消)

第6条 チーム・アテンダントが次の各号に該当するときは, その登録を取消す。

- ① 登録の取消を申請したとき。
- ② 第2条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき。
- ③ 本連盟の競技規則に抵触し, チーム・アテンダントの資格を失ったとき。
- ④ 登録者規程に抵触したとき。
- ⑤ 前各号のほか, 本連盟の理事会が登録主催者として不適当と認めたとき。

付 則

2013年4月1日制定

2018年4月1日改定

JCF 運営サポーター登録規程

(JCF 運営サポーター)

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)の定款に定める目的や事業内容に賛同し自発的に貢献しようとする者で、継続的に本連盟または本連盟の加盟団体が主催する競技会または競技別委員会・部会が認める競技会等の運営に関与する者は、本連盟諸規則を熟知・順守することを前提として下記に定める手続を経てJCF 運営サポーター・ライセンスを所持することができる。

(登録申請手続)

第2条 JCF 運営サポーター登録申請者は、申請書に、必要事項を記載し、登録料を添えて本連盟加盟団体あてに登録申請手続を行うものとする。

2. 本連盟加盟団体は、前項により登録申請書を受理したときは、集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する。

(登録の有効期間)

第3条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日(1ヵ年以内)までとする。

(JCF 運営サポーター・ライセンスの種類)

第4条 JCF 運営サポーター資格を希望する者は、本連盟加盟団体へ申請手続と加盟団体による講習会の受講を経て「JCF 運営サポーター」ライセンスが付与される

2. 本連盟公認審判員資格取得経験者は、申請時にその証明を付すことにより、「JCF 運営サポーターS」ライセンスが付与される

(登録証の所持)

第5条 競技会の運営に参加するJCF 運営サポーターは本連盟の交付する登録証を所持していなければならない。

(登録の取消)

第6条 JCF 運営サポーターが次の各号に該当するときは、その登録を取消す。

- ① 登録の取消を申請したとき。
- ② 第2条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき。
- ③ 本連盟の競技規則に抵触し、JCF 運営サポーターの資格を失ったとき。
- ④ 登録者規程に抵触したとき。
- ⑤ 前各号のほか、本連盟の理事会が登録者として不適当と認めたとき。

付 則

2022年11月15日制定

2023年1月1日施行

様式 1

202__年 月 日

(公財) 日本自転車競技連盟
会長 様

〇〇自転車競技連盟
会長 氏 名 印

大会総務委員長
氏 名 印

公認競技会開催申請書

標記について下記により開催いたしたく申請いたします。

記

- 1 大会名
- 2 主 催
- 3 後 援
- 4 主 菅
- 5 期 日
- 6 会 場 (mトラック) 公認競技場
- 7 トラック測定 公認測定士 実測 (連盟立会 2名)
- 8 競技種目
- 9 競技役員 (主要役員, 1級3名以上, 各主任2級)

役職	氏名	級	役職	氏名	級	役職	氏名	級
競技委員長			審判長			出発合図員		
決勝審判員			計時員			監察員		
発送員			周回員			オペレータ		

- 10 電子装置 連盟装置一式依頼 連盟装置部分依頼 その他
- 11 気象機器 雨量計 風速計 湿度計 寒暖計
- 12 その他

様式 2

202__年 月 日

(公財) 日本自転車競技連盟
会長 様

〇〇自転車競技連盟
会長氏 名 印

大会総務委員長
氏 名 印

トラック周長測定報告書

標記について下記により実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 期 日 年 月 日
- 2 会 場
- 3 測定方法 現地測定 施工業者図面測定
- 4 測定結果 1周 m 1周当たりの差異 m (1km 当たりの差異 m)
中央線とスタート/フィニッシュラインの実距離 m
フィニッシュラインと“200 m ライン”の実距離 m
- 5 測定士
- 6 立会人
- 7 その他

様式 3

202__年 月 日

(公財) 日本自転車競技連盟
会長 様

〇〇自転車競技連盟
会長 氏 名 印

大会総務委員長
氏 名 印

公認競技会開催報告書

標記について下記により開催いたしましたので報告いたします。

記

- 1 大会名
- 2 主 催
- 3 後 援
- 4 主 管
- 5 会 場
- 6 期 日
- 7 実施種目
- 8 天 候
- 9 新記録
- 10 公式記録
- 11 プログラム
- 12 競技役員（主要役員）

役職	氏名	級	役職	氏名	級	役職	氏名	級
競技委員長			審判長			出発合図員		
決勝審判員			計時員			監察員		

- 13 その他（電子計時使用種目）

様式 4

202__年 月 日

(公財) 日本自転車競技連盟
会長 様

審判長 氏 名 印
資 格 所
住 所
Tel.& Fax.

競技大会報告書

下記の大会に審判長として参加しましたので、報告いたします。

記

- 1 大会名
- 2 カテゴリ
- 3 開催期日
- 4 開催場所
- 5 大会責任者 (役職, 氏名, 住所)
- 6 コ ミ セ ー ル ・ パ ネ ル (主 要 役 員)
氏名 資格 役職 住所
- 7 競技規則情報
- 8 競技準備情報
- 9 競技内容情報
- 10 総合意見

国際競技大会参加許可証発行事務取扱規定

この規定は、UCI 規則第 1.2.052 条に従い、本連盟が、国際競技大会参加許可証を本連盟に登録したチームおよび個人を対象として発行するための規定である。国内のチームが国際競技大会に参加することは奨励すべきことであるが、一方で国内の競技大会に参加する優秀な競技者を確保することにも配慮しなければならない。

第1条 (規定の対象)

本規定は公益財団法人日本自転車競技連盟（以下本連盟という）のチーム登録規定により本連盟に登録したロードおよびマウンテンバイク・チーム、本連盟加盟連盟代表チーム（以下「チーム」という）および個人を対象とする。ただし、UCI 登録チームは対象としない。

第2条 (報告の義務)

本連盟以外の UCI 加盟国内連盟監督下の主催者の競技大会に招待された「チーム」は、その旨を本連盟に報告しなければならない。（UCI 規則第 1.2.048 条）

第3条 (国際競技大会参加許可)

個人および第 2 条にいう競技大会に参加しようとする「チーム」は、本連盟より国際競技大会参加許可を得なければならない。この許可を得ずに、上述の競技大会に参加し、その結果として本連盟もしくは本連盟の加盟団体、本連盟監督下の主催者に不利益を与えた場合は、その個人または「チーム」もしくはそのメンバーは本連盟競技規則の制裁の対象となる。

第4条 (国際競技大会参加許可の条件)

次の事項に触れる場合は、参加許可を与えない。

1. UCI の認めない競技大会に、または UCI 規則に反して競技大会に参加しようとする場合。
2. 参加しようとするメンバーが必要なライセンスを所持していない場合。
3. 自「チーム」以外のチームに所属する者を、そのチームの承認なくメンバーとする場合。
4. 次の競技大会の前後 5 日間以内に行われる競技大会に、所属の都道府県連盟の承認を得ていない者をメンバーとする場合。
 - 1 全日本自転車競技選手権大会
 - 2 JOC ジュニア・オリンピック・カップ大会
 - 3 国民スポーツ大会
 - 4 全国都道府県対抗自転車競技大会
5. 上記 4. 以外の場合でも、所属都道府県連盟の合宿等の行事に支障ある期間に、所属の都道府県連盟の承認を得ていない者をメンバーとする場合。
6. すでに参加申込みしている競技大会に、その主催者の承認なく欠場して、他の競技大会に参加しようとする場合。
7. 本連盟の組織するナショナル・チーム、国内連盟チームに選抜された者を、その派遣事業もしくは強化合宿に支障ある期間に参加許可を求める場合。
8. 許可を求める期間中有効な、第 3 者に対する賠償責任保険の契約をしていない場合。

第5条 (国際競技大会参加許可証の発行)

国際競技大会参加許可証の発行を申請する「チーム」は、競技者それぞれが所属する都道府県車連の承認を得なければならない。

国際競技大会参加許可証の発行を申請する「個人」は、所属する都道府県車連を通じて申請をする。

申請は、原則として、電子的通信方法による。

申請書の必要事項がすべて記入されている場合、本連盟はこれを受理する。

本連盟は、受理した申請について、第 4 条に掲げる条件に照らし、不都合のない場合は、速やかに許可証を発行する。

第6条 (国際競技大会参加許可証の取り消し)

次の場合、参加許可証を無効とし、その旨を当該者または当該「チーム」、主催者を監督する国内連盟に通知する。

1. 発行申請書の記載事項に過誤、偽りが明らかとなったとき。
2. 事情が変化し、第 4 条に示す事項に該当するようになったとき。

第7条 (手数料)

許可証の発行の申請に際し、申請者は本連盟に手数料として 1 件につき別に定める金額を納めること。この手数料は、申請がいったん受理された場合、不許可となったり、許可が取消しとなった場合でも返還しない。

付則 この規定は 1999 年 4 月 1 日より発効する。

付則 この規定は 2019 年 4 月 1 日より発効する。



国際競技大会参加許可証発行申請書(チーム用)

その1

発行申請チーム名			
申請年月日	20	年	月 日
申請責任者名			
連絡先住所			
電話			
ファクシミリ			
チームの登録取扱い団体	学連・高体連・実業団・シクロクロス・MTB・室内競技・BMX・トライアル		
派遣チームの代表者名			
連絡先住所			
勤務先			
連絡先電話			
連絡先ファクシミリ			
競技大会参加許可を求める期間	20	年	月 日 ~ 20 年 月 日
渡航期間中に有効な保険	種類 :	金額 :	会社 :
渡航先国名	滞在予定期間		
	20	年	月 日 ~ 20 年 月 日
	20	年	月 日 ~ 20 年 月 日
	20	年	月 日 ~ 20 年 月 日
	20	年	月 日 ~ 20 年 月 日
	20	年	月 日 ~ 20 年 月 日
参加予定競技大会名	クラス	開催期日	
	-	20	年 月 日 ~ 20 年 月 日
	-	20	年 月 日 ~ 20 年 月 日
	-	20	年 月 日 ~ 20 年 月 日
	-	20	年 月 日 ~ 20 年 月 日
	-	20	年 月 日 ~ 20 年 月 日
	-	20	年 月 日 ~ 20 年 月 日

競技大会への参加にあたっては、UCIおよび日本自転車競技連盟の規則・規定を順守し、すべての場合にスポーツ精神に基づいて、自己の責任において行動することを誓約いたします。

帰国後は速やかに報告いたします。

(年月日)

(場所)

(申請責任者署名)

(捺印)



国際競技大会参加許可証発行申請書(チーム用)

その2

発行申請チーム名	
----------	--

	競技者名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	所属都道府県連盟	所属チーム	*
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

	チーム役員名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	所属都道府県連盟	所属チーム	*
1							
2							
3							
4							
5							
6							

- ・ 所属の都道府県連盟の副申書をかならず添付すること。
- ・ メンバーの所属チームが、許可証発行を申請するチームと異なる場合は、各所属チームの副申書をかならず添付すること。



国際競技大会参加許可証発行申請副申書(チーム用)

副申者 (チーム・連盟)	
--------------	--

当チーム・連盟は、下記の競技者が

のメンバーとして、右記の期間

活動することを承認します。

	チーム
20__年 月 日 ~ 20__年 月 日	

	氏名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	備考	*
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(年月日)

(場所)

(記入責任者署名)

(捺印)

許可証発行を申請チームするチームのメンバーの所属が複数の都道府県連盟、チームにわたる場合は、それぞれの連盟・チームからの副申書を要する。



国外競技大会参加許可証発行申請書(個人競技者用)

申請者（都道府県連盟）	
-------------	--

当連盟は、下記の競技者が

Team
(ローマ字で表記してください)
20__年 月 日 ~ 20__年 月 日

のメンバーとして、右記の期間

活動することを承認します。

	氏名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	渡航（活動）先国名	*
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(年月日)

(場所)

(競技団体記入責任者署名)

(捺印)

- ・ 競技者が活動しようとする国が複数にわたる場合は、すべての国を正確に列記すること。
- ・ チーム欄が空白の場合は、競技者の意思により所属チームを選ぶことができるとみなされる。
- ・ 原則としてライセンスのチーム名欄に記入されたチームのジャージと異なるジャージでレースに参加することはできない。

第 1 2 部— 1 (第 9 章) 制裁

第60条 (制裁の種類)

制裁の種類は次のとおり。

警告

譴責

降格

失格

罰金

賞金, メダル等の返還

自転車競技に関連する活動の資格停止

自転車競技に関連する活動の永久資格停止

教育的処置

他の懲戒処置

資格停止, ライセンス取消しを含む懲戒については本連盟が決定し公告する。

第61条 (制裁の適用)

制裁の適用範囲は, 本連盟加盟団体, 本連盟登録者および登録者ではないが本連盟/加盟団体が認可/主催した大会/活動の参加者, チーム, 自転車競技主催者, 競技者代理人, JCF 諸規定に拘束される人, JCF のために代表し/働いている人/組織, チーム/自転車競技主催者のために代表し/働いている人/組織を含む。

1. 警告と懲戒を除いて, UCI 規則違反に対する制裁は, 違反時に有効である UCI 定款または規則に従って下される。
2. 所属する登録者または外国人に対して国内連盟が加える制裁は, すべての加盟国内連盟において適用される。
3. 制裁は, 当事者への通知または国内連盟による公告の時点で効力を発する。
4. 制裁は結合して課することができる。
5. 繰返し違反には, 罰金額または資格停止期間の 2 倍まで加算できる。

第62条 (制裁の内容)

制裁の内容は, UCI 規則第 XII 部第 III 章による。

1. 警告
警告は制裁規則の内容の注意喚起である。
2. 譴責
譴責は違反者本人に対する非難の公式表現である。譴責は公式な書面である。
3. 罰金
 - (1) 国際競技における罰金は, UCI 規則に基づき, 付表 2-2, 2-3, 3-3 による。国内競技大会における罰金は, これに準じ, 大会特別規則による。
 - (2) ペナルティが付表 3-3 に掲げられていない場合でも, 重大な違反を犯したライセンス保持者は, コミセールにより直ちに失格とされ得る。
 - (3) レース中の出来事が自転車競技または UCI のイメージ, 世評, 利益を損なうものである場合, ライセンス保持者は懲戒委員会に召還され, UCI 条項 12.1.005.2 によりペナルティを科される。
4. 降格
競技中の違反行為に対し, 違反競技者の順位を, 影響を与えた競技者より下位にする。
5. 失格
 - (1) 失格競技者は, 問題の競技において, その競技結果を無効とし, すべての順位から除外され, すべての賞典, ポイントおよびメダルを失う。競技規則, 登録者規程に対する著しい違反の場合, 当該種目または当該競技大会から除外される。
 - (2) 失格とは, 競技の出走前に違反が見つかった場合, 出走を禁止されることであり, また競技中に発覚した場合, 競技から除外されることである。
 - (3) もし, スタートの拒否または失格が事前に適切に科されなかった場合, その違反は除外または失格のかたちで事後に適切に制裁される。
 - (4) 条項に特に述べられていなくても, 失格した競技者またはチームの順位は, すべての順位が常に占められるように, 次位の競技者またはチームを繰り上げる。

トラック競技においては、競技者またはチームが各種目の1つのラウンドから失格した場合、その種目の前段ラウンドからのいかなる競技者またはチームも順位が繰り上がることはない。2人以上の競技者またはチームが直接対戦するトラック競技の場合、失格等の原因となったラウンドにおける直接的な競技において対戦していないならば、いかなる競技者またはチームも失格した競技者またはチームの順位を得ることはできない。

- (5) ステージ・レースで失格した競技者は、ペナルティを受けたレースの期間中は他の競技に参加することを許されない。

6. 賞の返還

賞を返還するように命じられた者または団体は、受け取った利益、特に賞金および象徴的な品(メダル、カップ、ジャージ等)を、改訂された順位に従って再配分する主催者に1ヶ月以内に返還しなければならない。通知から1ヶ月以内に賞を返還しなかった場合、賞が返還されない間、自動的に資格停止となる。

7. 資格停止

重大な違反および懲戒に値するライセンス所有者は、資格停止を受ける。資格停止は、本連盟が決定する。

- (1) ① 資格停止は、大陸自転車競技連合、国内連盟のもとで実施されるスポーツ活動への参加の権利およびUCI、大陸自転車競技連合、国内連盟およびそれらの所管または関連団体のいかなる活動にも参加する権利を、当該当事者がいかなる立場でも、資格停止になった当事者から剥奪する。
2. 自転車競技規則に従って決定された資格停止は、他のスポーツを監理する団体の規則または適用される法律に従い、他のスポーツの実践においても重大な結果をもたらす。UCI アンチ・ドーピング規則に従って停止されたライセンス保持者は、世界アンチ・ドーピング規程に前もって規定される例外を前提として、世界アンチ・ドーピング規程への署名者が認可または運営する競技または活動に、いかなる資格においても参加する承認を与えられない。
3. 資格停止中も、ライセンス保持者は、UCI/JCF 規則違反への責任を有し、UCI/JCF の権威下にある。特に、ライセンス保持者はアンチ・ドーピング規則に拘束され、競技者は競技外ドーピング検査に服す義務がある。
4. 資格停止期間中は、国内連盟より経済的補助金が競技者に与えられてはならず、競技者はいかなる経済的補助金または彼のスポーツ実践に関連する優位性を受けてはならない。
5. UCI アンチ・ドーピング規則に拠る資格停止の結果の具体的詳細は、アンチ・ドーピング規則の第9条から第12条に規定される。
- (2) チーム、協会その他の同様な存在に対する資格停止は、その構成員およびあらゆる形でそれらに関係するすべてのライセンス所持者の資格停止をもたらす。ただし、審査委員会は、個人としての活動について、場合によっては制限をつけて権利を与えることができる。
- (3) 資格停止された登録者は、資格停止期間ライセンスを返納しなければならない。資格停止された人は、資格停止期間満了まで、ライセンスを返還されまたは新しいライセンスを与えられることはなく、現行規則またこれに従った決定により負わされた義務をすべて果たさないならば、いかなる資格においても自転車競技大会に参加することはできない。
- (4) 資格停止を受けた登録者の競技参加は無効とみなされる。加えて、当初課された資格停止期間は、参加違反の日から改めて開始するものとする。
- (5) 資格停止の決定およびこの決定に対する異議申立ての手続きは、たとえ異議申立てを行ってもその異議申立ての大意が調べられていなくても(異議申立ての撤回、容認されないまたは提出が遅れた異議申立て、その他)、資格停止の期間の開始日および終了日を自動的に規定する。6項(6)に従って、資格停止期間の開始は、異議申立てが可能である期間の終了後すぐに定められなければならない。
- (6) 資格停止は、スポーツ活動に関し有効である。関係する団体の通常の活動期間において有効である。このため、資格停止期間は、年間のいくつかの期間に分割され得る。
- (7) 資格停止を下す機関である国内連盟は、資格停止が有効となり次第UCIに通知する。国内連盟は、次の事項を明記する：
1. 当該競技者の身元(姓・名、住所、国籍、国内連盟、カテゴリ、登録番号)
 2. 資格停止を下した機関
 3. ペナルティの対象となった違反行為
 4. 資格停止期間の始まりと終りの日付

資格停止の条件のいかなる修正についても、最初に資格停止を報告したように、直ちに UCI に報告しなければならない。

ただし、世界競技日程、大陸競技日程の競技に参加したことがない競技者に関しては、通知は不要である。

8. ライセンス取消し
ライセンス取消しについては、登録者規程、競技者登録規程および審判員登録規定による。
9. 制裁を科した場合、その説明を制裁権者が行う。
10. 教育的処置
教育的処置を、他の制裁処置に代えて、またはそれに加えて提案できる。

第63条 (技術的不正)

技術的不正は、制裁対象となる UCI 条項 1.3.010, JCF 規則第 4 2 条の違反行為である。

技術的不正は以下の状況において生起する：

- a) 自転車競技内または周辺内における UCI 条項 1.3.010 の規定に適合しない自転車の存在;
- b) 自転車競技内または周辺内における UCI 条項 1.3.010 の規定に適合しない自転車の使用。

すべての競技者およびチーム、または競技者の代理者は、そのすべての自転車が常に UCI 条項 1.3.010, JCF 規則第 1 6 条の規定に適合することを保証しなければならない。規定に適合しない自転車の自転車競技内または周辺内におけるいかなる存在も、自転車が競技において使用されたか否かにかかわらず、競技者およびチーム、または競技者を代理する者による技術的不正を構成する。

第64条 (差別)

JCF 規則に拘束される人または団体による、言葉または行為によって、人種、肌の色、性、性的嗜好、宗教、政治信条、言語、少数民族または出身国または社会的な条件を理由として、人間としての尊厳に違反する方法で、人または人のグループを差別または誹謗するふるまいは、制裁を科される。

第65条 (脅迫)

JCF 規則に拘束される人または団体による、脅迫行為は、制裁を科される。

第66条 (強制)

暴力的な方法、脅威または他のすべての方法により、コミセール、クラシファイアまたは他のすべての権威に対して決定を行うこと、決定を行わないこと、決定を取り下げること強制し、圧力をかける行為は、制裁を科される。

第67条 (危険行為)

JCF 規則に拘束される人または団体による、安全または注意についての規則に違反する故意の行為または行動によって他の当事者を死または負傷の直接の危険にさらす行為は、制裁を科される。

第68条 (不正)

JCF 規則に拘束される人または団体による、利益を得るために、不公平な方法で詐取し、不正を行う行為は、制裁を科される。偽情報の伝達はこの条項において不正を構成する。

第69条 (暴行)

JCF 規則に拘束される人または団体による、人の身体的高潔性を傷つける行為は、制裁を科される。

第70条 (罰則表)

罰則は、ペナルティ表に定める。ただし、国内競技については本連盟が、表中の「その他の競技」の欄に規定するより低位のペナルティを設定できる。

第71条 (主催者の違反行為)

JCF は、ロード競技部門のために付表 2-3 の表に従って懲戒処分を宣告する資格がある。他の競技部門に対して JCF は、下記の違反行為に対して委員会が適切とみなす懲戒処分を宣告する資格がある。

1. 安全欠如

主催者は、レースコースおよびその直近の周囲の秩序と安全に責任がある。主催者はすべてのインシデントに責任があり、実際に実施された組織的な手段が適用可能な安全基準を満たしている、

具体的な状況を考慮し、これらが質に関して、そして質的な条件において十分であったことを証明することができない限り、主催者は懲戒処分に服すべきである。

2. 契約上の義務の違反
主催者はその契約上の義務の意図的な違反の場合に懲戒処分を科される。
3. 規則上の義務の違反
主催者は次により規定される義務の重大な、または再三の違反の場合に懲戒処分科される： UCI 規則； JCF 規則； 諸競技部門のための有用な主催者ガイド； 指示書または主催者の義務を規定している他の文書と同様に様々なテクニカルガイド。
4. その他の違反行為
 - (1) 自転車競技または UCI/JCF のイメージ、評判または利益を損なうような態度の行動；
 - (2) 司法当局、委員会または他の UCI/JCF 当局の決定および/または指示を尊重しない；
 - (3) コミセールにより与えられた指示に従わない；
 - (4) 侮辱的な態度で行動し、中傷的なコメントをする、さもなければ品位の基本的規則に違反する；
 - (5) 著しくまたは繰り返す、特に罰が規定されていない UCI/JCF 規則の条項に違反する；
 - (6) スポーツマンらしくない態度で行動する。

第 1 2 部 - 2 (第 1 0 章) 異議の申立て

第72条 (異議申立ての方法)

原則としてコミセール・パネルの決定が最終であり、異議申立てをすることはできない。大会特別規則で異議申立てを規定した大会においては、ライセンス所持者が競技規則中に定める機関に対してのみ異議申立てを行うことができる。

1. 違反行為の事実または競技中に下された決定に関する異議申立ては、コミセール・パネルに提出する。
2. 第 3 4 条の規定によりアピール・パネルが設置されている場合、異議申立てはチーフ・コミセールからアピール・パネルの委員長に手渡される。
3. 異議申立ては、書面にて供託金を付して提出する。異議申立てが認められた場合、この供託金は返還される。
4. 個人種目の場合または個人の順位に影響をおよぼしうることが生じた場合、異議申立てはその競技者個人が行う。
5. チームの順位または賞が争点の団体競技の場合は、チームまたはクラブの監督が、異議申立てを行う。
6. 規則を知らなかったということは、異議申立ての理由にならない。

第73条 (異議申立ての制限時間)

大会特別規則で異議申立てを規定されている場合、異議申立ては、下記の制限時間内に行う。

1. 競技者の資格、予選結果、競技者の組合せ、服装・機材または競技参加の正当性に対する異議申立てをする場合は、競技開始前に口頭で供託金なしで行うことができる。
2. 異議申立ては、フィニッシュ制限時刻または最後の競技者のフィニッシュ後、30 分以内に提出しなければならない。コミセール・パネルのそれ以前の決定または順位に対する異議申立ては、決定が下されまたは結果が公表されてから 30 分以内に提出しなければならない。ステージ・レースの順位に関する異議申立ては、次のステージのスタート以前に提出しなければならない。
3. トラックレースにおける異議申立ては、上記の 30 分を 10 分に短縮する。競技者またはコミセール・パネルの下した決定に対する異議申立ては、その決定が伝達され、またはその競技が終了してから 10 分以内にコミセール・パネルに提出されなければならない。

第74条 (異議申立ての裁定)

1. 異議申立者との異議申立ての対象となった者には、この件についての意見を述べる機会を与える。コミセール・パネルは直ちに決定を下す。
2. UCI 規則の制裁および手続きの条項に定める以外には、異議申立てに対して下されたコミセール・パネルの決定は、上訴の対象とならない。
3. コミセール・パネルは、その関係者から聴取しまたは弁明の機会を与えた後、その異議申立てについて可及的速やかに決定を下さなければならない。

4. 異議申立てが十分な根拠があると宣言されたなら、コミセール・パネルはその競走を再レースとするか、結果を取り消すかを決定する。

第14部 (第25章) アンチ・ドーピング

第75条 (アンチ・ドーピング)

本連盟は UCI (世界自転車競技連合) 及び JADA (日本アンチ・ドーピング機構) の加盟団体であることから、アンチ・ドーピングに関わる諸規程・規則である世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程、UCI アンチ・ドーピング規則を遵守し支持する。

[世界アンチ・ドーピング規程](#)

[各種 国際基準](#)



[日本アンチ・ドーピング規程](#)

[UCI アンチ・ドーピング規則](#)



(公財) 日本自転車競技連盟 アンチ・ドーピング規程 (code 2021 年版)

第1条 (目的)

本規程は、本連盟のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

第2条 (適用対象者)

本規程は、以下に対して適用される。

- (1) ライセンス保持者並びに本連盟役員及び委員会・部会、各所属員等の関係者
- (2) 競技者
- (3) サポートスタッフ
- (4) ライセンス保持者ではないが本連盟の権限下にあるその他の人
- (5) 加盟団体 (その下部組織を含む)
- (6) 委託された第三者およびその従業員であって、アンチ・ドーピング活動に関与している者

第3条 (JADA との連携・協力)

本連盟は、日本アンチ・ドーピング機構 (以下、「JADA」という。) 及び調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程 (以下、「日本規程」という。)、世界アンチ・ドーピング規程 (以下、「世界規程」という。)、国際基準 (以下、「国際基準」という。) に基づく義務を履行する責任を負う。

第4条 (日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力)

日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構 (以下、「J-Fairness」という。) の権限と責務を尊重し、J-Fairness 及び JADA と連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

第5条 (UCI との連携・協力)

本連盟は、UCI に協力し、これを支援するものとする。また、本連盟は、自らが権限を有する者に対して制裁を課す決定を含め、UCI アンチ・ドーピング規則に従って下される決定を承認し、遵守し、実施するものとする。

第 6 条（日本自転車競技連盟の役割と責務）

1. 本連盟は、日本規程第 22 条に定める役割と責務を負う。
2. 本連盟は、UCI から世界規程第 20.3 項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
3. 本連盟は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

第 7 条（競技者の役割と責務）

競技者は、日本規程第 24 条に定める役割と責務を負う。

第 8 条（サポートスタッフの役割と責務）

サポートスタッフは、日本規程 25 条に定める役割と責務を負う。

第 9 条（結果管理手続、決定の効力）

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての本連盟（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

第 10 条（活動評価）

- 1 本連盟は、JADA が行う本連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。
- 2 本連盟は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADA と連携し、その改善に努めるものとする。

第 11 条（不服申立て）

日本規程第 12 条に基づいて JADA が本連盟に課す制裁処分については、同規程第 13.2.3.5 項に定める通り本連盟は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

第 12 条（他の署名当事者等の決定の拘束力）

署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADA 及び本連盟に対して自動的に拘束力を有する。

第 13 条（解釈）

本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

本規程は、令和 6 年度（2024 年）06 月 05 日から施行する。

専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という。）の定款第42条の規定に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要なことを定める。

(種類)

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

総務委員会

コンプライアンス委員会

調査委員会

審査委員会

関連団体連携委員会

選手強化委員会

競技運営委員会

審判委員会

国際委員会

広報・マーケティング委員会

医事委員会

アンチ・ドーピング委員会

アスリート委員会

2. 理事会、及び委員会には必要に応じ部会又はプロジェクト等を設置することができる。部会及びプロジェクト等に関する規定は別に定める。

3. 第1項に定める各委員会の業務分掌は別に定める。

(業務)

第3条 委員会は、定款第4条に規定された事項について協議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会が決定した計画に基づき所管の業務を処理する。

(委員)

第4条 委員会は、委員をもって組織する。

1. 委員会の委員は本連盟の理事2人以上7人以内。

2. 専門的知識を有する者若干名。

3. 委員の人数は7名以内とする。ただし、特段の理由があり、理事会が承認した場合はこの限りでない。

4. 委員は理事会において選任し、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、理事の任期と同期した2年とし再任を妨げない。

2 前項にかかわらず、補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2. 委員長及び副委員長は委員のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。

3. 委員長は、議長となり、委員会の議を経て分掌業務を処理する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

5. 委員長は、理事会もしくは専門委員長会議において、当該委員会の業務処理内容を報告し、各委員会の調整を図る。

(委員会の召集)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表明した者は、出席者とみなす。委員会の決議は、出席委員全員の賛成を原則とし、意見の相違する場合は委員長が総合的に判断した上で決定する。

2. 前項の規定にかかわらず、委員が委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する委員会の決議があったものとみなす。た

だし、当該の委員会を担当する副会長または専務理事若しくは常務理事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(委員長の専決措置)

第9条 委員長は、緊急を要するため委員会に付議することが困難であるときは、常務理事会に諮り了承を経てこれを専決することができる。

2. 前項の場合においては、次回の委員会に報告して承認を受けなければならない。

(委員会の参考人)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(執行部の出席)

第11条 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員長会議の開催)

第12条 専務理事及び総務委員会委員長は、必要に応じ委員長会議を召集し、総務委員会委員長が議長となり、各委員会の業務内容を把握するとともに、会務の推進について協議し、総合的調整を図る。

附 則

平成 7年(1995年) 6月24日制定

平成 9年(1997年) 3月 4日改正

平成11年(1999年) 4月24日改正

平成13年(2001年) 4月13日一部改正

平成15年(2003年) 4月23日一部改正

平成25年(2013年) 3月25日一部改正

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

平成27年(2015年) 2月25日一部改正

平成29年(2017年) 6月26日一部改正

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

平成30年(2018年) 6月13日一部改正

平成30年(2018年) 12月 6日一部改正

平成31年(2019年) 3月 1日一部改正

令和元年(2019年) 9月3日一部改正

令和3年(2021年) 11月25日一部改正

令和5年(2023年) 9月19日一部改正

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

専門委員会業務分掌

1. 総務委員会

(目的) 本委員会は、本連盟の運営に関する事項を審議し、健全な運営を図る。

- 1) 本連盟の財源の確保及び財務の健全な運用を図る。
- 2) 本連盟の運営に関わる基本的な事項に関すること。
- 3) 評議員会、理事会の開催と運営に関すること。
- 4) 本連盟の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
- 5) 定款及び規程の改廃に関すること。
- 6) 本連盟への加盟及び脱退に関すること。
- 7) その他、他の専門委員会に属さない業務に関すること

2. コンプライアンス委員会

別に定めるコンプライアンス委員会規程による。

3. 調査委員会

別に定める調査委員会・審査委員会設置規程による。

4. 審査委員会

別に定める調査委員会・審査委員会設置規程による。

5. 関連団体連携委員会

(目的) 加盟団体や競技種目別団体等との連携を深め、強化育成・普及拡大や自転車競技を「ささえる」人に対する自転車の競技価値向上を図る。

- 1) 関連団体に対する役割及び実行方法の明確化に関すること
- 2) 強化及び普及拡大に関する関連団体との連携強化に関すること
- 3) 連携体制に関する関連団体との合意形成に関すること
- 4) 新規加盟等への各種条件整備に関すること

6. 選手強化委員会

別に定める選手強化委員会規程による。

7. 競技運営委員会

(目的) 自転車競技の発展、拡大を**目指し**競技会の万全なる運営を図るとともに、**競技者登録者の拡大**や競技に係わる調査・研究、指導者の育成等多角的に検討を加え、実践する。

- 1) 国際、国内競技会に係わる計画、運営に関すること
- 2) 競技施設の調査、検査、公認に関すること
- 3) 記録の公認、管理に関すること
- 4) 競技機材の研究、開発、公認に関すること
- 5) **競技者の登録**、管理および登録証の発行に関すること
- 6) **競技者の拡大に資する広報**に関すること
- 7) 指導者の育成に係わる講習会、研修会に関すること
- 8) 競技用自転車、部品の貸与について

8. 審判委員会

(目的) 自転車競技の発展に向けたコミセール・審判技術の向上、競技規則及び審判機材等に関する調査・研究、大会記録等の情報管理及び情報発信を行う

- 1) コミセール・審判員の養成、技術及び資質の向上に関すること
- 2) 競技規則、規定及び制度に関わる研究、立案、改正に関すること
- 3) 審判用機材の研究、開発、公認に関すること
- 4) 審判員の審査、登録、管理及び登録証の発行に関すること
- 5) 審判員の拡大に資する広報に関すること
- 6) **競技大会におけるコミセールの指名**、その他審判に関すること

9. 国際委員会

(目的) 国際的位置づけを確保するため積極的な外交、情報収集、資料管理等を行う。

- 1) 競技別の世界に対する現状把握（国際大会招致実績、競技役員数など）
- 2) One JCF としての ACC/UCI に対するかかわり方の明確化に関すること
- 3) ACC/UCI 専門委員会委員・役員への人材輩出策の検討に関すること

- 4) 国際人の育成・養成パスウェイの構築に関すること
- 5) 国際情報収集力の向上に関すること
- 6) 人事交流の実施に関すること

10. 広報・マーケティング委員会

(目的) 自転車競技の活動を把握し、その価値や恩恵を登録者・スポンサーに対して最大化する。また、自転車競技のPR計画と共に本連盟の公式発表および刊行物の発行を行う。

- 1) 本連盟の置かれている状況を的確に判断し、効率的な予算運用に関すること
- 2) 本連盟の活動をベースにしなが、様々な角度から登録者・スポンサー獲得かつ維持に繋がる各種施策を提案し実施すること
- 3) 定期的に連盟活動を評価することで、本連盟の事業全般に対して最適な運用がされるよう助言を行うこと
- 4) 自転車競技のPR計画および実施に関すること
- 5) 広報資料の収集、調査、提供に関すること
- 6) 報道機関に対する公式発表に関すること
- 7) 本連盟の機関誌および刊行物の編集・発行に関すること

11. 医事委員会

(目的) 自転車競技に係わる選手の健康管理や競技力向上のための総合的な医学サポートに関する普及・啓発・情報収集・専門事項を審議、所管し理事会に意見を具申する。

- 1) 競技会における医事業務、感染対策業務に関すること
 - ① 競技会における医療スタッフ等の確保に関すること
 - ② 競技会における感染症対策に関すること
- 2) 競技者に対する医事、栄養、心理サポートに関すること
 - ① スポーツ障害の予防と治療に関すること (コンディショニング含む)
 - ② スポーツ栄養学に関すること
- 3) ナショナルチーム及びその他への総合的な医学的支援に関すること
 - ① 競技力向上に関わる医学的な調査研究に関すること
 - ② 選手育成・強化に関わる医学的支援に関すること
 - ③ 国際競技大会等へのチームドクター派遣に関すること

12. アンチ・ドーピング委員会

(目的) 自転車競技におけるアンチ・ドーピング活動に関し、専門的な立場から検討を行い、理事会に具申するとともに必要な事業を実施する。

- 1) アンチ・ドーピングに関する計画、運営案を策定、具申し、その実施に関すること
- 2) ドーピング検査に関する計画、運営案を策定、具申し、その実施に関すること
- 3) その他アンチ・ドーピングに係る諸事項に関すること

13. アスリート委員会

別に定めるアスリート委員会規程による。

附 則

平成 9 年 (1997 年)	3 月 4 日	制定
平成 11 年 (1999 年)	4 月 24 日	制定
平成 13 年 (2001 年)	4 月 13 日	制定
平成 15 年 (2003 年)	4 月 23 日	一部改正
平成 27 年 (2015 年)	2 月 25 日	一部改正
平成 29 年 (2017 年)	6 月 26 日	一部改正
平成 30 年 (2018 年)	12 月 6 日	一部改正
平成 31 年 (2019 年)	3 月 1 日	一部改正
令和元年 (2019 年)	9 月 3 日	一部改正
令和 3 年 (2021 年)	11 月 25 日	一部改正
令和 5 年 (2023 年)	9 月 19 日	一部改正

この業務分掌は、令和 5 年 9 月 19 日から施行する。

部会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)の専門委員会規程第2条第2項の規定に基づき設置する部会の組織および運営について必要なことを定める。

(種類)

第2条 部会は、次のとおりとする。

1. トラック部会
2. ロード部会
3. BMX部会
4. マウンテンバイク部会
5. シクロクロス部会
6. トライアル部会
7. 室内競技部会
8. パラサイクリング部会
9. eスポーツ部会

(業務)

第3条 部会は、本連盟定款第4条に規定された事項の理事会、又は専門委員会における遂行に関し、その所管事項について協議し、理事会、又は専門委員会に意見を具申するとともに、所管の業務を処理する。

2 部会の業務分掌については、別に定める。

(部会員等)

第4条 部会は、部会員をもって組織する。

- 2 部会の部会員は、原則として専門的知識・経験を有する者7人以内で構成することとするが、部会の目的、特性に応じた増員は認められる。
- 3 部会の部会員は、会長が委嘱する。

(部会長等)

第5条 部会に部会長1名を置く。

(部会の任期)

第6条 部会員の任期は、理事の任期と同期した2年とし再任を妨げない。

2 前項にかかわらず、補欠として選任された部会員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(部会の招集)

第7条 部会は、部会長が招集する。

(部会の議事)

第8条 部会は、部会員の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表明した者は、出席者とみなす。部会長が議長となり、部会の決議は、出席部会員全員の賛成を原則とし、意見の相違する場合は部会長が総合的に判断した上で決定する。

(部会の参考人)

第9条 部会長が必要と認めたときは、部会に参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(執行部の出席)

第10条 会長、副会長、専務理事、常務理事は、部会に出席して意見を述べることができる。

(改定)

第11条 本規程の改定は、理事会の承認により行う。

附 則

この規程は、平成24年3月9日から施行する。

平成27年(2015年)2月25日一部改正

平成30年(2018年)6月13日一部改正

令和元年(2019年)9月3日一部改正

令和3年(2021年)11月25日一部改正

令和5年(2023年)9月19日一部改正

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

部会の業務分掌について

(部会に関する規程(以下、「規程」という。)第3条第2項関連)

1 部 会(規程第3条第2項に定める部会の業務)

(1) トラック部会

(目 的) トラック種目の発展、拡大を目指し、トラック種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) トラック種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理に関すること
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったトラック種目における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) トラック種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関すること
- 6) ハイパフォーマンスセンターの運営(予算・収支管理・スタッフ選定等)に関すること
- 7) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関すること
- 8) 本連盟主催の国内大会に係る計画、開催実施、運営に関すること
- 9) トラック種目における競技施設の調査、検査、および公認に関すること
- 10) トラック種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関すること
- 11) 競技者の拡大など普及・強化・育成に関すること
- 12) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 13) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 14) トラック競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 15) その他、トラック種目に関すること

(2) ロード部会

(目 的) ロード種目の発展、拡大を目指し、ロード種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) ロード種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったロード種目における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) ロード種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関すること
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関すること
- 7) 国際、国内競技会に係る計画、運営に関すること
- 8) ロード種目における競技施設の調査、検査、および公認に関すること
- 9) ロード種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関すること
- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関すること
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 12) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 13) ロード競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 14) その他、ロード種目に関すること

(3) BMX部会

(目 的) BMX種目の発展、拡大を目指し、BMX種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) BMX種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったBMX種目における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) BMX種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関すること
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関すること
- 7) 国際、国内競技会に係る計画、運営に関すること
- 8) BMX種目における競技施設の調査、検査、および公認に関すること
- 9) BMX種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関すること
- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関すること
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 12) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 13) BMX競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 14) その他、BMX種目に関すること

(4) マウンテンバイク部会

(目 的) マウンテンバイク種目の発展、拡大を目指し、マウンテンバイク種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) マウンテンバイク種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったマウンテンバイク種目における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) マウンテンバイク種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関すること
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関すること
- 7) 国際、国内競技会に係る計画、運営に関すること
- 8) マウンテンバイク種目における競技施設の調査、検査、および公認に関すること
- 9) マウンテンバイク種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関すること
- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関すること
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 12) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 13) マウンテンバイク競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 14) その他、マウンテンバイク種目に関すること

(5) シクロクロス部会

(目 的) シクロクロス種目の発展、拡大を目指し、シクロクロス種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) シクロクロス種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったシクロクロス種目における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) シクロクロス種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関すること
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関すること
- 7) 国際、国内競技大会に係る計画、運営に関すること
- 8) シクロクロス種目における競技施設の調査、検査、および公認に関すること
- 9) シクロクロス種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関すること
- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関すること
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 12) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 13) シクロクロス競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 14) その他、シクロクロス種目に関すること

(6) トライアル部会

(目的) トライアル種目の発展、拡大を目指し、トライアル種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行する。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) トライアル種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従った内容における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) トライアル種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関すること
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関すること
- 7) 国際、国内競技会に係る計画、運営に関すること
- 8) トライアル種目における競技施設の調査、検査、および公認に関すること
- 9) トライアル種目における大会記録の情報管理および情報発信に関すること
- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関すること
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 12) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 13) トライアル競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 14) その他、トライアル種目に関すること

(7) 室内自転車競技部会

(目的) 室内自転車競技種目の発展、拡大を目指し、室内自転車競技種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関すること
- 2) 室内自転車競技種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従った室内自転車競技種目における強化事業の具体的な実施に関すること
- 4) 室内自転車競技種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関すること

- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関する事
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関する事
- 7) 本連盟主催の国内大会に係る計画、開催実施、運営に関する事
- 8) 室内自転車競技種目における競技施設の調査、検査、および公認に関する事
- 9) 室内自転車競技種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関する事
- 10) 競技者の拡大など普及・強化・育成に関する事
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関する事
- 12) ジュニア層の強化、育成に関する事
- 13) 室内自転車競技自転車および部品の貸与等に関する事
- 14) その他、室内自転車競技に関する事

(8) パラサイクリング部会

(目的) パラサイクリング種目の発展、拡大を目指し、専門的な立場から検討を行い、選手強化本部又は各専門委員会に具申するとともに、必要な事業を実施する。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関する事
- 2) パラサイクリング種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったパラサイクリング種目における強化事業の具体的な実施に関する事
- 4) パラサイクリング種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関する事
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関する事
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関する事
- 7) 国際、国内競技会に係る計画、運営に関する事
- 8) パラサイクリング種目における競技施設の調査、検査、および公認に関する事
- 9) パラサイクリング種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関する事
- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関する事
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関する事
- 12) ジュニア層の強化、育成に関する事
- 13) パラサイクリング競技自転車および部品の貸与等に関する事
- 14) その他、パラサイクリング種目に関する事

(9) eスポーツ部会

(目的) eスポーツ種目の発展、拡大を目指し、eスポーツ種目における選手強化、大会の実施・運営、普及拡大、資金獲得およびその管理を実行し並びにそれらの策定を行う。

- 1) 理事会および選手強化委員会より諮問された事項に関する事
- 2) eスポーツ種目に関する事業の計画策定、実施および資金獲得およびその管理
- 3) 選手強化委員会が定めた総合計画に従ったeスポーツ種目における強化事業の具体的な実施に関する事
- 4) eスポーツ種目における強化指定選考基準を適切な時期までに選手強化委員会に上申し、承認されたその基準に沿った強化指定選手を選考し選手強化委員会に上申することや、代表選手団の選考に関する選手強化委員会への答申に関する事
- 5) 競技力向上に必要な事業の遂行に関する事
- 6) 全日本選手権大会および国内における国際大会の開催実施、国内外の情報収集、調査・研究、情報発信に関する事
- 7) 国際、国内競技会に係る計画、運営に関する事
- 8) eスポーツ種目における競技施設の調査、検査、および公認に関する事
- 9) eスポーツ種目における記録の公認、大会記録の情報管理および情報発信に関する事

- 10) 登録競技者の拡大など普及・啓蒙に関すること
- 11) 指導者の育成に係る講習会・研修会に関すること
- 12) ジュニア層の強化、育成に関すること
- 13) eスポーツ競技自転車および部品の貸与等に関すること
- 14) その他、eスポーツ種目に関すること

附 則

令和5年（2023年）9月19日制定

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

コンプライアンス委員会規程

第1条 (目的)

本規程は、本連盟の定款第42条の規定に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

第2条 (委員会の設置)

本連盟は常設の機関として委員会を設置する。

第3条 (定義)

本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本連盟における各種規則、取引に関わる契約・約款その他、自転車競技（サイクルスポーツ）に対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

第4条 (委員会)

委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、会長を除く理事又は外部の学識経験者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において理事である委員の中から1名を選任する。ただし、理事及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。

2 副委員長は、理事会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委員長が緊急やむを得ないと認めたときは定数未満の委員により審議し、その後開催する最初の委員会にその理由と審議結果を報告しなければならない。

4 議長は委員長とする。

5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 前項の規定に関わらず、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第5条 (審議事項)

委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

① コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

③ 会員、加盟団体、準加盟団体、その他の者による本連盟、会員、加盟団体又は準加盟団体の定款、コンプライアンス規程、倫理規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

④ 通報相談窓口の運営に関する事項

⑤ 本連盟の各種規程案の策定に関する事項

⑥ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

第6条 (議事録)

委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。ただし、特に開示する必要があるとして委員全員が同意した場合は、この限りではない。

3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員1名の合計2名が記名押印する。

4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

第7条 (任期)

委員の任期は、理事にあっては定款第31条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

第8条 (守秘義務)

委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

第9条 (事務)

委員会の事務は、本連盟の総務課が行う。

第10条 (規程の変更)

本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

本規程は、平成31年3月1日から施行する。

本規程の施行をもって「公益財団法人日本自転車競技連盟倫理委員会規程」は廃止する。

調査委員会・審査委員会設置規程

第1条 (目的)

本規程は、コンプライアンス委員会規程第2条の規定に基づいて設置された、調査委員会及び審査委員会について必要な事項を定める。

第2条 (各委員会の設置)

本連盟は、コンプライアンス規程第2条に定める競技関係者の禁止行為を調査し、次条に定める禁止行為に対する処分を決定するために、次の委員会（以下総称して「各委員会」という）を設置する。

- 1 調査委員会：禁止行為と疑われる事実の有無を調査する。
- 2 審査委員会：調査委員会の調査結果を基に処分の要否を審査し、審査対象者が登録者又はその他競技関係者の場合においては処分を決定し、審査対象者が登録者又はその他競技関係者以外の場合は処分案を策定し会長又は代表理事に答申する。

第3条 (禁止行為)

本規程にいう禁止行為とは、コンプライアンス規程第2章に定める禁止行為をいう。

第4条 (委員の選任)

各委員会の委員（以下「委員」という）は、理事会で選任する。

- 2 各委員会の員数は、以下のとおりとし、各委員会の兼任はできないものとする。
 - 1 調査委員会 3名以上とする。
 - 2 審査委員会 5名以上とし、うち1名以上は第三者委員（本連盟に現に所属していない者をいう。以下同じ）とする。
- 3 委員には、少なくとも法律に精通した有識者及び競技に精通した者を各1名選任するものとする。ただし、この委員は第三者委員であるか否かを問わない。
- 4 各委員会の委員長及び副委員長は、理事会においてそれぞれ1名を選任する。

第5条 (委員会)

各委員会は、処分手続規程に定めるパネルの審理のほか、各委員長の判断により、随時開催されるものとする。

- 2 各委員会は、各委員長が招集し、各委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委員長が緊急やむを得ないと認めたときは定数未満の委員により審議し、その後に開催する最初の委員会にその理由と審議結果を報告しなければならない。
- 3 各委員会の議長は各委員長とする。
- 4 各委員長に事故があったとき又は各委員長が欠けたときは、各委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 各委員会が必要と認めたときは、各委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 各委員会は、原則として非公開とする。

第6条 (審議事項)

各委員会は、処分手続規程に定めるパネルの審理のほか、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- 1 コンプライアンス規程、処分基準その他の運用に関する事項
- 2 本規程の運用に関する事項
- 3 通報相談窓口の運営に関する事項

第7条 (議事録)

各委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。ただし、特に開示する必要があるとして委員全員が同意した場合は、この限りではない。
- 3 第1項の議事録には、各委員長及び各委員長に指名された各委員1名の合計2名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

第8条 (免責)

委員は、故意又は重過失による場合を除き、手続に関する作為又は不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第9条 (任期)

委員の任期は、理事にあつては定款第31条に定めのある理事の任期によるものとし、第三者委員にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。ただし、処分手続規程第5条又は第11条の規定に基づいて各パネルに選任された委員の任期は、対象となる事案の調査又は審査終了時までとする。

第9条の2 (守秘義務)

各委員は、各委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

第10条 (事務)

各委員会の事務は、本連盟の総務課が行う。

第11条 (規程の変更)

本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

本規程は、平成31年3月1日から施行する。

本規程の施行をもって「審査委員会規程」は廃止する。

令和2年2月20日 一部改正

本規程は、令和2年2月20日から施行する。

選手強化委員会規程

第1条（総則）

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟定款（以下「定款」という。）第42条並びに専門委員会規程第2条第1項の規定に基づいて設置された、選手強化委員会（以下「強化委員会」という。）の組織及び運営について必要なことを定める。

第2条（目的）

強化委員会は、オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会等主要国際大会でのメダル獲得を目指し、定款第4条第1項（3）（6）の事業を円滑に遂行することを目的とする。

第3条（事業）

強化委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 強化事業に係わる予算の執行に関すること。
- (2) 強化事業の総合計画に関すること。
- (3) 代表選手団（選手、監督、コーチ、メカニック、マッサー、情報スタッフ、ドクター、通訳、総務）の選考及び選考の解除に関すること。
- (4) 代表選手団の派遣に関すること。
- (5) 各競技別部会から提議された事項に関すること。
- (6) 競技力向上に必要な事業の一切に関すること。

第4条（構成）

強化委員会は次の構成とし、理事会の議を経て会長が委嘱する。

1. 委員長（会長又は副会長）
2. 副委員長（副会長または専務理事）
3. 委員（常務理事）

第5条（任期）

委員の任期は、理事の任期と同期した2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第6条（職務）

委員長は、強化委員会を代表して会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。

第7条（会議）

強化委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 強化委員会は、委員の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表明したものは、出席者とみなす。委員会の決議は、出席委員全員の賛成を原則とし、意見の相違する場合は委員長が総合的に判断した上で決定する。

3 前項の規定にかかわらず、委員が強化委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する強化委員会の決議があったものとみなす。

第8条（庶務）

強化委員会の庶務は事務局において処理する。

附則

令和5年（2023年）9月19日制定

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

公益財団法人日本自転車競技連盟アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第42条に基づき、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下、「本連盟」という。）のアスリート委員会（以下、「委員会」という。）の設置並びにその運用に必要な事項を定める。なお、委員会は本連盟定款第42条に基づく専門委員会として設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、以下第3条に規定する分掌事項について、アスリートの立場からの意見を取りまとめ、本連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成、並びに自転車競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(分掌事項)

第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は本委員会の委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関する事
- (2) 競技会・強化環境の改善や整備に関する事
- (3) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事
- (4) オリンピック・ムーブメントの推進活動に関する事
- (5) JOC アスリート委員会との協力・連携に関する事
- (6) アスリートのモラル向上とインテグリティ教育や啓発に関する事
- (7) アスリートの社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資する事
- (8) アスリートのセカンドキャリアの支援に関する事
- (9) 自転車競技の社会的役割や価値の向上に寄与する事
- (10) 連盟主催事業に協力し、自転車競技の普及発展に寄与する事
- (11) SNS の活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関する事
- (12) その他アスリートに関する事

(構成)

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員については本連盟の理事2名以上、アスリートメンバー8名程度とする
- (2) 委員長 1名(本連盟の理事)
- (3) 副委員長 若干名を置く

(アスリートメンバー委員の資格)

第5条 現役アスリートは、本連盟の競技者登録者のうち、本連盟主催の大会又は IOC・IPC 主催及び UCI 認定大会に過去4年以内に強化指定選手として出場し、アスリート委員会に必要な要素を持つと判断される者とする。

2 アスリート経験者は、本連盟の競技者登録者で、前項の大会に出場した経験を有し、アスリート委員会に必要な要素を持つと判断される者とする。

3 海外競技経験者は、海外大会の経験等アスリート委員会に必要な要素を持つと判断される者とする。

4 アスリート委員会に必要な要素とは、アスリート委員会への参加意思と経験を活かした積極的な発言が可能であること、アスリート仲間へのコミュニケーションが可能であること等を指す。

5 委員会の委員は、本連盟倫理規程に違反したことがない者とする。

(委員の選任)

第6条 アスリートメンバー委員は、オリンピック競技種目部会からの推薦を受けた4名及びアスリート委員会が推薦する4名の者を含め8名程度とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員長の選任)

第7条 委員長及び副委員長は委員のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員長又は委員が補欠により選任された場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員長及び委員は、任期を満了しても後任者が選任されるまではその職務を行う。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、適宜委員長が招集する。

2 委員は、必要に応じていつでも委員会の開催を求めることができる。

3 役職員及び事務局員は、会議に出席して意見を述べるることができる。

(議長)

第10条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、かつ出席委員の過半数の同意をもって可決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、委員会の構成メンバー(参考人含)で実施する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この規程は、令和5年11月22日から施行する。

自転車競技強化指定選手・強化スタッフ行動規範

1. 制定の趣旨

自転車競技強化指定選手・強化スタッフ（以下「強化選手・スタッフ等」という。）は、選手の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「連盟」という。）を代表する競技者・スタッフであり、健全な生徒、学生、社会人として規律ある行動を行う責務を負っている。

この規範は、強化選手・スタッフ等が遵守すべき基本的な行動基準を定め、もって自転車競技の健全な普及・発展に寄与することを目的とする。

2. 強化選手・スタッフ等の定義

強化選手・スタッフ等とは、連盟登録者の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者（日本代表選手を含む）とその活動をサポートするスタッフで、連盟が指定する者をいう。

3. 行動規範

(1) 法令及び諸規則・ルールへの遵守

法令及び諸規則・ルールを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動する。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令に反する行為を黙認しないとともに、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

(2) 差別の排除

社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。また、それぞれの立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(3) 社会への貢献

強化選手・スタッフ等は、日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献する。

(4) その他の遵守事項

ア 日本代表チームの活動・行事（大会派遣、合宿、ミーティング、記者会見、壮行会等）への参加

日本代表チームの活動・行事には必ず参加すること。ただし、ヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。

日本代表チームの活動・行事において、ヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。

イ 指定衣服、装着品の着用

連盟からの要請があったとき、指定の衣服、装着品等を着用する。なお、衣服、装着品の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。

ウ ドーピング行為の禁止

薬物および機材に関するドーピングは行わないこと。止むを得ず薬物等を服用する場合、必ず事前にドクターに相談すること。

エ 礼儀礼節の保持

一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、違法行為または強化選手・スタッフ等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならず、自覚と責任をもって行動すること。また、意図的な身体装飾（刺青（タトゥー）、華美なネイルアート等）は禁止する。

日本代表チームとしての活動の場所においては、選手・役員は異性の部屋への出入りを禁止し、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行うこと。

オ 海外派遣時の服装

日本代表に相応しい、清潔感があり好感もてる服装を基本とすること。

カ メディアからの取材

・メディアからの取材要請に対しては、自転車競技発展のために可能な限り積極的に対応すること。

・日本代表としての自覚を持ち、誠実で品位ある発言をすること。

・他者（対戦相手を含む）の批判は慎むこと。

・チームに不利となる発言や、「誤解」を招く発言は回避すること。

・日本代表チームスポンサーのマーケティング活動を阻害するような発言は慎むこと。

キ ソーシャルメディア

ソーシャルメディアで自身の経験などを投稿することはできるが、「見られている」意識をもち、次の事項に注意して、慎重に確認して投稿すること。

・投稿する内容は日記形式であること。

・ジャーナリストの役割をなすものであってはならず、意見を述べる際は必ず一人称で行うこと。

・投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。

・日本代表チームスポンサーのマーケティング活動を阻害するような投稿はしないこと。

・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

・他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること。

ク エージェントとの契約

エージェントとの契約に際しては、事前に連盟に相談すること。既に契約している場合も、会社名、担当者名を連絡する。なお、強化指定選手等は、強化方針や規約を遵守するとともに、これらがエージェントとの契約より優先することを了知する。

ケ 連盟との良好なコミュニケーションの保持

連盟は強化選手・スタッフ等と一体となって競技力の向上を目指している。必ず次の事項を報告若しくは連絡すること。

・練習場所、活動場所

・年間スケジュール

・指導者の氏名および連絡先

・事故、怪我等

・その他必要な事項

4. 違反者の処分

本規範に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、コンプライアンス委員会もしくは調査委員会に通報するものとし、連盟は、調査委員会及び審査委員会等の審議に基づき強化指定の解除や諸規則に則った処分を行う。

5. 附則

この規範は、平成28年6月3日から施行する。

平成31年（2019年）3月1日 一部改正

この規範は、平成31年3月1日から施行する。

コンプライアンス規程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、自転車競技（サイクルスポーツ）と本連盟及び本連盟の加盟団体（その定義は加盟団体規程によるものとする）の社会的役割と責任に鑑みて、本連盟及び加盟団体の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び自転車競技（サイクルスポーツ）におけるコンプライアンスの推進を図り、もって本連盟ひいては自転車競技（サイクルスポーツ）に対する社会的な信頼を確保することを目的として、本連盟及び加盟団体の関係者に対して禁止する行為、違反した場合の処分の内容その他を定める。

(定義)

第2条 本規程において、加盟団体等とは以下のものをいう。

- 1 定款第5条に基づく加盟団体（以下「加盟団体」という）
- 2 加盟団体に登録した団体
- 3 本連盟に登録したチーム（以下「チーム」という）
- 2 本規程において、評議員等とは以下のものをいう。
 - 1 本連盟の評議員
 - 2 加盟団体が財団法人である場合、その評議員
 - 3 加盟団体が社団法人である場合、その社員
- 3 本規程において、役員等とは以下のものをいう。
 - 1 本連盟の理事
 - 2 本連盟の監事
 - 3 定款第34条第1項に規定する名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与
 - 4 加盟団体の理事
 - 5 加盟団体の監事
- 4 本規程において、職員等とは以下のものをいう。
 - 1 本連盟の職員
 - 2 加盟団体の職員
- 5 本規程において、登録者とは以下のものをいう。
 - 1 本連盟に登録した指導者（以下「指導者」という）
 - 2 本連盟に登録した競技者（以下「競技者」という）
 - 3 本連盟に登録した審判員（以下「審判員」という）
- 6 本規程において、その他競技関係者とは、本連盟の活動に関係又は関与する者であって、登録者、役員等、評議員等又は職員等のいずれにも該当しないものをいう。
- 7 本規程において、競技関係者とは、評議員等、役員等、職員等、登録者及びその他競技関係者をいう。

第2章 禁止行為

(競技関係者の禁止行為)

第3条 競技関係者は以下の行為を行ってはならない。

- 1 法令に違反すること。
 - 2 本連盟、加盟団体若しくは本連盟が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
 - 3 暴力行為（直接的暴力のみならず、暴言及び言葉、身振りや書いたものなどで他の登録者や役職員、スポンサー、本連盟、加盟団体、UCI及び自転車競技全般の名誉や評判等を傷つけるハラスメント等の行為を含む）。
 - 4 不当な差別行為（人種、性別、信条、思想、宗教、身体及び精神の障害並びに学歴等を理由とした差別）。
 - 5 本連盟、加盟団体、本連盟が加盟する団体、又はスポンサーを含めた自転車競技（サイクルスポーツ）にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
 - 6 自転車競技（サイクルスポーツ）に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
 - 7 自転車競技（サイクルスポーツ）に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
 - 8 自転車競技（サイクルスポーツ）に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
 - 9 その他、自転車競技（サイクルスポーツ）に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
 - 10 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。
- 2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

(加盟団体等の禁止行為)

第4条 加盟団体等は以下の行為を行ってはならない。

- 1 法令に違反すること。
- 2 本連盟、加盟団体若しくは本連盟が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること
- 3 暴力行為（直接的暴力のみならず、暴言及び言葉、身振りや書いたものなどで他の登録者や役職員、スポンサー、本連盟、加盟団体、UCI及び自転車競技全般の名誉や評判等を傷つけるハラスメント等の行為を含む）。
- 4 不当な差別行為（人種、性別、信条、思想、宗教、身体及び精神の障害並びに学歴等を理由とした差別）。
- 5 本連盟、加盟団体、本連盟が加盟する団体、又はスポンサーを含めた自転車競技（サイクルスポーツ）にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- 6 自転車競技（サイクルスポーツ）に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。

- 7 自転車競技（サイクリスポート）に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
 - 8 自転車競技（サイクリスポート）に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
 - 9 その他、自転車競技（サイクリスポート）に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
 - 10 第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。
- 2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。
 - 3 前項に基づき、加盟団体等の禁止行為を認定するに当たっては、加盟団体等に所属するが、禁止行為に何ら関与しない個人が不当に取り扱われることの無いよう、禁止行為の性質や態様を踏まえて、加盟団体等を処分する必要がある場合に限って禁止行為違反を認定しなければならない。

第3章 処分

（評議員等に対する処分の種類）

第5条 本連盟は、禁止行為を行った評議員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- 1 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- 2 けん責：文書による注意を行い戒める。
- 3 罰金：1万円以上50万円以下の金額を本連盟に納入する。
- 4 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- 5 その他、法律及び本連盟又は加盟団体の定款に定める処分。

（役員等に対する処分の種類）

第6条 本連盟は、禁止行為を行った役員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- 1 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- 2 けん責：文書による注意を行い戒める。
- 3 罰金：1万円以上50万円以下の金額を本連盟に納入する。
- 4 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- 5 その他、法律及び本連盟又は加盟団体の定款に定める処分。

（職員等に対する処分の種類）

第7条 本連盟は、禁止行為を行った職員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、本連盟の就業規則に基づく処分を行い、又は加盟団体をして加盟団体の就業規則及び従業員懲戒規程に基づく処分を行わせしめることができる。

（登録者に対する処分の種類）

第8条 本連盟は、禁止行為を行った登録者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- 1 戒告：口頭による注意を行い戒める。
 - 2 けん責：文書による注意を行い戒める。
 - 3 罰金：1万円以上50万円以下の金額を本連盟に納入する。
 - 4 有期の登録資格停止：1年以上1年以下、本連盟の登録者としての資格を停止する。
 - 5 無期の登録資格停止：期間を定めず、本連盟の登録者としての資格を停止する。
 - 6 登録資格剥奪：永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する。
- 2 登録資格の停止を受けた登録者は、登録資格の停止期間中、自転車競技（サイクリスポート）に関する一切の競技活動を行ってはならない。
- 3 本連盟は、第1項各号の処分に代えて、又はこれらの処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他これに準ずる処分を科すことができる。

（その他の競技関係者に対する処分の種類）

第9条 本連盟は、禁止行為を行ったその他の競技関係者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- 1 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- 2 けん責：文書による注意を行い戒める。
- 3 罰金：1万円以上50万円以下の金額を本連盟に納入する。
- 4 有期の登録等の禁止：1年以上1年以下、評議員等、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者としての登録を禁止する。
- 5 無期の登録等の禁止：期間を定めず、評議員等、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者としての登録を禁止する。
- 6 登録資格剥奪：永久に評議員等、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者となる資格をはく奪する。

（加盟団体等に対する処分の種類）

第10条 本連盟は、禁止行為を行った加盟団体等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は併科することができる。

- 1 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- 2 けん責：文書による注意を行い戒める。

- 3 罰金：1万円以上50万円以下の金額を本協会に納入する。
 - 4 有期の登録資格停止：1年以上1年以下、本連盟の加盟団体としての資格を停止する。
 - 5 無期の登録資格停止：期間を定めず、本連盟の加盟団体としての資格を停止する。
 - 6 登録資格剥奪：永久に本連盟の加盟団体としての資格を剥奪する。
- 2 前項の適用に当たっては、加盟団体等に所属し、禁止行為に関与していない登録者の自転車競技（サイクルスポーツ）への参加が不当に害されることの無いよう、十分に配慮を行わなければならない。

（資格停止の猶予）

- 第11条 過去に本連盟の処分を受けたことがない競技関係者又は加盟団体等が有期又は無期の資格停止の処分を受けるにあたり、本連盟は、情状により、処分が確定した日から、1年以上5年以下の期間、資格停止の実行を猶予することができる。
- 2 前項に定める猶予期間中において競技関係者又は加盟団体等が違反行為を行った場合、本連盟は、直ちに資格停止の実行の猶予を取り消さなければならない。

（処分に至らない指導的措置）

- 第12条 禁止行為を行った者（以下「処分対象者」という。）に対する処分が戒告に相当する場合に限り、事案の軽重、被害者の有無やその程度、処分対象者の反省の有無及びその程度、その他諸般の事情を勘案して、処分に至らない指導的措置を取ることができる。
- 2 前項の指導的措置の内容は個別の事案ごとに審査委員会が決定するものとする。ただし、その措置は処分対象者に不利益を課す内容となってはならない。

（処分の公表）

- 第13条 本連盟が第5条ないし第10条の処分を行った場合、以下の公表基準に従って一定の期間、本連盟ウェブサイトに処分の事実を公表する。公表期間及び公表内容（処分対象者の氏名を含む。）は審査委員会が決定する。
- 1 第5条の処分 同条③以上の処分
 - 2 第6条の処分 同条③以上の処分
 - 3 第8条の処分 同条第1項④以上の処分
 - 4 第9条の処分 同条④以上の処分
 - 5 第10条の処分 同条第1項④以上の処分
- 2 前項に関わらず、事案の重大性等に鑑みて、これを公表する必要があると認める処分又は不処分の事実については、予め処分対象者の同意を得て、審査委員会の決定によりこれを公表することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、処分対象行為の被害者の意向や処分対象者が未成年である場合等、関係者のプライバシー保護の観点からこれを公表することが相当でないと審査委員会が決定した場合、これを公表しないことができる。

（本規程の改正手続）

- 第14条 本規程は、あらかじめ、コンプライアンス委員会、調査委員会及び審査委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、平成31年3月1日から施行する。

本規程の施行をもって「公益財団法人日本自転車競技連盟倫理規程」は廃止する。

附則

令和2年2月20日 一部改正

本規程は、令和2年2月20日から施行する。

褒賞金支給要項

1 主 旨

主要国際大会において、上位入賞した選手に対し、平素の努力と栄光を称えるとともに、さらに競技力の維持向上に励み、本連盟の一層の発展に資することを目的とする。

2 支給対象大会

- ①オリンピック競技大会
- ②パラリンピック競技大会
- ③世界選手権大会
- ④パラサイクリング世界選手権大会

上記大会の入賞者で、別に定める基準により支給する。

3 褒賞金の取得

本連盟 登録者規程 第4条により支給する。

褒賞金表

(単位：万円)

順位	オリンピック	パラリンピック	世界選手権	パラ世界選手権
1位	200	100	50	25
2位	100	50	35	17.5
3位	50	25	25	12.5

注 団体追抜・チーム・スプリント等の複数競技者種目であっても、褒賞金の支給額は該当位金額とする。

付 則

平成 4年(1992年)	4月 1日適用
平成16年(2004年)	5月20日適用
平成23年(2011年)	4月 1日適用
平成28年(2016年)	4月 1日適用
令和 3年(2021年)	6月 1日適用
令和 5年(2022年)	4月 1日適用

主催・共催・協賛・後援等に関する規程

第1条（目的）

本規程は、日本国内において開催される国内ならびに国際競技大会の組織に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

それぞれについて、次のように定める。

- 一 「主催」とは、自己の名義において競技大会等を開催することをいう。
- 二 「共催」とは、共同の名義において競技大会等を開催することをいう。
- 三 「主管」とは、競技運営について主体となって管理することをいう。
- 四 「公認」とは、他者の主催する競技大会等を公式なものとして許諾することをいう。
- 五 「協賛」とは、他者の主催する競技大会等にたいして、金銭等の経済的な援助を行うことをいう。
- 六 「協力」とは、他者の主催する競技大会等にたいして、物品・人員等の援助を行うことをいう。
- 七 「後援」とは、本連盟がその趣旨に賛同し、支援することをいう。
ただし原則として経済的援助もしくは物品、人員等の援助は伴わない。

第3条（主催）

自転車競技の全競技部門における全日本選手権大会は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下、「本連盟」と称す）が主催する。

2 上記のほか、本連盟は理事会の承認した競技大会等を主催する。

第4条（共催）

本連盟加盟団体の主催する競技大会等のうち、本連盟からの給付を主たる収入とする競技大会については、原則として本連盟の共催とする。

2 上記のほか、本連盟は会長の承認した競技大会等を共催とする。

第5条（主管）

本連盟は、本連盟の主催する競技大会等の主管を、加盟団体に委託することができる。

第6条（公認）

本連盟は、別に定める公認大会開催に関する規程を満たす競技大会等について、公認することができる。

2 公認料は別途定める。

第7条（協賛、協力および後援）

本連盟は、第三者の主催する競技大会等に関して協賛、協力または後援の依頼があった場合、次の第一項に掲げる条件を全て充足し、かつ第二項に掲げるいずれかに該当し、かつ第三項に掲げる何れにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

- 一 必要条件
 - ア 本連盟寄付行為に定める目的・事業に合致していること。
 - イ 安全に関する配慮が十分になされていること。
 - ウ 競技大会の場合、参加者は本連盟登録競技者であり、本連盟競技規則・諸規則を遵守して行われること。
- 二 承認することができる場合
 - ア 自転車競技の普及促進に貢献すると認められるとき。
 - イ 公益性があると認められるとき。
 - ウ 本連盟並びに加盟団体に有益であると認められるとき。
 - エ 本連盟の事業及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。
- 三 承認できない場合
 - ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
 - イ その運営方法が公正、安全でないときと認められるとき
 - ウ その他、本連盟の目的、内容に照らし、適当でないときと認められるとき。

第8条（共催、協賛、協力及び後援の対象）

共催、協賛、協力及び後援の対象となる他の主催者は、本連盟加盟団体、公益法人、官公庁、非営利法人もしくはこれに準ずるものとし、対象となる事業は、公益的性格を有するものとする。

2 共催については、賞状、賞品等を授与することができるものとし、後援、協賛については、賞状、賞品の授与はしない。

第9条（手続き）

本連盟の共催、協賛、協力もしくは後援を希望する主催者は、開催趣旨、開催日、場所等を記載した事業計画書、予算書の本連盟事務局へ提出する。

2 共催、公認、協賛、協力、後援等については会長が承認する。

第10条（規程の変更）

この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付則 この規程は、平成24年3月9日から施行する。

加盟団体名簿

団体名	会長	理事長	郵便番号	住 所	TEL	FAX
1 北海道自転車競技連盟	堀江洋一郎	鴨川 敬	003-0833	北海道札幌市白石区北郷3条13丁目5-4 2カブクラウン1内 藤見樓	011-871-8838	011-874-4006
2 青森県自転車競技連盟	森内之保留	小笠原 嘉	030-8520	青森県青森市青葉三丁目13番地40 青森山田高等学校内	017-739-2001	017-739-1950
3 岩手県自転車競技連盟	熊谷 泉	花立 政広	028-3315	岩手県紫波郡紫波町彦部字寺沢65 藤根 様方	080-6038-7310	019-674-2177
4 宮城県自転車競技連盟	高橋 俊彦	伊東 康夫	989-6311	宮城県大崎市三本木坂本字青山111 早坂 和広 様方	0229-52-3173	0229-52-3173
5 秋田県自転車競技連盟	滝藤樹志幸	角田 金一	019-0509	秋田県横手市上文字町梨木字海邊下131 亀沢 寛 様方	0182-42-2469	-
6 山形県自転車競技連盟	佐藤 文一	泉 博文	995-0011	山形県山形市樋岡北町1-3-1 村山産業高等学校内	0237-55-2538	0237-55-5134
7 福島県自転車競技連盟	岩城 光英	藤又 末可	961-0822	福島県白河市瀬戸原6-1 福島県立白河実業高等学校内	0248-24-1176	0248-24-2781
8 茨城県自転車競技連盟	葉梨 康弘	折本 裕樹	135-0016	東京都江東区豊1-27-3 北野ビル402号 三浦電気工務(株)内	-	03-3615-3234
9 栃木県自転車競技連盟	佐藤 栄一	大島 研一	320-0054	群馬県宇都宮市車庫1-2-7 (一社) 日本鐵輪選手会 栃木支部内	090-4374-1640	0287-37-2719
10 群馬県自転車競技連盟	板橋 昭	清水 孝夫	371-0804	群馬県前橋市大井町五丁目28番地22 板橋様方	070-3991-7600	-
11 一般社団法人埼玉県自転車競技連盟	古川 俊治	榎内 孝夫	330-0854	埼玉県式根市大宮区桜木町4-50	090-3098-8188	-
12 千葉県自転車競技連盟	沢田 信	池田 弘志	266-0032	千葉県千葉市緑区おゆり町中央1-25-14 ヲラオ学館前1棟-1203号	-	03-3318-9048
13 東京都自転車競技連盟	中村 賢二	飯田 義広	166-0011	東京都杉並区梅里2-28-13 十時様方	-	-
14 神奈川県自転車競技連盟	敷田 博昭	山上 義明	-	-	-	-
15 山梨県自転車競技連盟	浅川 力三	早川 誠司	400-0215	山梨県南八ヶ岳市上八田1299	-	-
16 新潟県自転車競技連盟	本間 秀一	権瓶 修也	959-0265	新潟県燕市吉田東町16-1 新潟県立吉田高校内 小柳 様	0256-93-3225	0256-93-5455
17 長野県自転車競技連盟	自塚 喜門	淺香 英二	390-0874	長野県松本市大字2-7-14 太田様方	-	0263-33-5115
18 富山県自転車競技連盟	高田 重信	淺倉 基	930-0953	富山県富山市秋吉324-2 奥野様方	-	076-425-1156 (会務課連絡先)
19 一般社団法人石川県自転車競技連盟	日高 明広	中樞 秀則	920-0264	石川県川北郡内灘町富坂1-458-1 石川県立自転車競技場内 吉川様	076-286-1533	076-286-1544
20 福井県自転車競技連盟	竹沢 義忠	松村 正之	421-3301	福井県敦賀市坂井町富野20-2	076-66-0268	076-66-2669
21 一般社団法人静岡県自転車競技連盟	斎藤 嘉隆	石原 正和	466-0034	静岡県名古屋市中区丸の内1丁目1	0545-85-3128	0548-69-1828
22 愛知県自転車競技連盟	石田 成生	百々 敦史	513-0038	三重県鈴鹿市上宮町580-3	052-881-5024	052-881-5211
23 三重県自転車競技連盟	堀 富工夫	山崎 好弘	500-8389	岐阜県岐阜市本庄3456-19 岐阜工業高校自転車競技部内	058-271-3151	058-271-3127
24 岐阜県自転車競技連盟	森 賢樹	坂倉 久雄	524-0002	滋賀県守山市引島町1024-2	077-581-3318	077-576-5526
25 一般社団法人滋賀県自転車競技連盟	余村 和雄	坂井田米治	617-0002	京都府向日市寺町小畑2-10-207	075-935-0170	075-935-0170
26 京都府自転車競技連盟	岸 隆夫	堀田 隆志	586-0086	大阪府河内長野市天野町1304 (一財)自転車セブツ内	-	-
27 大阪府自転車競技連盟	石井 秀武	藤本 清孝	651-1253	兵庫県神戸市北区山田町中宇宮1-3-1 原田様方	080-7510-1817	-
28 兵庫県自転車競技連盟	米田 忠則	徳地 末広	633-0241	奈良県神戶市北區山田町中宇宮1-3-1 原田様方	0745-82-0525	0745-82-7606
29 奈良県自転車競技連盟	伊藤 保	河野 孝	641-0044	和歌山県和歌山市今福1丁目2-23 フム又今福202	090-9859-0928	-
30 和歌山県自転車競技連盟	北西 弘佳	上野 拓也	680-0041	鳥取県鳥取市湖山町1-3-250 鳥取県立鳥取湖陵高等学校内	0857-28-0250	0857-28-0105
31 鳥取県自転車競技連盟	伊藤 保	吉野 勝雄	690-0014	鳥取県松江市八雲台2-20-6 寺本 道彦 様方	090-4897-9160	0852-61-5577
32 鳥取県自転車競技連盟	園谷 成寿	近藤 忠彦	710-0132	岡山県倉敷市藤戸町天城2053	-	-
33 岡山県自転車競技連盟	渡辺 英彰	高橋 真	732-0006	広島県広島市東区戸城坂西町4-29 戸高 様方	-	082-562-2565
34 広島県自転車競技連盟	中田 秀穂	田中 謙治	754-0897	山口県山口市新川14188	090-5374-8498	050-3488-5327
35 山口県自転車競技連盟	大村 義雄	藤澤 一郎	760-0063	香川県高松市多賀町2-1-4 2F 出本様方	-	087-880-3201
36 香川県自転車競技連盟	大栗 浩	中西 裕幸	770-0854	徳島県徳島市徳島本町1-6 カブクラウン内	088-625-2864	088-623-3675
37 徳島県自転車競技連盟	川本 健太	二宮 一	791-8016	愛媛県松山市久乃乃台1112 松山聖陵高校内	089-924-8783	089-926-2383
38 一般社団法人愛媛県自転車競技連盟	野本 博俊	矢野 賢児	781-8122	高知県高知市高須町1-6-14 山田哲治様方	090-4331-7563	-
39 高知県自転車競技連盟	原口 創生	平田 善昭	830-0052	福岡県久留米市上津町2192 社誠高校内 月成憲一様方	0942-22-1238	0942-22-1239
40 福岡県自転車競技連盟	上田 雅一	江田 弘	840-0054	長崎県佐世市湯浜町8-50-1103	0952-24-2244	0952-24-3828
41 佐賀県自転車競技連盟	寺倉 宏嗣	中田 将次	860-0073	熊本県熊本市区島崎2-1-30-605	-	-
42 長崎県自転車競技連盟	外間 雅広	野口誠一郎	857-0876	福岡県佐賀市水ヶ江3-1-25 龍谷高等学校内	070-1943-4166	096-300-3321
43 一般社団法人熊本県自転車競技連盟	磯崎 陽輔	羽田野昭人	879-1504	大分県速見郡日出町大神3366-43 大分県立日出総合高等学校内	0977-72-2855	0977-72-2655
44 大分県自転車競技連盟	藤原 正三	下村 守	880-0916	宮崎県宮崎市大字日久田11061 宮崎農業高等学校内 大塚様	0985-51-2814	0985-52-6406
45 宮崎県自転車競技連盟	鶴田 志郎	栗川 剛	991-2322	鹿児島県鹿野市吉里町342-6	-	-
46 鹿児島県自転車競技連盟	津崎崎 由文	伊松 勝太	890-0026	沖縄県那覇市奥武山51-2 沖縄県体育大会センター会館5階	090-1511-6798	-
47 沖縄県自転車競技連盟	村岡 功	古賀 岳文	160-0013	東京都町田区藤沢5丁目4-2 シバ(バ)スセンター(バ)スセンター408号室	03-6804-2329	03-6804-2329
48 日本学生自転車競技連盟	嶋村 晃	中樞 秀則	157-0066	東京都世田谷区成城9-25-1 東京都立総合工科高等学校内	080-2171-0430	050-3737-3021
49 一般社団法人全国高等学校体育連盟自転車競技専門部	安原 昌弘	安原 昌弘	141-0021	東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合センター5階	03-5475-8781	03-5475-8740
50 一般社団法人日本業回自転車競技連盟	安田 光義	安田 光義	174-0046	東京都板橋区蓮根3-14-29	03-5970-5771	03-5970-5773
51 日本70793117外協会						

第2巻 ロード、トラック、サイクリング・フォー・オール、

パラサイクリング

序章 (第8章) 競技種目

第76条 (トラックレース種目)

1. オリンピック種目 (2024年パリ大会)
 - (1) 男子
スプリント
ケイリン
チームスプリント
4km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
オムニアム
マディソン
 - (2) 女子
スプリント
ケイリン
チームスプリント
4km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
オムニアム
マディソン
2. 世界選手権種目
 - (1) 男子
【エリート】
(U23 も含む)
1km タイムトライアル
スプリント
4km インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走)
4km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
ケイリン
チームスプリント
ポイント・レース (決勝 40km)
マディソン(50km)
スクラッチ (15km)
オムニアム
エリミネーション
【ジュニア】
1km タイムトライアル
スプリント
3km インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走)
4km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
ケイリン
チームスプリント
ポイント・レース (決勝 25km)
マディソン(30km)
スクラッチ (10km)
オムニアム
エリミネーション
 - (2) 女子
【エリート】
500m タイムトライアル
スプリント
3km インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走)
4km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
ケイリン

チームスプリント
 ポイント・レース (決勝 25km)
 マディソン(30km)
 スクラッチ (10km)
 オムニアム
 エリミネーション

【ジュニア】

500m タイムトライアル
 スプリント
 2km インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走)
 4km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
 スクラッチ (7.5km)
 ケイリン
 チームスプリント
 ポイント・レース (決勝 20km)
 オムニアム
 マディソン(20km)
 エリミネーション

(3) パラサイクリング男子

1km タイムトライアル [B], [C]
 インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走) [B], [C]
 チームスプリント [C]
 タンデムスプリント [B]
 スクラッチ [C]
 パラオムニアム [C]
 チームスプリント (男女混合) [B]

(4) パラサイクリング女子

500m タイムトライアル [B], [C]
 インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走) [B], [C]
 チームスプリント [C]
 タンデムスプリント [B]
 スクラッチ [C]
 パラオムニアム [C]
 チームスプリント (男女混合) [B]

3. ネイションズカップ種目

下記の世界選種目から選択する

男子

- (1) 1 km タイムトライアル
- (2) スプリント
- (3) 4 km インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走)
- (4) 4 km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
- (5) ケイリン
- (6) チームスプリント
- (7) ポイント・レース (40 km)
- (8) マディソン (50 km)
- (9) スクラッチ・レース (15 km)
- (10) オムニアム
- (11) エリミネーション

女子

- 500 m タイムトライアル
- スプリント
- 3 km インディヴィデュアル・パーシュート (個人追抜競走)
- 4 km チーム・パーシュート (団体追抜競走)
- ケイリン
- チームスプリント
- ポイント・レース (25 km)
- マディソン (30 km)
- スクラッチ・レース (10 km)
- オムニアム
- エリミネーション

4. 【J】本連盟または加盟団体の主催するトラック競技大会において、使用する自転車のギア比を16歳以下(U17)の競技者は、ペダル1回転あたり前進距離を7.01m以内、14歳以下(U15)は6.10m以内、12歳以下(U13)は5.66m以内を推奨値とする。
 クラス統合による混走の場合には別途大会要項で定めることとする。

5. 本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施するトラックレースの競技種目は、前項1～3に掲げる種目の他、次の種目中から採用する。
- | | |
|---------------------|---------------------|
| 女子1km タイムトライアル | 速度競走 |
| エリミネーション・レース | タンデム |
| アンノウン・ディスタンス・レース | ドミフォン |
| イタリアン・パーシュート・レース | 200m フライング・タイムトライアル |
| 500m フライング・タイムトライアル | 1km フライング・タイムトライアル |
| ハンディキャップス | その他 |
6. バンチ・レースとは以下の種目を指す。
- ポイント・レース
 - マディソン
 - スクラッチ
 - エリミネーション・レース
 - オムニアム
 - テンポ・レース

第77条 (ロードレース種目)

本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施するロードレースの競技種目は、次の基準による。

1. 使用できる機材
- (1) ジュニアにおいては、使用する自転車のギア比を制限しない。【J】ただし男子、女子ともにペダル1回転あたり前進距離を、16歳以下(U17)の競技者は7.01m以内、14歳以下(U15)は6.10m以内、12歳以下(U13)は5.66m以内に制限する。
クラス統合による混走の場合には別途大会要項で定めることとする。
- (2) 下記の場合を除き、無線通信その他の遠隔通信の競技者による使用または競技者に対する使用のみならず、これらのために使用することのできる機器の所持も禁止される。
- a. 男子エリート：UCIワールドツアー、UCIプロシリーズ、クラス1の大会
 - b. 女子エリート：UCI女子ワールドツアー、UCIプロシリーズ、クラス1の大会
 - c. タイムトライアル競技
- (3) 上記の場合において、安全な通信および情報システム（「イアフォン」）は許可され、下記の条件の下に競技の安全を損なわない通信および情報システムを使用してよい。
- a. 無線機の出力は5ワットを超えないこと；
 - b. 通信の目的範囲は競技により占有される空間に限られること；
 - c. その使用は、競技者と監督および同チームの競技者間のやり取りに限られること。
- こうしたシステムの使用は、関連法律条項と、倫理と決定における競技者の自由を尊重した、思慮深さと道理に合ったものであることを条件とする。
- (4) 競技者によって犯された違反は、競技者のチームによって犯された違反と見なされる。競技者に課される制裁と所属チームに課される制裁は累加的である。競技者またはチームが当条項により禁止された機器を所持して競技大会に現れると同時に、違反は犯されたものとなる。禁止された機器が競技のスタート前に除去された場合、競技者またはチームはスタートすることができ、罰金のみが科される。
2. 参加者数の基準。
- (1) ロードレースにおける参加者数は下表の人数を限度とする。

カテゴリ	最大数
オリンピック競技大会	200
世界選手権大会	
大陸選手権大会	
大陸競技大会	
地域競技大会	
国内選手権大会	
男子国際競技大会	176
UCIワールドツアー	

UCI ヨーロッパ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー	UCI オセアニア・ツアー UCI アフリカ・ツアー	
UCI ネイションズカップ		
男子ジュニア		
女子国際競技大会		
UCI 女子ワールドツアーおよび UCI プロシリーズのワンデイ・レース		144
UCI 女子ワールドツアー UCI プロシリーズのステージ・レース		168
クラス 1		176
クラス 2		
UCI ネイションズカップ		
女子ジュニア		
国内競技日程		176

UCI 規則の他の条項による最少スタート人数を損なうことなく、女子ロードレースの最少スタート競技者数は、下表による。

カテゴリ	最小数
女子国際大会	
UCI 女子ワールドツアー UCI 女子クラス 1 UCI 女子プロシリーズ	90
その他競技大会	40

- (2) 【J】各チームのスタートする選手の数、最少3名、最多10名の間で主催者が設定する。主催者は大会プログラム、テクニカルガイドや参加申込用紙にチームあたりのスタートする競技者数を明記し、この数はすべてのチームに同数とする。エントリー用紙により登録されたスタートする競技者数は、主催者が設定した人数と同数でなければならない。この数を超過してエントリーされた競技者は考慮されない。
- (3) 各チームは正選手に対する補欠選手を、正選手の1/2を超えない範囲で登録することができる。登録した補欠選手のみが正選手に代って出場できる。国際競技日程の大会では、クラス2大会においては、登録した補欠選手のみが正選手に代って出場でき、その他の大会においては、補欠で登録されているかいないかを問わず、最多2名まで正選手を交代できる。ライセンス・コントロール以後は、医事的理由の場合を除き、選手を入れ替えることはできない。
- (4) 競技の72時間前までに、主催者に対してチームは正選手と2名の補欠選手の名前を書面で提出しなければならない。この確認書に記載をされた競技者のみがスタートを許可される。
- (5) 参加申込みが、その競技に許容される人数を超えた場合、チーム毎の参加人数を縮小する。この人数は各チーム同数とする。競技一般に、優先順位は主催者が受領した参加申込書中の序列による。主催者は可能な限り早く、全チームにチーム人数の縮小または申込んだ競技者が出場できないことを知らせなければならない。
- (6) 競技の3日前に、参加申込み数が100名以下であった場合、主催者はチームあたりの参加者数を12名まで増加できる。
- (7) 例外も認められるが、その場合は大会特別規則で明示する。

3. ワンデイ・ロードレース

- (1) ワンデイ・レースは、1日の内に、1回のスタートと1回のフィニッシュを行う競技である。ワンデイ・ロードレースはチーム単位で行う。通常所属するチームと異なる単位で参加する場合は、統一したジャージを着用するが、その広告は通常付けているスポンサーを表示してよい。
- (2) 18歳の女子競技者は、ライセンスを発行した国内連盟の許可を前提に、ワールドカップを除くエリート女子のレースへの参加が許可される。

ワンデイ・ロードレースの距離は以下のとおり。

クラス	カテゴリ	距離
オリンピック競技大会および	男子エリート男子	250 - 280 km
世界選手権大会	女子エリート	150 - 180 km
	男子 U23	150 - 180 km
	男子ジュニア	110 - 140 km

	女子ジュニア		70 - 100 km
パラサイクリング国際競技大会	B 男子		93 - 125 km
	B 女子		78 - 105 km
	C5 男子		75 - 100 km
	C4 男子		75 - 100 km
	C3 男子		60 - 80 km
	C2 男子		60 - 80 km
	C1 男子		60 - 80 km
	C5 女子		60 - 80 km
	C4 女子		60 - 80 km
	C3 女子		48 - 65 km
	C2 女子		48 - 65 km
	C1 女子		48 - 65 km
	T2 男子		30 - 40 km
	T1 男子		30 - 40 km
	T2 女子		26 - 35 km
	T1 女子		26 - 35 km
	H5 男子		60 - 80 km
	H4 男子		60 - 80 km
	H3 男子		60 - 80 km
	H2 男子		30 - 60 km
H1 男子		30 - 60 km	
	H5 女子		52 - 70 km
	H4 女子		52 - 70 km
	H3 女子		52 - 70 km
	H2 女子		25 - 50 km
	H1 女子		25 - 50 km
大陸選手権大会	男子エリート		最大 240 km
大陸競技大会,	男子 U23		最大 180 km
地域大会および国内選手権大会	女子エリート		最大 140 km
	女子 U23		最大 120 km
	男子ジュニア		最大 140 km
	女子ジュニア		最大 100 km
UCI ワールドツアー	男子エリート	UWT	距離はプロフェッショナル自転車競技評議会が決定する
UCI コンチネンタル・サーキット	男子エリート	1.Pro	最大 200 km*
	男子エリート	1.1	最大 200 km*
	男子エリート	1.2	最大 180 km
	男子 U23	1.2	最大 180 km
世界	女子エリート	1.WWT	最大 160 km
	女子エリート	1.Pro	最大 140 km
	女子エリート	1.1	最大 140 km
	女子エリート	1.2	最大 140 km
	男子ジュニア	1.Ncup	最大 140 km
	男子ジュニア	1.1	最大 140 km
	女子ジュニア	1.Ncup	最大 100 km
	女子ジュニア	1.1	最大 100 km

マスターズカテゴリの最長距離は下記による：

年齢カテゴリ：	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70+
男子マスターズ	120 km				80 km			40 km	
女子マスターズ	80 km			40 km					

* UCI 理事会の事前承認がある場合を除く。

4. インディヴィデュアル・タイムトライアル・レース
インディヴィデュアル・タイムトライアルにおける距離の基準は以下のとおり。

カテゴリ		世界選手権大会および オリンピック競技大会	その他の競技大会における距離
男子	エリート	40 km ~ 50 km	最長 80 km
	アンダー23	30 km ~ 40 km	最長 40 km
	ジュニア	20 km ~ 30 km	最長 30 km
	B		20 - 40 km
	C5/C4/C3 C2/C1		17 - 35 km 15 - 30 km
	T2/T1		12 - 25 km
	H5/H4/H3 H2/H1		17 - 35 km 12 - 25 km
カテゴリ		世界選手権大会および オリンピック競技大会	その他の競技大会における距離
女子	エリート	30 km ~ 40 km	最長 40 km
	アンダー23	20 km ~ 30 km	最長 30 km
	ジュニア	10 km ~ 15 km	最長 15 km
	B		17 - 35 km
	C5/C4 C3/C2/C1		15 - 30 km 12 - 25 km
	T2/T1		10 - 20 km
	H5/H4 H3/H2/H1		15 - 30 km 10 - 20 km

マスターズカテゴリの最長距離は下記による：

年齢カテゴリ：	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70+
男子マスターズ	40 km				30 km			20 km	
女子マスターズ	30 km				20 km				

5. チーム・タイムトライアル・レース
チーム・タイムトライアルの最大距離は以下のとおり。

カテゴリ		最大距離	
		世界選手権大会	その他の大会
男子	ジュニア		70 km
	アンダー23		80 km
	エリート		100 km
女子	ジュニア		30 km
女子	エリート		50 km
混合リレー	エリート, U23	性別毎 25 km	性別毎 50 km

6. ステージ・レース
- (1) ステージ・レースとは2日以上にわたって行い、総合時間順位を競うロードレースをいう。この競技は、ワンデイ・ステージとタイムトライアル・ステージにより構成する。
 - (2) 別段の規定がない限り、ロードレース・ステージはワンデイ・レースと同じ方法で行い、タイムトライアル・ステージはタイムトライアルを管理する規定により行う。
 - (3) チーム・タイムトライアル・ステージは、競技の初めの1/3の期間に行わなければならない。ステージ・レースはチーム競技としてのみ行う。混成チームまたは通常所属するチームと異なる単位で参加する場合は、統一したジャージを着用するが、その広告は通常付けているスポンサーを表示してよい。
アンダー23とエリート女子の競技において、18才の競技者は、ライセンスを発行した国内連

盟が承認した場合は参加できる。

混成チームは、付表 2-1 により参加資格を持つ、異なる UCI 登録チームの競技者からのみ構成される。ただし、その混成チームを構成する競技者の所属チームが、同じレースに出場（契約）しない場合に限る。

(4) プロログを行う場合は以下の条件による。

1. 距離は 8km 以下。女子エリートまたはジュニア，または男子ジュニアのレースにおいては、プロログは 4km 以下でなければならない。
2. 個人タイムトライアルとして行う。60 名以上の競技者が参加する場合，各競技者のスタート間隔は 1 分以下とする。
3. 個人総合順位に算入する。
4. プロログにおいて事故に遭い完走できなかった競技者は，完走した中で最も遅い競技者のタイムと同等として，翌日からのステージに参加できる。
5. いかなる競技者もプロログと同日に第 2 の競技に参加し，または参加させられることはない。
6. プロログは競技日数に算入する。

(5) ステージ・レースの最大期間／距離は UCI 規則に基づき以下による

競技日程		1 日平均 最大距離	ステージ 最大距離	個人タイムトライアル 最大距離	チームタイムトライアル 最大距離
男子	UCI ワールドツアー	180km	240km	60km	60km
	男子エリートと U23 (コンチネンタル・サーキット、UCI プロシリーズ、1 および 2)	180km	240km	60km	60km
	男子 U23 (コンチネンタル・サーキット、クラス 2)	150km	180km	40km ハーフ・ステージ： 15km	50km ハーフ・ステージ： 35km
	ジュニア	100	120	30km ハーフ・ステージ： 15km	40km ハーフ・ステージ： 25km
	ジュニア・ネイションズカップ	120	140	30km ハーフ・ステージ： 15km	40km ハーフ・ステージ： 25km
女子	UCI 女子ワールドツアー	140km	160km	40km	50km
	エリート	120km	140km	40km	50km
	ジュニア	80km	100km	20km	25km

プロログの距離と日数は，1 日あたりの平均距離算出時には考慮しない。

(6) UCI 理事会の特別許可がある場合には，主催者は下記のステージを含めることができる

1. 10 日以上男子エリートの競技大会において，2 ステージまで 240km を超えることができる。
2. 男子アンダー23 の競技大会において，1 ステージのみ 230km まで延長することができる。
3. 女子エリートの競技大会において，1 ステージのみ 150km まで延長することができる。
4. 男子ジュニアの競技大会において，1 ステージのみ 130km まで延長することができる。

(7) ハーフ・ステージ

ハーフ・ステージ数の制限はプロログを計算に入れず下記のとおり。

競技日程	認められるハーフ・ステージ数	
	6 日未満のレース	6 日以上レース
ワールド・カレンダー	ハーフ・ステージは禁止	
男子エリート	2	4
U23	2	4
女子エリート	2	ハーフ・ステージは禁止
ジュニア	2	ハーフ・ステージは禁止

- (8) 休養日
 ・10日間を超える競技においては、最少1日の休養日を5日間の競技後に考慮しなければならない。

7. クリテリウム

- (1) クリテリウムは、一般交通を遮断したサーキットで行い、次のいずれかの方法により成績を与える。
 1. 最終周回の着順をもって最終順位とする。
 2. 完走周回数と、中間スプリントで与えられる得点をもとに最終順位を与える。
 (2) クリテリウムをいくつかの競技で構成する場合は、個人種目を最終レースとする。

(3) 距離

サーキットの周長は800mから10,000mの間とする。競技の最大距離は以下による。

サーキット周長	競技最長距離	サーキット周長	競技最長距離
800 ~ 1599m	80 km	3000 ~ 3999m	132 km
1600 ~ 2999m	110 km	4000 ~ 10,000m	150 km

8. インディヴィデュアル・ロードレース

- (1) インディヴィデュアル・レースは、個人参加競技者のみにより行われる種目である。
 (2) インディヴィデュアル・レースは、下記の条件により行い、国内競技日程にのみ含まれる。
 1. 個人参加による
 2. UCIワールドチームに属する競技者は1年に3回を上限としてインディヴィデュアル・レースに参加できる
 3. 同一のUCI登録チームからは最多3名までの競技者がインディヴィデュアル・レースに参加できる
 4. 賞金金額は8000スイスフラン以上とする
 5. 最長競技距離は男子170km、女子120kmとする
 6. 周回路で行う場合、周長は10km以上とする
 7. 共通機材車により技術的支援を提供する
 8. チームカーは競技に随行できない

9. その他のロードレース

その他のロードレースとして、ペーサ付きレース、ヒルクライム・レース、マラソン・レース等は、UCI理事会または国内連盟に承認された場合は、大陸競技日程または国内競技日程に含まれる。

これらの種目には、一般条項およびワンデイ・レースの特別条項を類推して適用する。

第78条 パラサイクリング種目

1. ロード種目

- (1) ロードレース
 (2) 個人ロード・タイムトライアル
 (3) チームリレー：

2. トラック種目

- (1) 1 km/500m タイムトライアル
 (2) インディビジュアル・パーシュート
 (3) タンデム・スプリント
 (4) チームスプリント
 (5) スクラッチ
 (6) パラオムニアム
 (7) チームスプリント (男女混合)

第2部-1 (第15章) ロードレース規則

第79条 (ロードレース)

1. 主催者は、コミセール・パネルに、参加申込みした競技者のリストと、正選手および補欠選手として確認の終わったリストを提供する。
2. (ライセンス・コントロール)
ライセンス・コントロールは、一般から隔離した適当な大きさの場所で行う。
 - (1) 競技開始前に、コミセール・パネルは競技大会に参加する競技者等をライセンスで確認し、参加者リストと照合する。
 - (2) 照合・確認の終わった競技者に対し、ゼッケンを交付する。
 - (3) 確認できない競技者等は、競技大会に参加することができず、したがって競技は順位を得ることができない。

2.1. (大会セーフティーマネージャー)

- (1) 主催者はその運営スタッフの一員として大会セーフティーマネージャーを任命するものとし、その役割はUCIが発行する主催者のためのロード競技ガイドに定められる。
- (2) 大会セーフティーマネージャーは大会のリスクを評価し、国内当局およびスポーツ関連機関(UCI、国内連盟など)の双方が策定した安全規則の遵守を監視する。
- (3) 主催者は大会セーフティーマネージャーが自転車競技大会の運営および安全手順に精通していることを確認する。また、主催者は大会セーフティーマネージャーが彼または彼女の職務を果たすために求められることのある、適切な法規制トレーニングを受けていることを確認する。

2.2. (技術代表)

技術代表は、JCFにより任命された大会の運営が、規則、主催者のための委託条件およびUCI発行の各種関連ガイドや指令を順守しているかを評価する。技術代表はこの任務を遂行するために大会に出席することができる。この場合、主催者は、大会に自由にアクセスできるIDカードだけでなく、技術顧問の車両がレースのスタート・フィニッシュエリアの指定駐車場への進入のみならずレース・コース上を走行することを許可する認定プレートを技術代表またはUCIにより指名されたその他の個人に提供する。

技術代表は大会の詳細な評価報告書を作成し、JCF事務局に送付する。主催者はこの報告書のコピーを受け取る。技術代表は安全問題、主催者により示された危険箇所、および主催者のための委託条件に関連する諸準備およびその他関連のUCI刊行物に特別な注意を払い、競技コースの事前査察を実施することができる。こうした査察を実施する場合、技術代表は主催者に連絡し、UCI事務局宛に報告書を作成する。UCI事務局はこれを受けて必要に応じ適切な決定をする。

3. (出走確認)

- (1) スタート前に、全競技者は、コミセールの監督の下に署名を行う。
競技者とチーム監督は、スタート・シートに署名する場所に集合しなければならない。集合地点に、スタート時刻のすくなくとも15分前までに集まり準備しなければならない。スターティング・シート署名において、競技者はチームの衣服を着用する。スタート・シートの署名は、スタート時刻の10分前に終了する。競技者はスタート・シートに署名しなければならない。さもなければレースから除外または失格とされる。しかし、特定の状況の特別な出来事の場合に、コミセール・パネルは、問題の競技者をスタートさせることができる。
主催者は、チーム紹介およびワンデイ・レースとステージ・レースの第1ステージでのスターティング・シート署名におけるチーム順を決めることができる。チーム順が尊重されない場合、第70条(罰則表)に従い、競技者とチーム監督は制裁される。
- (2) コミセールは、スタートラインに現れた競技者が、規則に則した準備(自転車、服装、ゼッケン等)をしているか確認する。
- (3) 競技者は、2枚のゼッケンを付ける。タイムトライアルにおいては、1枚でよい。
- (4) タイムトライアルを除き、ゼッケンと同じ番号板をフレームの前方(不可能であればその他の箇所)の見やすいところに付けなければならない。

4. (スタート)

- (1) スタート合図は、ピストル、笛、鐘、旗、電子的方法等で行う。
- (2) スタートは、スタータの合図によってまたはその監督下に行い、スタータのみがスタートの有

効か否かを判定できる。

- (3) スタートは一斉スタートまたはニュートライズドスタートによる。後者の場合、正式スタートは、フライングまたはスタンディングいずれの場合も、集合地点から 10km 以内で行う。

5. (競技者の順守義務)

- (1) 競技者は、主催者が提供するごみ捨てゾーン以外で、食べ物やバッグや水筒や衣類等を投げ捨ててはならない。

競技者は主催者が提供するごみ捨てゾーン内の路側に限って廃棄物を安全に置いて廃棄しなければならない。競技者は道路自体の上になにも投げ捨ててはならない。競技者はボトルや衣服をチーム・カーまたは大会運営車両や競技者への補給を担当するチーム・スタッフに渡して処分することもできる。

熱波の場合、主催者と協議の上、チーフ・コミセールにより特例措置が発令されることがある。競技者がボトルを廃棄する可能性のあるその他の例外的な状況については、コミセールの裁量にゆだねられるものとする。

- (2) ガラス製品の携行および／または使用は禁じる。

- (3) 他者から物を盗むことは、強く禁止する。

- (4) 競技から除外されまたは棄権した競技者は、直ちにゼッケンを外してコミセールか、サグワゴンに手渡す。この競技者はフィニッシュラインを通過してはいけない。

負傷したり、ひどく具合が悪い場合、そのような競技者はサグ・ワゴンに乗らなければならない。

- (5) 競技者はレース前にコースを調べておかなければならない。競技中に警察官等から指示があったとしても、指示されたコースから離れてはならないし、たとえ間違った方向を指示されたり、標識等の不備によって間違った方向に行ったとしても不服をのべることはできない。競技者が近道を取り利益を得た場合、その競技者は懲戒処分が科されようとも、付表 2-2,2-3 のペナルティ表に従い罰則を適用される。

- (6) コースの一部ではない車道の脇の歩道/舗道、小道または自転車道(すなわち縁石、道の端、路面の高さの差または他の物理的特長によって分離されたもの)を使い、とりわけ他の競技者、観客またはレース要員のために危険な状況がそのような行動によって作り出されるなら、またはそのような行動が他競技者に対して有利になるようなことは厳に禁止され、その競技者は JCF 競技規則付表 2-2 ペナルティ表に従って制裁される。

- (7) 競技者は、著しい利点を得るために車両につかまったり車両を押ししたりしてはならない。付表 2-2,2-3 ペナルティ表に規定される制裁に加えて、JCF は 200 から 5,000 スイスフランの罰金のみならず最長 1 ヶ月の資格停止を科することができる。

- (8) 自転車上での姿勢

競技者は第 4 2 条 3. (1)③に定められた姿勢を遵守しなければならない。自転車のトップ・チューブに座ることは禁止される。さらに、ハンドルバーの上に前腕を乗せて支点として用いることも、タイムトライアルを除いて、禁止される。

6. 通常の競技またはあるステージにおける通常の競技運営に影響を与える事故が起きた場合、レース・ディレクターはコミセール・パネルに同意を得て、タイム・キーパーに連絡した後、いつでも下記の事項を決定できる。

- ・コースの変更
- ・レースやステージを臨時に中断する
- ・レースやステージを停止し、再スタートする
- ・レースやステージを最終的に停止する
- ・レースやステージを中止する

チーフコミセールは主催者との協議後に、下記の競技上の決定を下すことができる。

- ・レースが一時的にニュートライズされるか停止した場合、事故があった時点での記録された間隔を考慮して、レース結果をキャンセルまたは成立させる
- ・中間プリントや山岳賞の結果、または可能性のある中間順位をキャンセルまたは成立させる。
- ・そのレースやステージの結果を無効とする

7. (フィニッシュとタイム・キーパー)

- (1) フィニッシュは、前輪前端がフィニッシュラインの手前側の縁に達した時とする。写真判定は、最終的判定とできる。ロード・タイムトライアルにおいては、前輪タイヤの接地点とテー

プ・スイッチの接触を以ってフィニッシュの基準とすることができる。

- (2) フィニッシュラインの上方に、走路を横切って「FINISH」と書いた横断幕を設置する。横断幕が設置できない場合または破損した場合、フィニッシュラインは、黒白のチェッカー・フラッグ（市松旗）で示す。この旗は、その他のフィニッシュや、ロードレース中のスプリント、山岳ポイント等の通過ラインを示すにも同様に用いる。
 - (3) 写真判定機を用いることが望ましい。
 - (4) VTR、電子計時の記録等は信頼できる証拠となる。これらは、着順決定後であれば、すべてのものが検討することができる。
 - (5) 各競技大会において、主催者の属する国内連盟は、十分な数の、必要な資格を国内連盟により与えられたタイム・キーパーを配置する。タイム・キーパーは、正規の計時以外の方法で、国内連盟により資格を与えられた者による助力を得ることができる。
 - (6) タイム・キーパーは、計時したタイムを用紙に記録し、署名してフィニッシュ・ジャッジに手渡す。
 - (7) 競技者が集団でフィニッシュした場合、同一の集団に属する競技者は同タイムとする。2つの集団が区分できる時、次の集団は新たなタイムとする。
 - (8) 別に定めない限り、他者からの助力を得ずに完走した各競技者に順位を与える。
 - (9) 競技者は、自転車を運びまたは押して、徒歩でフィニッシュすることができる。
8. (随行車両)
- (1) 競技コースに乗り入れるすべての車両は、他と区別する標識を付ける。
 - (2) タイムトライアルを除き、レースに随行するすべての車両は、最大車高を（ルーフ・バーを除き）1.66 mに制限される。
 - (3) 車列中のすべての車両の窓には、車両を通じた視界を妨げるようなマークをつけたりしてはならず、随行車両を見分けるために主催者が配布したマーキング以外のデカールで著しく遮ってはならない。
 - (4) 車両は、道路の、開催国の国内法規で定められた側を走る。
 - (5) 主催者は、コミセールのために無線送受信機をついた屋根の開く車両を用意する。
 - (6) チームおよび主催者は、その車両にコミセールが同乗することを拒めない。
 - (7) 主催者は、オートバイによりレースを追う者、放送の責任者およびコミセール・パネルが参加するブリーフィングを行わなければならない。このブリーフィングはレース前日のチーム監督会議後、またはレース当日の朝に開催しなければならない。
 - (8) チームカーの随行が許される場合、各チームにつき1台のみが競技に同行できる。チームカーは、主催者の指示またはチーフコミセールよりの命令なしに、レースコースを離れてはならない。
 - (9) レースの安全打合せ

主催者はレース車列の中で車両を運転する者またはモーターバイクでレースを随行する者全員、テレビ制作の代表者1名、警察の代表者1名およびコミセール・パネルが出席する打合せ会議の開催を手配することが望ましい。主催者はビデオ映像の放映のためのスクリーンを装備した適切な会議室が利用できることが望ましい。

その打合せは、UCI または JCF により作成され、当該の大会に応じてチーフ・コミセールによりアレンジされたトレーニング教材に基づき、チーフ・コミセールが進行にあたるものとする。主催者は（大会ディレクターおよび/または大会セーフティ・ディレクターを代表者として）、チーフ・コミセールと共同で、車列中の車両の動きに関連した当該大会に特有の技術情報も提供する。

8-2. (先行車両)

主催者は、検査車両をレースの先頭に配置し、この車両には大会セーフティ・マネージャー（または、競技大会セーフティ・マネージャーから指名された他の者）が搭乗し、必要であれば障害物および支障の存在を指摘しなければならない。

9. (随行者)

- (1) レース車列中の全員が（AD を発行されたジャーナリストおよび車両を運転しない来賓を除き）ライセンス所持者であり、条項 2.2.034 bis に規定するレース安全打合せに出席済みであるようにすることは主催者の責任である。
- (2) レースのスタート前に、主催者はレース車列中で運転することを許された随行者のリストをチ

ーフコミセールに提供しなければならない。このリストには随行者の国内ライセンス番号、UCI ID のみならず、連絡先も含まなければならない。

- (3) チームカーには、車両についての責任者である適切なライセンスを所持したチーム監督が乗車していなければならない。UCI 登録チームに所属する車両においては、このチーム監督は、UCI に監督として登録されていなければならない。
- (4) 随行者は、コースにおいて物を投げ捨ててはならない
- (5) 車両から競技者に水をかけてはならない。

(運転者)

運転者は JCF または UCI 加盟国内連盟のライセンス保持者でなければならない。

- (1) 運転者(四輪車とモーターサイクル両方)は、適用される交通規則の関連条項、および特に以下の事項を尊重しなければならない
 1. 担当する車両がよい状態にあり、路上使用に適していることを保証する；
 2. 自身が運転に適任で、例えば疲労またはアルコール、薬、医薬品または運転技術に影響するかもしれない他のすべての物質により、いかなる点でも害されていないことを保証する；
 3. レース中の競技者、観客および他の車両の安全を守るために、慎重な方法で運転する；
 4. 道路と交通から注意をそらしそうないかなる行動をも引き受けてはならない。
- (2) 運転者は下記についても遵守しなければならない
 1. コミセール、レース主催者からの指示、および UCI 発行の関連規則またはガイドライン
- (3) 運転者は下記を行ってはならない
 1. 車両に競技者が掴まること；
 2. コミセールからの事前許可なく、バラージュを通過する
- (4) 当条項への違反は、コミセール・パネルの裁量によるレースからの即時除外を原則とする。

10. (搭乗者)

- (1) 車両のすべての搭乗者は、レース中の競技者、観客および他の車両の安全を守るために、慎重な態度で行動することを保証しなければならない。
- (2) すべてのライセンス所持者は、(1)項に関して自身の行動に責任がある。
- (3) チームカーの搭乗者がライセンス所持者でない場合、チーム監督が(1)項への違反について責任がある。
- (4) その他の車両の搭乗者がライセンス所持者でない場合、運転者が(1)項への違反について責任がある。

第80条 (ワンデイ・ロードレース)

(スタート)

1. 競技者と、チーム監督またはチーム代表者は、スターティング・シート(スタート・チェック・シート)に署名する場所に集合しなければならない。集合地点から、スタート時刻の少なくとも 15 分前までに、現れ準備しなければならない。
スタート・チェック・シートへの署名は、集合地点を離れる時刻の 10 分前に終了する。

2. 正式スタートは、フライングまたはスタンディングにかかわらず、集合地点から 10km 以内で行う。

(競技者の権利と義務)

3. すべての競技者は、相互に飲食料、工具、部品等の提供、交換等の協力を行うことができる。タイヤ、自転車の提供、交換、負傷または集団から遅れた競技者を待つことは、同じチームの競技者間においてのみ許される。他の競技者を押すことは、あらゆる場合に禁止し、違反の場合は失格とする。
4. 競技者は、走行中に、不要なレインコート、上着等を、チーフ・コミセール車の後方のチームカーに手渡すことができる。チームの一人の競技者が、チームメイトのためにこの作業を行うことができる。
5. 最後に周回路に入ってフィニッシュする場合、同じ周回数競技者間でのみ協力することができる。

(随行車両)

6. 車両の序列は、別図に示す。
7. 各混成チームの技術援助等は、共通機材車により行う。主催者は、最少 3 台の十分に装備された共通機材車(自動車またはオートバイ)と 1 台のサグワゴンを用意する。
8. 各チームにつき 1 台のみの車両が競技に同行できる。
9. チームカーの順番は、以下のように定める：
 - (1) チーム監督会議に出席し、第 22 条 9. に定める時間内にスタートする競技者を確定したチームの車両
 - (2) チーム監督会議に出席したが、時間内にスタートする競技者を確定しなかったチームの車両
 - (3) チーム監督会議に出席しなかったチームの車両
 - (4) 各グループ内での順序は、チーム監督会議における抽選により決定する。

すべての競技大会において、抽選は、エントリーしているチームの名を記した紙片を用いて行う。最初に引かれたチームを1番目とし、次に引かれたチームを2番目、...とする。

すべての競技大会において、必要な場合、車両の順番はチーフ・コミセールにより修正される：いかなる変更も「ラジオ・ツアー」を通じてすべての随行者に通知されるものとする。

10. 競技においては、車両はチーフ・コミセール車またはコミセール車の後方に位置を占める。すべての状況において、車両に乗車した者は、各車両の行動を最大限に容易にしようとするコミセールからの指示に従わなければならない。
11. 自分の意志により競技管理のための車両を超越そうとする車両の運転者は、それらの車両に並び、自分の意図を述べてコミセールより1回のみ前へ出る承認を得る。その場合、できる限り迅速にその仕事を終え、遅れることなく元の車列の位置に戻る。集団の大きさに関わりなく、一度に集団に接近することを許される車両は1台のみである。
12. 集団から前方に逃げ出した競技者があった時、そのチームカーはチーフ・コミセールの十分な間隔があるとの判断に基づくところの許可なく、逃げのグループと集団の間に入り込むことはできない。
13. いかなる車両も、競技の最後10kmの間では競技者集団を追い抜いてはならない。
14. 競技またはステージが150kmを超えない場合、競技者への食料の補給はチームカーからのみ行う事を推奨する。この補給は、食料袋（サコッシュ）、飲料ボトルで用意する。
競技者はゆっくりとチームカーまで移動し、補給を受け取る。食料の補給は、コミセール車の後方においてのみ行い、集団の中で行ってはならない。
15名以下の競技者グループが集団から前方に逃げた場合、そのグループの後方で食料を補給する。

(主催者が標識した食料の補給ゾーン)

15. ワンデイ・レースやステージにおいて、主催者はチームが競技者に補給を行うための補給区域をコース脇に設置することができる。この場合、これらの補給区域は標識で明示され、補給が円滑に行われるようにチームごとに最低50mの十分な距離を取るものとする。補給区域は少し上り坂の区間で、できる限り市街地外に位置するものとする。ここでの補給は地上に立ったチーム随行者のみによって行われ、その他の者が行ってはならない。競技者にサービスを提供するスタッフは、チームの服を着用し、道路の脇から1メートル以内のところに立つ必要があります。補給は片側の車線でのみ、必然的に当該国における道路通行に使用される側で行うものとする。各補給ゾーンには、その直前および直後に競技者がごみを捨てられる区間を設けなければならない。

ごみ捨て区域 (Litter zone)

主催者は大会またはステージのコース全体に渡って30-40kmごとに位置し、十分な距離を備えた数カ所のごみ捨て区域を設けなければならない。最後のごみ捨て区域はレースまたはステージの最後の残り20kmから10km区間で、レースの最終局面より手前に設置されるものとする。

ごみ捨て区域は環境にやさしい方法で、競技者にごみを処分することを許す。主催者は、レースが通過したあと、ごみの回収および各種区域の清掃を手配するものとする。

(主催者が標識で明示する区域外での競技者への食料補給)

16. 主催者が標識で明示する区域外での競技者に対する補給は、チームに随行しているスタッフが地上から行うものとし、他の者が行ってはならない。補給は、飲料用ボトルまたは食料袋（サコッシュ）で行うことが認められる。
競技者に補給を行うスタッフはチームのウェアを着用し、道路の端から1メートル以内の場所に位置しなければならない。補給は片側の車線でのみ、必然的に当該国における道路通行に使用される側で行うものとする。

下記の場合、いかなる補給（車両からおよび地上から）も厳禁とする：

- スタートしてから30km、フィニッシュ前の20kmの間
- 二義的順位（ポイント順位、山岳賞順位）をかけたスプリント、ボーナススプリント、補給ゾーンの500m前から；
- 二義的順位（ポイント順位、山岳賞順位）をかけたスプリント、ボーナススプリント、補給ゾーンの50m後まで；
- 山岳賞に計上される山岳の降坂区間；
- 市街地および、主催者またはコミセールパネルが指定する区間。

天候条件およびレースのカテゴリ、種類、距離により、コミセール・パネルは上記の距離を調節

できる。変更を決定した場合、随行者にラジオ・ツアーを通じて伝達しなければならない。

(故障時の修理)

17. 競技者は、自身のチームの随行者、共通機材車の係員およびサグワゴンの乗員よりのみ、故障時の補助を受けることができる。
競技中に自転車を交換した場合は、競技者に乗り捨てられた自転車は、いかなる場合も、競技随行者車両、チームカー、共通機材車、サグワゴンにより回収されなければならない。
サーキットにおけるレースで許可されたゾーンにおける自転車交換ができる場合を除き、コース上の固定ピットからのメカニカル・サービスは、車輪交換に限られる。
上述の義務を怠ったいかなるメカニカル・サービスも、直ちに、または何らかの方法で証明されコミセールに確認された場合は、レース後において競技者の失格をもたらす。
18. 競技中の位置にかかわらず、競技者が故障修理および機材の点検（例えばブレーキ）を受ける時は、集団の後方で停止状態でなければならない。走行中の車両からチェーンに給油することは禁止する。
落車の場合、この処置の施行はコミセールの裁量に任せられる。
19. 競技者のための機材は、車両の外側で用意してはならない。車両の乗員は、車両から手を差し出したり、乗り出してはならない。
20. モーターサイクルによる補助ができる場合、これには予備車輪のみを積載する。

(平面交差の踏切)

21. 遮断機が降りている時、閉じている時、警報が鳴っている時、点滅している時、に踏切を通過することは禁止する。
こうした違反に対する法的制裁を別にして、違反競技者は、コミセールによりその競技から失格とされる。さらにJCFは200から5,000スイスフランの罰金のみならず、最長1ヶ月の資格停止を科すことができる。
22. 以下の規則を適用する。
 - (1) 一人または複数の集団から逃げた競技者が閉じた踏切で停止し、集団が追いつく前に遮断機が開いた場合は、何の処置もせず、閉じた踏切は単なる事故とみなされる。
 - (2) 一人または複数の競技者が、少なくとも集団から30秒先行して閉じた踏切に到着し、集団に追いつかれた時にまだ踏切が閉っていた場合には、踏切が閉じている間、競技を停止（ニュートラリゼーション）し、競技に先行する車両が通過した時に、同じ間隔をもって再スタートする。
集団からの先行が30秒以下の場合、閉じた踏切は単なる事故とみなされる。
 - (3) 一人または複数の競技者が踏切が閉じる前に通過し、残りの競技者が踏切で停止した場合、何の処置もせず、閉じた踏切は単なる事故とみなされる。
 - (4) 競技者のグループが、踏切閉鎖の結果として2グループに分割したならば、遅れた競技者が第1グループに復帰できるように、第1グループは速度を落とすか停止しなければならない。
 - (5) その他の状況（遮断機の閉鎖が長引く等）に関しては、コミセールが解決する。
 - (6) この条項は、同様な状況（可動橋、道路上の障害等）に適用する。

(スプリント)

23. スプリントを開始した時に選択したレーンから逸れたり、同様に他者に危険をもたらすことはことは厳しく禁じられる。

(フィニッシュとタイム・キーパー)

24. 順位は常にフィニッシュラインの通過順により決定する。この順位により、賞金と得点の分配を決定する。
フィニッシュ順位は、スプリント賞、山岳賞等の二次的個人順位において同順位となった競技者を判別するために用いられる。
25. 写真判定を使用することが望ましい。
26. 優勝者の完走時間よりその8%以上遅れて完走した者には原則として順位を与えない。例外的な状況の場合、コミセール・パネルは主催者との協議のもとに、この制限時間を延長できる。
27. 同一集団の全競技者に、そのフィニッシュライン通過における同タイムを与える。タイム・キーパーはその任務をサグワゴン通過時まで継続する。タイム・キーパーは、設定された制限時間を超えてフィニッシュした競技者のタイムも記録し、そのリストをチーフ・コミセールに手渡す。
28. タイム・キーパーの記録するタイムは、秒単位に切り捨てる。
29. トラックにおけるフィニッシュを設定する場合、トラックの全面を使用できるようにする。競技者のタイムはトラックの入口で計時する。異なる集団の競技者が混合することを避けるために、

コミセールはトラックの入口でニュートラリゼーションを宣うことができる。

トラックが使用できなくなった場合、フィニッシュラインをトラックから移動し、競技者にはあらゆる有効な方法で通知する。

30. 世界選手権大会およびオリンピック大会、日本国内の公認競技大会において、あらゆる技術的手段を用いても上位 3 位までの内一つが判定不能であった場合、これらの競技者はそれぞれ当該の順位を与えられる。次の順位は与えられず、3 位までが同着の場合は 3 者を 1 位とする。
31. チーム順位は任意である。これは、各チームの上位 3 者の個人タイムの合計を基準とする。同順位となった場合、それら上位 3 競技者の獲得順位の合計によって順位付ける。再度同順位となった場合、それらチームの最上位の競技者の順位によって順位付ける。

第81条 (チーム・タイムトライアル)

(チーム)

1. チームあたりの競技者数は、プログラム-テクニカルガイド中において決められ、最少 2 名、最多 10 名とする。混合リレーは、性別あたりの競技者数は最小 2、最多 6 とする。混合リレーのチームの最大人数は 12 人を超えてはならない。
2. 付表 2-1 で述べられる混成チームは禁じられる。
3. (スタート順)
4. スタート順は、競技主催者が、大会プログラムまたはテクニカルガイドに要約された客観的選抜基準により決定する。原則として、前年度上位チームはその順位の逆順とする。
5. ステージ・レースにおいて行う、チーム・タイムトライアル・ステージのスタート順については、ステージ・レースの規則による。
6. チームは一定の間隔でスタートする。この間隔は、最後の方でスタートするチームの間において拡大することができる。原則として、この間隔は 2 分とする。

(スタート)

7. 各チームの競技者は、各チームの予定スタート時刻の少なくとも 15 分前に、自転車検査場所に本人自らが自転車の点検を受けに、出走する装備で来なければならない。スタート前に、追加検査を行うことができる。
スタートが遅れたチームの記録は、予定されていたスタート時刻から計時するものとする。もし 1 競技者がスタートに遅れた場合、チームは待つてロスタイムを差し引くか、または予定スタート時間にスタートしてよい。
8. スタートにあたり競技者は、すべての競技者を最後まで担当する「ホルダー」によりスタートラインに横並びに支えられ、押すことなく放される。この手順は混合リレーで最初にスタートする性別に適用される。

(混合リレーのリレーゾーン)

9. リレーを受ける性別はスタートラインに明示されたスタートレーンで準備しなければならない。最少 2 のスタートレーンを用意しなければならない。競技者は足を地面につけて、または柵が用意されるなら柵につかまって両足をペダルに置いてスタートする。
競技者はリレーゾーンを監督するコミセールから与えられる指示を尊重しなければならない。不正スタートの場合、最終結果に 10 秒を直接加算するペナルティが与えられる。
前競技者がフィニッシュラインを越えた時に自競技者がスタートする。
不正スタートは、前段により関連チームメイトがリレーラインを越える前に、最小 1 名の競技者がリレーすることで構成される。不正スタートは付表 2-2 に従って制裁される。

(計時)

10. 計時は、コースに沿った数箇所で行われ、その結果は、競技中、競技者と観客が常に相対的な時間差を知ることができるように、コースの周りに配信することが望ましい。
11. フィニッシュ・タイムは、少なくとも 1/10 秒まで計時する。UCI ワールドツアー大会、世界選手権大会において、タイムは 1/100 秒まで計時し、伝達する。
12. 団体順位の決定については、規定によって、どの競技者がフィニッシュラインを通過したときにタイムを計測するかを明示する。

(競技方法)

13. あるチームが他チームによって追いつかれた場合には、そのチームは追いついたチームを先導したり、追いついたチームの直後を追走したりすることはできない。この規定は脱落した競技者にも同様に適用する。脱落した競技者は、他のチームの中に加わったり、援護を提供したりまたは受けることはできない。

14. 他チームに追いついたチームは、自分のチームと他チームとの間に少なくとも 2m 以上の横方向の間隔をおくものとする。混合リレー競技においては、チームが同時にリレーする時に 2m の側方間隔を尊重しなければならない。他チームに追いつかれたチームは、並走が 1km を超えてからは、少なくとも他チームから 25m 以上離れて走らなければならない。混合リレー競技においては、1km 以降はいずれのチームが他チームの位置を基準として 25m 離れるかを、コミセールが決定する。
15. 必要がある場合には、コミセールは、チームに対して横に 2m および縦に 25m の各距離を確保することを強制しなければならない。これに従わない場合は、別に定める表のペナルティを適用する。
16. 競技者は、同一チーム間であっても、互いに押しはならない。
17. 同一チームの競技者は、食料、飲料、小さな装備部品、ホイールおよび自転車を互いに交換することができ、簡単な応急修理に関して互いに助け合うことができる。
18. 補給の有無ならびにその条件は大会特別規則に規定する。
(追走車両)
19. 追走車には競技者のチーム名を記し、この車のみがチームの競技者を援助することを許される。
20. 追走車はチームの最後尾の競技者を最小 25m の間隔で追走し、競技者を追い抜いたり、競技者に並んだりしてはならない。故障の際、故障修理は競技者と停車した車両の間のみで行い、追走車は他者の妨害をしてはならない。
21. 追走車はチームとチームから遅れてまだ 50m 以内にいる競技者との間に入ってはならない。遅れた競技者は、いかなる場合にも車両を追走してはならない。
22. 追いつかれそうになったチームの追走車は、2 チームの間隔が 100m 以下になったら、相手チームの追走車の後方に下がらなければならない。
23. 他のチームを追い越したチームの追走車は、2 チームの間隔が 60m 開くまでは、2 チームの間に入ってはならない。その間隔がその後縮まった場合には、その車両は後方チームの最後尾競技者の後に下がらなければならない。
24. 追走車は、車輪や自転車を交換するのに必要な装備を積むことができる。追走車の外側に、競技者のための機材を用意したり、使えるように保持したりしてはならない。追走車に乗っている者は、手を差し伸ばしたり、身を乗り出したりしてはならない。
25. オートバイによる故障修理が認められる場合、オートバイにはスペア・ホイールのみを積むことができる。
26. メガホンまたはハンドマイクを使用することができる。

第82条 (インディヴィデュアル(個人)タイムトライアル・ロードレース)

(スタート順)

1. スタート順は、競技主催者が、大会プログラムまたはテクニカルガイドに要約された客観的選抜基準により決定する。原則として、前年度上位競技者はその順位の逆順とする。
2. 競技者は一定の間隔でスタートする。この間隔は、最後の方でスタートする競技者の間において拡大することができる。原則として、この間隔は2分とする。
3. ステージ・レースにおいて行う、タイムトライアル・ステージのスタート順については、ステージ・レースの規則による。
4. 世界選手権大会およびオリンピック競技大会におけるスタート順は、UCI が決定する。

(スタート)

5. 各競技者は、各自のスタート予定時刻の 15 分前までに、署名チェック・ポイントに本人自らが自転車の点検を受け、出走する装備で来なければならない。そうしない場合にはスタートは拒絶される。またスタート前に、追加検査を行うことができる。
6. 競技者は静止した姿勢からスタートしなければならない。競技者はホルダーにより支えられ、押されることなく放される。同じホルダーが各競技者のための仕事を務めなければならない。スタートラインにおいてテープ・スイッチを用いて計時する場合、前輪タイヤの接地点とテープ・スイッチの距離は 10cm でなければならない。
スタートは、原則として、出発台から行う。
7. 競技者は、タイム・キーパーの指示によりスタートしなければならない。タイム・キーパーはスタート時刻のカウント・ダウンをし、カウント・ダウンに引き続き競走の計時を開始する。スタートに遅れた競技者については、スタートの指示する位置に静止してからスタートしなければならない。そのスタート予定時刻より計時を開始する。

8. スタート・タイムは、前輪タイヤとスタートライン上の電子計時用テープ・スイッチの接触をもって決定してよい。競技者が、カウントダウンが 0 になるわずか前またはその後の 5 秒間内にスタートした場合、テープ・スイッチで起動したタイムを使用する。競技者がこの 5 秒を過ぎてからスタートした場合、または電子計時装置に問題が生じた場合、該当競技者のタイムは、カウント・ダウン後に計時開始する手動計時による。

(計時)

9. 計時は、コースに沿った数箇所で行われ、その結果は、競技中、競技者と観客が常に相対的な時間差を知ることができるように、コースの周りに配信することが望ましい。
10. フィニッシュ・タイムは、少なくとも 1/10 秒まで計時する。
11. UCI ワールドツアー大会、世界選手権大会およびオリンピック競技大会において、タイムは 1/100 秒まで計時し、伝達する。

(競技方法)

12. 他の競技者に追いつかれた競技者は、他競技者をリードしてはならず、また追いついた競技者の直後を追走してもいけない。
13. 競技者は、他の競技者に追いついた時に、相手との間に最小 2m の横間隔を空けなければならない。並走が 1km を超えたなら、**追いつかれた競技者**は相手から最小 25m 離れなければならない。
14. 必要なら、コミセールまたはアシスタント・コミセールは、競技者に互いに 2m の横間隔と 25m の距離を置くように強制しなければならない。これに従わない場合は、別に定める表のペナルティを適用する。
15. 競技者は互いに助け合ってはならない。
16. 大会特別規則において、競技者への補給を許可するかどうか、その条件をどうするかを明示する。

(追走車両)

17. 追走車には競技者のゼッケンを記し、この車のみがチームの競技者を援助することを許される。
18. 追走車は最小 25m の間隔で追走し、競技者を追い抜いたり、競技者に並んだりしてはならない。故障の際、故障修理は競技者と停車した車両の間のみで行い、追走車は他者の妨害をしてはならない。
19. 追いつかれそうになった競技者の追走車は、2 競技者の間隔が 100m 以下になったら、相手競技者の追走車の後方に下がらなければならない。
20. 他の競技者を追い越した競技者の追走車は、2 競技者の間隔が 50m 開くまでは、2 人の間に入ってはならない。その間隔がその後縮まった場合には、その車両は後方の競技者の後に下がらなければならない。
21. 追走車は、車輪や自転車を交換するのに必要な装備を積むことができる。
22. 追走車の外側に、競技者のための機材を用意したり、使えるように保持したりしてはならない。追走車に乗っている者は、手を差し伸ばしたり、身を乗り出したりしてはならない。
23. オートバイによる故障修理が認められる場合、オートバイにはスペア・ホイールのみを積むことができる。
24. メガホンまたはハンドマイクを使用することができる。

第83条 (ステージ・レース)

(順位)

1. 公平でスポーツとしてふさわしい基準に基づく各種順位を設ける。
これらの順位として下記を例示する。

- (1) 個人 UCI 総合時間順位
- (2) 個人総合ポイント順位
- (3) 団体総合時間順位
- (4) 山岳賞
- (5) スプリント賞
- (6) その他(敢闘賞, 新人賞等)

下記の大会においては、個人総合時間順位と団体総合時間順位が義務付けられる。

— UCI ワールドツアーの男子競技

— UCI 女子ワールドツアーおよび UCI プロシリーズの女子競技

— UCI プロシリーズ、クラス 1、クラス 2 の大会における、男子エリートと U23 の競技

競技者は、順位づけられ競技継続を許されるためには、各ステージの全距離を完走しなければな

らない。

2. タイム・キーパーが記録したタイムを、ボーナスとペナルティを加減して総合時間順位に算入する。ボーナスは個人総合順位にのみ算入する。
タイム・ペナルティは個人総合順位に対して科す。それら違反行為の重大性に応じ、コミセール・パネルが決定した場合は、ステージ個人順位にも適用する。コミセール・パネルの判断において、競技者により犯された違反行為が、彼にチームの総合時間順位に利益を与えた場合、そのチームにも 30 秒のタイム・ペナルティを科す。
3. 複数の競技者が、個人総合時間順位において同タイムとなった場合、個人タイムトライアル（プロログを含む）において記録したタイムの小数部を総合時間に加えて順位を決定する。これでも同タイムとなる場合または個人タイムトライアルのステージがない場合は、チーム・タイムトライアル・ステージを除く、各ステージにおける順位数を合計して比較し、最終的には、最後のステージにおける順位により決定する。
4. その他の順位付け：
 - (1) 大会特別規則により管理されるチーム・タイムトライアルを除いて、団体区間順位は、各チームにおける上位 3 名の個人時間の合計を基準とする。同タイムとなった場合、当該ステージにおける各チームの上位 3 名の獲得順位の合計により順位付ける。さらに同順位になった場合には、ステージ順位における各チーム最上位競技者の順位により順位付ける。
団体総合順位は、各ステージにおける各チームの上位 3 名の個人時間の合計を基準とする。同タイムとなった場合、順位付けのために下記の基準を適用する：
 1. 団体区間順位における 1 位獲得数
 2. 団体区間順位における 2 位獲得数以下同様。
それでも同順位となった場合には、個人総合順位における各チーム最上位競技者の順位により順位付ける。
3 人未満に減少したチームは団体総合時間から除外される。
 - (2) 個人総合ポイント最終順位において同点となった場合、順位付けのために下記の基準を適用する：
 1. ステージの勝利数
 2. ポイント総合順位に算入する中間スプリントの勝利数
 3. 個人総合時間最終順位。
 - (3) 個人総合山岳賞最終順位において同点となった場合、順位付けのために下記の基準を適用する：
 1. 最高カテゴリーの登坂における 1 位
 2. 次位カテゴリーの登坂における 1 位数、以下同様
 3. 個人総合時間最終順位。
5. これら順位に基づき、UCI ワールド・ツアーおよびコンチネンタル・サーキットにおける男子エリートと U23 のオー・クラス、クラス 1 の競技においては 4 種のリーダー・ジャージ、それ以外の競技においては最多 6 つのリーダー・ジャージを授与することができる。個人総合時間順位のリーダー・ジャージのみは義務づけられる。チーム順位を除く各種順位の首位者は、各順位に対応するジャージを身につけるよう要求される。
一人の競技者が 1 つ以上の順位において首位となった場合、首位者を示すジャージの着用優先順は下記のとおりとする：
 - (1) 個人総合時間順位;
 - (2) 個人総合ポイント順位;
 - (3) 個人総合山岳賞順位;
 - (4) その他（若年競技者、複合、etc.）；これらのその他順位のジャージの着用優先順は主催者により決められる。ある競技者が同時に複数の順位の首位者である場合、主催者は、相当する(1)~(4)の順位について他の競技者を選んでその順位首位者に着用されないジャージを着用するよう要求することができる。
しかし、この競技者が世界選手権者または国内選手権者のジャージ着用を要求される場合は、そのジャージを着用しなければならない。
首位者があるステージをスタートしない場合、当該順位の事実上の首位者は、主催者とチーフ・コミセール両方の同意を条件に、当該ジャージを着用することを許される。

同様に、団体順位において首位のチームの競技者は、主催者が必要とする場合特別なボディ・ナンバーを付ける。首位チームのジャージの授与は、式典とレースの両方において禁止される。

ステージ・レースの第1日（プロログまたはステージ）においては、首位者ジャージまたは特有の印は着用されない。

(ボーナス)

6. ボーナスは、下記により与える：

中間スプリント回数：

- ・ハーフ・ステージ：最多1回
- ・通常のステージ：最多3回

ボーナス：

- ・中間スプリント：3秒－2秒－1秒
- ・フィニッシュ：ハーフ・ステージ：6秒－4秒－2秒
通常のステージ：10秒－6秒－4秒

7. ステージまたはハーフ・ステージの中間におけるボーナスは、フィニッシュにおけるボーナスを与えない場合は設定しない。この逆もまた同じとする。
8. これらボーナスは、個人総合時間順位にのみ算入する。個人およびチーム・タイムトライアルにおいてはボーナスを与えない。

(賞金)

9. UCI 理事会または PCC（プロフェッショナル自転車競技評議会）が定めた最低金額を損なわない範囲で、すべての順位について各ステージまたはハーフ・ステージにおいて賞金を与える。

(個人タイムトライアル・ステージ)

10. 個人タイムトライアル・ステージのスタート順は、個人総合時間順位の逆順で行う。しかし、コミセールは同じチームの競技者が続けてスタートしないように変更を加えることができる。プロログまたは第1ステージにおいて個人タイムトライアルを行う場合は、主催者がコミセール・パネルの同意を得て各チームのスタート順を決定する；各チームは、競技者のそのチーム内のスタート順を決定する。決定する。

(チーム・タイムトライアル・ステージ)

11. チーム・タイムトライアル・ステージは、競技の初めの1/3の期間に行わなければならない。チーム・タイムトライアル・ステージのスタート順は、最後にスタートする首位者のチームを例外として、団体総合時間順位の逆順で行う。この順位付けを採用していない場合は、抽選による。
12. このステージの順位は、個人総合時間順位および団体総合時間順位にのみ算入する。大会特別規則に、落伍した競技者のタイムの扱いを含め、このステージの個人タイムの記録法を定める。

(競技者の棄権)

13. 競技を棄権した競技者は、そのステージ・レースが行われている期間に行われる他の競技に参加することはできない。これに違反した場合は、15日間の資格停止と、200～1000\$の罰金を科す。しかしながら、大会事務局とチーフ・コミセールは協議後に、当該チーム監督またはチーム代表の同意を得た競技者の要望により、例外を認めることができる。

(フィニッシュ)

14. ロードレース・ステージにおける最後の3km以内で、正式に確認されたアクシデントが起った場合、影響を受けた競技者はアクシデント発生時とともに走行していた競技者または属していた集団と同タイムと認められる。この競技者の順位は、実際にフィニッシュラインを横切った順による。競技者の体力に関係しない事（落車、自転車の故障、パンク）かつ、事故発生時に一緒に乗っていた競技者たちと離れる意思がなかった場合のあらゆる出来事がアクシデントと認められる。アクシデントにより影響された競技者は、自から手を上げることによってコミセールに知らせ、ステージ終了後にコミセールに報告することを求められる。
15. ロードレース・ステージにおける最後の3km以内で落車し、フィニッシュラインを横切ることができなかつた場合、この競技者の順位はそのステージの最下位とし、その競技者は落車時に属していた集団と同タイムと認める。本条項はフィニッシュが登坂の頂上にある場合は適用しない。
16. チーム・タイムトライアル・ステージにおいて赤色三角を過ぎて正当と認められる落車、パンク、機械的故障に遭った競技者は、事故時に一緒だったチーム・メイトと同タイムが与えられる。赤色三角を過ぎて正当と認められた落車の結果としてフィニッシュラインを通過することができなかつた競技者は、事故時に一緒だったチーム・メイトのタイムが与えられる。
17. 前項15、16は、フィニッシュが登坂の頂上にある場合は、適用しない。この条項に関する決

定は、コミセール・パネルが個別に結論を下す。

(周回路におけるフィニッシュ)

18. ステージが周回路においてフィニッシュする場合も、タイムは常にフィニッシュラインで計時する。

(フィニッシュの時間制限)

19. フィニッシュの時間制限は、ステージの性格に合わせて各大会特別規則において定める。
予測不可能で、かつ不可抗力である例外的な場合においてのみ、コミセール・パネルは、主催者との協議後、フィニッシュ制限時間を延長できる。
実際に時間制限を越えた競技者に、チーフ・コミセールによって第 2 のチャンスが与えられた場合に、種々の 2 次的順位の総合順位において与えられたすべてのポイントが取り消される。

(チームカー)

20. 各チームあたり 1 台の車両が競技に随行できる。
主催者は、UCI 登録チームを除く各チームが利用できる随行車両を持っていない場合は、これを用意しなければならない。
21. 第 1 ステージにおけるこれら車両の序列は、プロログ終了時、または第 1 ステージが個人タイムトライアルまたはチーム・タイムトライアルである場合は次ステージについて第 1 ステージにおける個人時間順位の、各チームの最上位競技者の成績による。この結果がない場合は、次の順による。
- (1) チーム監督会議に出席し、UCI 条項第 1.2.090 条に定める時間内にスタートする競技者を確定した、UCI チームとナショナル・チームの車両；
 - (2) チーム監督会議に出席し、時間内にスタートする競技者を確定した、その他のチームの車両；
 - (3) チーム監督会議に出席したが、時間内にスタートする競技者を確定しなかった、トレード・チームまたはチームの車両；
 - (4) チーム監督会議に出席しなかったチームの車両。
- 各グループ内の車両の順番は、チーム監督会議における抽選による。抽選は、エントリーしているチームの名を記した紙片を用いて行う。最初に引かれたチームを 1 番目とし、次に引かれたチームを 2 番目、...とする。それ以降のステージにおいては、その時点の個人時間順位の、各チームの最上位競技者の成績による。

(結果の報告)

22. 第 1 1 条 2 項に従った結果の送信に加えて、主催者はステージの結果をチームにそのフィニッシュにおいて、それが不可能な場合は可能な限り早い機会にファクシミリで通知しなければならない。
23. 競技結果を確定する前に競技者が失格となった場合、個人順位は調整されなければならない。
競技結果を確定した後に競技者が失格となった場合は、上位 3 位までは、個人総合順位は調整しなければならない。第 4 位は空位とする。

(表彰式)

24. 競技者は主催者により設定された様々な順位に基づいた公式表彰式（賞金、ジャージおよび特有の印）に参加しなければならない。公式式典は以下の順序で行われる：
- 各ステージ後
- ステージの勝者；
 - 個人総合順位の首位者；
 - その他順位の首位者 (チーム順位を除く)；
- 最終ステージ後
- ステージの勝者；
 - その他順位の勝者 (チーム順位を含む)；
 - 個人総合順位の上位 3 者；
 - UCI カップまたはシリーズの首位者；
 - 首位者ジャージ着用の全競技者。
- チーフコミセールへの事前通知を前提条件として、主催者は運営上の必要に応じて順番を修正することができる。

第84条 (クリテリウム)

クリテリウムについて以下の条項にない事項は、一般条項およびワンデイ・レースの特別条項を類推して適用する。

(賞金および支払い)

1. 主催者は、招待状とともに、参加申込み受付以前に賞金表を要求に応じて発送しなければならない。
2. もし、成績により追加の賞金がある場合は、この競技に定めた参加者への固定的支払との合計額を支払うことを、主催者と個々の競技者との間に個別に契約しなければならない。UCI登録チームの一員をなす競技者においては、その契約はチーム代表者の副署を必要とする。
3. 契約金額は、競技の中止、中断の場合も主催者は支払わなければならない。この金額は主催者と関係する各競技者間の相互の同意によって決められる。
4. 賞金は、直接競技者に支払う。
5. 賞金と契約金は、競技終了後1時間以内に支払う。

(順位の設定)

6. 順位付けは以下のいずれかを適用する：
 1. 最終周回の着順によって最終順位を決定する。
 2. 完走周回数と、中間スプリントで与えられる得点を基に最終順位を決定する。
 - ・ 周回において同等の場合は、得点の多寡による
 - ・ 周回、得点において同等の場合は、中間スプリントの勝数による
 - ・ 以上においても同等の場合は、最終スプリントの順位による

(追いつきの認定等)

7. 20人以下の集団が後方に遅れ、先行する競技者に追い抜かれた場合は、失格となり、競技から離れなければならない。こうした集団が20人より多い場合、コミセール・パネルは競技を続けさせるか除外するかを決定する。
8. 主集団の後尾に追いついた競技者は、1周回先行したとみなす。

(中間スプリントの方法)

9. 競技プログラムまたはテクニカルガイドに、下記の条項を自動的に適用する、中間スプリントの方法、得点の配分を記載する。
10. 中間スプリントは、フィニッシュラインで与え、2つのスプリントの間隔は常に同じにする。
11. 中間スプリント以外の周回に、先頭でフィニッシュラインを通過した競技者に得点を与えることができる。この得点は、中間スプリントの勝者に与える得点の40%を超えないようにする。

(ニュートラリゼーション)

12. トラックレースの規則に示す、認められる事故が起きた場合、周長に応じてコミセールが決定した1または2週のニュートラリゼーションが、その競技者に与えられる。ニュートラリゼーション後、競技者は競技を再開するが、直後の中間スプリントにおいて得点することはできない。

第85条 (インディヴィデュアル・ロードレース／個人ロードレース)

インディヴィデュアル・ロードレースは、個人参加競技者のみにより行われるが、一般条項およびワンデイ・レースの特別条項から類推して適用する。

第2部-2 (第7章) ロードレース・コース

第86条 (ロードレース・コース)

ロードレース・コースは、原則として一般の交通を遮断する。または交通量が少ない舗装道路を選び、周回コース、往復コース、町から町へのコースを選定する。

【J】 鉄道踏切(平面交差)のない道路を選定する。

主催者はその運営スタッフの一員として大会セーフティー・マネージャーを任命するものとし、その役割はUCIが発行する主催者のためのロード競技ガイドに定められる。大会セーフティー・マネージャーは大会のリスクを評価し、国内当局およびスポーツ関連機関(UCI、国内連盟など)の双方が策定した安全規則の遵守を監視する。主催者は大会セーフティー・マネージャーが自転車競技大会の運営および安全手順に精通していることを確認する。また、主催者は大会セーフティー・マネージャーが彼または彼女の職務を果たすために求められることのある、適切な法規制トレーニングを受けていることを確認する。

1. 発着線は、道路と直角に72cm幅の白地に4cm幅の黒線をもって標示し、発着線の真上4m以上の高さに出発線、決勝線、発着線またはSTART、FINISHと大書きした幅60cm~80cmの長方形の横断幕を張る。
2. スタート地点の大会本部は、レースまたはステージの実際のスタート時刻の2時間前に開設しなければならない。フィニッシュ地点の大会本部も、レースまたはステージの実際のゴール予定時

刻の2時間前に開設しなければならない。

フィニッシュ地点の大会本部は、競技結果が UCI または JCF に送信を終了するまで、またはコミセールがその業務を終了するまで開設しておかなければならない。

大会本部には電話を用意しなければならない。フィニッシュ地点の大会本部にはファクシミリおよびインターネットに接続したコンピュータも用意しなければならない。

その他、以下の設備を用意しなければならない。

- タイム・キーパーおよび公式アナウンサ用独立設備
- フィニッシュライン近くに、トイレ、更衣室、シャワー、医事検査室
- 公用車両用駐車場

3. 交差点や注意箇所には、誤走を防ぎ、危険を防止するために標識を立て、競技役員を配置する。
4. コース上には、0km（正式スタート）および 30km、フィニッシュラインの手前 25km, 20km, 10km, 5km, 4km, 3km, 2km, 1km に標識を立てる。サーキットでレースが終了する場合は、3km, 2km と 1km の標識および残り周回数の表示を行う。
中間スプリントまたは山岳賞を表示するため、横断幕または両側に置いた 2 枚のパネルを使用する。
フィニッシュライン手前には 500m, 300m, 200m, 150m, 100m, 50m の表示を設置する。特に、最後の 1km には赤色の三角標識とし、これとフィニッシュの横断幕の間には、その他の横断幕等を掲示してはならない。
5. フィニッシュ地点の手前に、競技管理に必要なコミセール・カー、公式ドクター・カー、サグワゴン以外の一切の車両（オートバイを含む）のための迂回路を設けなければならない。
6. 上記以外については、「ロードレースのコースに関する基準要項」による。
7. エア・アーチ（膨張式の構造物）

2022 年 1 月 1 日より、道路および交差点上の膨張式構造物は、スタートラインの位置を示すためのマークを除き、禁止される。

2018 年 1 月 1 日より 2022 年 1 月 1 日までの間は、道路および交差点上の膨張式構造物は、スタートライン、レースの最後の 1km およびフィニッシュラインの位置を示すためにのみ、下記を条件として許容される。

- 構造物は同時に作動する 2 台の送風機と 2 台の発電機を装備しなければならない。2 台の発電機のうちの 1 台が故障する場合であっても、構造物は安定した状態に維持されなければならない。
- 問題が起こったなら、少なくとも 1 人の専門家が介入するために構造物の近くに警戒態勢で待機していなければならない；
- 2 台の送風機のうちの少なくとも 1 台は、発動発電機によって運転されなければならない；
- 燃料は構造物のすぐ近くに用意しなければならない；
- 構造物は少なくとも 10 個のアンカー・ポイントで固定しなければならない。

第87条 (インディヴィデュアル(個人)ロードレース・サーキット)

サーキットは本格的なロード・コースの特徴をそなえ、できる限り、平坦区間、上り坂および下り坂を含むものとする。距離が妥当なものであれば、かなり急な勾配であってもよい。落車の危険を避けるために、急すぎたり難しいカーブの設定は避けなければならない。

幅員は 6m 以上。最後の 1km 地点からフィニッシュラインに至るまでは 8m 以上。

1. サーキットで競技を行う場合、サーキットの最小周長は 10km とする。
周長 10~12km のサーキットにおいては、各チームにつき公式チーム役員を乗せた 1 台の車両のみがレースに随行できる。競技主催者は本連盟にこの規定を免除することを要求できる。主催者は、遅くとも競技大会開始の 90 日以前に受信されるように、本連盟へその要求を送付しなければならない。この要求は、コースの詳細な説明と免除の要求を理由づけする申立書を含まなければならない。
2. ロードレースを競技の一部をサーキットにおいて行う場合、以下の条件で行う。
 - (1) サーキットの周長は最小 3 km とする。
 - (2) サーキットの周回数は
 1. 3km から 5km のサーキットの場合、最多 3 周
 2. 5km から 8km のサーキットの場合、最多 5 周
 3. 8km から 10km のサーキットの場合、最多 8 周
 - (3) ステージ・レースにおいてはそのレースの最終ステージにおいてのみ、5km から 8km の周回路

における周回数は5回を超えてよい。この場合サーキットでの合計走行距離は100kmを超えてはならない。

第88条

(補給所および機材ピット)

競技大会を組織する競技委員会が必要と認めた場合には、総務委員会と協議のうえ飲食料の補給所および機材ピットを設定する。

この補給区域には、標識を設け、補給が円滑に行われるように十分な長さがなければならない。各補給区間は、補給区間の直前および直後に競技者が廃棄できるための廃棄区間を伴わなければならない。

主催者はまた、各レースまたはステージの最後の20 km以前に、競技者がその廃棄物を捨てる機会を持てるよう十分な長さの廃棄ゾーンを設けなければならない。

これらの補給は、チームに随行しているスタッフが行うもので、他の者が行ってはならない。彼らは路側にのみ位置しなければならない。当該国における道路通行に使用される側でなければならない。

第89条

(ロード・タイムトライアル・コース)

ロード・タイムトライアル・コースの基準は、以下のとおりとする。

1. コースは安全で、完全に指示標識を設ける。
2. コースは十分に広く、急な曲がり角がないこと。
3. 競技開始時から、競技者がコースを専有でき、車両が追走できること。
4. チーム種目においては少なくとも10km毎に、個人種目においては少なくとも5kmごとに残距離を明瞭に表示すること。最後の1kmは赤色の三角によって示すこと。登坂の競技にあっては、1km毎に表示すること。
5. 最短800mのウォームアップ用走路をスタートの近くに設定すること。

○特別規則のためのモデル 《ワンデイ大会》

MODEL FOR SPECIFIC REGULATIONS

特別規則のためのモデル

ONE-DAY EVENT

ワンデイ大会

(*event name* / 大会名称)

(*event date* / 開催日)

SPECIFIC REGULATIONS / 特別規則

ARTICLE 1. ORGANIZATION / 主催者

The (*event name*) is organized by (*name and address of the organizing body*) under the regulations of the International Cycling Union. It is to be held on (*event date*).

この [大会名] は、国際自転車競技連合の規則の下に、[主催者名と住所] により開催される。当大会は [年月日] に行われる。

ARTICLE 2. TYPE OF EVENT / 大会の形式

The event is open to athletes of the (*category*¹) categories. The event is entered on the UCI (*calendar*²) calendar.

この大会は[カテゴリ名¹]カテゴリの競技者が参加できる。この大会はUCI[カレンダー名²]競技日程に登録されている。

The event is registered as a class (*class*³) event. In conformity with the UCI rules, points are awarded as follows:

この大会はクラス[クラス名³]として登録されている。UCI 規則に従い、下記のように UCI ランキング[ランキング名称]に対してポイントが与えられる。

(*points scale corresponding to the category and class of the event*⁴)

(大会のカテゴリとクラスに応じたポイント基準)

for the UCI ranking (*ranking*⁵).

ARTICLE 3. PARTICIPATION / 参加

As per article 2.1.005 of the UCI regulations, the event is open to the following teams: (*type of teams*⁶).

UCI 条項 2.1.005 により、この大会には以下のチームが参加できる：[チームのタイプ⁶].

As per article 2.2.003 of the UCI regulations, teams must be formed of minimum (*minimum number*) and maximum (*maximum number*) riders.

UCI 条項 2.1.003 により、チームは最少[最少人数]および最多[最多人数]の競技者で構成されなければならない。

1 Options: Men Elite, Men Elite and Under 23, Men Under 23, Men Junior, Women Elite, Women Junior.

選択肢：男子エリート、男子エリートおよびU23、男子U23、男子ジュニア、女子エリート、女子ジュニア。

2 Options: UCI Africa Tour, UCI America Tour, UCI, Asia Tour, UCI Europe Tour, UCI Oceania Tour, UCI World Women Calendar, UCI World Junior Calendar.

選択肢：UCI アフリカ・ツアー、UCI アメリカ・ツアー、UCI アジア・ツアー、UCI ヨーロッパ・ツアー、UCI オセアニア・ツアー、UCI 世界女子日程、UCI 世界ジュニア日程

3 Options: UCI Women's World Cup, Nation's Cup, HC, Class 1, Class 2.

選択肢：UCI 女子ワールドカップ、ネイションズカップ、オー・クラス、クラス1、クラス2。

4 Options: see UCI rules, part II, chapters 10 to 14.

選択肢：UCI 規則 第II部 第10章から14章を参照。

5 Options: Continental Men Elite and Under 23, Women Elite, Men Junior.

選択肢：男子エリート・U23 大陸ランキング、女子エリート、男子ジュニア

6 Options: UCI ProTeam, UCI Professional Continental Team, UCI Continental Team, UCI Women Team, National Team, Regional or Club Team.

選択肢：UCI プロチーム、UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム、UCI コンチネンタル・チーム、UCI 女子コンチネンタル・チーム、ナショナル・チーム、地域およびクラブ・チーム。

ARTICLE 4. RACE HEADQUARTERS / 大会本部

The race headquarters of the start shall be open starting (*date and time of opening*) and located at the following address: (*address of the headquarters*).

スタート時の大会本部は次の場所に、 [日付と開設時刻] から開設される： [大会本部の住所]

Team representatives are requested to confirm their starters and collect their race numbers at the race headquarters from (*start time*) to (*end time*) on the (*date*).

チーム代表者はスタート競技者の確定とレース・ナンバーの受け取りを、 [日付]の[開始時刻]から[終了時刻]までに大会本部で行わなければならない。

The team managers' meeting, organized in accordance with article 1.2.087 of the UCI regulations, in the presence of the Members of the Commissaires' Panel, is scheduled for (*time*) at (*address of the meeting room*).

チーム監督会議は、UCI 条項 1.2.087 に従い、コミセールパネルメンバー出席の下に、 [会議室の住所] で [時刻] に開催を予定される。

Race headquarters on the arrival site shall be open (*date and time of opening*) and located at the following address: (*address of the arrival headquarters*)

レース到着地点の大会本部は次の場所に、 [開設の日時]に開設される： [大会本部の住所]

(ARTICLE 5. STARTING ORDER FOR TIME TRIALS⁷ / タイムトライアルのスタート順⁷)

(*The starting order of the teams is established by the organizer based on the following objective criteria: description of the applied criteria⁸*).

(チームのスタート順は以下の客観的基準に基づき主催者により作成される： 適用される基準の説明⁸)

(*Teams may determine the starting order of their riders.*)

(チームはその競技者のスタート順を決めることができる)

ARTICLE 6. RADIO-TOUR / ラジオ・タワー

Race information will be broadcast on the following frequency: (*frequency used*).

レース情報は、以下の周波数の"ラジオ・タワー"により放送される： [使用周波数]

ARTICLE 7. NEUTRAL TECHNICAL SUPPORT / 共通機材支援

The technical support service is handled by (*name of the service provider*).

競技上の支援は、 [サービス提供者名]により行われる。

The neutral support is taken care of by means of: (*number and type of vehicles⁹*)

(*if present, precise if there is a motorcycles neutral assistance*)

共通機材支援は次に実施される： [車両の数とタイプ⁹]

(もし存在し、モーターサイクルによる共通機材支援があるなら正確に)

(Article 8. Feeding procedures at team time trials¹⁰ / チーム・タイムトライアルにおける補給手順¹⁰)

(*The organizer foresees the following procedure: (description of the arrangements¹¹)*)

(主催者は以下の手続を作成する：) [手配¹¹の説明]

ARTICLE 9. FINISHING TIME LIMITS / フィニッシュの時間制限

Any rider finishing in a time exceeding that of the winner by more than 5% shall not be placed. The time limit may, in exceptional circumstances, be increased by the Commissaires' Panel in agreement with the organizer. (Article 2.3.039 of the UCI rules).

勝者の完走時間の+5%を超えてフィニッシュした競技者には順位を与えない。例外的状況において、この制限時間は、主催者の同位の下にコミセール・パネルにより延長される。(UCI 条項 2.3.039)

⁷ Use article only if the race is a time trial.

レースがタイムトライアル時にのみ使用する条項

⁸ For example: UCI individual classification at a given date, etc.

例： その日付における UCI 個人ランキング、等。

⁹ See article 2.3.016 of the UCI rules. Provide repartition between cars and motorcycles.

UCI 規則の条項 2.3.016 参照。車両とモーターサイクル間での配分。

¹⁰ Use article only if the race is a team time trial.

レースがチーム・タイムトライアル時にのみ使用する条項

¹¹ E.g. «depending on weather conditions, the exact procedure will be communicated on the eve of the race » or « a specific area is foreseen at kilometer xx », etc.

例 《天候状態により、正確な手順はレース前日に連絡する》あるいは《指定エリアはXX km 地点》、等。

ARTICLE 10. CLASSIFICATIONS - TIME BONUSES / 順位 - タイム・ボーナス

The following classification(s) will be issued:

以下の順位が与えられる：

(the name of each classification ¹²)

(description classification system/criteria of each ranking¹³)

(tie-break procedures for each classification)

(particularities regarding classification in case of finish on a track ¹⁴)

(各順位の名称¹²)

(各順位の順位付け方法/基準の説明¹³)

(各順位における同順位解消の手順)

(トラック上でのフィニッシュの場合の順位に関する特例¹⁴)

ARTICLE 11. PRIZES / 賞金

The following prizes are awarded:

下記の賞金が与えられる：

(all information regarding prize money ¹⁵: number of prizes, amounts, schedules, nature of prizes, conditions of awarding, etc.)

(賞金¹⁵に関する全情報：賞金，総額，一覧表，賞の種類，授与条件，等)

A grand total of (amount ¹⁶) will be awarded in prize money at the event.

大会において賞金として与えられる総額[総金額¹⁶].

ARTICLE 12. ANTIDOPING / アンチ・ドーピング

The UCI antidoping regulations are entirely applicable to the event. (¹⁷Moreover, and in conformity with the law of (country), the (nationality) antidoping legislation is applicable in addition to the UCI antidoping regulations.)

UCI アンチ・ドーピング規則は、この大会に完全に適用される。(¹⁷加えて、[国名]の法律に従い、[国名]アンチ・ドーピング法が、UCI アンチ・ドーピング規則に加重して適用される。)

The antidoping tests will take place at (address of the antidoping room).

ドーピング検査は[ドーピング室の所在]において実施される。

ARTICLE 13. AWARDS CEREMONY / 表彰式

In accordance with article 1.2.112 of the UCI rules, the following riders must attend the official awards ceremony:

UCI 条項 1.2.112 に従い、下記競技者は表彰式に出席しなければならない：

② The first (number) of the event

- ②The winners of the following secondary classifications: (name of the classifications)

- 大会における上位[順位]まで

- 二次的順位の勝者： {順位の名称}

The riders will present themselves at the podium in a time limit of maximum (number) minutes after crossing the finish line.

競技者はフィニッシュラインを通過してから [数字] 分までの制限時間内に表彰台に赴かなければならない。

ARTICLE 14. PENALTIES / ペナルティ

The UCI penalty scale is the only one applicable.

UCI ペナルティ基準のみが適用される。

¹² See article 2.3.037 of the UCI rules. E.g. team classification, young riders classification, mountain classification, ...

UCI 条項 2.3.037 参照：例・団体順位，若年競技者順位，山岳賞順位，等

¹³ Explain how each classification works. E.g. the team classification is based on the sum of the 3 best individual times for each team (article 2.3.044).

各順位付けの説明：例・団体順位は各チーム内の個人時間の上位3の総和を基とする(CI 規則条項 2.3.044)

¹⁴ See article 2.3.042 of the UCI rules.

UCI 条項 2.3.042 参照

¹⁵ See articles 1.2.069 of the UCI rules.

UCI 条項 1.2.069 参照

¹⁶ Refer to the UCI Financial Obligations to find out the minimum mandatory amounts.

最小限の義務的な金額を示す UCI 財務責任所を参照

¹⁷ Only if required by national law.

国内法が必要とする場合に限る。

○特別規則のためのモデル 《ステージ・レース》

MODEL FOR SPECIFIC REGULATIONS

特別規則のためのモデル

STAGE RACE

ステージ・レース

(*event name* / 大会名称)

(*event date* / 開催日)

SPECIFIC REGULATIONS / 特別規則

ARTICLE 1. ORGANIZATION / 主催者

The (*event name*) is organized by (*name and address of the organizing body*) under the regulations of the International Cycling Union. It is to be held on (*event date*).

この [大会名] は、国際自転車競技連合の規則の下に、[主催者名と住所] により開催される。当大会は [年月日] に行われる。

ARTICLE 2. TYPE OF EVENT / 大会の形式

The event is open to athletes of the (*category*¹) categories. The event is entered on the UCI (*calendar*²) calendar.

この大会は[カテゴリ名¹]カテゴリの競技者が参加できる。この大会は UCI[カレンダー名²]競技日程に登録されている。

The event is registered as a class (*class*³) event. In conformity with the UCI rules, points are awarded as follows:

この大会はクラス[クラス名³]として登録されている。UCI 規則に従い、下記のように UCI ランキング[ランキング名称]に対してポイントが与えられる。

(*points scale corresponding to the category and class of the event*⁴)

(大会のカテゴリとクラスに応じたポイント基準)

for the UCI ranking (*ranking*⁵).

ARTICLE 3. PARTICIPATION / 参加

As per article 2.1.005 of the UCI regulations, the event is open to the following teams: (*type of teams*⁶).

UCI 条項 2.1.005 により、この大会には以下のチームが参加できる：[チームのタイプ⁶].

As per article 2.2.003 of the UCI regulations, teams must be formed of minimum (*minimum number*) and maximum (*maximum number*) riders.

UCI 条項 2.1.003 により、チームは最少[最少人数]および最多[最多人数]の競技者で構成されなければならない。

1 Options: Men Elite, Men Elite and Under 23, Men Under 23, Men Junior, Women Elite, Women Junior.

選択肢：男子エリート、男子エリートおよびU23、男子U23、男子ジュニア、女子エリート、女子ジュニア。

2 Options: UCI Africa Tour, UCI America Tour, UCI, Asia Tour, UCI Europe Tour, UCI Oceania Tour, UCI World Women Calendar, UCI World Junior Calendar.

選択肢：UCI アフリカ・ツアー、UCI アメリカ・ツアー、UCI アジア・ツアー、UCI ヨーロッパ・ツアー、UCI オセアニア・ツアー、UCI 世界女子日程、UCI 世界ジュニア日程

3 Options: UCI Women's World Cup, Nation's Cup, HC, Class 1, Class 2.

選択肢：UCI 女子ワールドカップ、ネイションズカップ、オー・クラス、クラス1、クラス2。

4 Options: see UCI rules, part II, chapters 10 to 14.

選択肢：UCI 規則第II部第10章から14章を参照。

5 Options: Continental Men Elite and Under 23, Women Elite, Men Junior.

選択肢：男子エリート・U23 大陸ランキング、女子エリート、男子ジュニア

6 Options: UCI ProTeam, UCI Professional Continental Team, UCI Continental Team, UCI Women Team, National Team, Regional or Club Team.

選択肢：UCI プロチーム、UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム、UCI コンチネンタル・チーム、UCI 女子コンチネンタル・チーム、ナショナル・チーム、地域およびクラブ・チーム。

ARTICLE 4. RACE HEADQUARTERS / 大会本部

The race headquarters of the start shall be open starting (*date and time of opening*) and located at the following address: (*address of the headquarters*).

スタート時の大会本部は次の場所に、 [日付と開設時刻] から開設される： [大会本部の住所]

Team representatives are requested to confirm their starters and collect their race numbers at the race headquarters from (*start time*) to (*end time*) on the (*date*).

チーム代表者はスタート競技者の確定とレース・ナンバーの受け取りを、 [日付]の[開始時刻]から[終了時刻]までに大会本部で行わなければならない。

The team managers' meeting, organized in accordance with article 1.2.087 of the UCI regulations, in the presence of the Members of the Commissaires' Panel, is scheduled for (*time*) at (*address of the meeting room*).

チーム監督会議は、UCI 条項 1.2.087 に従い、コミセール・パネル・メンバー出席の下に、 [会議室の住所] で [時刻] に開催を予定される。

Race headquarters on the arrival site shall be open (*date and time of opening*) and located at the following address: (*address of the arrival headquarters*)

レース到着地点の大会本部は次の場所に、 [開設の日時]に開設される： [大会本部の住所]

(ARTICLE 5. STARTING ORDER FOR TIME TRIALS AND PROLOGUES⁷ / タイムトライアルおよびプロローグのスタート順⁷)

(The starting order of the teams is established by the organizer based on the following objective criteria: description of the applied criteria⁸).

(チームのスタート順は以下の客観的基準に基づき主催者により作成される： 適用される基準の説明⁸)

(Teams may determine the starting order of their riders.)

(チームはその競技者のスタート順を決めることができる)

ARTICLE 6. RADIO-TOUR / ラジオ・タワー

Race information will be broadcast on the following frequency: (*frequency used*).

レース情報は、以下の周波数の"ラジオ・タワー"により放送される： [使用周波数]

ARTICLE 7. NEUTRAL TECHNICAL SUPPORT / 共通機材支援

The technical support service is handled by (*name of the service provider*).

競技上の支援は、 [サービス提供者名]により行われる。

The neutral support is taken care of by means of: (*number and type of vehicles*⁹)

(if present, precise if there is a motorcycles neutral assistance)

共通機材支援は次により実施される： [車両の数とタイプ⁹]

(if present, precise if there is a motorcycle neutral assistance at some stages)

(もし存在し、あるステージにおいてモーターサイクルによる共通機材支援があるなら正確に)

(ARTICLE 8. FINISH AT THE TOP OF A HILL-CLIMB¹⁰ / 登坂の頂上におけるフィニッシュ¹⁰)

Articles 2.6.027 and 2.6.028 shall not apply where the finish is at the top of a hill-climb.

Stages with finish at the top of a hill-climb for the application with article 2.6.029 are the following stages: (*date et and name of the specific stages*¹¹).

Every discussion regarding the qualifications "at the top of a hill-climb" and "before the climb" will be decided by the commissaries panel.

条項 2.6.027 および 2.6.028 は、登坂の頂上におけるフィニッシュには適用しない。

条項 2.6.029 を適用する登坂の頂上におけるフィニッシュのステージは、以下のステージである： [該当ステージの日付および名称]

「登坂の頂上」および「登坂前」に関する論議については、コミセール・パネルが決定をする。

⁷ Delete article if the event has no time trial and/or no prologue.

大会にタイムトライアルおよび/またはプロローグがない場合は条項を消去。

⁸ For example: UCI individual classification at a given date, etc.

例：当該日における UCI 個人ランキング、等。

⁹ See article 2.3.016 of the UCI rules. Provide repartition between cars and motorcycles.

UCI 条項 2.3.016 参照。車両とモーターサイクル間での配分数。

¹⁰ Use the article only if the event have stages with finishing at the top of a hill-climb.

登坂の頂上におけるフィニッシュのステージが大会にある場合にのみ使用する条項。

¹¹ See article 2.6.027. Add list with date and name of each time trial or summit-finish stage.

UCI 条項 2.6.027 参照。タイムトライアルあるいは山頂フィニッシュのステージの日付と名称の表を添付。

(Article 9. Feeding procedures at team time trials¹² / チーム・タイムトライアルにおける補給手順¹²)

(At the following time trial stages (list of date and name of specific stages), the organizer foresees the following procedure: (description of the arrangements¹³)

(以下のタイムトライアル・ステージにおいて(該当ステージの日付と名称の一覧), 主催者は以下の手続を作成する: [手配¹¹の説明]¹³)

ARTICLE 10. BONUSES / ボーナス

Bonuses, under the articles 2.6.019 to 2.6.029, may be awarded as follow:

条項 2.6.019 および 2.6.029 の下に, ボーナスが下記のように与えられる:

ARTICLE 11. FINISHING TIME LIMITS / フィニッシュの時間制限

Taking into account the characteristics of each stage, the finishing time limits have been set as follows: (list of the stages with percentage applicable to each one)

各ステージの特長を考慮し, フィニッシュ制限時間は下記のように設定する: [ステージに適用されるパーセントの一覧]

The time limit may, in exceptional circumstances, be increased by the Commissaires' Panel in agreement with the organizer according to the article 2.6.032.

条項 2.6.032 に従い, 例外的状況において, この制限時間は, 主催者の同位の下にコミセール・パネルにより延長される。

ARTICLE 12. CLASSIFICATIONS / 順位

The following classification(s) will be issued:

以下の順位が与えられる:

- Individual classification by time:

個人時間順位:

The individual general classification on time is established by adding up the times recorded for the stages, taking into account bonuses and penalties – Article 2.6.014 of UCI Regulations.

個人総合時間順位は, ステージにおいて記録された時間を積算し, ボーナスとペナルティを加減して作成する – UCI 条項 2.6.014.

In the event that two or more competitors are equal on time, any fractions of seconds recorded during individual time trials (including the prologue) are added to the total time in order to separate the riders.

2 人またはそれ以上の競技者が同タイムとなった場合, 順位を分けるために個人タイムトライアル (プロローグを含む) で記録された 1 秒未満を合計時間に加算する。

If the riders still cannot be separated, their positions are decided by adding up their placings on each stage. As a final resort, their placings in the latest stage are considered.

それでも順位が分かれられない場合, 各ステージの順位を総和して決定する。最終的に, 直近のステージの順位を考慮する。

The leader of the individual classification on time wears a leader's jersey

個人時間順位の首位者はリーダー・ジャージ.....を着用する。

(the name of each classification¹⁴)

(description of each classification system/criteria¹⁵)

(tie-break procedures for each classification)

(particularities regarding classification in case of finish on a track¹⁶ or on a circuit¹⁷)

(各順位の名称¹⁴)

(各順位の順位付け方法/基準の説明¹⁵)

(各順位における同順位解消の手順)

(トラック上またはサーキットでのフィニッシュの場合の順位に関する特例¹⁷)

¹² Use article only if the race has a time trial stage.

レースがタイムトライアル・ステージを含む時のみ使用する条項

¹³ E.g. «depending on weather conditions, the exact procedure will be communicated on the eve of the stage» or «a specific area is foreseen at kilometer xx», etc.

例《天候状態により, 正確な手順はレース前日に連絡する》あるいは《指定エリアはXX km 地点》, 等

¹⁴ See article 2.6.013 of the UCI rules. E.g. team classification, young riders classification, mountain classification, points classification, ...

UCI 条項 2.6.013 参照: 例・団体順位, 若年競技者順位, 山岳賞順位, ポイント順位, 等

¹⁵ Explain how each classification works and list the points and time bonuses that are awarded at each stage (see articles 2.6.013 to 2.6.018).

各順位付けの説明および各ステージで与えられるポイントとタイム・ボーナスの一覧表 (条項 2.6.013 から 2.6.018 を参照)

¹⁶ See article 2.3.042 of the UCI rules.

UCI 条項 2.3.042 参照

¹⁷ See article 2.6.030 and 2.6.031 of the UCI rules.

UCI 条項 2.6.030 および 2.6.031 参照

ARTICLE 13. PRIZES / 賞金

The following prizes are awarded:

下記の賞金が与えられる：

(all information regarding prize money ¹⁸: number of prizes, amounts, schedules, nature of prizes, conditions of awarding, etc.)
(賞金¹⁸に関する全情報：賞金, 総額, 一覧表, 賞の種類, 授与条件, 等)

A grand total of (amount) will be awarded in prize money at the event.

大会において賞金として与えられる総額[総金額].

ARTICLE 14. ANTIDOPING / アンチ・ドーピング

The UCI antidoping regulations are entirely applicable to the event. (¹⁹ Moreover, and in conformity with the law of (country), the (nationality) antidoping legislation is applicable in addition to the UCI antidoping regulations.)

UCI アンチ・ドーピング規則は、この大会に完全に適用される。(¹⁹ 加えて、[国名]の法律に従い、[国名]アンチ・ドーピング法が、UCI アンチ・ドーピング規則に加重して適用される。)

The antidoping tests will take place at (address of each antidoping room and corresponding dates).

ドーピング検査は[ドーピング室の所在および対応する日付]において実施される。

ARTICLE 15. AWARDS CEREMONY / 表彰式

In accordance with article 1.2.112 of the UCI rules, the following riders must attend the official awards ceremony:

UCI 条項 1.2.112 に従い、下記競技者は表彰式に出席しなければならない：

- ☑ ☑The first (number) of the stage
- ☑ ☑The leaders of the following secondary classifications: (name of the classifications)
 - ステージにおける上位[順位]まで
 - 二次的順位の勝者： {順位の名称}

The riders will present themselves at the podium in a time limit of maximum (number) minutes after crossing the finish line.

競技者はフィニッシュラインを通過してから [数字] 分までの制限時間内に表彰台に赴かなければならない。

Moreover, at the general finish of the event, the following riders must also present themselves at the final awards ceremony:

さらに、大会の総合閉会に、下記競技者も最終表彰式に赴かなければならない。

- ☑ The first (number) of the event
- ☑ The winners of the following secondary classifications: (name of the classifications)
 - 大会における上位[順位]まで
 - 二次的順位の勝者： {順位の名称}

ARTICLE 16. PENALTIES / ペナルティ

The UCI penalty scale is the only one applicable.

UCI ペナルティ基準のみが適用される。

¹⁸ Refer to the UCI Financial Obligations to find out the minimum mandatory amounts.

最小限の義務的な金額を示す UCI 財務責任所を参照

¹⁹ Only if required by national law.

国内法が必要とする場合に限る。

付表 2-1 : ロードレースの区分 (クラス)

1. 国際 (世界+大陸) 競技日程

2011 年 1 月 1 日より, UCI プロツアーおよびヒストリカル競技日程は, 新 UCI ワールド・ツアー競技日程に統合される。

国際競技日程	競技カテゴリー	クラス	参加
オリンピック 競技大会	ME, WE	JO	UCI 規則第 XI 部による
世界選手権大会	ME, WE MU, MJ, WJ	CM	ナショナル・チーム, UCI 世界選手権大会規則に従う
大陸選手権大会	ME, WE	CC	ナショナル・チーム, UCI 大陸選手権大会規則に従う
大陸競技大会	MU, WU	JC	ナショナル・チーム, 大陸競技大会特別規則に従う
地域競技大会	MJ, WJ	JR	ナショナル・チーム, 地域競技大会規則に従う
UCI ワールド・ツアー	ME	1.UWT 2.UWT	- UCI ワールドチーム (第 2.15.127 参照) - 招待された UCI プロチーム - PCC が決定した大会の開催国のナショナル・チーム
UCI ヨーロッパ・ツアー	ME MU	1.Pro 2.Pro	- UCI ワールドチーム (最多 70%) - UCI プロチーム - 開催国の UCI コンチネンタル・チーム ⁽¹⁾ - 開催国の UCI シクロクロス・プロチーム ⁽¹⁾ - 開催国外の UCI コンチネンタル・チーム (最多 2) ⁽¹⁾ - 主催者の国のナショナル・チーム
		1.1 2.1	- UCI ワールドチーム (最多 50%) - UCI プロチーム - UCI コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム
		1.2 2.2	- 開催国の UCI プロチーム - 開催国外の UCI プロチーム (最多 2) - UCI コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム
	MU	Ncup 1.2 Ncup 2.2	- ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム (最多 16%) ⁽²⁾ - 混成チーム
UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー UCI アフリカ・ツアー	ME	1.Pro 2.Pro	- UCI ワールドチーム (最多 65%) - UCI プロチーム - UCI コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム
1.1 2.1		- UCI ワールドチーム (最多 50%) - UCI プロチーム - UCI コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム	
1.2 2.2		- UCI プロチーム - UCI コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム - アフリカのミックス・チーム ⁽³⁾	
	MU	1.2 2.2	- 開催国の UCI プロチーム - UCI コンチネンタル・チーム

			<ul style="list-style-type: none"> - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム - 混成チーム
		Ncup 1.2 Ncup 2.2	<ul style="list-style-type: none"> - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム (最多 16%)⁽²⁾ - 混成チーム
女子エリート	WE	1.WWT 2.WWT	<ul style="list-style-type: none"> - UCI 女子ワールドチーム (最少 8) - UCI 女子コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - UCI の同意を得た主催国のナショナル・チーム
		1.Pro 2.Pro	<ul style="list-style-type: none"> - UCI 女子ワールドチーム (最小 4) - UCI 女子コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム - 主催国の地域チームおよびクラブ・チーム (最多 2)
		1.1 2.1	<ul style="list-style-type: none"> - UCI 女子ワールドチーム (最小 1、最多 7) - UCI 女子コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム⁽³⁾ - 地域チームおよびクラブ・チーム⁽³⁾
	WE WU	1.2 2.2	<ul style="list-style-type: none"> - UCI 女子ワールドチーム (大会毎に最多 3) (年に 1 チーム 3 大会までとする) (第 2.1.009 条を参照) - UCI 女子コンチネンタル・チーム - UCI シクロクロス・プロチーム - ナショナル・チーム⁽⁴⁾ - 地域チームおよびクラブ・チーム⁽⁴⁾ - 混成チーム⁽⁴⁾
男子ジュニア	MJ	1.NCup 2.NCup	<ul style="list-style-type: none"> - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム (最多 16%)⁽²⁾ - 混成チーム
		1.1 2.1	<ul style="list-style-type: none"> - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム - 混成チーム
女子ジュニア	WJ	1.NCup 2.NCup	<ul style="list-style-type: none"> - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム - 混成チーム
		1.1 2.1	<ul style="list-style-type: none"> - ナショナル・チーム - 地域チームおよびクラブ・チーム - 混成チーム WJ 1

⁽¹⁾ UCI プロシリーズ大会で競技するためには、UCI コンチネンタル・チームおよび UCI シクロクロス・プロチームは、UCI ウェブサイトに掲載されている財務責任書に定められている通り、UCI プロシリーズ大会に関連するドーピングに対する戦いのためのプログラムに寄与しなければならない。関係するチームは UCI ウェブサイトに掲載されるリストに含まれることになる。

⁽²⁾ 主催者の国または主催者の国と国境を接する国の地域およびクラブ・チームのみが、その国のナショナル・チームも競技に参加する場合に限り参加できる。

⁽³⁾ UCI アフリカ・ツアーにおいてのみ。

⁽⁴⁾ ジュニア 2 年目の女子は、そのライセンスを発行した国内連盟の許可があれば、これらのチームに含めることができる。

- 大陸サーキットは、各大陸の大陸競技日程のすべての男子エリート (ME)と U23 (MU) ロードレースにより構成される。
- 国際競技日程に登録可能されるためには、競技大会は外国から最少 5 チームを含む最少 10 チームが参加することを保証しなければならない。混成チームは、過半数の競技者が外国籍の場合、外国のチームとみなされる。
- 混成チームは、既にその競技への参加を、参加資格がありながら契約していないチームの競技者からのみ構成される。競技者は彼らの通常のスポンサーの広告を表示した同一のジャージを着用しなければならない。

い。

- 男子 U23 競技者はクラス ME の競技に参加できる。クラス MU は男子 U23 競技者のみに限定される。女子 U23 競技者はクラス ME の競技に参加できる。
- UCI 理事会の事前承認を受けることなく、主催者は、ジュニア、U23、エリート・カテゴリに類似の年齢制限を設定することはできない。

2. 国内競技日程

- 国内競技日程、その構成、国内競技のクラス分けおよび参加規則の管理は、下記の条項を条件として、当該国内連盟の責任下にある。
- 男子エリートでは、当該国の国内連盟の承認の下に、当該国の UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム、当該国の UCI コンチネンタル・チーム、地域およびクラブ・チーム、ナショナル・チームおよび混成チームのみが国内競技大会に参加できる。ナショナル・チームのみが、UCI ワールドチームまたは UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チームの競技者を含めることができる。
- 女子エリートでは、レースの少なくとも 3 か月前に UCI の同意取得のうえで年間最大 2 つまでの国内競技大会またはクラス 2 の競技大会（チームの支払代理人の国またはチームのメインスポンサー（1 つ）の国の競技大会）に UCI 女子ワールドチームが参加できる。当該国の当該国の UCI コンチネンタル・チーム、地域およびクラブ・チーム、ナショナル・チーム、地域チーム、クラブ・チームおよび混成チームのみが国内競技大会に参加できる。ナショナル・チームのみが、UCI 登録チームの競技者を含めることができる。
- 国内競技大会には最多 3 の外国チームを受け入れることができる。
- 国内連盟は、国境地帯に居住する外国競技者の参加についての協定を結ぶことができる；こうした競技者は外国競技者としてみなされない。これら協定は競技を管理するコミセール・パネルに提出されなければならない。
- ナショナル・チームのみが、UCI 登録チームの競技者を含めることができる。

3. 使用呼称の定義

(1) UCI 登録チーム

- UCI ワールドチーム	UCI 規則第 2.15.047 条以下によるチーム
- UCI プロ・チーム	UCI 規則第 2.16.001 条以下によるチーム
- UCI コンチネンタル・チーム	UCI 規則第 2.17.001 条以下によるチーム
- UCI 女子ワールドチーム	UCI 規則第 2.13.001 条以下によるチーム
- UCI 女子コンチネンタル・チーム	UCI 規則第 2.17.001 条以下によるチーム
- UCI シクロクロス・チーム	UCI 規則第 5.5.001 条以下によるチーム
- UCI トラック・チーム	UCI 規則第 3.7.001 条以下によるチーム

- (2) - ナショナル・チーム ナショナル・チームとは、国籍のある国の国内連盟により選抜された競技者によるチームである。
- 地域チーム 地域チームとは、国内連盟の地域等の部門により選抜され、当該連盟のライセンスを交付された、UCI 登録チームに所属しない競技者によるチームである。
- クラブ・チーム クラブ・チームとは、国内連盟に加盟したチームである。その構成は、UCI 登録チームに競技者が所属しない限りを除き、国内連盟により規制される。

4. ステージ・レースの最大期間は以下による：

下記に示される期間は、競技日程に占める日数に相当する。すなわち、競技日、プロローグ、休養日を含む。

レース	最大
UCI ワールドツアー	期間はプロフェッショナル自転車競技評議会が決定する
3 大ステージ・レース	15 日～23 日
UCI プロ・シリーズ	期間は UCI 理事会が決定する。なお、新たな UCI プロ・シリーズの最大期間は、ヨーロッパでは 6 日、ヨーロッパ以外では 8 日。UCI プロ・シリーズ・カレンダーに登録されている既存のイベントの期間は、UCI 理事会の承認によって保持される場合がある。
コンチネンタル・サーキット	既存の大会の期間は UCI 理事会により短縮される。この

	<p>場合、主催者は UCI 理事会に聴取される権利を持つ。 UCI プロシリーズ、クラス 1、クラス 2 の新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、5 日間に限られる。</p>
女子エリート・ワールド・サーキット	<p>クラス 1、クラス 2 の新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、6 日間に限られる。</p>
男子ジュニアおよび女子ジュニアワールド・サーキット	<p>新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、4 日間に限られる。</p>

付表 2-2 : ロード競技ペナルティ表 (競技者/チーム/その他ライセンス所持者)

	第 1 列	第 2 列	第 3 列
	総合競技大会と選手権大会 オリンピック競技大会 エリート世界選手権大会 男子エリート競技 UCI ワールドツアー	総合競技大会と選手権大会 U23 およびジュニア世界選手権大会 大陸選手権大会 大陸競技大会 国内選手権大会、男子・女子エリート競技 男子エリート競技 UCI プロシ리즈 クラス 1 女子エリート競技 UCI 女子ワールドツアー UCI プロシ리즈	男子エリート競技 クラス 2 女子エリート競技 クラス 1 およびクラス 2 男子 U23 競技 UCI ネイションズカップ その他競技 その他の競技 UCI ジュニア ネイションズカップ ジュニア競技 国内競技大会 その他の競技
		<u>パラサイクリング</u> パラリンピック競技大会 世界選手権大会 ワールドカップ	<u>パラサイクリング</u> その他の競技
1. スタート/フィニッシュおよび公式式典の手順			
1.1 署名せずにスタートする、スタート・シートへの署名またはチーム・プレゼンテーションの順番または時間を尊重しない	競技者 ：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフラン および UCI ポイントから-15 チーム監督 ：罰金 500 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者 ：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン および UCI ポイントから-5 チーム監督 ：罰金 200 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者 ：関与した競技者 1 名あたり罰金 50 スイスフラン および UCI ポイントから-2 チーム監督 ：罰金 50 スイスフラン（関与した競技者数に関わりなく）
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外する、または失格とすることができる。		
1.2 競技者が有効な証明をせず、スタートラインに付かなかった場合	競技者 ：500~1000 スイスフラン	競技者 ：100~500 スイスフラン	競技者 ：50~200 スイスフラン
1.3 公式式典（記者会見等を含む）に臨まない、またはフィニッシュラインを越えてから 10 分以内という制限時間を守らない	競技者 ：罰金 1,000 スイスフラン およびレース/ステージで得られる賞金および UCI ポイントの没収 担当チーム監督 ：罰金 1,000 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者 ：罰金 500 スイスフラン およびレース/ステージで得られる賞金および UCI ポイントの没収 担当チーム監督 ：罰金 500 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者 ：罰金 200 スイスフラン およびレース/ステージで得られる賞金および UCI ポイントの没収 担当チーム監督 ：罰金 200 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）
1.4 表彰台上で義務付けられた服装を着用しない	競技者 ：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフラン 及び UCI ポイントから-15 担当チーム監督 ：罰金 500 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者 ：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン 及び UCI ポイントから-5 ポイント 担当チーム監督 ：罰金 200 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者 ：関与した競技者 1 名あたり罰金 100 スイスフラン 及び UCI ポイントから-2 ポイント 担当チーム監督 ：罰金 100 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）
1.5 棄権した、または除外された競技者が、ボディナンバーまたはフレームナンバーを付けたままフィニッシュラインを通過する	競技者 ：罰金 500~1,000 スイスフラン	競技者 ：罰金 100~500 スイスフラン	競技者 ：罰金 50~200 スイスフラン

1.6 ボディナンバーまたはフレームナンバーを付けたまま、フィニッシュラインをレースの方向に再度通過する	競技者：罰金 200 スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフラン
2. 装備と新技術			
2.1 規則に適合しない自転車種でレース/ステージのスタートに臨む	競技者：スタートは拒絶される	競技者：スタートは拒絶される	競技者：スタートは拒絶される
2.2 規則に適合しない自転車を使用する	競技者：除外または失格 チーム：罰金 1,000 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 500 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 200 スイスフラン
2.3 第 1.3.010 条（第 12.4.003 条参照）に適合しない自転車の使用または存在	競技者：除外または失格 チーム：除外または失格	競技者：除外または失格 チーム：除外または失格	競技者：除外または失格 チーム：除外または失格
2.4 禁止された遠隔通信装置を競技者が使用	競技者：スタート拒絶、除外または失格 チーム監督：除外 チームカー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 チーム監督：除外 チームカー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 チーム監督：除外 チームカー：除外
2.5 競技中に UCI 未承認の新技術、革新的な服装または装備を使用する	競技者：スタート拒絶、除外または失格	競技者：スタート拒絶、除外または失格	競技者：スタート拒絶、除外または失格
2.6 機材チェックを回避、拒否、または妨害する	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外
2.7 禁止されている車上テクノロジー機器を使用する	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外
3. 競技者の服装および競技者の識別			
3.1 首位者のジャージやワンピーススーツ、または特有の印を着用しない	競技者：罰金 1000 スイスフランおよびスタート拒絶、除外または失格	競技者：罰金 500 スイスフランおよびスタート拒絶、除外または失格	競技者：罰金 200 スイスフランおよびスタート拒絶、除外または失格
3.2 規則に適合しない服装の使用	競技者：スタート拒絶、除外または失格および 50~200 スイスフランの罰金 チーム：関与した競技者 1 名あたり 250~500 スイスフランの罰金	競技者：スタート拒絶、除外または失格および 50~200 スイスフランの罰金 チーム：関与した競技者 1 名あたり 250~500 スイスフランの罰金	競技者：スタート拒絶、除外または失格および 50~2000 スイスフランの罰金 チーム：関与した競技者 1 名あたり 250~500 スイスフランの罰金
3.3 義務付けられたヘルメットを着用せずスタートに臨む	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶
3.4 競技中に義務付けられたヘルメットを外す	競技者：罰金 200 スイスフランおよび除外および/または失格	競技者：罰金 100 スイスフランおよび除外および/または失格	競技者：罰金 50 スイスフランおよび除外および/または失格

3.5 競技者の識別			
3.5.1 主催者により提供されたものと異なる素材により識別番号を複製する	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶
3.5.2 識別番号（ボディナンバーまたはフレームナンバー）が付けられていない、見えない、変更されている、不正な位置にある、または認識不能である	競技者：罰金 200~1,000 スイスフラン* チーム監督：関与した競技者 1 名あたり罰金 100~500* スイスフラン	競技者：罰金 100~500 スイスフラン* チーム監督：関与した競技者 1 名あたり罰金 50~200* スイスフラン	競技者：罰金 50~200 スイスフラン チーム監督：関与した競技者 1 名あたり罰金 50 スイスフラン
3.5.3 タイム計測用もしくは追跡用デバイスの取り付けを回避、拒否、もしくは妨害する、またはこれを廃棄する	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：スタート拒絶、除外または失格 その他のチームメンバー：除外
3.6 棄権後にボディナンバーをコミセールもしくはサグワゴンに返却しない、またはコミセールもしくはサグワゴンに棄権を通知しない	競技者：罰金 200 スイスフラン チーム監督：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフラン チーム監督：関与した競技者 1 名あたり罰金 100 スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフラン チーム監督：関与競技者数毎に罰金 50 スイスフラン
3.7 規則に反して服装を着脱する	競技者：罰金 200 スイスフラン チーム監督：500 スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフラン チーム監督：200 スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフラン チーム監督：100 スイスフラン
3.8 規則に適合しないレインジャケット（標準のチームジャージと異なるデザイン、もしくは不透明な材質）またはチーム名の表示が無いレインジャケット	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフラン チーム：罰金 500 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン チーム：罰金 200 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者：警告 チーム：警告
3.9 チーム内で競技者の服装（ジャージ、パンツ、レインジャケット）が統一されていない	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフラン チーム：罰金 500 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン チーム：罰金 200 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 50 スイスフラン チーム：罰金 50 スイスフラン（関与した競技者数に関わらず）
4. 規則外の支援、修理または補給			
4.1 他チームの競技者に対する規則外の機材支援			
ワンデイ・レース	競技者：罰金 500 スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格	競技者：罰金 200 スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格	競技者：罰金 100 スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格
ステージ・レース	競技者：罰金 500 スイスフランおよび関与した競技者の違反毎に 2~10 分のペナルティ* その他のライセンス所持者：罰金 500 スイスフラン	競技者：罰金 200 スイスフランおよび関与した競技者の違反毎に 2~10 分のペナルティ* その他のライセンス所持者：罰金 200 スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフランおよび関与した競技者の違反毎に 2~10 分のペナルティ* その他のライセンス所持者：罰金 100 スイスフラン

	上記の規定に加えて、重大な違反であり、違反者が有利となる場合、加重事由の場合あるいは違反が繰り返し行われた場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外するまたは失格を命じる、および/またはその他の関与するライセンス所持者を除外することができる。		
4.2 ハンドスリング			
4.2.1 チームメイト間で			
ワンデイ・レース	競技者：関与した競技者 1 名あたり違反毎に罰金 500 スイスフラン	競技者：関与した競技者 1 名あたり違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：関与した競技者 1 名あたり違反毎に罰金 100 スイスフラン
	上記の規定に加えて、レースの決勝での違反の場合、コミセール・パネルは関与した競技者を除外または失格とできる。		
ステージ・レース	競技者：関与した競技者 1 名あたり違反毎に罰金 500 スイスフラン、10 秒のペナルティ、ならびにポイント順位および/または山岳賞順位において 20%**のペナルティ	競技者：関与した競技者 1 名あたり違反毎に罰金 200 スイスフラン、10 秒のペナルティ、ならびにポイント順位および/または山岳賞順位において 20%**のペナルティ	競技者：関与した競技者 1 名あたり違反毎に罰金 100 スイスフラン、10 秒のペナルティ、ならびにポイント順位および/または山岳賞順位において 20%**のペナルティ
	上記の規定に加えて、ステージの最後の 1km での違反の場合、競技者は 20 秒の追加ペナルティとさらにポイント順位および/または山岳賞順位において 80%のペナルティを科され、所属する団体の最下位に降格される。		
4.2.2 異なるチームの競技者と	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 100 スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格
4.3 車、モーターバイク、競技者からのプッシング、競技者同士のプッシング、観客から繰り返しまたは長時間プッシングされる			
ワンデイ・レース	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフランおよび UCI ランキング 15 ポイントのペナルティ	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフランおよび UCI ランキング 5 ポイントのペナルティ	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフランおよび UCI ランキング 2 ポイントのペナルティ
	上記の規定に加えて、重大な違反であり、違反者が有利となる場合、加重事由の場合あるいは違反が繰り返し行われた場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外するまたは失格を命じることができる。		
ステージ・レース	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフラン、ポイント順位および/または山岳賞順位において 20%**のペナルティ、ならびに違反毎に 10 秒のペナルティ	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフラン、ポイント順位および/または山岳賞順位において 20%**のペナルティ、ならびに違反毎に 10 秒のペナルティ	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフラン、ポイント順位および/または山岳賞順位において 20%**のペナルティ、ならびに違反毎に 10 秒のペナルティ
	上記の規定に加えて、重大な違反であり、違反者が有利となる場合、加重事由の場合あるいは違反が繰り返し行われた場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外するまたは失格を命じることができる。		
4.4 サーキットレースまたはサーキットフィニッシュにおける競技者間（レースにおいて走行距離の異なる競技者間）の禁じられた支援			
ワンデイ・レース	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフラン、および関与した競技者の除外または失格	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン、および関与した競技者の除外または失格	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 100 スイスフラン、および関与した競技者の除外または失格
ステージ・レース	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 500 スイスフラン、および関与した競技者をステージ最下位に降格	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 200 スイスフラン、および関与した競技者をステージ最下位に降格	競技者：関与した競技者 1 名あたり罰金 100 スイスフラン、および関与した競技者をステージ最下位に降格
	上記の規定に加えて、重大な違反であり、違反者が有利となる場合、加重事由の場合あるいは違反が繰り返し行われた場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外する、または失格とすることができる。		

4.5 競技者が完全に自力でレースを完走したわけではなく、他者からの支援を得た	競技者：罰金 500 スイスフラン、UCI ランキングポイントから-100 および関与した競技者の除外または失格	競技者：罰金 200 スイスフラン、UCI ランキングポイントから-50 および関与した競技者の除外または失格	競技者：罰金 100 スイスフラン、UCI ランキングポイントから-20 および関与した競技者の除外または失格
4.6 競技者が自他のチームの車両、もしくは全く別の車両につかまる、または乗車人員から押される/牽引される/保持される、または走行車両から競技者の自転車に機械修理を行う	競技者：罰金 500 スイスフラン、UCI ランキングポイントから -100 および関与した競技者の除外または失格 運転者：罰金 500 スイスフランおよび除外 車両責任者であるチーム監督：罰金 500 スイスフランおよび除外 関与したライセンス所持者：罰金 500 スイスフランおよび除外 その他関与者：除外 車両：競技終了までの車両除外、他車両での代替不可	競技者：罰金 200 スイスフラン、UCI ランキングポイントから -50 および関与した競技者の除外または失格 運転者：罰金 200 スイスフランおよび除外 車両責任者であるチーム監督：罰金 200 スイスフランおよび除外 関与したライセンス所持者：罰金 200 スイスフランおよび除外 その他関与者：除外 車両：競技終了までの車両除外、他車両での代替不可	競技者：罰金 100 スイスフラン、UCI ランキングポイントから -25 および関与した競技者の除外または失格 運転者：罰金 100 スイスフランおよび除外 車両責任者であるチーム監督：罰金 100 スイスフランおよび除外 関与したライセンス所持者：罰金 100 スイスフランおよび除外 その他関与者：除外 車両：競技終了までの車両除外、他車両での代替不可
4.7 車両の後方で風を避ける、またはスリップストリームで利を得る			
ワンデイ・レース	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフランおよび UCI ポイントから-15 運転者：違反毎に罰金 500 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフランおよび UCI ポイントから-5 運転者：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフランおよびポイントから-2 運転者：違反毎に罰金100スイスフラン
	車両責任者であるチーム監督：違反毎に罰金500スイスフラン	車両責任者であるチーム監督：違反毎に罰金200スイスフラン	車両責任者であるチーム監督：違反毎に罰金100スイスフラン
上記の規定に加えて、重大な違反の場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外するまたは失格とすること、および/またはその他のライセンス所持者を除外することができる。			
また、コミセール・パネルは、チームカーの整列内における位置を引き下げる権利を有する。			
ステージ・レース	競技者：罰金 200 スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において 20%のペナルティおよび/または違反毎に 20 秒～5 分のペナルティ、さらに UCI ポイントから-15 運転者：罰金 500 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：罰金 500 スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において 20%のペナルティおよび/または違反毎に 20 秒～5 分のペナルティ、さらに UCI ポイントから-5 運転者：罰金 200 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：罰金 200 スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において 20%のペナルティおよび/または違反毎に 20 秒～5 分のペナルティ、さらに UCI ポイントから-2 運転者：罰金 100 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：罰金 100 スイスフラン
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合で違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外するまたは失格とすること、および/またはその他のライセンス所持者を除外することができる。 また、コミセール・パネルは、チームカーの整列内における位置を引き下げる権利を有する。		
4.8 車列中のチームカー、共通機材サービス、サグワゴン以外から提供される自転車	競技者：罰金 500 スイスフランおよび除外または失格 車両責任者であるチーム監督：罰金 500 スイスフラン	競技者：罰金 200 スイスフランおよび除外または失格 車両責任者であるチーム監督：罰金 500 スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフランおよび除外または失格 車両責任者であるチーム監督：罰金 500 スイスフラン

車に交換するまたは許可されたゾーン外で自転車を交換する			
4.9 随行者が車両から身を乗り出す、または車両の外に機材を保持する。同一チーム内の選手のイレギュラーな補助	運転者：罰金500~1,000スイスフラン*	運転者：罰金200~500スイスフラン*	運転者：罰金100スイスフラン
	車両責任者であるチーム監督：罰金 1,000~2,000 スイスフラン*	車両責任者であるチーム監督：罰金 500~1,000 スイスフラン*	車両責任者であるチーム監督：罰金200~500スイスフラン*
	その他関与したライセンス所持者：罰金500~1,000スイスフラン*	その他関与したライセンス所持者：罰金200~500スイスフラン*	その他関与したライセンス所持者：罰金50~200スイスフラン*
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合で違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルはライセンス所持者を除外することができる。 また、コミセール・パネルは、チームカーの整列内における位置を引き下げる権利を有する。		
4.10 許可されない飲食料補給			
4.10.1 ワンデイ・レース、最初の 30 km	競技者：罰金 200 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金500スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金200スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金100スイスフラン
4.10.2 ワンデイ・レース、最後の20 km	競技者：罰金 1,000 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金1,000スイスフラン	競技者：罰金 500 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金500スイスフラン	競技者：罰金 200 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金200スイスフラン
4.10.3 ステージ・レース、ステージ最初の30 km	競技者：罰金 200 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金500スイスフラン	競技者：罰金 100 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金200スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフラン その他ライセンス所持者：罰金100スイスフラン
4.10.4 ステージ・レース ステージ最後の20 km 4.10.5 ステージ・レース、3回目以降の違反(同一大会における)	競技者：罰金 500 スイスフランおよび違反毎に 20 秒のペナルティ、さらにポイント順位および/または山岳賞順位において 20%のペナルティ その他ライセンス所持者：罰金1,000スイスフラン	競技者：罰金 200 スイスフランおよび違反毎に 20 秒のペナルティさらにポイント順位および/または山岳賞順位において 20%のペナルティ その他ライセンス所持者：罰金500スイスフラン	競技者：罰金 50 スイスフランおよび違反毎に 20 秒のペナルティさらにポイント順位および/または山岳賞順位において 20%のペナルティ その他ライセンス所持者：罰金150スイスフラン
4.11 規則外の飲食料補給（短距離の「スティッキーボトル（給水用ボトルに選手を捕まらせる行為）」	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフラン その他ライセンス所持者：違反毎に罰金 500 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフラン その他ライセンス所持者：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフラン その他ライセンス所持者：違反毎に罰金 100 スイスフラン
4.12 飲食料補給中にチームアシスタントが条項2.3.025の違反した	車両責任者であるチーム監督：罰金 200 スイスフラン	車両責任者であるチーム監督：罰金 100 スイスフラン	車両責任者であるチーム監督：罰金 50 スイスフラン
5. 中間スプリントおよび最終スプリント			

5.1 選択したレーンから逸脱し他競技者を妨害するもしくは危険を及ぼす、または違反スプリント（他競技者のジャージまたはサドルをを引っ張る、威嚇または脅迫、頭、膝、肘、肩、手による殴打等）			
ワンデイ・レース	競技者：罰金 500 スイスフランおよびそのグループ最下位に降格	競技者：罰金 200 スイスフランおよびそのグループ最下位に降格	競技者：罰金 100 スイスフランおよびそのグループ最下位に降格
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合、および/または違反者が有利となる場合、および/または違反が繰り返される場合、および/または加重事由の場合、コミセールは競技者を除外または失格とすることができる。		
ステージ・レース	競技者：罰金 500 スイスフラン、ポイント順位および/または山岳賞順位 ⁽¹⁾ において 25%**のペナルティおよびそのグループ最下位に降格	競技者：罰金 200 スイスフラン、ポイント順位および/または山岳賞順位 ⁽¹⁾ において 25%**のペナルティおよびそのグループ最下位に降格	競技者：罰金 100 スイスフラン、ポイント順位および/または山岳賞順位 ⁽¹⁾ において 25%**のペナルティおよびそのグループ最下位に降格
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合、および/または違反者が有利となる場合、および/または違反が繰り返される場合、および/または加重事由の場合、コミセール・パネルは 10 秒から 1 分間のペナルティを科す、または競技者を除外または失格にすることができる。		
	<i>(1) それぞれポイント順位にポイントが付与されるスプリント中および/または山岳賞順位にポイントが付与されるスプリント中の違反に対して</i>		
6. レース中における車両（四輪および二輪）および競技者の通行			
6.1 他の競技者または車両の走行を妨げたり遅らせたりする、競技者または車両による妨害			
ワンデイ・レース	競技者：罰金 500 スイスフラン、さらに除外および/または失格 その他ライセンス所持者：罰金 1,000 スイスフランおよび除外	競技者：罰金 200 スイスフラン、さらに除外および/または失格 その他ライセンス所持者：罰金 500 スイスフランおよび除外	競技者：罰金 100 スイスフラン、さらに除外および/または失格 その他ライセンス所持者：罰金 200 スイスフランおよび除外
	ステージ・レース	競技者：罰金 500 スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において 20~100%**のペナルティおよび違反毎に 10~30 秒*のペナルティ その他ライセンス所持者：罰金 1,000 スイスフランおよび除外	競技者：罰金 200 スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において 20~100%**のペナルティおよび違反毎に 10~30 秒*のペナルティ その他ライセンス所持者：罰金 500 スイスフランおよび除外
上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルは当該競技者を競技から除外するまたは失格とすること、および/またはその他のライセンス所持者を除外することができる。			
6.2 車両から競技者に液体をかける	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：違反毎に罰金 100 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：違反毎に罰金 50 スイスフラン
6.3 レース中の車両の走行に関する規則もしくはガイドラインに対する違反、またはコミセールおよび/または主催組織の指示に従わない	運転者：罰金 500 ~ 2,000* スイスフラン チーム監督または車両責任者：罰金 500 ~ 2,000 スイスフラン*、および/またはチーム監督の車列の最後尾に後退させる、単数または複数のステージにおける除外、あるいは完全な除外	運転者：罰金 200 ~ 1,000* スイスフラン チーム監督または車両責任者：罰金 200 ~ 1,000 スイスフラン*、および/またはチーム監督の車列の最後尾に後退させる、単数または複数のステージにおける除外、あるいは完全な除外	運転者：罰金 100 ~ 500 スイスフラン チーム監督または車両責任者：罰金 100 ~ 500 スイスフラン、および/またはチーム監督の車列の最後尾に後退させる、単数または複数のステージにおける除外、あるいは完全な除外

	その他の車両：単数または複数のステージにおける除外、あるいは完全な除外	その他の車両：単数または複数のステージにおける除外、あるいは完全な除外	その他の車両：単数または複数のステージにおける除外、あるいは完全な除外
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルはライセンス所持者を除外できる。		
6.4 レース中における競技者へのインタビュー	メディア運転者：罰金 500 スイスフランおよび除外 ジャーナリスト：除外 メディア車両：除外	メディア運転者：罰金 200 スイスフランおよび除外 ジャーナリスト：除外 メディア車両：除外	メディア運転者：罰金 100 スイスフランおよび除外 ジャーナリスト：除外 メディア車両：除外
6.5 レースの終盤 10km におけるチーム監督へのインタビュー、またはモーターバイクではなく車両からインタビューを行う	チーム監督：罰金 500 スイスフラン メディア運転者：除外 ジャーナリスト：除外 メディア車両：除外	チーム監督：罰金 200 スイスフラン メディア運転者：除外 ジャーナリスト：除外 メディア車両：除外	チーム監督：罰金 100 スイスフラン メディア運転者：除外 ジャーナリスト：除外 メディア車両：除外
7. 規則違反の行動、特に競技においてチームや競技者に有利な状況をもたらすまたは危険な違反行動			
7.1 コースをショートカットし、コース全部を完走せずに順位を得ようとする	競技者：罰金 500 スイスフラン、UCI ランキングポイント -100 および除外または失格	競技者：罰金 200 スイスフラン、UCI ランキングポイント -50 および除外または失格	競技者：罰金 100 スイスフラン、UCI ランキングポイント -20 および除外または失格
7.2 車両またはモーターバイクで移動後にレースを再開する	競技者：罰金 500 スイスフラン、UCI ランキングポイント -100 および除外または失格 運転者：罰金 500 ~ 2,000 スイスフラン* 車両責任者であるチーム監督：罰金 500 ~ 2,000* チームカー：ワンデイ・レース：除外 ステージ・レース：完全な除外 その他の車両：ワンデイ・レース：除外 ステージ・レース：完全な除外	競技者：罰金 200 スイスフラン、UCI ランキングポイント -50 および除外または失格 運転者：罰金 200 ~ 1,000 スイスフラン* 車両責任者であるチーム監督：罰金 200 ~ 1,000* チームカー：ワンデイ・レース：除外 ステージ・レース：完全な除外 ワンデイ・レース：除外 ステージ・レース：完全な除外	競技者：罰金 100 スイスフラン、UCI ランキングポイント -20 および除外または失格 運転者：罰金 100 ~ 500 スイスフラン 車両責任者であるチーム監督：罰金 100 ~ 500 スイスフラン チームカー：ワンデイ・レース：除外 ステージ・レース：完全な除外 ワンデイ・レース：除外 ステージ・レース：完全な除外
7.3 除外を避ける目的を持つ態度または行動	競技者：罰金 500 スイスフラン、UCI ランキングポイント -100 および/または除外もしくは失格	競技者：罰金 200 スイスフラン、UCI ランキングポイント -50 および/または除外もしくは失格	競技者：罰金 100 スイスフラン、UCI ランキングポイント -20 および/または除外もしくは失格
7.4 競技者がコミセールより除外された後にレースをやめることを拒否する	競技者：罰金 200 ~ 1,000 スイスフラン*、UCI ランキングポイント -100	競技者：罰金 200 ~ 500 スイスフラン*、UCI ランキングポイント -50	競技者：罰金 100 ~ 500 スイスフラン、UCI ランキングポイント -25
7.5 競技者が自転車ではなく徒歩でコースの一部を通過する、または自転車を伴わず徒歩でフィニッシュラインを越える	競技者：罰金 500 スイスフラン、および/または除外もしくは失格	競技者：罰金 200 スイスフラン、および/または除外もしくは失格	競技者：罰金 100 スイスフラン、および/または除外もしくは失格

7.6 競技者が、コースの一部でない歩道、小径、自転車道を利用する	<p>競技者：罰金200～1,000スイスフラン*、UCIランキングポイント-25</p> <p>さらにステージ・レースの場合、ペナルティ20秒およびポイント順位および山岳賞順位において80%**のペナルティ</p>	<p>競技者：罰金200～500スイスフラン*、UCIランキングポイント-15</p> <p>さらにステージ・レースの場合、ペナルティ20秒およびポイント順位および山岳賞順位において80%**のペナルティ</p>	<p>競技者：罰金50～100スイスフラン、UCIランキングポイント-5</p> <p>さらにステージ・レースの場合、ペナルティ20秒およびポイント順位および山岳賞順位において80%**のペナルティ</p>
	<p>上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、危険な場合、違反が繰り返される場合、または加重事由の場合、コミセール・パネルは競技者にステージ・レースにおいてタイムもしくはポイントのペナルティ（ペナルティ20秒およびポイント順位および山岳賞順位において80%**のペナルティ）または競技者の順位をステージ最下位に降格または除外もしくは失格にできる。</p> <p>ライセンス所持者が具体的に確認できない場合、チームに制裁金が課せられ、競技者にはUCIポイントのペナルティのみが適用される。</p>		
7.7 閉じているまたは閉じようとしている踏切を通過する（信号の点滅および/または警報音）	<p>競技者：罰金1,000スイスフラン、UCIランキングポイント-100および除外または失格</p>	<p>競技者：罰金500スイスフラン、UCIランキングポイント-50および除外または失格</p>	<p>競技者：罰金200スイスフラン、UCIランキングポイント-25および除外または失格</p>
7.8 詐欺行為、詐欺未遂、異なるチームの競技者間での共謀、または関与するもしくは共犯の他のライセンス所持者との共謀			
ワンデイ・レース	<p>競技者：罰金500および関与した競技者の除外または失格</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金500スイスフランおよび除外</p>	<p>競技者：罰金200および関与した競技者の除外または失格</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金200スイスフランおよび除外</p>	<p>競技者：罰金100スイスフランおよび関与した競技者の除外または失格</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金100スイスフランおよび除外</p>
ステージ・レース	<p>競技者：罰金500スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において100%**のペナルティおよび/または関与競技者毎に10分のペナルティ</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金500スイスフラン</p>	<p>競技者：罰金200スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において100%**のペナルティおよび/または関与競技者毎に10分のペナルティ</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金200スイスフラン</p>	<p>競技者：罰金100スイスフラン、ポイント順位および山岳賞順位において100%**のペナルティおよび/または関与競技者毎に10分のペナルティ</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金100スイスフラン</p>
上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または 加重事由の場合 、コミセール・パネルは競技者を除外/失格にすることができ、および/またはライセンス所持者を除外することができる。			
7.9 自転車上で、競技者本人や競走相手に危険を及ぼす、不適切な姿勢や支点を用いる。	<p>競技者：罰金1,000スイスフラン、UCIランキングポイント-25および除外または失格</p>	<p>競技者：罰金500スイスフラン、UCIランキングポイント-15および除外または失格</p>	<p>競技者：罰金200スイスフラン、UCIランキングポイント-5および除外または失格</p>
8. 指示に従わない、不適切、危険または暴力的な行動をとる、環境にダメージを与える、およびスポーツのイメージを損なう			
8.1 主催者またはコミセールの指示に従わない	<p>競技者：罰金100～500スイスフラン*</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金200～500スイスフラン*</p>	<p>競技者：罰金50～100スイスフラン*</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金100～200スイスフラン*</p>	<p>競技者：罰金50～100スイスフラン*</p> <p>その他ライセンス所持者：罰金50～200スイスフラン*</p>
8.2 暴行、威嚇、悪態、脅迫、侮辱、不適切な行為（他競技者のジャージまたはサドルを引っ張る、ヘルメット、膝、肘、肩、足または手で殴打する等を含む）、または無作法なもしくは他者を危険にさらす行動			
8.2.1 競技者間で、または競技者に対して	<p>競技者：違反毎に罰金200～2,000スイスフラン*、UCIポイント-10～100</p>	<p>競技者：違反毎に罰金100～1,000*スイスフラン、UCIポイント-10～50</p>	<p>競技者：違反毎に罰金50～500*スイスフラン、UCIポイント-25</p>

	その他ライセンス所持者：罰金 2,000~5,000 スイスフラン	その他ライセンス所持者：罰金 1,000~2,000 スイスフラン	その他ライセンス所持者：罰金 500 スイスフラン
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または 加重事由の場合 、コミセール・パネルは競技者を除外または失格とする、およびその他ライセンス所持者を除外することができる。		
8.2.2 競技者以外の人に対して（観客を含む）	競技者：違反毎に罰金 200~2,000 スイスフラン*および UCI ランキングポイント -10~100 その他ライセンス所持者：罰金 2,000~5,000 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 100~1,000* スイスフランおよび UCI ランキングポイント -10~50 その他ライセンス所持者：罰金 1,000~2,000 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 50~500 スイスフラン*および UCI ランキングポイント -10~20 その他ライセンス所持者：罰金 1,000 スイスフラン
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合であって違反者が有利となる場合、違反が繰り返される場合、または 加重事由の場合 、コミセール・パネルは競技者を除外または失格とする、およびその他ライセンス所持者を除外することができる。		
8.3 競技者またはチームスタッフがゴミやその他の物をゴミ捨て区域外に捨てる、チームや大会運営スタッフに返却しない、チームスタッフによって回収されない、あるいは観客に向かって投げた場合。 ごみやその他の物を不注意な、または危険な方法で路上に捨てたり、投げ捨てたりした場合、観客に向かって直接に、または勢いをつけて投げ捨て、そのために、他の競技者やバイクが危険な挙動を取ることになり、その結果、観客が路上に立ちいらざるを得なくなった場合。			
ワンデイ・レース	競技者またはライセンス所持者 1回目：罰金500スイスフランおよびUCIランキングポイント-25 2回目：罰金1000スイスフラン、UCIランキングポイント-50、および 除外または失格	競技者またはライセンス所持者 1回目：罰金250スイスフランおよびUCIランキングポイント-15 2回目：罰金500スイスフラン、UCIランキングポイント-30、および 除外または失格	競技者またはライセンス所持者 1回目：罰金100スイスフランおよびUCIランキングポイント-5 2回目：罰金200スイスフラン、UCIランキングポイント-10、および 除外または失格
	注：ライセンス所持者を特定できない場合、制裁金はチームに適用する。 選手には UCI ポイントのペナルティのみが適用される。		
ステージ・レース	ステージ・レース： 1回目：罰金500スイスフラン、UCIポイント25 2回目：罰金1000スイスフラン、UCIポイント50および1分のペナルティ 3回目：罰金1500スイスフラン、UCIポイント75および 除外または失格	ステージ・レース： 1回目：罰金250スイスフラン、UCIポイント15 2回目：罰金500スイスフラン、UCIポイント30および1分のペナルティ 3回目：罰金1000スイスフラン、UCIポイント50および 除外または失格	ステージ・レース： 1回目：罰金100スイスフラン、UCIポイント5 2回目：罰金200スイスフラン、UCIポイント10および1分のペナルティ 3回目：罰金400スイスフラン、UCIポイント25および 除外または失格
	注：ライセンス所持者を特定できない場合、制裁金はチームに適用する。 選手には UCI ポイントのペナルティのみが適用される。		
8.4 「廃止された条項」			
8.5 ガラス製品を所持する、使用するまたは捨てる	すべてのライセンス所持者：罰金 500 スイスフランおよび除外	すべてのライセンス所持者：罰金 100 スイスフランおよび除外	すべてのライセンス所持者：罰金 50 スイスフランおよび除外
8.6 不穏当または不適当な行動（特にスタート時、フィニッシュ時、またはレース中に公然と服を脱ぐ、排尿する）および、 自転車競技スポーツのイメージを損なう。	競技者またはその他ライセンス所持者：罰金 200~500 スイスフラン*	競技者またはその他ライセンス所持者：罰金 100~200 スイスフラン*	競技者またはその他ライセンス所持者： 罰金 50~100 スイスフラン
	注：ライセンス所持者を特定できない場合、制裁金はチームに適用する。		

9 タイムトライアルの特別規則				
9.1.1	インディヴィデュアル・タイムトライアルにおいて、コミセールによるチェックを受けていない自転車ですスタートする	競技者：除外または失格 チーム：罰金 1,000 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 500 スイスフラン	競技者：除外または失格 チーム：罰金 200 スイスフラン
9.1.2	チーム・タイムトライアルにおいて、コミセールによるチェックを受けていない自転車ですスタートする	チーム：罰金 1,000 スイスフランおよび除外または失格	チーム：罰金 500 スイスフランおよび除外または失格	チーム：罰金 200 スイスフランおよび除外または失格
9.2	タイムトライアルにおいて、競技者またはチームのスタート 15 分前までにチェックのために自転車または機材を提出しない	競技者：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフラン チーム監督：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフラン	競技者：関与した競技者毎に罰金 200 チーム監督：関与した競技者毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフラン チーム監督：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフラン
9.3	競技者またはチームが、タイムトライアルにおける距離と間隔の規則を尊重しない	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフラン チーム：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフラン チーム：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフラン チーム：違反毎に罰金 200 スイスフラン
9.3.1	スリップストリーミング（インディヴィデュアル・タイムトライアル）	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフランおよび第 2.12.007 条 ter の表に従ったタイムペナルティ	競技者：違反毎に罰金 100 スイスフランおよび第 2.12.007 条 ter の表に従ったタイムペナルティ	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフランおよび第 2.12.007 条 ter の表に従ったタイムペナルティ
9.3.2	スリップストリーミング（チーム・タイムトライアル）	競技者：関与したチームの競技者毎に、第 2.12.007 条 ter の表に従ったタイムペナルティ チーム：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：関与したチームの競技者毎に、第 2.12.007 条 ter の表に従ったタイムペナルティ チーム：違反毎に罰金 100 スイスフラン	競技者：関与したチームの競技者毎に、第 2.12.007 条 ter の表に従ったタイムペナルティ チーム：違反毎に罰金 50 スイスフラン
9.4	随行車がインディヴィデュアル・タイムトライアル中の距離 25m を守らない	競技者：該当するステージにおいて、違反毎に 20 秒のペナルティ チーム監督：違反毎に罰金 500 スイスフラン	競技者：該当するステージにおいて、違反毎に 20 秒 チーム監督：違反毎に罰金 200 スイスフラン	競技者：該当するステージにおいて、違反毎に 20 秒 チーム監督：違反毎に罰金 100 スイスフラン
9.5	チーム・タイムトライアルにおいて、差し迫った危険の場合を除き、同チームの競技者間でのあらゆる種類の助力 [先導するまたはプッシング]			
	ワンデイ・レース	競技者：違反毎に罰金 500 スイスフラン チーム：1 分のタイムペナルティ	競技者：違反毎に罰金 200 スイスフラン チーム：1 分のタイムペナルティ	競技者：違反毎に罰金 50 スイスフラン チーム：1 分のタイムペナルティ
	ステージ・レース	競技者：関与した競技者毎に罰金 500 スイスフランおよびチームの各競技者に対してステージ結果に 1 分のペナルティ	競技者：関与した競技者毎に罰金 200 スイスフランおよびチームの各競技者に対してステージ結果に 1 分のペナルティ	競技者：関与した競技者毎に罰金 50 スイスフランおよびチームの各競技者に対してステージ結果に 1 分のペナルティ
9.6	チーム・タイムトライアルにおいて、随行車が距離 25 m を尊重しない			

ワンデイ・レース	チーム：20 秒のタイムペナルティ チーム監督：罰金 500 スイスフラン	チーム：20 秒のタイムペナルティ チーム監督：罰金 200 スイスフラン	チーム：20 秒のタイムペナルティ チーム監督：罰金 100 スイスフラン
ステージ・レース	競技者：該当するステージで、チームの各競技者に対して 20 秒のタイムペナルティ チーム監督：罰金 500 スイスフラン	競技者：該当するステージで、チームの各競技者に対して 20 秒のタイムペナルティ チーム監督：罰金 200 スイスフラン	競技者：該当するステージで、チームの各競技者に対して 20 秒のタイムペナルティ チーム監督：罰金 100 スイスフラン
9.7 混合リレー競技において 3 秒以内の不正スタート、またはタイムトライアルで計時装置を起動せずに出走する	チーム：10 秒のタイムペナルティ	チーム：10 秒のタイムペナルティ	チーム：10 秒のタイムペナルティ
9.8 混合リレー競技において 3 秒を超える不正スタート、またはタイムトライアルで計時装置を起動せずに出走する	チーム：除外または失格	チーム：除外または失格	チーム：除外または失格

* 制裁のスケールがある場合、コミセールは、以下のような情状酌量または加重情状を考慮しなければならない：

- 関与したライセンス所持者のチームのレベル（クラブチーム、UCIワールドチーム等）
- 制裁に先立ち警告が発せられたかどうか
- ライセンス所持者が同じ競技大会中に同じ違反ですでに制裁されているか
- 違反行為がライセンス所持者に有利な状況をもたらしたか
- 違反行為がライセンス所持者または他者に危険な状況をもたらしたか
- 違反行為がレースの重要な瞬間（レースの終盤1km、補給ゾーン、中間プリント等）に生じたか
- その他コミセールの判断による、情状酌量または加重情状に相当する状況

** 「ポイント順位のペナルティ」に関して、減算されるポイント数は、当該ステージの優勝者に与えられるポイントのパーセンテージとする。「山岳賞順位のペナルティ」に関して、減算されるポイント数は、当該ステージの最高カテゴリーの山岳の1位者に与えられるポイントのパーセンテージとする。ペナルティは直近の整数に切り上げられる。

2.タイムトライアルに適用するタイム・パネルテイ表

Dist. meter	SPEED IN KPH																													Dist. meters			
	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58		59	60	
50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
150	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
200	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
250	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
300	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
350	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
400	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
450	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
500	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
550	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
600	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
650	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
700	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
750	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
800	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
850	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
900	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
950	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1000	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

付表 2-3 : ロード競技ペナルティ表 (競技大会主催者)

	適用される制裁
1 競技大会と分担金についての管理	
1.1 管理規定に関する違反行為または不順守、特に : <ul style="list-style-type: none"> - 管理上の期限および競技日程登録手続きの不履行 - UCI に承認された競技日程を尊重しない - 規則を順守しない大会形式または名称、UCI に承認されない大会のクラスまたはカップ - 有資格関係者への AD 発行を主催者が拒否する - 競技コースの評価や規則、契約、仕様または法規の遵守のチェックを可能にする何らかの文書または情報を主催者が提供するにあたっての、遅延、不備、意図的不適切さまたは拒否 	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
1.2 倫理原則に関する違反行為または不順守 : <ul style="list-style-type: none"> - UCI 規則の条件下で禁止されているブランドとの提携 - 競技者またはチームに参加料を請求することの禁止に対する違反 : 「競技参加のための支払い」 	10,000 から 50,000 スイスフランの罰金
1.3 保険の義務および競技大会を組織するための行政認可を得る義務に関する違反行為または不順守	10,000 から 100,000 スイスフランの罰金
1.4 UCI、その加盟組織、UCI 規則の対象となるライセンス所持者または組織に対する分担金 (以前の大会も含む) に関する規定についての違反行為または不順守 チームと主催者が合意の上で交わした約束の不順守 UCI 規則または UCI により公表された分担金に定められた、料金、競技者賞金、チームの旅費・食費、チームの宿泊費、契約およびその他すべての金銭的義務に関する違反行為または不順守	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
2 大会形式および技術上、スポーツ上の準備	
2.1 テクニカルガイドおよび大会特別規則に関する規定に対する違反行為または不順守、特に : <ul style="list-style-type: none"> - 期限、承認手続きおよび連絡 - テクニカルガイドおよび大会特別規則 (言語等) に関する規定 - 文書内容に関するチーフコミセールの意見および要望を尊重しない - 文書の内容に必須の要素が欠けている 	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
2.2 レースコースおよび大会形式に関する規定に対する違反行為または不順守、特に : <ul style="list-style-type: none"> - 競技、ステージ、サーキット、非競技区間の距離 - ステージ・レースの期間、ステージ・ハーフステージの数、休養日および移動日に関する規定 - 大会形式、休養日およびタイムトライアルの配分 	5,000 から 50,000 スイスフランの罰金
2.3 大会参加規則に関する規定に対する違反行為または不順守、特に : <ul style="list-style-type: none"> - レースの競技者数、国外チーム数、チーム毎の競技者数、ナショナル・チーム数 - UCI が承認しない、年齢カテゴリーの制限 	5,000 から 50,000 スイスフランの罰金
2.4 チームと競技者の大会への招待および登録手続きに関する規定に対する違反行為または不順守、特に : <ul style="list-style-type: none"> - 所定の手続きおよび期限、正式文書および様式の使用を尊重しない - コミセールへのエントリーフォームの発送 - チーム招待義務の順守 - 正当に大会にエントリーした競技者またはチームのスタート拒否 	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
3 大会のロジスティクスと運営上の管理	
3.1 競技大会のロジスティクスに関する義務に対する違反行為または不順守、特に : <ul style="list-style-type: none"> - 大会運営に必要な備品・機材 - 大会本部とライセンスチェック場所の確立 - 確立した運営本部開設時間の尊重 - 大会スタートエリア、スタートライン、スタートランプの運用と管理 - フィニッシュラインの寸法、フィニッシュエリア、フィニッシュラインに関連する構造物 (バナー、表彰台等)、中間プリント、山岳賞および競技上の重要事項に関する義務事項 - 競技上の標識設置義務 (レースコースの案内標識、距離標識、1km の赤標識、補給ゾーン等) を尊重しない - ラジオ・ツアーに関する義務 - ごみ捨て区域確保の義務 	10,000 から 50,000 スイスフランの罰金

	- チーム受付に関する義務	
3.2	大会の技術上、スポーツ上の管理義務に関する違反行為または不順守、特に： - コミセールの受入れおよび仕事場所に関する義務の不順守 - チーム監督会議運営に関する義務 - 悪天候時実施要領の確立と適用に関する義務 - 競技者のスタートチェック手順、タイムトライアルにおけるスタート順と競技者のスタートに関する義務 - 表彰式典、記者会見およびその他すべての大会終了時の手順の運営	10,000 から 50,000 スイスフランの罰金
3.3	写真判定、計時、リザルト、ボーナスおよび順位に関する義務に対する違反行為または不順守、特に： - 順位の配布または電子送信、およびその期限に関しての不順守または違反 - リザルトおよび順位形式の不順守 - 計時装置、設備および手順に関しての必要品の不順守または違反 - 順位作成原則の不順守	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
3.4	UCIにより公表されているレース車列中の車両の走行、ならびに運営組織、メディア車両およびレース車両の走行に関する義務に対する違反行為または不順守、特に： - 車両の寸法、識別標識、透明な窓、サンルーフの存在およびラジオ・ツアー受信機に関する義務 - 主催者がコミセールの指揮・命令に従わない - 運転者とレーススタッフのライセンスと技量の確認 - フィニッシュライン手前の迂回路の欠如または不適切な迂回路 - ニュートラルサービス車両およびモーターバイクによる故障支援に関する義務	10,000 から 50,000 スイスフランの罰金
3.5	首位者ジャージおよび競技者識別（首位者ジャージ、ボディナンバー、フレームナンバー等）に関する義務への違反または不順守	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
4	大会の安全	
4.1	医事的準備に関する義務に対する違反行為または不順守、特に： - 医療サービス確立に関する義務 - レース中の移動手段の手配および病院への迅速な搬送の準備 - 主催者から連絡済みの病院リストをチームに伝達する義務	10,000 から 50,000 スイスフランの罰金
4.2	大会の安全に関する義務に対する違反行為または不順守、特に： - レースの安全を保証する十分な安全スタッフを準備する義務 - 障害物または危険が明示されていない、またはそれらの安全が十分に確保されていない - レースコースが完全閉鎖されず、コース上で交通が遮断されていない - 危険をもたらす障害物およびトンネルが明示されていない、トンネルの照明が不十分 - 適切な柵使用によるレースコースの保護に関する義務 - タイムトライアル中に、競技者または随行車両以外の車両または人がレースコースに立ち入る	10,000 から 50,000 スイスフランの罰金
5	テレビ関係制作、メディア受付および通信手段	
5.1	TV 関係制作および大会の配信に関する義務に対する違反行為または不順守、特に： - TV 関係制作のための人的・技術的資源に関する義務 - 最低限の TV 放送に関する義務	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金
5.2	メディアと大会報道に関する義務に対する違反行為または不順守、特に： - メディア AD 発行手続きに関する義務 - 大会におけるメディア受入れ（プレスセンター、フィニッシュにおける受付エリア、ミックスゾーン等）に関する義務 - メディアに提供される伝達装置および手段に関する義務 - UCI シリーズの視覚的標章に関する義務	1,000 から 10,000 スイスフランの罰金

付表 2-4 : ギア比制限・ロード種目

ロードにおいて、U17 以下の競技者に適用

27'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
C H A I N R I N G	54	10.410	9.543	8.809	8.179	7.634	7.157
	53	10.217	9.366	8.645	8.028	7.493	7.024
	52	10.025	9.189	8.482	7.876	7.351	6.892
	51	9.832	9.012	8.319	7.725	7.210	6.759
	50	9.639	8.836	8.156	7.574	7.069	6.627
	49	9.446	8.659	7.993	7.422	6.927	6.494
	48	9.253	8.482	7.830	7.271	6.786	6.362
	47	9.061	8.306	7.667	7.119	6.644	6.229
	46	8.868	8.129	7.504	6.968	6.503	6.097

26'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
C H A I N R I N G	54	9.639	8.836	8.156	7.574	7.069	6.627
	53	9.461	8.672	8.005	7.433	6.938	6.504
	52	9.282	8.509	7.854	7.293	6.807	6.381
	51	9.104	8.345	7.703	7.153	6.676	6.259
	50	8.925	8.181	7.552	7.013	6.545	6.136
	49	8.747	8.018	7.401	6.872	6.414	6.013
	48	8.568	7.854	7.250	6.732	6.283	5.891
	47	8.390	7.690	7.099	6.592	6.152	5.768
	46	8.211	7.527	6.948	6.452	6.021	5.645

24'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
C H A I N R I N G	54	8.760	8.030	7.412	6.883	6.424	6.022
	53	8.598	7.881	7.275	6.755	6.305	5.911
	52	8.435	7.733	7.138	6.628	6.186	5.799
	51	8.273	7.584	7.000	6.500	6.067	5.688
	50	8.111	7.435	6.863	6.373	5.948	5.576
	49	7.949	7.286	6.726	6.246	5.829	5.465
	48	7.787	7.138	6.589	6.118	5.710	5.353
	47	7.624	6.989	6.451	5.991	5.591	5.242
	46	7.462	6.840	6.314	5.863	5.472	5.130

16 歳以下 (U17)	7.01 m	2023 年 1 月 1 日より
14 歳以下 (U15)	6.10 m	
12 歳以下 (U13)	5.66 m	

付表 2-5 : ロードレースのコースに関する基準要項

本連盟の使用するロードレースのコースの基準は次による。

1 ロードレースのコース

(1) インディヴィデュアル・ロードレースのコース

一般に、ロードレースのコースは、道路交通に利用可能な道路と定義される。その競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく1周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。

登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。

幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。

また、1日ロードレースの場合は、スタート/フィニッシュが同一地点であることが望ましい。スタート/フィニッシュを含み、コースの各所に観衆が集りやすく、かつ競技の妨げにならないように設定する。

国民スポーツ大会のロード・コースは1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。

(2) タイムトライアル・ロードレースのコース

理想的には、1往復または2往復するコースとして設定する。上下線とも完全交通規制を行う。

この競技の特徴を十分考慮し、完全舗装の道路を選定する。この道路は、ある程度の起伏があることは許されるが、急勾配や、長い勾配路、大きな標高差があってはならない。標高差の限度の目安は200m。また、急角度のカーブや、曲がりにくいカーブがあってはならない。

幅員は8m以上、一つのコースを往復使用する場合は12m以上で、折返し点は十分な幅員が必要である。また、ウォーミングアップ用の最短800mの補助走路が必要である。

2 スタート地点の設備

(1) スタート地点の付近に参加競技者が着替え、自転車の整備を行うための場所を確保すること。参加競技者、役員等関係者の駐車場を確保すること。

便所および飲料用の水が確保されていること。

随行車両の駐車場、スタート直前の待機場所を確保すること。

(2) 本部としてのテントまたは近隣の建物を用意する。

ここには、電話、ファクシミリ、インターネット接続ポイント等の外部との通信設備、競技用の無線設備、成績集計作業場所、印刷設備等を備えること。

放送設備を備えること。

(3) 観衆を隔離するために発着線を中心に前後100mに綱または柵を設ける。

3 フィニッシュ地点の設備

(1) 随行車両がフィニッシュラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。

(2) 随行車両用の駐車場が本部施設の近くにあること。

(3) フィニッシュ・ジャッジ、タイム・キーパーの使用する審判台（階段状）を有すること。

(4) 写真判定機を設置する写真判定台を設置する。

(5) 本部としてのテントまたは近隣の建物を用意する。

ここには、電話、ファクシミリ等の外部との通信設備、競技用の無線設備、成績集計作業場所、印刷設備等を備えること。インターネットに接続可能であること。

(6) フィニッシュ地点またはその近傍にシャワー設備、便所を準備すること。

(7) 報道関係者の取材場所、待機場所、ライティングルーム、電話、ファクシミリ、インタビュー場所等を準備すること。インターネットに接続可能であること。

(8) **フィニッシュ前少なくとも300mからフィニッシュラインの後100mまでの区域は柵によって保護しなければならない。**

フィニッシュ・ラインにおけるカメラマンの位置は、競技者、カメラマンおよびエリア内に存在するその他のいかなる者も決して危険にさらすものであってはならない。

フィニッシュライン後方のカメラマン区域は道路幅の25%を超えてはならない。カメラマンはフィニッシュ・ラインよりの30m以上離れて位置しなければならない。

丘の頂上でのフィニッシュでは、カメラマンはフィニッシュ・ラインから15m以上離れて位置しなければならない。

カメラマンの位置は、大会の性格を基準に、主催者が決定する。カメラマン用区域は走路に線を引いてマーキングする。

集団でのフィニッシュが予想される場合、カメラマンはフィニッシュ・ラインから 50m 以上離れた場所に位置しなければならない。集団でのスプリントの考えは、主催者がレースの進行状況に応じて見きわめる。主催者はその結果に応じてカメラマンの位置を調整しなければならない。

あるいは、その代わりに、主催者はフィニッシュ・ラインのエリアへの立ち入りをカメラマンに拒否することを選択することができる。この場合、フィニッシュ・ラインゾーンの外側で、フィニッシュ・ラインの延長線上にあるエリアを割り当てるものとする。

4 発着線および標識

スタートラインはコースに直角に幅 5cm の白線をもって表示し、その 4m 上方に「START」の横断幕を掲げる。

フィニッシュラインは幅 72cm の白色の帯の中央に幅 4cm の黒線をもって表示しその 4m 上方に「FINISH」の横断幕を掲げる。

5 標識

0km (正式なスタート地点) とスタートから 30km 地点、決勝線、折返し点の手前 1km および 10km 毎に距離標識を設置する。特に、フィニッシュラインまでの距離 25km, 20km, 10km, 5km, 4km, 3km, 2km, 1km に標識を立てる。フィニッシュラインの手前には残り 1km の赤の逆三角形標識、500m, 400m, 300m, 200m, 150m, 100m, 50m の標識を設置する。サーキットでレースが終了する場合は、3km, 2km と 1km の標識および残り周回数の表示を行う。

補給所の 1km および 200m 手前にも標識を設置する。

交差点や注意地点には誤走を防ぎ、危険を防止するために標識をたて、競技役員を配置する。主催者は、競技者が意図的にまたは意図せず大きくコースを逸脱しそうな時、たとえば、コースが歩道/舗道、小道、縁石または路面高の差によって隔てられている自転車道に並んでいて、容易に横切ることができる時に、物理的に(柵、テープなどにより)コースに目印をつけなければならない。

主催者は、競技者やアテンダントに対して変則的な危険を与える障害物の存在を、十分余裕をもって事前に行うことができるように、標識を以って予告を与えなければならない。

それ故に、主催者は、トンネル内のあらゆる場所および入口において、裸眼で 10m の距離から車両のナンバー・プレートが読取れ、50m の距離から暗色の車両が認識できる照明とするよう特に配慮しなければならない。

ステージ・レースに関しては、主催者は大会の日々のコミュニケに、チーム、競技者及び随行者の利益のために、翌日のステージの安全に関する重要な情報を一貫して示すものとする。

主催者が競技大会に未舗装道路を含めたいと考える場合、UCI/JCF は当該の大会を競技日程に登録する時点で、その旨を知らされなければならない。さらに、主催者は競技者、観客およびレース随行者の安全を確保し、大会がスポーツ面においても、参加者の公平な処遇に関しても、円滑に進められるよう努めるものとする。特に主催者は、下記の点を尊重する：

ー参加チームに該当する区間(各区間の長さ、路面状態、難易度、道路幅員など)の詳細な記述を提供し、必要に応じて、写真またはビデオを提供する；

ーコースはいかなる時(気象条件など)でも、UCI 規則第 1 部第 2 章に定義されている通り、ロードバイクによって走行できることを確保する；

ーコースの安全性を確保する(路面のメンテナンス、清掃および安定化、保護対策、標識など)；

ー随行車両がコースに適したものであり、運転者が必要なスキルを有していることを確保する。

UCI は大会の競技日程への登録を拒否すること、および/または、未舗装セクションを含めることを拒否することができる。

(N)本条に述べる要素の存在は、レース・プログラムやテクニカルガイドに明記しなければならない。ワンデイ・レースにおいては、監督会議において特に言及しなければならない。

6 補給所

- (1) 周回コースの場合、複数箇所の器材補給所を設置できる。
- (2) 競技のコース、距離、天候等の条件により、必要と認めした場合飲食料の補給所を設置する。
- (3) 補給所の場所を知らせるため、その区間を標識で示すとともに、白線で補給所と大書する。また、補給員等の関係者以外の立入りを禁止する。

7 コースの測定

コースを実際に測定することは必須ではないが、測定するときは鋼鉄製巻尺または同等の精度をもった測定機を用い、道路の中央線上を路面に沿って測定する。

実地に測定しない場合は、道路管理者等の使用する図または資料から道路延長を算出する。

8 安全確保

主催者は、十分な安全確保対策と、警察との協力体制を得られることを保証しなければならない。法的または管理上の条項が適用され、各個人の責任についての注意が払われていても、主催者は、競技者、随行者、観客に特別な危険を招くような場所、状況をコースに含まないことを保証しなければならない。

主催者は、標識によって、事前に予知できる障害と、それにより競技者、随行者に対して安全上問題のある場合、十分な事前予告を与えなければならない。よって主催者は特に以下の事項に注意しなければならない。

- (1) 急にまたは徐々に道幅が狭くなることを、明色の標識により、十分に予告しなければならない。
- (2) 可能であればトンネル内に照明を設け、トンネル内と入口において、10mの距離から自動車のナンバー・プレートが見え、50mの距離から暗色の自動車が見分けられるようにする。
前述する障害物は、プログラムまたはテクニカルガイドに示す。また、ワンデイ・レースにおいては、チーム代表者会議においても説明する。
主催者は、障害物を見出すために、競技に先立って点検のための車両を走らせる。
- (3) フィニッシュラインの手前300mから以後100mまでの区域は柵によって保護しなくてはならない。フィニッシュの後100mの距離を（物的に安全に影響を与えることなく）遵守できない状況は、特に山頂でのフィニッシュの場合など、主催者に、その場所の地形に応じて、できる限り最大数の柵を設置することを要求する。これに関する決定は、主催者の責任において行われる。さらに、この400mの区域には、主催者の代表、競技者、医療補助スタッフ、チーム監督、ADを発行された報道関係者に限り立ち入りを許される。
これにより設置された400mの柵は連続したものでなければならず、柵は互いにしっかりと固定されなければならない。いかなる切れ目も（特にフィニッシュ・ラインにおいては）許されない。大会運営スタッフが柵を通り抜けられるよう、ゲート・システムがフィニッシュ・ラインの少なくとも100m後ろに設置されるものとする。
競技コースを隔離するために軽量の柵（たとえばプラスチック）を使用することは、フィニッシュ・ラインの後ろも含めて、禁止される。柵は強風時や観客の圧力やその他の力が加わった時に動かないよう、重しが載せられるものとする。
大会セーフティー・マネージャーは競技コースの最終区間に、中でもフィニッシュ前の最後の100mに特別な注意を払うものとし、安全条件の遵守を確保するものとする。この点は集団スプリントで終了する見込みのある競技に関して特に重要である。
- (4) 膨張式の構造物
2022年1月1日より道路および交差点上の膨張式構造物は、スタートラインの位置を示すためのマークを除き禁止される。
2018年1月1日より2022年1月1日までの間は、道路および交差点上の膨張式構造物はスタートライン、レースの最後の1kmおよびフィニッシュラインの位置を示すためにのみ、下記を条件として許容される：
 - 構造物は同時に作動する2つのブロワーのみならず2台の発電機を装備しなければならない；2台の発電機のうちの1台が故障する場合であっても、構造物は安定した状態に維持されなければならない；
 - 問題が起こったなら、少なくとも1人の専門家が介入するために構造物の近くに警戒態勢で待機していなければならない；
 - 2つのブロワーのうちの少なくとも1つは、ガソリン発動発電機で動作されなければならない；
 - ガソリンは構造物のすぐ近くに用意しなければならない；
 - 構造物は少なくとも10個のアンカー・ポイントで固定しなければならない。
- (5) 先行車両
主催者は、検査車両をレースの先頭に配置し、この車両には大会セーフティー・マネージャー（または、競技大会セーフティー・マネージャーから指名された他の者）が搭乗し、必要であれば障害物および支障の存在を指摘しなければならない。

付表 2-6 : リザルト等の様式見本 (ロード)

2-6-1 : ロードレース・スターターズ・リスト

COMMUNIQUE No.X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日 STARTERS LIST / スターターズ・リスト

START・スタート時刻 : 10:00,
Distance/距離 : 151.3km

Organiser/主催者:

No.	NAME/First Name	氏名	UCI CODE
LAM LAMPRE-DAIKIN			
1	BERTOGLIATI, Rubens	ランプレ・ダイキン ベルトリアーティ・ルーベンス	ITA SUI19790509
2	CODOL, Massimo	コードル・マッシモ	ITA19730227
3	CORTINOVIS, Alessandro	コルチノビス・アレッサンドロ	ITA19771011
4	QUINZIATO, Manuel	クインツィアート・マニュエル	ITA19791030
5	BARBERO, Sergia	バルベーロ・セルジョ	ITA19690117
Team Manager/監督: COPELAND, Brent		コーブランド・ブレント	
COA TEAM COAST			
11	SCHWEDA, Raphael	チーム・コースト シュヴェダ・ラファエル	GER GER19760417
12	BELTRAN, Manuel	ベルトラン・マヌエル	ESP19710528
13	HERNANDEZ, Jaime	エルナンデス・ハイメ	ESP19720118
14	CASERO, Angel	カセロ・アンヘル	ESP19720927
15	CHRISTENSEN, Bekim	クリスチャンセン・ベキム	DEN19730917
Team Manager/監督: PETERMANN, Andreas		ピーターマン・アンドレアス	
COF COFIDIS, LE CREDIT PAR TELEPHONE			
21	CLAIN, Mederic	コフィディス クレン・メデリク	FRA FRA19761029
22	LAMOUR, Claude	ラムール・クロード	FRA19691018
23	FARAZIJN, Peter	ファラゼイン・ペーター	BEL19690127
24	PEERS, Chris	ピールス・クリス	BEL19700303
25	PLANCKAERT, Jo	プランカート・ヨー	BEL19701216
Team Manager/監督: DELOEUIL, Alain		ドルーユ・アレン	
CST TEAM CSC TISCALI			
31	GARCIA, Marcelino	チーム CSC・ティスカリ ガルシア・メルセリノ	DEN ESP19710227
32	PIIL, Jakob	ピール・ヤコブ	DEN19730309
33	RASMUSSEN, Michael	ラスムッセン・ミカエル	DEN19740601
34	SORENSEN, Nicki	セレンセン・ニキ	DEN19750514
35	SCHLECK, Frank	シュレック・フランク	LUX19800415
Team Manager/監督: ANDERSEN, Christian		アンデルセン・クリスチャン	
MAP MAPEI-QUICK STEP			
41	BODROGI, Laszlo	マペイ・クイックステップ ボドロギ・ラースロ	ITA HUN19761211
42	CANCELLARA, Fabian	カンチェラーラ・ファビアン	SUI19810318
43	PAOLINI, Luca	パオリーニ・ルーカ	ITA19770117
44	ROGERS, Michael	ロジャース・マイケル	AUS19791220
45	SINKEWITZ, Patrik	シンケヴィッツ・パトリック	GER19801020
Team Manager/監督: CRESPI, Alvaro		クレスピ・アルヴァロ	

2-6-2 : ロードレース・順位表

COMMUNIQUE No. X

NAME OF EVENT / 大会名称 - Date / 期日 Final/General/Stage No. ... Classification / 決勝/総合/第 X ステージ...順位

Organiser/主催者:

START・スタート時刻:

Distance/距離: km

Average speed of winner/勝者の平均速度: km/h

PL No.	UCI Code	NAME, First Name	氏名	NAT	R-No.	Team	Time	Time Gap
1	5	ITA19690117	BARBERO, Sergio	ITA		LAM	4:03:29	-
2	51	ESP19760329	ASTARLOA, Igor	ESP		SAE	4:03:29	0:00
3	55	ITA19740522	SACCHI, Fabio	ITA		SAE	4:03:47	0:18
4	43	ITA19770117	PAOLINI, Luca	ITA		MAP	4:03:47	0:18
5	12	ESP19710528	BELTRAN, Manuel	ESP		COA	4:03:47	0:18
6	2	ITA19730227	CODOL, Massimo	ITA		LAM	4:03:47	0:18
7	82	JPN19740325	SHIMBO, Koki	JPN	9700041	AIS	4:03:47	0:18
8	1	SUI19790509	BERTOGLIATI, Rubens		SUI	LAM		4:03:47
9	33	DEN19740601	RASMUSSEN, Michael	DEN		CST	4:03:47	0:18
10	45	GER19801020	SINKEWITZ, Patrik	GER		MAP	4:04:06	0:37
11	54	ESP19770407	FUENTES, Juan	ESP		SAE	4:05:28	1:59
12	101	JPN19720510	OKAZAKI, Kazuya	JPN	9702105	JUR	4:09:40	6:11
13	74	JPN19741225	SUZUKI, Shinri	JPN	9700980	SMN	4:09:40	6:11
14	71	JPN19690510	IMANISHI, Hisafumi	JPN	9701714	SMN	4:09:40	6:11
15	134	JPN19771021	HIROSE, Voshimasa	JPN	9700520	BST	4:09:40	6:11
16	111	JPN19700216	MANABE, Kazuyuki	JPN	9702430	MYT	4:09:44	6:15
17	135	JPN19710913	FUKUSHIMA, Shinichi	JPN	9701228	BST	4:09:46	6:17
18	84	JPN19750725	SAKAGUCHI, Hiroshi	JPN	9701494	AIS	4:09:48	6:19
19	102	JPN19790929	BEPPEU, Takumi	JPN	9701032	JUR	4:09:49	6:20
20	41	HUN19761211	BODROGI, Laszlo	HUN		MAP	4:09:49	6:20
21	31	ESP19710227	GARCIA, Marcelino	ESP		CST	4:09:49	6:20
22	3	ITA19771011	CORTINOVIS, Alessandro		ITA	LAM		4:09:49
23	85	JPN 19770408	ESHITA, Kentaro	JPN	9702487	AIS	4:09:49	6:20
24	112	JPN19750301	YUKINARI, Hideto	JPN	9702437	MYT	4:09:49	6:20
25	35	LUX19800415	SCHLECK, Frank	LUX		CST	4:09:49	6:20
26	73	JPN19730714	KANO, Tomoya	JPN	9700539	SMN	4:09:49	6:20
27	42	SUI19810318	CANCELLARA, Fabian	SUI		MAP	4:09:49	6:20
28	52	ITA19780108	BERTAGNOLLI, Leonardo	ITA		SAE	4:09:49	6:20
29	125	JPN19670324	NISHITANI, Masashi	JPN	9702838	OEO	4:09:49	6:20
-	75	JPN19750607	NODERA, Hidenori	JPN	9701438	SMN	DNF	-
-	64	JPN19760302	SHIRAKI, Masahiko	JPN	0100533	PCA	DNF	-

Number of starters: 74

Number finishing after the deadline: 2

Riders dropping out: 30

DNF=Did Not Finish=途中棄権

DNS=Did Not Start=不出走

FAD=Finished After the Deadline=制限時間切れ

Attribute/属性	Value/記号	Comment/注釈
Result type	TIME	Result based on time/時間による順位
リザルト形式	POINTS	Result based on points/ポイントによる順位
Competitor Type	A	Individual event/個人競技
競技者種類	T	Team event/チーム競技
Gender	M	Man/男子
性別	W	Woman/女子
IRM (Invalid Results Marks) 無効結果記号	DNF	Did not finish/完走せず
	DNS	Did not start/スタートせず
	DSQ	Disqualified/失格
	LAP	Lapped/追抜き
	OTL	Over Time Limit/制限時間
	REL	Relegated/降格
Race Type レース形式	OVL	Overlapped/追抜かれ
	IRR	Individual Road Race/個人ロードレース
	TTT	Team Time Trial/チーム・タイムトライアル
	ITT	Individual Time Trial/個人タイムトライアル
	OM	Omnium/オムニアム
	DHI	Downhill/ダウンヒル

付表 2-7 : ロードレースにおける無線通話要領

自転車競技のレース車列内での役割のためにラジオ・ツアーを使わなければならない個々の者たちのために、強い規律が常に必要とされる。さらに、ラジオツアー・マイクロフォンの使用に当たって円滑な通話を行うために、自信を持っている送話者にとってさえいささかの量の練習が必要である。優良なラジオ・ツアー使用者、特にラジオ・ツアー・アナウンサは、以下に掲げる規則と原則に従わなければならない。

- ▶ マイクロフォンの使用に関して、下記について注意する：
 - スタート前に、**動作試験**をして、器材の働きを確認する。
 - 仕事に注目： いつでも話に割り込む用意をする。
 - **明瞭に発音**； ゆっくり、一定の声で話す。
 - **公式言語を正しく使用する**。
 - 常に**送信中の発言を尊重する**。絶対的な緊急事態に直面しない限り、たとえ他の送話者が異なる周波数を使っているとしても、もう1人が送信している限り、話さないことが好ましい。
 - **話し始める前に**、発話の最初の単語が聞こえないことがないように、**マイクロフォンのスイッチを入れる**。
送信システムが中継器を介している場合は、話し始める前に最少1秒待つこと。
 - **正しい位置にマイクロフォンを保持すること**（技術スタッフに助言を求めること）。
 - 雑音を抑えるために、**正しい距離に(+/- 5 cm)マイクロフォンを位置させること**。
 - **2人の個人間で通信するとき**、下記の手順を踏むこと；
 1. 呼び出しを行う者が発信するとき、彼自身の識別を明らかにする；
 2. 彼は他者を呼び、後者からの受信確認を待つ；
 3. 呼び出し者は**メッセージを伝える**（尊重されるべき、メッセージの形式と内容に関する原則は、以後に詳述される）；
 4. 絶対に必要なことだけに**発言を制限**する。メッセージが長い場合、緊急メッセージのための他者が割り込めるよう、いくつかの中断をおく。
- ▶ **メッセージ**に関して、下記について注意する：
 - 常に**丁寧**であること。
 - **必要または適当なときのみ話すこと**。
 - **何が必要不可欠で、何が余分であるかの区別**をする。
 - 下記の質問を自身に問うことにより、**発言を用意**すること：
 1. 何を自分は話そうとするのか？
 2. **誰に対するメッセージか**、その結果として、**どの周波数で発信するべきか**？
 3. その周波数は占有されていず、**使用できるか**？

付表 2-8 : ロードレースにおけるタイム・キーパーの業務

プロローグ/タイムトライアル計時作業要領

1. □DNS 競技者を確認する。
2. □正しい順でスタートしたかを確認する。
3. □不正スタートがあった場合、確認・記録する。
4. □フィニッシュ順を確認し、スタート順と異なる場合はマークする。
5. □フィニッシュ・タイムを計時・記録する。
6. □DNF 競技者を確認する。
7. □完走タイムを計算する。
8. □タイム・ペナルティがある場合は加算する。
9. □個人区間順位を作成する。
10. □個人区間順位により、スプリント賞のポイントを計算する。
11. □個人総合時間を計算する。
12. □個人総合時間順位を作成する。
13. □チームごとに上位 3 競技者の「順位」と「タイム」を抽出する。
14. □チーム区間時間を計算する。
15. □順位（チーム区間）をつける。
16. □フィニッシュ順を加えて、スプリント賞のポイントを計算する。（過去ステージ未完走者を除外する）
17. □第 1 位者の平均速度を算出する。
18. □チームカー序列を作成する。

集団スタート・ロードレース/ステージ計時作業要領

スタート前

1. □DNS 競技者を確認する。
2. □過去ステージで失格になりながら、特例で競技を継続している競技者を確認・マークする。

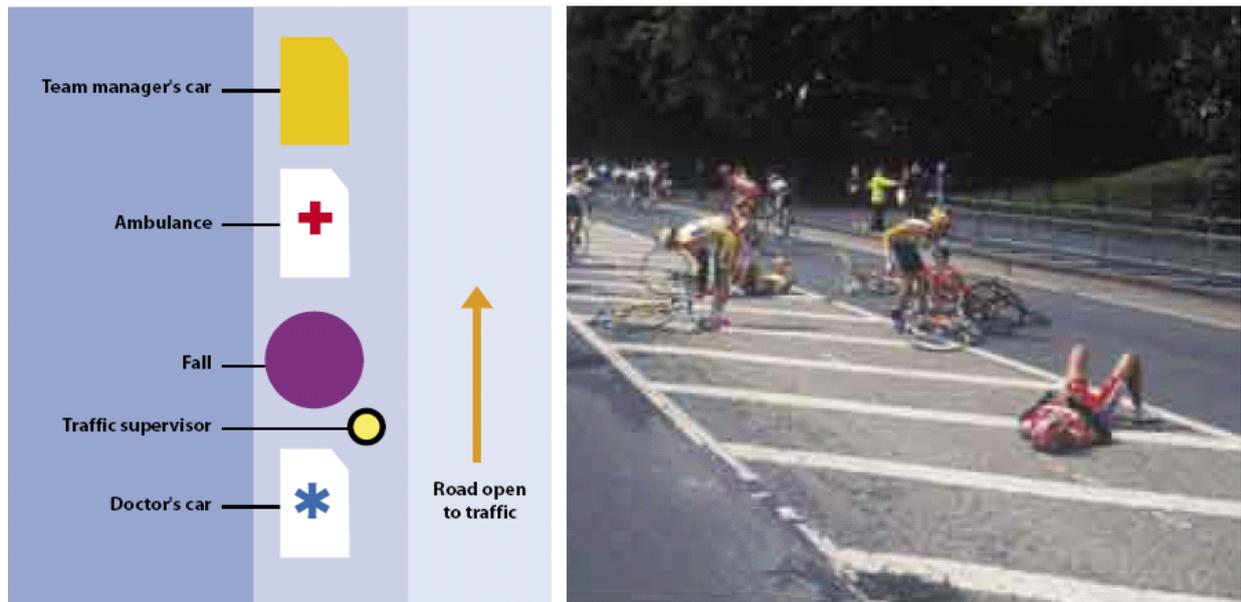
競技中

3. 中間スプリント、山岳賞地点の通過順位を確認・記録する。
4. 毎時の通過距離を記録する。
5. 周回コースの場合は、毎周回のタイムと集団間隔を記録する。
6. DNF 競技者を確認する。
7. スプリント賞のポイントを計算する。
8. 山岳賞のポイントを計算する。（過去ステージ未完走者を除外する）
9. フィニッシュ・タイムを、集団ごとに、サグワゴン到着まで、計時・記録する。

フィニッシュ後

10. フィニッシュ順を加えて、スプリント賞のポイントを計算する。（過去ステージ未完走者を除外する）
11. 個人順位と個人タイムを確定する。
12. 区間第 1 位者の平均速度を算出する。
13. 個人総合時間を計算する。
14. 個人総合時間順位を作成する。
15. 個人総合第 1 位者の通算平均速度を算出する。
16. ボーナス・タイムを個人総合時間から減算する。
17. タイム・ペナルティがある場合は個人総合時間に加算する。
18. チームごとに上位 3 競技者の「順位」と「タイム（ボーナスとペナルティは含まない）」を抽出する。
19. チーム区間時間を計算する。
20. チーム区間順位を作成する。
21. チーム区間時間を積算して、チーム総合時間を算出する。
22. チーム総合順位を作成する。
23. チームカー序列を作成する。

付表 2 - 9 : 落車時の救護活動/ Blueprint of intervention if there is a fall



- The doctor's car, positioned close to the race director's vehicle, stops behind the accident on one side of the road;

ドクター・カーは、レース・ディレクター車の近くに位置し、落車地点直ぐ手前の路側に停車する

- the doctor gets out of the vehicle ;医師は車外に出る
- the driver assists the doctor at the site of the crash and acts upon instructions (radio call to the ambulance or event management, call to emergency services, etc.) or directs the race vehicles around the crash;

ドライバーは、落車現場で医師を支援し、その指示に従って行動する (救急車または大会管理者への無線連絡、救急サービスへの連絡など) または、落車地点周辺でレース車両に通行の指示をします。

- the ambulance will stop ahead of the fall, close to the rider to be evacuated, taking care not to block the traffic if the race is not stopped

救急車は、レースが中断していない場合には交通を妨害しないように気をつけながら、搬送すべき競技者近くの落車地点の前方で停車する。

- the team manager's vehicle will stop ahead of the ambulance

チームカーは救急車の前方に停車する

- whatever race personnel are there must assist, prevent the place of the fall from being invaded, and protect the work of the medical staff (ask the public and the press to keep at a distance, help to put up a blanket to make a screen,...).

その場のレース関係者は、落車地点が他者に侵入されることから防ぎ、医事スタッフの仕事を守る助力をしなければならない (観客と報道に距離を置くように依頼し、目隠しとして毛布を広げるなど、...) .

To intervene in a coordinated way, the information relayed on the Race Radio must be swift, clear and precise. To ensure this, the presence and role of the traffic supervisor is of great importance in this case.

協調的に措置できるように、レース・ラジオで交信される情報は迅速、明確、正確でなければならない。これを確かなものとするため、この件についてトラフィック・スーパーバイザの存在と任務は非常に重要である。

付表 2-10 : スティル・カメラマンのためのガイドライン

- ・ スティル・カメラ・モト（モト＝モーターサイクル）はスタートラインの直前に駐車する。
- ・ スティル・カメラマンは、ステージ/日付とモトの番号を記した証明書を発行される。カメラマンはこれをスタートラインの直前でモトとともに待機するモト・ライダーに提示しなければならない。
- ・ あなたの要件を示すため、スタートの少なくとも 30 分前にモト・ライダーに会うこと。
- ・ 制限速度、都市部では時速 50km～80km、最高 100km.
- ・ 後席搭乗者は重いカメラ機材を持ち、モト用ウェアは着用しないのが普通である。
- ・ 道路の専有使用はないので、警察からの完全交通規制ではない護衛を得つつ、交通規則に従うことを保証する。
- ・ モーターサイクルに後ろ向きに着座することは法律に反する。
- ・ モーターサイクル上でビデオカメラを使用することは厳禁される。
- ・ レース中モーターサイクル上ではカメラマン用ビブの着用は必須である。
- ・ カメラマン用ビブまたは証明タグの交換または使いまわしは厳禁される。
- ・ スティル・カメラ・モトは、カメラマンを乗せないで動き回することは許されない。
- ・ スティル・カメラ・モトの台数は 1 台または可能ならば 10 台までに制限される。
- ・ モト・ライダーはモト同士が前方で集団とならないことを保証しなければならない、いかなるモト集団もチーフ・コミセール車の後方、競技者の後方にいなければならない、一時に 1 台のみ前方に移動できる。
- ・ どのモーターサイクルも、競技者の直前を先行したり、または競技者の後方を走行してコミセールの視界を妨げてはならない。
- ・ 集団に呼ばれたチームカーの動きや、レース・マーシャル/警察車両の追抜きを妨げないように注意しつつ、チーフ・コミセール車の後方で一列に走行すること。
- ・ すべてのモーターサイクルは、レース中は常に調整にあたるチーフ・コミセールおよびレース・ディレクターの両方の監督下にある。
- ・ いかなるモーターサイクルも、逃げ競技者と主集団の間隔が 30 秒以下の場合その間にいることは許されない。
- ・ できれば 2 秒を目安として、車両との間に安全間隔を保つこと。
- ・ 毎日スタート前にレース・マニュアルをチェックし、ステージ終了時の迂回路、駐車場の位置を確認すること。
- ・ すべてのスティル・カメラ・モトは常に使用可能なレース無線機を装備しなければならない、使用可能であるよう整備し確認することはモト・ライダーの責任とする。
- ・ レース・ディレクター/コミセールの許可なく集団または逃げ競技者を追抜くことは禁止される。
- ・ プレス・カー内から写真を撮ること、または動画を撮ることは禁止される。
- ・ スティル・カメラ・モトは、決してレースを妨げないように、スリップ・ストリーム効果を与えないよう注意しつつ、その仕事を続けなければならない。カメラマンが撮影する時以外は、モトは競技者の前方またはその近くに長く留まってはならない。
- ・ レースのどのような場合においてもモーターサイクル 1 台のみでなければならない、集団が合併したり 2 台のモトが出会ったりした場合、1 台は直ちに引き下がらなければならない。TV はライブで撮れるよう、常に優先される。
- ・ レース前方を走行する場合は、警察指揮車とレース・ディレクターの先導車との間ではなく、警察指揮車の前方を走行されたい。これら 2 台の車両間では良好な視界が必要である。
- ・ TV モトがいる時、それらのモト・ライダーは膝を振ることによりあなたの存在を認めるだろう。それに応じて、あなたスティル・カメラマンが仕事をするができるよう、彼はより広い視界のために引き下がるだろう。急ぐこと、そうすればこれをしばしば繰り返すことができる。

禁止事項!!

- ・ スプリントまで 1km 以内、登坂の最後の 1km または補給ゾーン内のすべての場所では、写真のために競技者を追抜き、追越しすることは禁止する。
- ・ 最後の 10km を過ぎてからは主集団を追越すことは許可されない。
- ・ 登坂でのフィニッシュのステージでは例外としてこの距離は 3km とされ、さらに主集団ではなくステージ首位者に関連する。この距離内で後方についたいかなるスティル・カメラ・モトも、最後尾のチームカーの後方に位置を取り、指示に従ってコース外に出なければならない。
- ・ 長い降坂において報道モトは、降坂が終わるまで最後尾のチームカーの後方に位置を取るよう勧告される。
- ・ コミセールにより追越しをしないよう指示される時、コミセールは前方の危険または長く曲がりくねった道を示すロード・ブックを持っている。
- ・ テレビがライブになるとき、決してテレビカメラ・モトとその競技者への視界の間に運転しないこと。
- ・ モト・ライダーは集団と一緒にしろと試みてはならず、競技者がコーナーで最短距離を取れるよう、常に広い側に通過できる余地を残すよう試みること。
- ・ ステージの終わりにあたり、モーターサイクルは迂回路に従ってレース・コースを離れ、フィニッシュ後方の並行路を通ること。フィニッシュラインへ行くための柵の隙間がある表彰台後方でカメラマンを下すこと。
- ・ カメラマンは実際のフィニッシュライン後方からカメラマン・ラインに至ること。フィニッシュまたはフォト・フィニッシュ・エリアを通行してはならない。

安全な撮影のためのヒント

- ・ 前方に出て走行するモト・ライダーは、乗せているカメラマンの便宜のために減速してはならない。これは競技者の追走を許すことになるので、よい対処としては停止し、路外に出て、後方に下がってからコミセールに追越して撮影する許可を求める。
- ・ モト・ライダーは確実に一定の速度を保つこと。しかし競技者に近づきすぎない（約 3.5m~4.5m）こと。カメラマンが撮影したなら、他のカメラマンが仕事できるよう直ちに集団を追越し、必要に応じて繰り返すこと。
- ・ モーターサイクルに乗ったカメラマンが後方または側方から映像を撮ろうと思う時、集団を追越しながらの撮影は、道幅が十分広い時に限られる。前方からの撮影は制限され、かつ専門的技術によりなされる。
- ・ スプリント・フィニッシュ時に集団落車が起きた時、カメラマンはフィニッシュラインからそこに走っていくことを制限される。すべての集団の安全なフィニッシュを待つことが優先される。
- ・ レース中の落車の場合、落車場所に近づく必要のあろうチームカーまたは救急車の障害とならないよう、モト・ライダーは停止には注意しなければならない。
- ・ カメラマンは、注意していようがいまいが、道路上にカメラ・バッグを置いてはならない。柵外に置くか、肩にかけていること。
- ・ 撮影のために道路に横たわらないこと、さらに競技者に背を向けないこと。
- ・ フィニッシュラインにおいては、膝をつくなら片脚のみとすること。動き回れ動けるようにしていること。しかし、他のカメラマンが撮影できるよう、他者の前に立ち上がらないこと。
- ・ 同じ競技者の後方に数台のモトがいることに気付いた時、ただ 1 台の TV モトと 1 台のスティル・カメラ・モトが関与できる。他のすべてのモトはその競技者のチームカーの後方で順番を待たなければならない。

付表 2-11：ロードレースコース上の諸ポイント設定の要点

1. 正式スタート地点
 - 1 式典スタートから 10km 以内.
 - 2 後方の車両が適切な間隔で車列を構成するに十分な位置.
 - 3 スタート状況が確認できるよう、見通しの良い場所.
2. 中間（インターメディアエイト）スプリント（ホットスポット）
 - 1 平坦で、十分な幅員があり、見通しの良い場所.
 - 2 下り坂など速度が過大になる場所を避ける.
 - 3 直後にカーブがある場所は避ける.
 - 4 路側に車両を駐車できること。電源が利用できればさらに良い.
 - 5 観客等の安全を確保できること.
3. 山岳賞地点
 - 1 山岳賞にふさわしい登坂距離、勾配、標高差があること.
 - 2 登ってくる選手を確認するために十分な視認距離があること.
 - 3 登坂の頂上ではなく、勾配が緩くなり始める位置に設定.
 - 4 観客等の安全を確保できること.
4. 補給ゾーン
 - 1 平坦または少し上り坂の区間で、できる限り、市街地区域外に位置するものとする。下り坂は不可.
 - 2 補給が円滑に行われるようにチームごとに最低 50m の十分な距離を取るものとする.
 - 3 左側に歩道があるなど、補給の安全を確保できること.
 - 4 見通しが良いこと。直線が望ましい。緩い右カーブはよいが、左カーブは不可.
 - 5 駐車場、トイレがあること.
 - 6 始点と終点を標識で明示すること.
5. グリーンゾーン
 - 1 補給ゾーンの前後と、フィニッシュまで 20km から 10km 区間で、最終区間の手前に設定.
 - 2 平坦な場所に設定。坂道はボトル等が転がりやすいので避ける.
 - 3 廃棄された物を回収しやすい場所。川沿い、橋の上、耕地沿いなどは避ける.
6. 距離標識
 - 1 正式スタートの 0km, スタートから 30km（これを過ぎるまで補給できない）地点
 - 2 フィニッシュまで 25km, 20km（これ以降補給できない）, 10km, 5km, 4km, 3km（UCI 規則 2.6.027:ステージ・レース）, および 2km 地点.
 - 3 フィニッシュ前 1km を示す赤色逆三角.
 - 4 フィニッシュ前 500m, 300m, 200m, 150m, 100m および 50m.
7. デヴィエーション
 - 1 レースコースは直進とし、フィニッシュ通過を許可されない車両は左折または右折で分離する.
 - 2 駐車場に速やかに向かえる道とし、フィニッシュまで 100m 以上とする.
 - 3 デヴィエーションが遠くから視認できるよう、見通しが良い場所とする.
8. フィニッシュ
 - 1 平坦で、十分な幅員があり、見通しの良い直線路。登坂フィニッシュも許容される.
 - 2 フィニッシュラインの先にスティルカメラ用のエリアを設定する.
 - 3 駐車場、式典会場、プレスエリア、チームエリアのための十分な広さが必要.
 - 4 ドーピング検査用の施設を設置できること.

第3部-1 (第14章) トラックレース規則

第90条 (トラックレース)

トラックレースは第6条に定義されるカテゴリで行う：

U23 カテゴリ競技者は、エリートの競技に参加できる。

18歳のジュニア競技者は、U23 およびエリートの競技に参加できる。

いかなる場合にも、トラック上の競技者数は以下を超えてならない：

- ・200mトラックにおいては20名（マディソンでは15チーム）
- ・250mトラックにおいては24名（マディソンでは18チーム）
- ・333.33m以上のトラックにおいては36名（マディソンでは20チーム）

(競技者の順守事項)

1. 競技者は、いかなる共謀、他の競技者の行動を妨げ競技結果に影響を与える動作を慎まなければならない。競技者間で共謀があった場合、コミセールは関与競技者を失格にできる。
さらに、トラック上にいる間は、競技者は常に自転車をしっかりとコントロール下におき、ハンドル（または延長部）上に少なくとも片手を置いていなければならない。
2. 競技者が同一の競技において、同じチームの服装をする場合は、遠方からでも見分けられる印しを付けなければならない。
競技者は、待機エリアで着席する時には、はっきりと識別されることを妨げる着色シールドまたはゴーグルを着用してはならない。この条項に違反する競技者は罰金を科される。競技者はトラックに向かう時のみに着色シールドまたはゴーグルを着用する事ができる。
3. 競技の次の段階への資格を得た競技者は、やむをえない事情がない限り、参加しなければならず、さもなければ失格とする。
4. 競技者は、トラック上に落下するような物を身体や自転車に付けてはならない。競技者はトラック上では、音楽プレーヤーや無線通信装置を身につけたり使用したりしてはならない。
さらに、表示部のあるいかなる電子装置（例えば速度計やパワーメータ）も、競技者が表示を読むことができないように隠さなければならない。
5. 競技者は、自分が何らかの違反行為または判定により不利になったと判断して競技を中断することはできない。
6. 自転車を下りた競技者は、誰からの補助もなしに、自分の自転車を運搬、牽引または押して、競走を完了することができる。落車した競技者、または自転車から降りるためにトラックから外れた競技者は、別段の規定がない限り、再乗車する時に補助してもらうことができ、トラックから外れた地点から再出走し、落車またはトラックを離れた時点で占めていた位置に戻るものとする。
7. 競技者は、やむをえない場合を除きブルーバンド上を走行してはならない。そうすることにより競技者が有利となったことが考慮されるならば、違反の重大さに依り、降格か失格となる。
8. 個人種目またはタイムトライアルで他の競技者を押すことは、たとえ同一チームの者でも、固く禁じる。
9. 相手競技者を追い越したい場合、その競技者がスプリンター・ラインの外側にいない限り、外側から追い越しをする。
10. 長距離種目では、コースを完走する必要があるのは一着の競技者だけでその後続く競技者たちは、その時点でフィニッシュラインからの距離に応じて順位を決める、と規則に明記していない限り、受賞の権利を得るためには、競技者全員が完走しなければならない。

(警告・失格)

11. 特に罰則を明記されていない違反やスポーツ精神に反する違反は、付表 3-3 に規定する罰金とは別に、その違反の重大性によって、黄旗で示される警告または赤旗で示される当該競技の失格をもたらす。競技者は失格の前に警告を1回だけ受ける。それぞれの場合に、コミセールは違反競技者のゼッケン番号を同時に示す。

競技者間で共謀があった場合、コミセールは関与競技者を失格にできる。

競技において競技者が降格された場合、その違反の重大性、故意であるか、またはその影響度により、降格には警告も含まれる場合もある。競技者が特定の種目で警告を受けた場合、その警告は同一競技大会の他の種目にも持ち越される。2回目の警告あるいは3回目の降格を受けた競技者は失格となる。競技者が違反を犯した場合、コミセールはその都度同時に当該違反競技者のゼッケンを示す。この警告および失格は一つの競技大会でのみ適用する。

スポーツ精神に反する行為を理由として特定の種目で失格となった競技者は、事実上、競技大会全体において失格となる。

第42条3項(1)～(2)cへの適合性について特定の測定器具を用いて自転車が検査した場合、コミセールはレース後にそのポジションを任意に再検査する権限が与えられる。自転車あるいはポジションがこの規則に違反して変更されていた場合、その競技者は失格となる。

(計時)

12. 【J】電子計時が実施されている大会のある種目において、1名または複数の競技者について計時装置の不具合等により電子計時がなされなかった場合、その種目の順位の設定のために、その競技者についてのみ手動計時によるタイムを付与することができる。ただし、スタンディング・スタート種目においては、当該競技者の前後に出走した合計10名の競技者の計時における電子計時と手動計時の差の平均値により補正を行う。当該競技者の前または後に5名以上の出走者が居ない場合、コミセールが決定した少なくとも5名以上の競技者を対象として差異の計算を行う。フライング・スタート種目においては手動計時タイムをそのまま採用する。手動計時となった記録は公認記録の対象とならない。

(スタート)

13. スタートは、各種目に定められた方法による。スタータは、ピストルまたはホイッスル等によりスタートを合図する。
- (1) スターティング・マシンを用いてスタートする場合、次の方法による：
電気信号によりスターティング・マシンのブレーキが外れると同時に、計時が開始する。自転車がマシンに固定されたなら、競技者の前に置かれた時計がスタートまで50秒のカウントダウンを開始する。カウントダウン用の時計がない場合は、アナウンスによりカウントダウンを行う。
- (2) テープ・スイッチのみで電気計時する場合：
スターティング・マシンを使用しない場合には、競技者はテープ・スイッチの手前10cmの所に前輪の接地点において、ホルダーに支えられてスタートの準備をする。前輪の接地点には印しを付けておく。スタータは競技者の準備を確認した後、ホイッスルで合図し、競技者はこの合図から5秒以内にスタートする。テープ・スイッチを前輪で踏まれることにより計時が開始する。競技者はマークの位置から後退したり、ホルダーに押されたりしてはならない。
- (3) 手動計時の場合：
スターティング・マシンを使用せず、かつ手動計時の場合は、競技者はスタートラインの位置に前輪前端を一致させ、ホルダーに支えられてスタートの準備をする。スタータは競技者の準備完了を確認し、ピストルでスタートの合図をする。この合図により競技者はスタートし、タイム・キーパーは計時を開始する。
14. スタータが正当と認める理由なくスタートを遅らせる競技者は、スタートすることができない。
15. 【J】タイムで順位を決定する種目の出発には、スターティング・マシンまたはスターティング・ブロックと呼ばれる装置を使用することが望ましい。ただし、記録の公認には、スターティング・マシンを使用しなければならない。

(競技の中止)

16. スタータのみが、不正スタート時の競技中止を判定できる。
17. 競技中止は、ピストル2発により示す。

(認められる事故)

18. 下記は認められる事故と判定される。
- (1) 正当な落車
(2) パンク
(3) 自転車の重要部分の破損
その他すべての事故は認められない事故とみなされる。

(フィニッシュ)

19. 判定は、前輪前端を基準とする。転倒して決勝線に到着した競技者の着順は、身体または自転車の一部が決勝線に到着した瞬間とする。この場合自転車と身体が離れてはならない。自転車を引きたり運んで決勝線に到着した場合も同様とする。
タイムで順位を決定する種目においては、前輪タイヤの接地点とテープ・スイッチの接触を持ってフィニッシュの基準とすることができる。

(出走制限)

20. 【J】パーシュート種目においては、同一競技者の出走限度は1日2回までとする。

(ニュートラリゼーション)

21. 別途定めがある場合を除き、バンチ・レースにおいては、競技者1名またはマディソンのチームの両名に認められる事故が生じた場合、競技者またはチームは、事故時から彼が事故前に占めて

いた位置に復帰するまで、1,250m に近い距離の周回数（250m トラックにおいて 5 周回）のニュートラリゼーションの権利が与えられる。

1,250m を超えてからは、事故前に彼らの占めた位置に復帰するまで、ニュートラリゼーションを与えられた競技者またはチームは、周回を失いはじめる。

ニュートラリゼーションを与えられた競技者またはチームは、最後の 1km 以内ではトラックに復帰できない。認められる事故により与えられたニュートラリゼーション中にこの最後の 1km に入り、競技者が最後の 1km が始まる前に復帰できなかった場合、これら競技者またはチームは事故前に蓄積したポイントおよび周回に基づいて最終結果を得る。

(スタンディング・スタート競技における再スタート)

22. スタンディング・スタート競技の各ラウンドにおいて、チームまたは競技者は 2 回のみのもスタートが認められる。1 回の再スタートが、不正スタートの結果としてまたは認められる事故時に認められる。

予選ラウンドにおいてチームまたは競技者がさらに不正スタートまたは認められる事故を引き起こした場合は除外となる (DNF)。

最初の競技ラウンドにおいてチームまたは競技者がさらに不正スタートまたは認められる事故を引き起こした場合は降格となる。

決勝/順位決定戦においてチームまたは競技者がさらに不正スタートまたは認められる事故を引き起こした場合は敗者となる。

チームまたは競技者が事故のために走行を中止したが、スタータがその事故を認められる事故と断定しなかった場合、当該チームまたは競技者は当該種目の予選ラウンドから失格となるか、または以降のラウンドにおいて降格となる。

第91条 (競技の進行)

競技の進行は、チーフ・コミセールが担当する。

1. 棄権者が多い場合は、組合せを変更して競技を実施することができる。
2. 出走する競技者がスタートラインに集まらないときは、その競技者を除外して競走を行うことができる。
3. 参加する競技者が多い場合は、予選を行う。必要があれば予選の敗者により敗者復活戦を行い、その後の競技に参加させることができる。
4. 競技番組、競技実施時間を変更する場合には、30 分以上前に文書、放送等の手段により発表する。
5. 別途定めのない限り、レースの最終周回を含めてスプリント・ラップの開始はベルにより示す。

第92条 (200mタイムトライアル)

200mタイムトライアルは、200m 線からフライング・スタートで行い、スプリント競技において参加者を選抜し、順位付けするために行う。

1. 競技者のスタート順は、コミセールが決定する。
2. 競技者は、計時装置を起動した直前の競技者が通過したら、直ちにトラックに入らなければならない。

【J】 周長 400m 以上のトラックにおける国内の競技大会では、スタータの指示に従い前走者が最後の 1 周に入ってからトラックに入ることができる。

3. 競技者はトラックの周長に従い、助走と最後の 200m を含む以下の距離を走行しなければならない。

- 250 m およびそれ以下のトラック: 3.5 周

- 285.714 m のトラック: 3.0 周

- 333.33 m のトラック: 2.5 周

- 400 m およびそれ以上のトラック: 2.0 周

4. 同タイムの場合は、当該競技者間の順位を最後の 100m のタイムで決定する。最後の 100m のタイムが記録されていない場合、または 100m のタイムでも同タイムの場合は、当該競技者間の抽選で順番を決定する。
5. 認められる事故が起きた場合、再スタートが与えられる。再スタートは競技者一人につき 1 回のみ認められる。

第93条 (スプリント)

スプリントは 2 名から 4 名の競技者間で 2 周または 3 周で行うレースである。

1. 別表 (付表 3-1) に示す組合せ表により対戦を決定する。
2. 200m タイムトライアルによりスプリント・トーナメントに進出する競技者を決定する。【J】 ス

プリント対戦に進出する人数は、28名、24名、18名、16名、12名を選ぶ方法がある（付表3-1）。12名を選ぶ方法を標準的とし、それ以外の場合は大会特別規則で明示しなければならない。この選出のための200mタイムトライアルのスタート順は、世界選手権大会においては、前年の上位8名が成績の逆順で最後に、その他の競技者は抽選による。

【J】1/4決勝を1回戦制とするか、2回戦制とするかについても大会特別規則で明示しなければならない。全日本選手権においては1/4決勝を2回戦制で行う。

3. 基本構成要素として次のものを含むものとする。
 - 8競技者;
 - フライング・スタートの200mタイムトライアル;
 - 1/4決勝, 1回戦制;
 - 1/2決勝, 2回戦制;
 - 3-4位および1-2位決定戦, 2回戦制。
4. 競技は、周長333.33m未満のトラックにおいては3周、周長333.33m以上のトラックにおいては2周で行う。
5. 2名の競技者による対戦において、一方の競技者が欠場した場合、相手競技者は勝者と判定されるためにスタートラインに来なくてはならないが、走行する必要はない。
6. スタート位置は、抽選により決定する。抽選により1番を引いた競技者はトラックの内側からスタートしなければならない。2回戦制によるラウンドにおいては、各競技者は1回ずつ先行する義務を負う。決定戦（3回戦目）においては、再度抽選する。
7. スタートは、ホイッスルにより行う。
8. トラックの内側に位置する競技者は、追い越されない限り、トラック反対側の中央線に達するまで少なくとも歩行のペースで先行し相手競技者に追い越させるような挙動をしてはならない。先頭の競技者がこの要件に従わない場合、レースは再スタートされ、違反のない競技者がスタート位置を決めるものとする。各レースにおいて2回までのスタンドスティルが許される。スタンドスティルは最長30秒までとし、これを過ぎた場合、先行競技者はスタータにより競技を続行するよう指示される。これに従わなかった場合、スタータは、競技を中止し、相手競技者にその対戦の勝利を宣言する。3名または4名による競技の場合、降格競技者を除外して、ただちに2名または3名により再発走とする。
9. 200m線以前または最終スプリントを開始する前はトラックの全幅員を使用できるが、相手競技者が追い抜くに十分な余地を残し、衝突や落車を引き起こしたり、走路外に押出すような行為をしたりしてはならない。
10. 最終スプリント中はもちろんのこと、たとえ200m線以前にスプリントを開始した場合でも、各競技者はフィニッシュラインまで各自の走行ラインを保持しなくてはならない。最小限1車長先行するまでは、相手競技者の追い抜きを防ごうとするためのいかなる動きもしてはならない。
11. 相手競技者がスプリンター・レーンを走行中のとき、左側から追い越してはならない。また、先行競技者が、スプリンター・レーンを空けて走行しているときに、相手競技者が左側から追越しを試みた場合、相手競技者が1車長リードするまでは、先行していた競技者はスプリンター・レーンに戻ってはならない。
12. 相手競技者が既にスプリンター・レーンを走行しているときに、その右側から追い抜こうとする時、相手競技者を減速させたり、走路から外すことを意図して押込んだりしてはならない。
13. スプリンター・レーンの外側でスプリントを開始したとき、相手競技者が、既にスプリンター・レーンを走行している場合は、両者の間で1車長の差がつくまでは、スプリンター・レーンに走り込んではいならない。
14. 先行競技者がその意に反して測定線の内側（【J】ブルーバンド）の内側に入った場合に、その時に結果を既定の事実とみなすことができない限り、その競技者を降格する。
15. 3名以上による対戦の場合、特定の競技者に有利になるような不正行為をした競技者は降格とする。競技は直ちに降格になった競技者を除いて再スタートとし、有利になった競技者は1周目を先行しなければならない。

（競技の中断）

16. 競技は下記の場合に中断されることがある。

(1) 落車の場合

ある競技者により落車が引き起こされた場合、その競技者を違反の重大性に応じて降格または失格とし、他方の競技者を勝者とする。3名以上による対戦の場合、競技は直ちに残った競技者により再開する。

競技者がコーナーを低速で走行する等、競技者の故意によらない落車は再スタートを行う。原因とならなかった競技者が自らのスタート位置を決定する。

落車が競技者の違反によらない場合、コミセールは同じ順番で競技を再スタートするか、落車時の順番をもって順位とするかを決定する。

(2) パンクの場合

(3) 自転車の重要部分の破損の場合

(2)、(3)の2つの場合、スタートは競技を中断することができる。競技が中断されない場合でも、コミセール・パネルは、同じ順番で競技を再スタートするか、事故発生時の順番をもって順位とするかどうかを決定する。

(4) (1)、(2)、(3)以外の場合、以下による。

1. 競技者がバランスを失う、相手競技者に触れる、柵に触れる等があった場合、スタートは競技を中断することができる。競技は再スタートされ、過失のない競技者が自らのスタート位置を決定する。

2. スタートが重大な違反行為を認めて、最後の1週の開始を告げる鐘が鳴る前に競走を中止させたなら、コミセールは違反した競技者を降格または失格とすることができる。他方の競技者は勝者となり、3または4名による対戦の場合には、競技は残った2または3名により再スタートする。

17. 違反競技者が降格または失格とならなかった場合、競技は再スタートされ、対戦相手は自らのスタート位置を決定する。

第94条 (インディヴィデュアル・パーシュート/個人追抜競走)

2人の競技者が定められた距離で競走する。競技者はトラックの相互に反対の位置からスタートする。他者に追いついた競技者またはもっとも早いタイムを記録した競技者が勝者となる。

1. 競技の距離は：

男子	4 km	男子ジュニア	3 km
女子	3 km	女子ジュニア	2 km

追いつかれたとの判定は、その競技者のクランク軸に相手競技者のクランク軸が並んだ時に行う。

2. 競技方法は以下とする。

予選において決勝に進出する2名と3-4位決定戦に進出する2名を選抜する。

予選3、4位のタイムの競技者により3-4位決定戦を、予選1、2位のタイムの競技者により1-2位決定戦を行う。

3. 予選におけるスタート順は、コミセールが定める。予選においてコミセールは、前年度の成績、公式記録等を参考に同等の力量の競技者が対戦するように組合せるが、最強の2者は対戦しないようにする。

4. 予選においては、タイムのみを成績として考慮する。もし競技者が追いつかれた場合、タイム記録のために完走しなければならない。追いつかれた競技者は、相手競技者のスリップストリームに入って(直後を追走して)はならず、また追い抜いてはならない。同様に、追いついた競技者も相手競技者のスリップストリームに入ってはならず、これに違反した場合は失格とする。

5. 順位決定方法は以下による。

決勝の結果により1位~2位を決定する。

3-4位決定戦の結果により3位~4位を決定する。

決勝/順位決定戦においては、前ラウンドにおいて最高タイムを記録した競技者がメイン・スタンド前でフィニッシュする。

5位以下も決定する必要がある場合は予選のタイムにより決定する。

6. 決勝/順位決定戦での欠場者の取り扱いは以下による。

欠場があった場合は、繰上げて組合せることはしない。認められる理由なく欠場した者は失格とし、その順位は空位とする。

7. 1/1000秒まで同タイムとなった場合、最後の周回において良いタイム(最終ラップタイム)を出した競技者を勝者とする。

8. スタートは、2名の競技者がトラックの正反対の位置から行う。

9. 【削除】

10. 各フィニッシュ地点には、各競技者がラインを通過した時にそれぞれ緑と赤のランプを点灯するような器材を設けることが望ましい。

11. 各フィニッシュ地点には、周回板とベルを設置する。
12. 各競技者が周回を完了した時に、半周毎のタイム差と同様に各競技者のタイムと、各競技者の完走タイムを電子掲示板に表示することが望ましい。
13. 【削除】
14. 記録即認大会において、スタートには、スターティング・マシンを使用する。
15. スタートは、トラックの内側の端から行う。
16. 予選におけるスタート位置（ホーム/バック）はコミセールが決める。
決勝/順位決定戦においては、前ラウンドにおいて最高タイムを記録した競技者がホーム側でフィニッシュする。
17. 不正スタートまたは認められる事故があった場合、スタータは 2 発のピストルで合図する。そして再スタートさせる。再スタートの場合は、ギア・レシオの変更はできない。これは以下の項の再スタートにも適用する。
18. 順位決定戦において、各競技者が完走してフィニッシュラインを通過したとき、または追付きが成立したとき、1 発のピストルの合図で競技の終了を示す。

(事故)

19. 予選中の事故
 - (1) 最初の半周中の事故：
最初の半周中に認められる事故があった場合、競走は中止され、直ちに 2 競技者で再スタートする。
 - (2) 最初の半周後の事故：
最初の半周を過ぎて事故があった場合は競走を中止しない。認められる事故に遭った競技者は、予選ラウンドの最後に再スタートが認められる（単独で計時、または同様に事故に遭った競技者がいる場合はその者と対戦する）。対戦者はタイムを記録するために競走を続ける。
20. 決勝/順位決定戦中の事故
 - (1) 最初の半周中の事故：
最初の半周中に認められる事故があった場合、競走を中止して、両競技者により、直ちに再スタートする。
 - (2) 最初の半周回後の事故：
最初の半周を過ぎてからの事故は考慮されない。事故に遭った競技者は決勝において敗者とみなされる。

第95条

(チーム・パーシュート/団体追抜競走)

チーム・パーシュートは、4 名の競技者で 4km を走行し、対戦する 2 チームがトラックの両側からスタートするレースである。相手チームに追いつく、またはより良いタイムを記録したチームを勝者とする。

1. 以下の項に示す以外の事項は、類推適用を含めて、インディヴィデュアル・パーシュートの規則（JCF 規則第 9 4 条）をチーム・パーシュートに適用する。
2. チームはこの種目に参加申込みした競技者により構成する。チームの構成は、ラウンド毎に異なってよい。
チーム監督は当該ラウンド開始の 30 分前までにチーム編成の変更をコミセールに伝達する。
3. 各チームのタイムと順位は、各チームの 3 番目の競技者により決定する。タイムは各チームの 3 番目競技者の前輪により計測する。
4. 対戦チーム（最少 3 競技者がともに走行している）に 1m 以内まで追いつかれたときに、チームは追いつかれたとみなされる。
5. 競技方法は以下とする。
予選において決勝/順位決定戦に進出する 4 チームを選抜する。
予選 3, 4 位のタイムのチームにより 3-4 位決定戦を、予選 1, 2 位のタイムのチームにより 1-2 位決定戦を行う。
6. 予選は以下のように行う。
予選ラウンドにおいては、チームはタイムに挑戦する。エントリーしたチーム数により、コミセール・パネルは予選ラウンドにおいて各ヒートに 2 チームが走ることを決定できる。シードは、競技者確認時にチーム監督から伝達された目標タイムを考慮して決定することができるが、最強と推量される 2 チームは対戦しないようにする。

7. 順位決定方法は以下による。
本条5項①により、予選により4チームを選抜する場合。
決勝の結果により1位～2位を決定する。
3-4位決定戦の結果により3位～4位を決定する。
5位以下も決定する必要がある場合は予選のタイムにより決定する。
大会特別規則において第1回戦、1/4決勝や準決勝を行う方法を定める時、それらで追いつかれたチームがあった場合は、追いつかれるまでに走行した距離に応じて順位を付ける。この距離は、コミセールに合図される前にチームが通過した半周線による。
8. 準決勝・決勝において追いつきがあった場合は、競技はその時点で終了し、追いついたチームを勝者とする。
9. メンバーが完全にそろわないチームはスタートできない。予選においてメンバーが完全にそろわないチームは失格とされる。
決勝/順位決定戦においてスタートしないチームがあった場合、新たなチームを補充しない。スタートしなかったチームは順位決定戦における最下位とする。
数チームがスタートしない場合、予選ラウンドのタイムに従い、4位およびその上の順位をつける。走行しない理由がコミセール・パネルに承認されない場合、欠場チームは失格とされ、その順位は空位とされる。
スタートについてのチームは、決定戦の組合せを決めるタイムを得るために単独で走行しなければならない。
10. 欠場と同タイムに関しては、インディヴィデュアル・パーシュートの規則によって取り扱う。順位決定にあたっては、スタートしなかったチーム（本条第9項）より、2回の不正スタートを行ったチーム（本条第15項）を優位とする、さらに、押したことにより降格されたチーム（本条第16項）、さらに事故に遭った後完走しなかったチーム（本条第20項）、さらに追いつかれたチーム（本条第4項）、を優位として順位付ける。
11. フィニッシュにおける各チームの3番目競技者の前輪を判定するために、電子計時装置のテープ・スイッチを設置することが望ましい。半周毎の計時および記録は、3番目の競技者の前輪を基準とする。
12. 各チームの競技者は1mの横間隔においてスタートライン上に横一列に並ばなければならない。
13. (1)記録即認大会においては、もっとも内側の競技者はスターティング・マシンにより保持する。
(2)スターティング・マシンを使用しない場合はコミセールがこれを保持する。
14. 最も内側の競技者は、最初の交代まで先頭を走らなければならない。
特に、スタートの合図より先にスタートした場合や、内側の競技者が先頭を走らないなどの、不正スタートまたは事故があった場合、スタータは2発のピストルで合図し競走を中止する。そして競技は、第95条18項及び同19項による再スタートとなる。
15. チーム内でメンバーを押した場合、予選においては失格とし、それ以後のラウンドにおいては最下位とする。決勝/順位決定戦においては敗者とする。
16. コミセールは、チームが追いつかれそうだと判断した時、他チームとの衝突または進行妨害を避けるため、コミセールは前方のチームに対し赤旗による合図をもって、相手チームが通過するまでの先頭交代禁止とスプリンター・レーンに留まらなければならないことを指示しなければならない。この指示に従わない場合は、直ちにこのチームを失格とする。
17. 各チームの3番目競技者が完走してフィニッシュラインを通過した時、または決勝/順位決定戦において一方のチーム（最少3競技者がともに走行している）が他方のチームに追いついた瞬間に競技は完了する。

(事故)

18. 予選の場合
 - (1) 最初の半周中にいずれかのチームが認められる事故に遭った場合：
競技は停止し、直ちにそのレースを再スタートとする。
 - (2) 最初の半周以降にチームが事故に遭った場合：
 - 1名の競技者のみが認められる事故に遭った場合、そのチームは3名で競技を続行することも、中止することもできる。このチームが中止することを選択した場合、事故地点から1周内に中止しない場合は、失格となる。この際、他方のチームは、可能な限り、競技を続行しなければならない。
 - 1名の競技者が認められる事故に遭い中止したチームは、予選ラウンドの最後またはコミセール・パネルが決定する他チームの準備を混乱させないような適当な順に、他に同様のチームが

あればそれと共に再スタートしなければならない。

事故後の再走行中に事故に遭ったチームは、3人で競技を続けなければならない、さもなければ失格となる。

- (3) 【J】国内大会においては、上記(1)(2)項の“最初の半周”を“最初の30m”に読み替えることができる。

19. 順位決定戦中の事故

- (1) 最初の半周中にチームが認められる事故に遭った場合：競技は中止し、再スタートしなければならない。
- (2) 最初の半周以降にチームが事故に遭った場合：
認められる事故である場合も認められない場合も、事故は考慮されない。当該チームに3名の競技者がトラックに残っている場合は競技を続行するか、さもなければ中止しなければならない。そのチームは準決勝、第1回戦においては最下位とし、決勝においては敗者となる。

(競技者の交代)

20. 公式医師の判断により、出走不可能の場合は、本条第2項の届け出以降であってもチーム編成を変更できる。

第96条

(1km および 500m タイムトライアル)

1km および 500m タイムトライアルは、スタンディング・スタートの個人タイムトライアルとして行う。

1. スタート方法は以下による。
- 1 競技者による単独走。
 - ホーム・バックよりの2者同時スタート。
 - 複数競技者による時差スタート。
- ①, ②のスタート方法による場合のみ記録が公認される。オリンピック競技大会、世界選手権大会においては、1競技者ずつ単独で走行する。
2. スタート順は、コミセールが定める。世界選手権大会においては、前年の世界選手権大会の10位までの競技者がその逆順で最後にスタートする。その他の競技者のスタート順は抽選による。
3. 競技は直接、決勝を行う。
4. 同タイムがあった場合は、最終ラップのベストタイムを記録した競技者を勝者とする。
5. 各競技者は、同一のラウンドで記録挑戦を行う。もし何らかの理由（例えば天候など）により、このラウンドが完全に終了しない場合は、全競技者は次のラウンドで再挑戦する。その際は、最初のラウンドで競技者が達成したタイムは、考慮しない。
6. 記録即認大会においては、スターティング・マシンを用いる。
7. スタートは、トラックの内側の端から行う。

認められる事故が発生した場合、可能な限り、相手競技者は競技を続行する。スタータは、走路が遮られない限り、レースを停止してはならない。事故の影響を受けた1人または複数の競技者は、許可を得られれば、ラウンドの最後、またはコミセール・パネルが決定した適切な時間に再スタートする。

事故後の走行中に再度事故に遭った競技者は除外される (DNF)。

8. 2名の競技者が同時にスタートする競技方法をとる場合は、インディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）と同様に、トラックの各ストレッチの中央線からスタートを行う。

第97条

(ポイント・レース)

ポイント・レースは、最終成績をスプリントおよび周回獲得による得点により決定する競技である。

1. コミセールは参加者数に応じ、予選を設定する。予選はトラックの最大競技者数までの参加資格を与えるために行なわれるが、必ずしも許容される最大数まで参加資格を与える必要はない。各組ごとに、出走した競技者のうち最低でも2名以上、同数の競技者が除外される。
2. 中間スプリントは、333.33mより短いトラックにおいては10周ごとに行う。333.33mまたはそれより長いトラックにおいては、中間スプリントは5周ごとに行う。

競技は少なくとも下記の表に示される距離、周回数および中間スプリント数により行なう：

周長	種目	男子エリート			女子エリート			男子ジュニア			女子ジュニア		
		距離	周回数	スプリント									
(m)													

		(km)			(km)			(km)			(km)		
250	予選	15	60	6	10	40	4	10	40	4	10	40	4
	決勝	30	120	12	20	80	8	20	80	8	15	60	6
333.33	予選	14	42	8	10	30	6	10	30	6	10	30	6
	決勝	30	90	18	20	60	12	20	60	12	16	48	9
400	予選	14	35	7	10	25	5	10	25	5	8	20	4
	決勝	30	75	15	20	50	10	20	50	10	16	40	8

ネイションズカップ、大陸選手権大会および世界選手権大会における競走距離、周回数、スプリント数は下表の通り。

周長	種目	男子エリート			女子エリート			男子ジュニア			女子ジュニア		
		距離	周回数	スプリント									
(m)		(km)			(km)			(km)			(km)		
200	予選	20	100	10	15	75	7	25	75	7	10	50	5
	決勝	40	200	20	25	125	12	25	125	12	20	100	10
250	予選	20	80	8	15	60	6	15	60	6	10	40	4
	決勝	40	160	16	25	100	10	25	100	10	20	80	8
285.714	予選	20	70	7	16	56	5	16	56	5	10	35	3
	決勝	40	140	14	25	84	8	25	84	8	20	70	7
333.33	予選	20	60	12	16	48	9	16	48	9	10	30	6
	決勝	40	120	24	25	75	15	25	75	15	20	60	12
400	予選	20	50	10	16	40	8	16	40	8	10	25	5
	決勝	40	100	20	26	65	13	24	60	12	20	50	10

周回の総数が、上に示すスプリント間の周回数で割り切れない場合、最初のスプリントの前に「追加の」周回を走行するものとする（例えば 285.7m のトラックでは、スプリントは 10 周ごとに行われる。レースが 56 周回の場合、最初のスプリントは 16 周回の後、その後は 10 周回ごとに行われる）。

3. 中間と最終スプリントの 1 位競技者には 5 点、2 位は 3 点、3 位は 2 点および 4 位は 1 点を与える。レース終了時の最終スプリントにおいては倍の得点を与える（10 点、6 点、4 点、2 点）。各スプリントにおいて同順位の場合、当該競技者は全員同順位とされ、その順位に応じたポイントが与えられる。（例えば 2 人の競技者が 1 位同着の場合、両者に 5 点が与えられ、2 位は空位となる。）
主集団に追いついた競技者には 20 点を与える。
主集団より 1 周回遅れた競技者は 20 点を差し引かれる。
4. 得点で優劣がない場合は、最終スプリントの順位により成績を決定する。
5. スタート前、競技者の半数は外柵に沿って並び、残りの半数はスプリンター・レーンに並ぶ。
6. 1 周の競技外周回の後、フライング・スタートにより競技を開始する。
7. スプリントは、スプリント競技の規則（JCF 規則第 9 3 条）に従って行う。
8. 競技者が、最大の集団の後尾に追いついた時、追いついたとみなされ 20 点を与えられる。ただし、集団の大きさは、追いついた結果の数で比較する。競技者が最大の集団に追いつかれた場合は 20 点

を失う。

9. 集団から後方に遅れて、周回を獲得しようとする一人または複数の競技者に追い付かれた競技者は、追付いた競技者に助力を与えてはならない。これに違反した場合は失格となる。
10. 中間スプリントのときに、1名または複数の競技者が最大集団に追いついた場合、これらの競技者は周回を獲得したものと認め20点を与える。さらにスプリントにおいて与えられる得点も与えられる。
11. 1周またはそれ以上遅れた競技者はコミセール・パネルにより除外される。
12. 競技者の半分以上が落車した場合は、コミセールは競走を中止し、ニュートラリゼーションの時間を決めなければならない。再スタートは、落車が起きた時点の状況から行う。
13. 第90条第21項が適用される。その他の完走しなかった競技者は最終成績に含めない。
14. 半数以上の競技者が落車した場合を含む、何らかの理由で競技が中断された場合、コミセール・パネルが中断の時間を決定するものとする。同一セッションで競技を再開する場合は、以下のよう
に再スタートする：
 - ・ 競技者は、中断時に獲得していた累計ポイントをもって再スタートする
 - ・ 残りの周回数、既に行われたスプリントの後の周回数となるよう調整される（例えば、前回のスプリントが残り40周で行われ、残り33周でレースが中断された場合、競技は残り39周で再スタートする）
 - ・ すべての競技者は同一グループで一斉にスタートする。例外的に、コミセール・パネルは、主集団と判定された集団から半周以上先行していた競技者に対して、トラック上に残る競技者より半周先でのスタートを認める決定を下すことができる。

同一セッションでの再スタートが不可能な場合、コミセールは次の表に従って判断する：

競走距離	同日中に全距離を再スタート	中断時点での成績を継続して再スタート	中断時点での成績を最終成績とする
10km	8km 以前で中断	/	8km 以降に中断
15/16km	10km 以前で中断	/	10km 以降に中断
20km	10km 以前で中断	10～15km で中断	15km 以降に中断
24/25km	10km 以前で中断	10～20km で中断	20km 以降に中断
30km	15km 以前で中断	15～25km で中断	25km 以降に中断
40km	15km 以前で中断	15～30km で中断	30km 以降に中断

第98条

(ケイリン)

競技者は、ホーム側中央線からスタートし、動力付ペーサの後ろで周回した後、フィニッシュ前約750メートルの中央線でペーサがトラックを離れてからスプリントを競う。動力付ペーサから離れての周回数は、動力付ペーサの後ろでの周回数と等しくする。

[J]	トラック周長	競走周回数	競走距離	ペーサ離脱位置 (周・中央線)
	250	6	1.5km+α	3
	333.33	5	1.67km+α	2.5
	400	4	1.6km+α	2
	500	3	1.5km+α	1.5

α:中央線からフィニッシュラインまでの距離

1. 競技は1回戦、敗者復活戦、2回戦、決勝を付表3-1A1、付表3-1A2のように行う。
2. 基本構成要素として次のものを含むものとする。
 - 10 競技者;
 - 5 競技者 2 組による予選ラウンド;
 - 7-10 位決定戦;
 - 1-6 位決定戦。
3. ペーサはスプリンター・ラインの内側を走り、スタート時は30km/h、フィニッシュ前約750メートルの中央線を過ぎてトラックを離れるまでに、徐々に50km/hまで加速する。
4. 競技者のスタート位置は抽選による。この順に中央線に横列で、スプリンター・レーンを空けて並ぶ。補助者は競技者を支えるが、補助者は押してはならない。
5. スタートは、ペーサがスプリンター・レーンにおいて中央線に接近した時に行う。スタートにおいて競技者はペーサの直後で、抽選によって決定された位置を取ることとし、少なくとも最初の周はペーサの後ろにつかなければならず、これを行なわなかった場合直ちに競技を中止し、これに従わなかった競技者を失格とする。再スタートにあたっては、残った競技者は同じ相対的な位

置を保って、ペーサを追走しなければならない。

6. 競技者たちはペーサがトラックを離れる時まで、ペーサの直後についていなければならない。
7. 一人または複数の競技者が、ペーサが中央線においてトラックを離れる前にペーサの前輪前端を追い抜いた場合、競技を停止し、失格とされる違反競技者を除外して再スタートとする。
8. 競技はスプリント規則に準じて行う。
9. ペーサの後方に位置する間に、1 または数名の競技者が違反または反スポーツ的行動をした場合には競技を停止しなければならない。競技は失格とされる違反競技者を除外して再スタートする。
10. スタートから半周以内に事故が起きた場合、（【J】最初のスタートと同じ並び順として、）直ちに再スタートを行う。最初の半周を過ぎてからは、落車は考慮されない。

第99条

（チームスプリント）

チームスプリントは対戦する2チームが同時に、各競技者が1周ずつ先頭を走るレースである。予選ラウンドにおいて、チームはタイムに挑戦するが、エントリーしたチーム数により、コミセール・パネルは予選ラウンドにおいて各ヒートに2チームが走ることを決定できる。

競技は3競技者によるチームでトラックを3周する。

【J】女子競技は2競技者によるチームでトラックを2周としてよい。

【J】なお、500mトラックにおいては、半周ずつ先頭を走る男子1.5周、女子1周としてよい。

1. 競技は次のように行う。

ワールドカップ、大陸選手権、世界選手権大会およびオリンピック競技大会においては、競技は3段階で次のように行う。

 - ①予選により、タイムに基づいて上位8チームを選抜する。
 - ②第1ラウンドにおいて、上位8チームが次のように対戦する：
 - 4位チームと5位チーム
 - 3位チームと6位チーム
 - 2位チームと7位チーム
 - 1位チームと8位チーム
 - ③第1ラウンドで勝利した4チームは決勝を戦う。タイムにおいて上位2チームは1-2位決定戦を、他のチームは3-4位決定戦を行なう。

第1ラウンドで負けたチームはその段階におけるタイムにより、5位から8位となる。

【J】国内大会においては次のように行うことを標準とする。

 - ①予選により、タイムに基づいて上位4チームを選抜する。
 - ②上位2チームで1-2位決定の決勝を、次の2チームで3-4位決定戦を行う。
 - ③予選のタイムにより、5位以下を決定する。
2. 順位決定戦においてスタートしないチームがあった場合、新たなチームを補充しない。スタートしなかったチームは4位とする。

数チームがスタートしない場合、予選ラウンドのタイムに従い、4位およびその上の順位をつける。走行しない理由がコミセール・パネルに承認されない場合、欠場チームは失格とされ、その順位は空位とされる。スタートについてのチームは、決定戦の組合せを決めるタイムを得るために単独で走行しなければならない。
3. 同タイムの場合は、最終周回でよいタイムを出したチームを優位とする。
4. 決勝において欠場があった場合、補充しない。相手チームは勝者となる。

容認されない理由による欠場の場合は、そのチームを失格とする。
5. チームはこの種目にエントリーした競技者で構成する。チームの構成は、出走毎に変更できる。人数が不足するチームはスタートできない。チーム監督は、変更がある場合には当該レースの当該ラウンド開始の最小30分前までにコミセールに通知しなければならない。
6. スタートは中央線から行う。予選においては、コミセールがスタート順を決定する。それ以降は、前段の競技においてタイムのよいチームが、ホーム側でフィニッシュするようにする。
7. 各チームの競技者は、スタートライン後方に横隊で並ばなければならない。競技者間の側方間隔は1.5mの間の等間隔とする。

記録即認大会においては、最も内側の競技者はスターティング・マシンにより保持され、最初に先頭を走らなければならない。
8. 走路の内側に位置する競技者が、最初の周回（500mトラックにおいて1.5/1周で行う場合は最初の半周回）は先頭を走る。その後、この競技者は外側に移動し、相手チームを妨害しないようにして走路外に出る。男子においては2番目の競技者も、次の周回（500mトラックにおいて1.5/1

周で行う場合は次の半周回) の先頭を走り、同様にして走路外に出る。

最後の周回にはただ1名の競技者が走路上に残る。

9. 当該競技者の先頭交代時に、先行競技者の前輪前端は後続競技者の前輪先端より前方で中央線を越えなければならない。

その後、先行競技者は直ちに外方に移動し、中央線の後方15メートルを過ぎることなくスプリンター・ラインの上方に出なければならない。

同チームの競技者間で押すことは厳しく禁じられる。

上記の要件が満たされていないと思われる時は、利用可能な情報により再検討がなされる。確認されたならば、そのチームは競技のその段階における最下位に降格されるものとする。

10. 予選における事故

認められる事故があった場合、当該チームは予選の最後に再スタートしなければならない。相手チームの事故により走行を妨げられたチームは、コミセール・パネルの裁定により、予選の最後に再スタートが認められる。

11. 順位決定戦および決勝における事故

認められる事故があった場合、競技を中断し、再スタートとする。

最初の半周以降に生じた事故は考慮されない。こうした事故が生じた場合、当該チームはレースを中止しなければならない。順位決定戦および決勝においての敗者となる。

12. 原則としてラバー・パッドはブルーバンド上に置いてはならない。

第100条

(マディソン)

マディソンは、2名で構成するチームで競う競技であり、スプリントと周回獲得によって獲得した累積ポイントによって最終順位が決定する。国内において行う場合は、大会特別規則において競走距離と中間スプリント間隔を定める。

1. 333.33mより小さいトラックにおいては最多18チーム、333.33m以上のトラックにおいては最多20チームにより行う。

競技は下記の表に示される距離(周回数)および中間スプリント数を最低限として行なう:

周長	種目	男子エリート			女子エリート			男子ジュニア			女子ジュニア		
		距離(km)	周回数	スプリント									
166	予選	15	90	9	10	60	6	10	60	6	10	60	6
	決勝	30	180	18	20	120	12	20	120	12	15	90	9
200	予選	14	70	7	10	50	5	10	50	5	8	40	4
	決勝	30	150	15	20	100	10	20	100	10	16	80	8
250	予選	15	60	6	10	40	4	10	40	4	10	40	4
	決勝	30	120	12	20	80	8	20	80	8	15	60	6
285.714	予選	16	56	5	12	42	4	12	42	4	10	35	3
	決勝	30	105	10	20	70	7	20	70	7	16	56	5
333.33	予選	14	42	8	10	30	6	10	30	6	10	30	6
	決勝	30	90	18	20	60	12	20	60	12	16	48	9
400	予選	14	35	7	10	25	5	10	25	5	8	20	4
	決勝	30	75	15	20	50	10	20	50	10	16	40	8

ネイションズカップ、大陸選手権大会、世界選手権大会およびオリンピック競技大会における距離、周回数、スプリント数は下表の通りとする：

周長	種目	男子エリート			女子エリート			男子ジュニア			女子ジュニア		
		距離(km)	周回数	スプリント									
200	予選	25	125	12	15	75	7	15	75	7	10	50	5
	決勝	50	250	25	30	150	15	30	150	15	20	100	10
250	予選	25	100	10	15	60	6	15	60	6	10	40	4
	決勝	50	200	20	30	120	12	30	120	12	20	80	8
285.714	予選	25.1	88	8	15.1	53	5	15.1	53	5	10	35	3
	決勝	50	175	17	30	105	10	30	105	10	20	70	7
333.33	予選	25	75	15	14	42	8	14	42	8	10	30	6
	決勝	50	150	30	30	90	18	30	90	18	20	60	12
400	予選	26	65	12	14	35	7	14	35	7	10	25	5
	決勝	50	125	25	30	75	15	30	75	15	20	50	10

最終スプリントから数えて、すべてのスプリント間の周回数は同じとする：

333.3m 未満のトラック - 10 周

333.3m か、それ以上のトラック - 5 周

周回の総数が、上に示すスプリント間の周回数で割り切れない場合、最初のスプリントの前に「追加の」周回を走行するものとする（例えば 285.7m のトラックでは、スプリントは 10 周ごとに行われる。レースが 56 周回の場合、最初のスプリントは 16 周回の後、その後は 10 周回ごとに行われる）。

- 各チームの競技者は、同じ番号で異なる色のゼッケンを付ける。
- 【削除】**
- 【削除】**
- 各中間スプリントにおいて最初の 4 チームの得点は次のとおり。1 位は 5 点、2 位は 3 点、3 位は 2 点および 4 位は 1 点。レース終了時の最終スプリントにおいては倍の得点を与える（10 点、6 点、4 点、2 点）。
- 各スプリントにおいて同順位の場合、当該チームは全員同順位とされ、その順位に応じたポイントが与えられる。（例えば 2 チームが 1 位同着の場合、両者に 5 点が与えられ、2 位は空位となる。）
- 同チームの競技者間の交代が S.F ライン上で行われた場合は、2 番目の選手の前輪が考慮される。
- 主集団に追いついたチームには 20 点を与える。主集団より 1 周回遅れたチームは 20 点を差し引かれる。
- 各チームからの 1 名からなる第 1 の競技者グループは、スタート・リストの記載順にスタート位置につく。このグループの半数は外側の手すりに沿って準備し、残り半数はホルダーに支えられてスプリンター・レーンで準備する。
- 各チームからの他の 1 名からなる第 2 の競技者グループは、反対側の外側の手すりに沿って準備する。第 1 の競技者グループの 1 周の競技外周回後にフライング・スタートを行う。競技外周回の間、第 2 の競技者グループは動いてはならない。
- 同チームの競技者同志で自由に、手またはパンツにタッチして交代することができる。
- スプリントは、スプリントの競技規則に従って行う。
- 最大の集団の後尾に追いついた時、そのチームは追いついたとみなされる。競技者が、集団の後方に下がって追走する競技者の追いつきに助力を与えた場合、チームとして失格となる。

11. 中間スプリント時に、1名または複数の競技者が最多の集団に追いついた場合、この（これらの）競技者には20点が与えられる。さらにスプリントにおいて与えられる得点も与えられる。
12. 主集団から1周回以上遅れたチームは、コミセールにより排除される。
13. あるチームの1名の競技者に認められる事故が生じた場合、もう一方の競技者は、直ちに事故時に占めていた位置につく。この場合、ニュートラリゼーションは与えられない。
14. チームの半分以上（チームあたり1名を基準として計算する）が落車した場合を含む、何らかの理由で競技が中断された場合、コミセール・パネルが中断の時間を決定するものとする。同一セッションで競技を再開する場合は、以下のように再スタートする。
 - ・チームは、中断時に獲得していた累計ポイント（またはレースの種類によってはラップ数）をもって再スタートする
 - ・残りの周回数は、既に行われたスプリントの後の周回数となるよう調整される（例えば、前回のスプリントが残り40周で行われ、残り33周でレースが中断された場合、競技は残り39周で再スタートする）
 - ・再スタートは、通常のマディソン・レースのスタートと同様に行われる。レースが中断された時点でチームが主集団の前方または後方にいたかについては考慮されない。レースを続行する競技者は、同一グループでスタートする。
15. 前項の再スタートが同一セッションで不可能な場合、コミセールは以下のように決定する：

中断:	男子&女子エリート	男子&女子ジュニア	決定事項
右記の距離以前	20 km	10 km	全距離を再スタート
右記の距離間	20-40 km	10-25 km	中断時点での成績を継続して再スタート
右記の距離以降	40 km	25 km	中断時点での成績を最終成績とする

第101条 (スクラッチ)

スクラッチは、定められた距離を走りフィニッシュ順位を競う個人種目である。

1. 下記の距離で競技を行なう (原則)

エントリーした競技者数がトラック上で許容される競技者数の上限を超える場合、以下の表に従い予選を行うものとする。予選は、トラックの最大競技者数までの参加資格を与えるために行なわれるが、必ずしも許容される最大数まで参加資格を与える必要はない。各組ごとに、出走した競技者のうち最低でも2名以上、同数の競技者が除外される。

カテゴリ	UCI		【J】 走路周長毎の周回数		
	決勝	予選	250m	333m	400m
女子ジュニア	7.5 km	3.5 km	30 / 14 周	22 / 11 周	18 / 9 周
男子ジュニア	10 km	5 km	40 / 20 周	30 / 15 周	25 / 12 周
女子エリート	10 km	5 km	40 / 20 周	30 / 15 周	25 / 12 周
男子エリート	15 km	7.5 km	60 / 30 周	45 / 22 周	38 / 19 周

- スタート前、半数の競技者は外柵に沿って並び、他の半数の競技者はスプリンター・レーンに1列に並ぶ。1周の競技外周回の後、フライング・スタートを行なう。
- 主集団に追い抜かれた競技者は直ちにトラックを離れなければならない。
- 最終順位は、獲得周回を考慮に入れて、最終スプリントにより決定する。
- 完走しない競技者には順位を与えない。
- 何らかの理由で競技が中断された場合、コミセール・パネルが中断の時間を決定するものとする。同一セッションで競技を再開する場合は、以下のように再スタートする：
 - ・競技者は、既に獲得したまたは失ったラップを保持して再スタートする
 - ・残りの周回数は、競技が中断された時点のものとする（例えば残り15周で中断された場合、残り15周で再スタートする）。中断された時点で残りの周回数が10周に満たない場合は、残りの周回数は10周に調整される（例えば残り4周で中断された場合、残り10周で再スタートする）
 - ・すべての競技者は同一グループで一斉にスタートする。例外的に、コミセール・パネルは、主集団と判定された集団から半周以上先行していた競技者に対して、トラック上に残る競技者より半周先でのスタートを認める決定を下すことができる。同一セッションでの再スタートが不可能な場合は、再レースを行うものとする。
- 競技中の行動は、スプリントの競技規則に従って行う。

第102条 (タンデム)

タンデムは2人乗り自転車によりスプリントを行う種目である。下記に規定する事項以外は、スプリント規則を適用する。

スタートは、ホーム・ストレッチの中央線からとする。

- 各組の競技者は、単一の参加者とみなす。
- 参加者数と決勝への進出者数により、スプリントの組合せ表により競技を行う。ただし、333.33m以下のトラックにおいては、最多3車とする。
- 予選は、フライングスタートによる1周を計時する。
- 競技は3周回の距離で行う。

第103条 (ドミフォン)

UCI 規則による。

第104条 (エリミネーション・レース)

エリミネーション・レースは、各中間スプリント毎に最後尾の競技者を除外していく個人種目である。

- この種目は特別競技規則により行う。特別競技規則において、中間スプリント、最終スプリントの周回数を明示する。

エントリー数がトラック上で許容される最大数を超えた場合は予選を行い、競技者の数が最大数を超えないようにする。出場する全競技者は最初に、スクラッチ・レースの規則に則り定められた距離で実施される予選スクラッチ・レースに参加する。これら予選はトラックの最大参加者数までの参加資格を与えるために行なわれるが、必ずしも許容される最大数まで参加資格を与える必要はない。各組ごとに、出走した競技者のうち最低でも2名以上、同数の競技者が除外される。

エリミネーション・レースの決勝に参加するための予選を勝ち抜けなかった競技者は、全員が最

下位とされる。予選ラウンドを完走できなかった競技者は DNF(フィニッシュせず)として記録され、順位は付かない。

2. スタート前、競技者の半数は外柵に沿って並び、残りの半分はスプリンター・レーンに一直線に並び、
3. 密集した集団での中速での 1 周の競技外周回の後、フライング・スタートにより競技を開始する。
4. 中間スプリントは、200m 未満の競技場においては 3 周毎、333.33m 未満の競技場においては 2 周毎、333.33m 以上の競技場においては 1 周毎に行う。333.33m 未満の競技場においては、スプリントの前の各周回はベルによって示す。
5. 各スプリント後、後輪後端が最後にフィニッシュラインを通過した競技者は除外される。一人または複数の競技者が、スプリントの間に追抜かれ、または棄権した場合、彼らは次回スプリントにおける除外競技者となる。

場合によっては、コミセールはスプリントの最後尾の競技者でなくても除外を決定できる（例えば、ブルーバンドを走行した競技者）。チーフ・コミセールは、判定員およびその他のコミセールからの情報に基づいて、誰を除外するかを最終決定をする責任者である。

すべての場合において、どの競技者を除外するかは、除外スプリント後にバックストレートの中央線を競技者達が通過する以前に、決定され通告されなければならない。この時まで決定がなされないなら、次回スプリントまでどの競技者も除外されない。このことはスタートラインにおいて緑旗により示される。

除外された競技者は直ちにトラックを離れなければならない。これを行わない場合は、状況の重大性に応じてペナルティを科される（警告を伴う降格または失格）。競技者が直ちにトラックを離れない場合、チーフ・コミセールはこの競技者を除外するためにレースをニュートラライズすることを決定できる。

判定しかねる場合は、除外を行わない。除外の判定をうけた競技者は、直ちに走路の内側に入って競走を中止する。

除外された競技者は、除外された時の逆順で順位づけられる（例：最初に除外された競技者は最下位に、2 番目に除外された競技者は下位から 2 番目に位置付けられる）。

6. 最後に残った 2 名の競技者は、最終スプリントを行う。この順位は、前輪前端的のフィニッシュラインの通過を基準とする。
7. 1 周回追いついた競技者については、その優位性を認めない。
8. 一人または複数の競技者が認められる事故に遭った場合、チーフ・コミセールの決定により直ちに、影響を受けた競技者が集団に復帰できるよう、最長で 1,250m に近い周回数ニュートラライゼーションが与えられる。すべてのトラック上の競技者が認められる事故に遭った場合、影響を受けた競技者が競技に復帰できるよう、最長 3 分間のニュートラライゼーションが与えられる。

ニュートラライゼーションはスタートラインにおける黄旗で示され、トラック上の全競技者は緊密な集団で適度の速度で走行しなければならない。事故時の集団において競技者の位置が前方か後方かは考慮されない。

競技再開は、影響を受けた競技者がトラックに戻ったとき、またはニュートラライゼーションが終わったときに、黄旗の降納とピストルの発砲による。この時点で競技に復帰できなかった競技者は除外とみなされ、彼らの除外時のタイムにより順位が決定される。続く周回で鳴らされるベルによりスプリント周回の開始が示される。トラック上の全競技者が事故に遭った場合を除き、ひとたび競技者が 4 名以下になったならばニュートラライゼーションは与えられず、完走しなかった競技者は除外時の時点に基づき順位づけられる。

9. 競技中の行動は、スプリントの競技規則に従って行う。

第105条 (速度競走【J】)

速度競走は、数名以上の競技者が発着線からスタータのピストルで一斉に出発し、所定の距離で着順を競う。

1. 2km 以上の競走では、周回先頭責任を付与する。
2. 周回先頭責任は、ホーム・ストレッチおよびバック・ストレッチに回数を折半して課し、奇数の場合は、どちらかに 1 回多く課す。最終回の決勝線は、先頭責任数に加えない。
3. 判定線を通過する競技者が同着であった場合は、同着者全員に先頭責任取得を認める。
4. 順位決定は、与えられた先頭責任を完了した競技者のフィニッシュ着順による。
5. 先頭責任未完了者の順位は、未完了者中、与えられた先頭責任完了に近い競技者を優位とし、同数の先頭責任を取得した競技者間および未取得の競技者間の順位は、フィニッシュ着順による。

(注1) ホーム側 (H) 2本, バック側 (B) 2本の先頭責任回数で H2本, B1本取得した競技者と H3本, B1本を取得した競技者は, 同じ本数を取得した扱いとする。

(注2) 先頭責任が HB 合計 3本の場合, H1本, B1本を取得した競技者を, H2本, B0本 (または H0本, B2本) の競技者より優位とする。

6. 1周回追い抜かれた競技者は, 先頭責任完了者でも競走から除外する。ただし, 当該競走成立に著しい支障を来す場合においては, この限りでない。

7. 周回先頭責任の数 (N) は, 次式によって算出する。

$N = (\text{総先頭責任回数} \div \text{出走人員}) + 1$ ただし, 小数点以下は切捨てる。

周回先頭責任数計算例 (4km 速度競走: *は総先頭責任回数)

出走人員	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	*
周長333.33	12	8	6	5	4	4	3	3	3	3	2	2	2	23
400.	10	7	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	19
500.	8	6	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	15

8. スタート位置は, すべて抽選による。

9. 30m 以前で, 事故があった場合は, 再スタートとする。

10. 競技者が再スタートを求める場合は, 手を上げて合図しなければならない。この場合, スタータは 2 度の合図により競走を中止させ, 再スタートさせる。再スタートの原因となった競技者は, 最外側からスタートさせる。

11. 出発線上の自転車の位置は, 前車輪の最前部が出発線 (4cm 幅の手前の縁) と垂直な面に接していなければならない。

12. 競走中の行動は, スプリントの規則を適用する。

13. 先頭責任完了者のタイムが記録として認められる。

第106条 (アンノウ・ディスタンス・レース)

アンノウ・ディスタンス・レースの競走距離は, スタータが適宜に決定する。

1. 競走距離は, 競技者および競技役員も予知することはできない。

2. スタータは, 自己の判断で適切な時期にピストルの合図を行う。この合図からあらかじめ発表された周回をもって競走を終了する。

第107条 (イタリアン・パーシュート・レース)

イタリアン・パーシュート・レースは, 決められた距離を団体で競う。チームは等間隔で配置される。チーム数や間隔は, トラックの大きさに応じて変えることができる。

1. 各チームで, 先頭の競技者が決められた 1 周または 2 周回を先頭で走行した後離脱し, 外側へ退避したあと, 2 番目の競技者が同周回数先頭で走行した後離脱する。以下同様にして, 最後の 1, 2 周では, 各チーム共 1 人ずつの競技者がトラック上にいるものとする。

2. 最後の競技者がスタート地点から最も遠く離れているチームを勝者とする。

第108条 (カナディアン・タイムトライアル)

カナディアン・タイムトライアルは, 単独で一定の距離を助走し, その加速を利用して一定の距離を走行し, その時間の優劣で順位を決定する。

第109条 (ハンディキャップス)

ハンディキャップスは, ハンディキャップ係が各競技者について決めたハンディキャップ距離により, 各競技者のスタート位置を決め, 一斉にスタートしてフィニッシュ着順を競う種目である。

1. 出走は必ずスプリンター・レーンで行う。2 人の競技者が同じ地点から出走する場合, 2 人は競技プログラムに載っている順序で横に並ぶ。最初に載っている競技者が内側になる。前述の規定は, 数名の競技者が同じ地点から出走できない曲線路からの発走には適用しない。

2. 競技者は必ずハンディキャップ係の定めた地点から出走するものとし, 自分に当てがわれた位置を拒否することはできない。

第110条 (6 日間レース)

6 日間レースは, 連続した 6 日間に最少 24 時間の競技時間を持つ競技大会である。

1. 主催者は上記の範囲で 6 日間レースの期間・プログラムを設定できる。

2. 6 日間レースは, 2 または 3 名で構成するチームによる競技である。競技者は, 番号を付けた, 主催者の選択する広告を付けた同一のジャージを着るが, 競技者のスポンサーの広告も高さ 8cm の長方形内に表示できる。

3. 6日間レースは周長 140m 以上のトラックで行う。
4. 主催者はトラックの周長に応じて参加チーム数を決定する。
5. マディソン/チェイス・レース（ハンディキャップ競技を除く）のスタート時に、電光表示板のすべてのチームの表示を“0”とする。マディソン/チェイス・レース終了後、電光表示板にその時点での総合順位を表示する。
競技最終日には、最後のマディソン/チェイス・レースが行われている間、その時点での総合順位を常に電光表示板に表示する。
6. 機材故障が起り、コミセールが正当と認めた場合または落車した場合、そのチームは 1,250m に近い周回数（250m トラックにおいては 5 周）のニュートラリゼーションを与えられる。ニュートラリゼーションの終了時に、チームの 1 名は、周回減算によるペナルティがない場合は、事故が起きた時に占めていた状態の 100%から競技を再開する。
7. チーム員の一人がニュートラリゼーションを与えられている時に、チームによる周回の獲得は、競技中のチーム員が全距離を走っている場合のみ認められる。
8. 時間制のマディソン/チェイス・レースの場合、1 名になってしまったチームは、その競技が終了する 10 周前に走路から離れなければならない。
9. コミセール・パネルの承認により競技運営監督は、そのチームメイトがニュートラリゼーション中の競技者による臨時のチームを構成できる。こうした競技者は、同じジャージと番号を付ける。この臨時チームの臨時の競技における状況を決定するため、臨時チームの各メンバーが本来属しているチームの周回数を加え、最も近い偶数に切り捨て、2 名の競技者に分配する。
臨時チームが最終的に解散する時、獲得または失った周回および得点は、臨時チームのメンバーが本来属しているチームの総合成績に帰する。
10. 一人の競技者がニュートラリゼーション中となった時、そのチームメイトは継続しているチェイス・レースを本条 8 項および 9 項に従って続けなければならない。もし、ニュートラリゼーションを与えられた競技者が、以降のチェイス・レースを続けられない場合、チーム全体にニュートラリゼーションを与える。
チェイス・レース後、ニュートラリゼーションを与えられたチームは、このチェイス・レースで失った周回も含めて、そのレース開始時に総合順位においてもっとも近いチームと同順位とする。獲得した周回は考慮しない。加えて、ニュートラリゼーションを与えられたチームに 1 周回のペナルティを科す。
11. 競技医師は、最長 36 時間までのニュートラリゼーションを決定することができる。これを過ぎる場合は、その競技者は除外される。
12. 競技者が棄権した場合、チームは解散する。残った競技者は、すべての個人競技に参加しなければならない。48 時間以内に他のチームに属さなかった場合、失格となる。
13. 新チームを作る場合、その成績は、解散したチームのうち最もよい成績に 1 週のペナルティを加えたものとする。
得点は、2 チームによるものを加算し、2 分する。
14. 得点は以下のように与える：
 - ・ チーム競技： マディソン、マディソン-エリミネーション、チーム・タイムトライアル(500-1000 m)： 20, 12, 10, 8, 6, 4 点
 - ・ 個人競技： ポイント・レース、エリミネーション、タイムトライアル(1 周)、デルニー、スクラッチ、ケイリン： 10, 6, 5, 4, 3, 2 点
 - ・ スプリント： 5, 3, 2, 1 点。最後のマディソンにおいては倍得点とする（最多 6 回、10 周毎）。
15. 全チームが同時に競技できない場合、予選を行う。この時、下記の方法を適用する。
 - (1) 予選 1 回を総合順位の上位半分のチームで行う
 - ： 競技者 1 名またはチーム毎に 10, 8, 6, 4, 2 点を与える。
 - チームごとに（レース中 1 回のリレー）： 10, 8, 6, 4, 2 点
 - チェイス・レース： 15, 10, 8, 6, 4, 2 点
 予選 1 回を総合順位の下部半分のチームで行う
 - ： 競技者 1 名またはチーム毎に 10, 8, 6, 4, 2 点を与える。
 - チームごとに（レース中 1 回のリレー）： 10, 8, 6, 4, 2 点
 - チェイス・レース： 15, 10, 8, 6, 4, 2 点
 - (2) 予選 2 回を総合順位の上位半分のチームで行う
 - ： 競技者 1 名またはチーム毎に 5, 4, 3, 2, 1 点を与える。
 予選 2 回を総合順位の下部半分のチームで行う

：競技者1名またはチーム毎に5, 4, 3, 2, 1点を与える。
 デルニー追走レースにおいて獲得したラップは総合順位に算入しない。

16. 6日間レース最後のマディソン/チェイス競技以外において、100点毎に1週のボーナスをチームに与える。タイムトライアルのような特別競技についてもボーナス・ラップを与えることができる。ただし、すべてのチームに参加機会が与えられる競技に限る。
17. 個人およびチーム競技において獲得された全得点は、総合順位に算入する。
 各チームの少なくとも1名がトラック上において獲得した全周回は、総合成績に算入する。
 エリミネーション・レースにおける獲得集回数は総合順位に算入しない。
18. 毎日、レースまたはステージの部分成績に加えて、総合成績も完全に周回している周回数および獲得した得点に基づいて作成しなければならない。
 6日間に、完全な周回であらわされる、走行した全周回距離および獲得得点合計により、最終総合成績を決定する。
 ポイント順位は、同一周回のチーム間の順位付けに用いる。獲得得点によらず、もっとも多周回を得たチームが勝者となる。
 同一周回かつ同一得点のチーム間の順位付けには、最終スプリントにおけるチームの着順を用いる。

第111条 (オムニアム)

オムニアムは、トラックの制限(第90条)による最多数までの競技者により1日で下記の順で行う4競技により構成する単一の種目である。

	男子エリート	女子エリート	男子ジュニア	女子ジュニア
(1) スクラッチ・レース	10 km	7.5 km	7.5 km	5 km
(2) テンポ・レース	10 km	7.5 km	7.5 km	5 km
(3) エリミネーション				
(4) ポイント・レース	25 km	20 km	20 km	15 km

(周回数とスプリント数については第97条の表を参照のこと)

トラックの制限を超える競技者がエントリーし、参加競技者数を定めるための予選が制定されていない場合は、下記のように選考を行う：

全競技者は最初に、ポイント・レースの規則に則り定められた距離とスプリント数で実施される予選ポイント・レースに参加する。これら予選はトラックの最大参加者数までの参加資格を与えるためにポイント・レース決勝の距離の半分以上の長さで行なわれるが、必ずしも許容される最大数まで参加資格を与える必要はない。各組ごとに、出走した競技者のうち最低でも2名以上、同数の競技者が除外される。

オムニアムに参加するための予選を勝ち抜けなかった競技者は、全員が最下位とされる。予選ラウンドを完走できなかった競技者には順位を与えられない(DNF)。

1. 可能な限り、各競技の間に最少30分の間隔を置く。
2. 1種目でも棄権した競技者は、オムニアム競技を棄権したとみなされ、UCI条項3.3.012に従い、最終順位において最下位競技者の下に「DNF」(フィニッシュせず)として記録され、順位は付かない。
3. すべてのレースにおいて、競技者は外柵とスプリンター・レーンに沿って一列にスタートリストの記載順に並ばなければならない。スクラッチ・レースにおいてこの順は、最新のUCIオムニアムランキングによる。ランキングが適用できない場合はこの種目の実績等により決定する。ポイント・レース、エリミネーションおよびテンポ・レースにおいてこの順は、その時におけるオムニアム途中順位に基づくものとする。
4. 最初の3種目について全リザルトを作成する。これら最初の3種目のみ、各勝者は40点を与えられ、各2位者は38点、各3位者は36点というように点を与えられる。
 21位およびそれ以下の競技者にはそれぞれ1点を与えられる。
5. ポイント・レースのスタートに先だち、ポイント合計によるその時点の順位が作成され、競技者は最初の3種目において獲得したポイントを持ってポイント・レースをスタートする。競技者はその合計ポイントから、ポイント・レース中におけるラップ獲得、遅れ、中間スプリントによりポイントを加算、減算される。

最終的な全体の総合順位はポイント・レースを通して展開する。

オムニアムの勝者は、最多合計ポイントを得た競技者とする。

6. いかなる理由でも棄権競技者は、その競技の棄権者とみなされ、最終順位において最下位競技者の下位に「DNF」（フィニッシュせず）として記録される。
7. スクラッチ・レースにおいて、最後の1kmの間に落車したことにより、または最後の1kmの間にレースに復帰できず、完走できなかった競技者は、その時点において獲得した周回数とトラックに残っていた競技者数を考慮して、その次に得られる順位（ポイント）を与えられる。
スクラッチ・レースおよびテンポ・レースにおいて、2周回遅れた競技者は除外される。当該競技者は、40ポイントを差し引かれ、その時点においてトラックに残っていた競技者数によって決定されるその次に得られる順位を与えられる。何らかの理由で当該競技者が除外されなかった場合は、2周回を失い除外されたものとみなし、順位付けされる（減点も含む）。
8. 最終順位において同点の場合、最終種目であるポイント・レースの最終スプリントの順位で決定する。

第112条 (フライングラップ)

フライングラップは、フィニッシュラインからフライング・スタートするタイムトライアルである。

1. 競技者はコミセールが決定する順に従いスタートする。
2. 競技者は、計時装置を起動した直前の競技者が通過したら、直ちにトラックに入らなければならない。
3. 助走と計時周回を含む距離は、トラック周長に基づき下記のとおり一定とする。

250m およびそれ以下のトラック：	3.5 周
285.714 m のトラック：	3.0 周
333.33 m のトラック：	2.5 周
400 m およびそれ以上のトラック：	2.0 周
4. 同タイムとなった場合、最後の200mのタイムの優位により競技者を順位づける。
5. **認められる**事故があった場合、競技者は再スタートできる。1競技者につき1回の再スタートが許される。

第113条 (テンポ・レース)

テンポ・レースは、最終成績をスプリントおよび周回獲得による得点により決定する競技である。

1. この条項における具体的な詳細(暗示されるもの)を除き、ポイント・レースの規則は等しくテンポ・レースに適用されるものとする。
2. 最初の4周回より後、每周回スプリントが行われる。競技の4周回を完了後に、それ以後のスプリントラップの開始を示すベルが鳴らされる。
3. 最終スプリントを含む各スプリントにおける1位競技者には1点を与える。主集団に追いついた競技者には20点を与える。主集団に追いつかれた競技者は20点を失う。
4. スタート前、競技者の半数は外柵に沿って並び、残りの半分はスプリンター・レーンに並ぶ。
5. 小さくまとまった集団での適度な速度による1周の競技外周回の後、フライング・スタートにより競技を開始する。
6. **半数以上の競技者が落車した場合を含む、何らかの理由で競技が中断された場合、コミセール・パネルが中断の時間を決定するものとする。同一セッションで競技を再開する場合は、以下のよう**に再スタートする：
 - ・競技者は、中断時に獲得していた累計ポイントをもって再スタートする
 - ・残りの周回数は、表示されている合計に5周を加えて調整される（例えば、中断された時点で残りが11周だった場合、残り16周で再スタートする）。中断された時点で残りが5周以下であった場合は、残り11周で再スタートする。
 - ・スタートは通常のテンポ・レースと同様に行う。最初の4周回の後、每周回スプリントが行われる。4周回を完了した後、スプリントラップ開始のベルが鳴らされる。
 - ・すべての競技者は同一グループで一斉にスタートする。競技が中断された時点で競技者が主集団の前方または後方にいたかについては考慮されない。
 同一セッションでの再スタートが不可能な場合は、再レースを行うものとする。

第3部-2 (第6章) 自転車競技場

第114条 (自転車競技場)

自転車競技場については、UCI 規則に準ずる。

1. 国際競技は、UCI 公認の自転車競技場で行う。国内競技日程に含まれるトラック競技は、国内的認可または UCI 承認の自転車競技場で開催しなければならない。

下記の要件を満たさない競技場は UCI の公認するものとならない。

- (1) 自転車競技場の構造をなす材料と固定方法の安定性と耐久性は、競技場が建設される国の建設と安全に関する法律に適合し、地質学的特性と気象条件に注意しなければならない。

これら要素、構造の一般的柔軟性と技術的水準とよい施工の構造材料、は地域の法律または規則に準拠して、所有者、請負業者、設計者、顧問技師、経営者、運営者、使用者、主催者およびその他の責任下にある。この件に関して UCI はいかなる責任も免除される。

UCI による自転車競技場公認は、自転車競技場の技術的・構造的特性によるものではなく、当該落の条項への外面的特性の適合により、査察によって与えられる。UCI は公認の範囲外、または公認の基礎とする査察後に生じたか明らかになった、過失や欠陥に関して法的責任はない。

- (2) トラックの諸元

- ①. 形状

トラックの内側の縁は、2つの並行する直線によって結ばれた2つの曲線で構成する。曲線部の出口と入口は緩和曲線を設定する。

トラックの傾斜は、カーブの半径と諸種目における最高速度を考慮して決定する。

- ②. 周長

トラックの周長は、133m から 500m の間でなければならない。トラックの周長は、整数周回または整数+半周周回で、正確に+5cm 以内の誤差で 1 km の距離となるように選定する。

世界選手権大会およびオリンピック競技大会を行う競技場の周長は 250m とする。

競技場の周長は、トラックの内縁（ブルーバンドの上限）の上方 20cm のところで計測する。

- ③. 幅員

トラックの幅員はその周長にわたって一定でなければならない。カテゴリ 1 または 2 として公認されるトラックの最小幅員は 7m とする。その他のトラックは、その周長に釣り合った最小 5m の幅員がなければならない。

- ④. ブルーバンド

ブルーバンドとして知られる乗車可能な空色の範囲は、トラックの内縁に沿って備えられなければならない。このバンドの幅員はトラック幅員の 10%とし、その表面はトラック表面と同特性とする。この範囲には広告表示は許可されない。

1 名または複数の競技者がトラック上にいるときには、自転車に乗車した競技者を除いて、いかなる人も物もブルーバンドにあってはならない。

- ⑤. 安全地帯

安全地帯は、ブルーバンドの内側に接して備えられ、明示されなければならない。ブルーバンドと安全地帯の合計幅は、250m 以上のトラックにおいては最小 4m、250m 未満のトラックにおいては最小 2.5m とする。

競技者がトラック上にいるときには、コミセール、自転車で走行中の競技者および/またはチーフ・コミセールにより許可を与えられた者を除いて、いかなる人も物（スターティング・マシンを含む）も安全地帯上にあってはならない。

チーム・パーシュートおよびインディヴィデュアル・パーシュートを除くすべてのトラック競技中において、すべてのチームスタッフはインフィールドに留まらなくてはならない（トラックや安全地帯に留まってはならない）。

チーム・パーシュートおよびインディヴィデュアル・パーシュートでは、1 チームあたり 1 人のコーチのみが安全地帯上に留まることを許される。

コミセールの判断により、特定のチームスタッフは安全地帯に出入りすることが許される（衝突が生じた後のメカニックなど）。

上記に関係なく、第 114 条 1 ⑤が適用される。下記条件に合致する場合を除き、十分に競技者の安全を保証する構造物である、最少高さ 120cm の柵を、安全地帯の内側の縁に築かななければならない。

1. 安全地帯とトラック・センター間またはトラック・センター内に段差または急斜面がない、および

2. この条項の第2節に従い、安全地帯の内側およびブルーバンドから 10m 以内に、許可を受けていない者または物が無いこと。

この柵は透明で、いかなる状況においても、広告物をつけることはできない。

トラックがトラック・センターより 1.5m 以上高い場合、競技者が負傷することを防止するために、ネット、パネル、または同様の付加的な保護柵を設けなければならない。

柵に設けられたいかなる出入り口も、簡単で信頼できる締め具を取り付けなければならない。これらは、競技またはトレーニングが進行中には閉じた状態に保たれねばならない。

⑥. 断面

トラックのいかなる点においても、トラック走路面の断面は直線でなければならない。コーナー部においては、内側の端はカーブを描いてブルーバンドに連続的につながらなければならない。

トラックおよび安全地帯のいかなる点においても、トラック走路面からの垂直方向距離 3m 以下にはいかなる障害物もないことを保証しなければならない。

⑦. 表面

トラック表面は平坦、一様で研磨されていない状態でなければならない。

トラック表面平坦度の許容値は 2m あたり 5mm である。

トラック全面にわたり上塗りは一様でなければならない。トラックの一部の転がり抵抗を減らす目的の上塗りは禁じられる。

トラックの表面色は、トラックの標示線が明瞭に見えるようであるなければならない。

(3) 表示

①. 塗装

トラックのいかなる境界、線、広告その他の表示にはペイント、または滑りにくく表面の粘着特性、堅牢性・均質性が変化しない製品を用いなければならない。

トラックの走路上の広告はステイヤー・ラインより上に、ステイヤー・ラインの上 50cm とフェンス（トラックの外縁）から 50cm の間の走行方向のバンド内に表示する。中央線と 200m 線の 1m 以内と、フィニッシュラインの白帯の外端から 3m 以内の範囲には広告を表示してはならない。

フィニッシュラインにおける測定は白帯の前後の外端から測定する。

走行方向の線は 5cm の一様な幅とする。走路に直交する方向の線は 4cm の一様な幅とする。

②. 走行方向の標示

1. 測定線

走路の内側の端から 20cm の位置に“測定線”を、明色の地に黒色、または暗色の地に白色で引き、10m ごとに数字を、5m ごとに印をつける。測定線の計測は、その内側の縁において行う。

2. スプリンター・ライン

赤色線を“スプリンター・ライン”としてトラックの内側の端から 85cm に引く。

この 85cm は赤色の線の内側の縁までを測定する。

3. ステイヤー・ライン

青色線を“ステイヤー・ライン”として、トラックの内側の端からトラックの全幅の 1/3 または 2.45m の位置（いずれか大きい方）に引く。

この距離は青色線の内側の縁までを測定する。

③. 走路に直交する方向の標示

1. フィニッシュライン

フィニッシュラインを、ストレートの終端、ただし斜度が変化するところより数メートル手前の位置に、原則としてメイン・グランドスタンドの前に引く。

フィニッシュラインは、72cm 幅の白帯の中央に 4cm 幅の走路に直交する黒線として引く。トラック上のフィニッシュラインの標示は、フェンスの平坦面の頂部まで連続しなければならない。

2. 200m 線

フィニッシュラインの手前 200m の位置に、スプリント競技における計時開始点となる白線をトラックを横断して引く。

3. 中央線（パーシュート・ライン）

パーシュートにおけるフィニッシュラインとして、両ストレートの正確に中央位置に、他方と一直線上に走路幅の半分まで走路に直交して赤色線を引く。

(4) 器具・設備

①. 出入り口のトンネル

安全地帯の内側の「トラック・センター」には、ひとつまたは複数のトンネルを経て出入りすることが義務付けられる。

②. 競技者用区域

トラック・センターの中に、中央線およびフィニッシュライン近くの待機場所だけでなく、競技者が着替え、ウォーミングアップをする区域を備えなければならない。

③. 外柵

トラックの外側の端は、競技者と観客を守るために安全柵で囲わなければならない。これはぐらつかないように強固に固定され、その全高は 90cm 以上とする。内側部分は、トラック表面から最小 65cm の高さまで完全に平滑で連続していなければならない。柵には突出部や部品の突き出しがあってはならない。

トラック外側のトラック表面の外縁から 1.5m またはさらに下の場所に、競技者がトラックから事故的に落ちる危険を減少させるための補足的な安全措置（網、パネル等）を備えなければならない。

外柵の色彩はトラックの色彩と明らかに対照的でなければならない。

外柵に設けられる扉は、簡単で確実な締め具がついた、外開きものとし、競技中とトレーニング中は閉じられていなければならない。

(5) その他

①. 競技者や観客にはっきりと見える周回板とトラックの隅々まで聞こえる鐘をフィニッシュライン近くに設置する。

パーシュート競技においては、鐘と周回板は第 9 4 条 14 項に従ってトラック両側の中央線の近くに設置する。

②. スターティング・ブロック、カウントダウン・タイマー、テープ・スイッチおよび電子表示装置（1/1000 秒までのタイム、ラップ、ポイント等）を含む常設計時装置、フィニッシュ・ジャッジを補助する写真・ビデオ判定装置、および自転車競技場全体に明瞭に聞こえる場内放送設備は、すべてのカテゴリ 1 の自転車競技場に備えなければならない。

テープ・スイッチはトラック全幅にわたり設置し、または光線等による許容し得る検知装置を設置する。

(6) 照明

その国において有効な安全条件に適合した照明を備えなければならない。

照明設備には、主電源から独立して機能する、最低 100 ルックスの照度を 5 分間維持する瞬間対応の非常照明設備により補助されなければならない。

観客のいないトレーニング時には、最低 300 ルックスの頭上からの照明が必要である。競技時には、エリート世界選手権大会とオリンピック競技大会（カテゴリ 1 の自転車競技場）では最低 1400 ルックスが、カテゴリ 2 の自転車競技場では最低 1000 ルックスが、カテゴリ 3 と 4 の自転車競技場では最低 500 ルックスが要求される。

(7) 役員のための設備

①. フィニッシュ・ジャッジのための台

トラック・センターのフィニッシュラインの延長上に、フィニッシュ・ジャッジのための台を設置しなければならない。

②. コミセール・パネルのための仕切り席

フィニッシュライン近くのトラック・センターにコミセールのための施設を設けなければならない。

(8) 判定員のための仕切り席

トラックの外側に判定員のための施設を用意しなければならない。ここはたとえば、フィニッシュライン上方のスタンド最上部のような、静粛で、隔離された場所で、視界を妨げられずにトラックを見渡せなければならない。競技中は、判定員と、スタータ、チーフ・コミセールを含む他のコミセールとの間の無線通信が必要である。

カテゴリ 1 と 2 の自転車競技場では、全競技の映像再生においてスロー・モーションで見ることのできるビデオ映写装置を判定員のために準備しなければならない。

(9) スタータのための中央台

トラック・センター中央のパーシュートラインの延長上に、スタータのための台を設けなければならない。その面積は 3~4m² で、トラックの高さまで高くしなければならない。

2. 自転車競技場の公認

- (1) 公認に際し、自転車競技場はトラックと設備の技術上の特性により 4 カテゴリに分類される。このカテゴリはその自転車競技場で開催することのできる競技の水準を、下記の表のように規定する。

カテゴリ	公認	大会の水準
1	UCI	エリート世界選手権大会とオリンピック競技大会
2	UCI	ワールドカップ、大陸選手権大会、ジュニア世界選手権大会
3	UCI	その他の国際競技大会
4	国内連盟	国内競技大会

- (2) カテゴリ 1 と 2 の自転車競技場は、下記の基準（計算上の安全最大速度は 85km/h から 110km/h）を満たさなければならない。この他のトラックは最小安全速度 75km/h を保証して設計しなければならない。

トラック周長	250 m	285.714 m	333.33 m	400 m
曲線部半径	19-25m	22-28m	25-35m	28-50m
幅員	7-8m	7-8m	7-9m	7-10m

- (3) 公認の申請は、競技場が所在する国の国内連盟から UCI に提出する。
- (4) 公認の申請は、査察予定日より 2 ヶ月以上前に UCI に送付されなければならない。申請には、UCI の標準モデルに従った技術ファイルが添付されなければならない。UCI は補足の書類または情報を要求することができる。
- (5) 国内連盟は査察のために、UCI 代表の指示下に、規定の測定実施に責任を持つ専門家の同席のもとに査察を施行しなければならない。この時、一団の競技者が試走して行う走行検査も行う。
- 自転車競技場査察に関連して発生するすべての経費は、申請者により負担され、国内連盟も連帯責任がある。UCI 代表の経費は、その時点で有効な UCI の財務的責任に関する条項に示される条件に従って負担される。
- (6) 詳細な査察報告書を UCI の代表が作成し、トラック計測の責任者および国内連盟の代表が連署する。
- (7) UCI が公認を差し控えるべき局面があると判断した場合、決定を下す前に、申請人を招請してこの局面を弁明させる。これを行わず、競技場公認が差し控えられた場合、当該国内連盟はスポーツ仲裁裁判所に提訴できる。
- (8) 自転車競技場査察以降の、施設のいかなる変更または修理も、公認を無効化する。再び公認されるためには、本条 2.(4)以下の条項に示される手続きに従わなければならない。
3. UCI の公認を受けない場合でも、本連盟の公認競技大会を実施するためには、本連盟の公認を受けなければならない。

- (1) 本連盟の公認は、UCI の公認に準じ、本連盟競技運営委員会が審査、査察を行う。
- 競技場の測定方法は、以下のように行う。
 - 測定作業は有資格の建築士または測量士により、測定線の内側に沿って、左回り、右回りの 2 回行う。
 - いずれの場合も同一起点から測定する。この 2 回の結果の平均をもってトラックの公認周長とする。
 - 数値は 6mm 以上を切り上げ、5mm 以下を切り捨ててセンチメートル単位とする。
- (2) 測定には、本連盟競技運営委員会から指名された 2 名の査察員が立ち会う。
- (3) 公認の期限は 4 年間とする。
- (4) 競技場を改修した場合は、あらためて公認手続きをとらなければならない。
- (5) 公認についての詳細は付表 3-5 自転車競技場および施設に関する基準要項に定める。

第115条

(コーナー・ラバー・パッド)

周長が 250m より大きいトラックの場合、ブルーバンドには各中央線から、2 つ目のコーナーの出口まで 5m おきにラバー・パッドを置き、走行できないようにする。フライング・スタートの 200 m タイムトライアル競技に限り、コーナーにのみ 5m おきにラバー・パッドを置く。ラバー・パッドは長さ 50cm、幅 10cm 以内、高さ 10cm とし、気流によって動かないように十分に重い合成素材製とする。

250m 以下のトラックでは、ブルーバンド上にラバー・パッドを置く必要はない。

チーム・スプリントについては、第 99 条が適用される。

アワー・レコードおよび特別な記録挑戦（トラックの長さは問わない）については、トラック全周にわたって 5m おきにこれらのラバー・パッドを配置し、ブルーバンド上を走行できないようにする。

第3部-3 (第26章) 記録の公認

第116条 (記録即時認定競技大会)

本連盟の主たる直轄事業で、第117条の基準に適合する競技大会においては、競技記録を即時認定する。加盟団体が競技大会を開催する時は、第127条の基準に従い申請し、承認を得て記録を即時認定する競技大会にすることができる。

第117条 (記録公認の条件)

記録の公認は、次の各号を満たしているものについて、別に定める運用基準に基づき行う。

1. 公認競技場または運用基準に基づき周長測定された競技場であること。
2. 競技役員が定数を満たしていること。
3. スターティング・マシン、電子計時装置（テープ・スイッチ使用）および証明のあるプリンタ付き時計を使用して 1/1000 秒単位で測定したものであること。
4. 記録即時認定競技大会開催申請および公式記録報告が期日内に提出されているもの。
5. ドーピング検査違反がないこと。

第118条 (記録即時認定競技大会の種類)

1. オリンピック競技大会代表選考会
2. 世界選手権大会代表選考会
3. 全日本選手権自転車競技大会トラック大会
4. 国民スポーツ大会
5. 全国都道府県対抗自転車競技大会
6. ジュニア・オリンピック・カップ自転車競技大会
7. 国際自転車競技連合に定める競技大会
8. その他本連盟の加盟団体が、前条の基準に適合し、承認を得た競技大会。

第119条 (公認する日本記録の種類)

次の種目・距離において日本記録を公認する。今後、UCIが認めた種目を追加する。エリート、ジュニア以外のカテゴリについては日本最高記録とすることができる。

1. 個人種目

		男子		女子	
		エリート	ジュニア	エリート	ジュニア
フライング・スタート	200m	○	○	○	○
	500m	○	○	○	○
スタンディング・スタート	500m			○	○
	1km	○	○	○	○
	2km				○
	3km		○	○	
	4km	○			
	アワー・レコード	○		○	
	最優秀アワー・パフォーマンス	○		○	
デルニー追走の最優秀アワー・パフォーマンス	○				

2. 団体種目

		男子		女子	
		エリート	ジュニア	エリート	ジュニア
チーム・パーシュート	4km	○	○	○	○
チームスプリント	250 m×3	○	○		
	500×1/2m×3	○	○		

	333.33 m×3	○	○		
	400 m×3	○	○		
	500 m×3	○	○		
	250 m×2			○	○
	500×1/2m×2			○	○
	333.33 m×2			○	○
	400 m×2			○	○
	500 m×2			○	○

第120条 (日本記録の公認)

前各条の条件を満たし、公認日本記録は 1/100 秒以上の記録が更新された場合にはこれをすべて日本記録として公認する。アワー・レコード、最優秀アワー・パフォーマンスについては UCI 規則による。

ドーピング検査を実施しない記録即認大会、国外における競技大会において記録が更新された場合、速やかに競技大会外検査を受けなければならない。チーム競技の場合は、新記録を達成した競技者全員がドーピング検査を受けなければならない。その結果がドーピング検査違反または検査が実施されない場合は日本記録として公認されない。

第121条 (世界記録およびアジア大陸記録の公認)

この記録の公認は、UCI 規則、アジア大陸自転車競技連合の規則による。

第122条 (競技者および競技大会の限定)

日本記録は、日本国籍の登録者によって日本国内の公式競技大会および国外における UCI 公認国際競技大会において記録されたものでなければならない。

第123条 (外国人競技者の記録の取扱い)

本連盟競技規則第 5 条、競技者登録規程第 1 2 条 2 項に従って公認競技大会に参加を認められた外国人競技者の記録は次のように取り扱う。

1. 競技大会における記録は、公認記録として認定する。
2. 日本記録の対象としなが、日本国際記録として認める。
3. 本連盟登録競技者ランキングの対象としない。
4. 多国籍競技者間の混成チームの場合は、日本国際記録として認めない。

第124条 (年度の日本記録)

同一暦年内に更新された日本記録のうち、最高の記録を当該年の日本記録とする。

第125条 (日本記録の公認基準および記録の公告)

日本記録の公認は次の基準により行う。

1. 同一競技会および同一期日において複数の記録が更新された場合は、そのすべてを公認する。
2. その時点での日本記録と同一の記録は公認する。
3. 日本記録が更新された場合、主催者は、24 時間以内に（公財）日本自転車競技連盟事務局にファクシミリ等文書で連絡する。
4. 公認された日本記録は、連盟機関誌、事業報告書等で 1 ヶ月以内に公告する。

第126条 (記録の種類)

公認競技会の記録は下記とする。

- | | |
|---------|-----------|
| 2. 日本記録 | 3. 大会記録 |
| 4. 参考記録 | 5. 日本国際記録 |

第127条 (公認競技会の申請および報告)

本連盟規則、記録公認の条件に従い、申請、承認のうえ開催し、報告する。

1. 「公認競技大会開催申請書」は所定事項を記入し、実施日の前日を含めて 2 週間以前に本連盟あて提出しなければならない。
2. 公認競技大会の開催には、上記の申請に対する本連盟の承認を必要とする。
3. 「公認競技大会開催報告書」は、競技大会終了後 2 週間以内に本連盟あて提出しなければならない。

付表 3-1 : スプリントの組合せ表

予選により 1 2名を選出する場合【J】【標準】

人数	組合せ方法	組	編 成	1 着	2 着
12	1/8 決勝 6×2	1	N 1 - N12	1A1	1A2
		2	N 2 - N11	2A1	2A2
		3	N 3 - N10	3A1	3A2
		4	N 4 - N 9	4A1	4A2
		5	N 5 - N 8	5A1	5A2
		6	N 6 - N 7	6A1	6A2
(6)	敗者復活戦 2×3	1	1A2- 4A2- 6A2	1B	敗者は 9-12 位 決定戦へ
		2	2A2- 3A2- 5A2	2B	
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL) 2 回戦制	1	1A1 - 2B	1C	敗者は 5-8 位 決定戦へ
		2	2A1 - 1B	2C	
		3	3A1 - 6A1	3C	
		4	4A1 - 5A1	4C	
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL)	1	1C - 4C	勝者は決勝へ, 敗者は 3-4 位決定戦へ	
		2	2C - 3C		

予選により 1 6名を選出する場合

人数	組合せ方法	組	編 成	1 着	2 着
16	1/8 決勝 8×2	1	N 1 - N16	1A1	200m TT による予選 の成績に従い順位付 ける 【ワールドカップで は "B" トーナメント に進む】
		2	N 2 - N15	2A1	
		3	N 3 - N14	3A1	
		4	N 4 - N13	4A1	
		5	N 5 - N12	5A1	
		6	N 6 - N11	6A1	
		7	N 7 - N10	7A1	
		8	N 8 - N 9	8A1	
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL) 2 回戦制	1	1A1 - 8A1	1B1	敗者は 5-8 位 決定戦へ
		2	2A1 - 7A1	2B1	
		3	3A1 - 6A1	3B1	
		4	4A1 - 5A1	4B1	
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL) 2 回戦制	1	1B - 4B	1C1	1C2
		2	2B - 3B	2C1	2C2
4	決勝 (FINAL) 2 回戦制	1	1C1 - 2C1	1 位 (金)	2 位 (銀)
		2	1C2 - 2C2	3 位 (銅)	4 位

注：8×2とは2名による対戦を8組行うこと。

"B" トーナメント

人数	組合せ方法	組	編 成	1 着	2 着
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL)	1	1A2 - 8A2	1D1	200m TT の結果によ り 13-16 位決定
		2	2A2 - 7A2	2D1	
		3	3A2 - 6A2	3D1	
		4	4A2 - 5A2	4D1	
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL)	1	1D1 - 4D1	1E1	1E2
		2	2D1 - 3D1	2E1	2E2
4	決勝 (FINAL)	1	1E1 - 2E1	9 位	10 位
		2	1E2 - 2E2	11 位	12 位

-予選により18名を選出する場合

人数	組合せ方法	組	編 成	1 着	2 着
18	第1回戦 9×2	1	N 1 - N18	1A1	1A2
		2	N 2 - N17	2A1	2A2
		3	N 3 - N16	3A1	3A2
		4	N 4 - N15	4A1	4A2
		5	N 5 - N14	5A1	5A2
		6	N 6 - N13	6A1	6A2
		7	N 7 - N12	7A1	7A2
		8	N 8 - N11	8A1	8A2
		9	N 9 - N10	9A1	9A2
(9)	敗者復活戦 3×3	1 2 3	1A2 - 6A2 - 9A2 2A2 - 5A2 - 7A2 3A2 - 4A2 - 8A2	1B 2B 3B	200 m TT の結果により 順位決定
12	1/8 決勝 6×2	1	1A1 - 3B	1C1	1C2
		2	2A1 - 2B	2C1	2C2
		3	3A1 - 1B	3C1	3C2
		4	4A1 - 9A1	4C1	4C2
		5	5A1 - 8A1	5C1	5C2
		6	6A1 - 7A1	6C1	6C2
(6)	敗者復活戦 2×3	1 2	1C2- 4C2- 6C2 2C2- 3C2- 5C2	1D 2D	敗者は9-12位 決定戦へ
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL) 2回戦制	1	1C1 - 2D	1F	敗者は 5-8位 決定戦へ
		2	2C1 - 1D	2F	
		3	3C1 - 6C1	3F	
		4	4C1 - 5C1	4F	
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL)	1	1F - 4F	勝者は決勝へ, 敗者は3-4位決定戦へ	
		2	2F - 3F		

-予選により28名を選出する場合 (ネイションズカップおよびおよび UCI 世界選手権大会)

人数	組合せ方法	組	編 成	勝者	敗者
28	200m TT の ・上位4名は次の予選 ラウンド(1/8決勝)へ 進む ・5-28位は、1/16決勝 12×2	1	N1	1A	200m TT の結果によ り、17-28位決定
		2	N2	2A	
		3	N3	3A	
		4	N4	4A	
		5	N5 - N28	5A	
		6	N6 - N27	6A	
		7	N7 - N26	7A	
		8	N8 - N25	8A	
		9	N9 - N24	9A	
		10	N10 - N23	10A	
		11	N11 - N22	11A	
		12	N12 - N21	12A	
		13	N13 - N20	13A	
		14	N14 - N19	14A	
		15	N15 - N18	15A	
		16	N16 - N17	16A	
16	1/8 決勝 8×2	1	1A - 16A	1B	200m TT の結果によ り、9-16位決定
		2	2A - 15A	2B	
		3	3A - 14A	3B	
		4	4A - 13A	4B	
		5	5A - 12A	5B	
		6	6A - 11A	6B	
		7	7A - 10A	7B	
		8	8A - 9A	8B	
8	1/4 決勝 2回戦制	1	1B - 8B	1C	200m TT の結果によ り、5-8位決定
		2	2B - 4B	2C	
		3	3B - 6B	3C	
		4	4B - 5B	4C	
4	1/2 決勝 2回戦制	1	1C - 4C	1D1	1D2
		2	2C - 3C	2D1	2D2
4	決勝 2回戦制	1	1D1 - 2D1	1位(金)	2位(銀)
		2	1D2 - 2D2	3位(銅)	4位

・予選により24名を選出する場合（オリンピック競技大会）

人数	組合せ方法	組	編 成	1 着	2 着
24	1/32 決勝 12 X 2 ⇒ 1 = 12	1	N1 - N24	1A1	1A2
		2	N2 - N23	2A1	2A2
		3	N3 - N22	3A1	3A2
		4	N4 - N21	4A1	4A2
		5	N5 - N20	5A1	5A2
		6	N6 - N19	6A1	6A2
		7	N7 - N18	7A1	7A2
		8	N8 - N17	8A1	8A2
		9	N9 - N16	9A1	9A2
		10	N10 - N15	10A1	10A2
		11	N11 - N14	11A1	11A2
		12	N12 - N13	12A1	12A2
	敗者復活戦 4 X 3 ⇒ 1 = 12	1	1A2 - 8A2 - 9A2	1B	200 m TT の 結果により順位決定
		2	2A2 - 7A2 - 10A2	2B	
		3	3A2 - 6A2 - 11A2	3B	
		4	4A2 - 5A2 - 12A2	4B	
16	1/16 決勝 8 X 2 ⇒ 1 = 8	1	1A1 - 4B	1C1	1C2
		2	2A1 - 3B	2C1	2C2
		3	3A1 - 2B	3C1	3C2
		4	4A1 - 1B	4C1	4C2
		5	5A1 - 12A1	5C1	5C2
		6	6A1 - 11A1	6C1	6C2
		7	7A1 - 10A1	7C1	7C2
		8	8A1 - 9A1	8C1	8C2
8	敗者復活戦 4 X 2 ⇒ 1 = 4	1	1C2 - 8C2	1D	200 m TT の 結果により順位決定
		2	2C2 - 7C2	2D	
		3	3C2 - 6C2	3D	
		4	4C2 - 5C2	4D	
12	1/8 決勝 6 X 2 ⇒ 1 = 6	1	1C1 - 4D1	1E1	1E2
		2	2C1 - 3D1	2E1	2E2
		3	3C1 - 2D1	3E1	3E2
		4	4C1 - 1D1	4E1	4E2
		5	5C1 - 8C1	5E1	5E2
		6	6C1 - 7C1	6E1	6E2
6	敗者復活戦 2 X 3 ⇒ 1 = 2	1	1E2 - 4E2 - 5E2	1F	200 m TT の 結果により順位決定
		2	2E2 - 3E2 - 6E2	2F	
8	1/4 決勝 4 X 2 ⇒ 1 = 4 (2 回戦制)	1	1E1 - 2F	1G1	5~8 位 決定戦へ
		2	2E1 - 1F	2G1	
		3	3E1 - 6E1	3G1	
		4	4E1 - 5E1	4G1	
4	1/2 決勝 2 X 2 ⇒ 1 = 2 (2 回戦制)	1	1G1 - 4G1	1H1	1H2
		2	2G1 - 3G1	2H1	2H2
4	決勝 2 X 2 ⇒ 1 = 2 (2 回戦制)	1	1H1 - 2H1	1 位 (金)	2 位 (銀)
		2	1H2 - 2H2	3 位 (銅)	4 位

付表3-1 A1 : ケイリンの勝ち上がり表

競技者数	第1回戦		上位3競技者は1-6位決定戦へ4-6位競技者は7-12位決定戦へ
	組数	組あたり	
10 to 14	2	5-7	

競技者数	第1回戦			敗者復活戦			1/2決勝	
	組数	組あたり競技者数	各組から1/2決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/2決勝に進む	組数	組あたり競技者数
15 to 21	3	5-7	2	2-3	5-7	2-3	2	6
22 to 28	4	5-7	2	4	3-5	1		
29 to 42	6	4-7	1	6	3-6	1		

競技者数	第1回戦				敗者復活戦			1/4決勝		敗者復活戦			1/2決勝	
	組数	組あたり競技者数	各組から1/4決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/4決勝に進む	組数	組あたり競技者数	各組から1/2決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/2決勝に進む	組数	組あたり競技者数
43 to 49	7	6-7	1	6	6-7	2	3	6-7	2	2	2	3		
50 to 56	8	6-7	1	7	6-7	2	4	5-6	2	2	2	2		
57 to 63	9	6-7	1	8	6-7	2	4	6-7	2	2	4	1	2	6
64 to 70	10	6-7	1	9	6-7	2	4	7	2	2	4	1		

上位3競技者は1-6位決定戦へ4-6位競技者は7-12位

付表 3-1 A 2 : ケイリンの組合せ表

28 競技者によるケイリン組み合わせの典型						
第 1 回戦:	組合わせ :	4 組×7 競技者				
		A	B	C	D	
		R1	R2	R3	R4	
		R8	R7	R6	R5	
		R9	R10	R11	R12	
		R16	R15	R14	R13	
		R17	R18	R19	R20	
		R24	R23	R22	R21	
		R25	R26	R27	R28	
	略号:	«R» は直近の UCI 個人ケイリン・ランキング。ランキングがない場合は抽選による。				
結果 :		*QA1	*QB1	*QC1	*QD1	
		*QA2	*QB2	*QC2	*QD2	
		QA3	QB3	QC3	QD3	
		QA4	QB4	QC4	QD4	
		QA5	QB5	QC5	QD5	
		QA6	QB6	QC6	QD6	
		QA7	QB7	QC7	QD7	
	* 2 回戦に進出- 他の競技者は敗者復活戦に参加					
敗者復活戦:	組合わせ :	4 組×5 競技者				
		QA3	QB3	QC3	QD3	
		QD4	QC4	QB4	QA4	
		QC5	QB5	QA5	QD5	
		QB6	QA6	QD6	QC6	
		QA7	QD7	QC7	QB7	
	結果 :		*RA1	*RB1	*RC1	*RD1
		すべて 13 位	RA2	RB2	RC2	RD2
		すべて 17 位	RA3	RB3	RC3	RD3
		すべて 21 位	RA4	RB4	RC4	RD4
すべて 25 位		RA5	RB5	RC5	RD5	
* 2 回戦に進出- 他の競技者は各ヒートの着順により順位付けられる (ヒート数に応じて調整される)。						
1/2 回戦 (準決勝) :	組合わせ :	2 組×6 競技者				
		FA	FB			
		QA1	QB1			
		QD1	QC1			
		QB2	QA2			
		QC2	QD2			
		RA1	RB1			
		RD1	RC1			
	結果 :		*FA1	*FB1		
			*FA2	*FB2		
		*FA3	*FB3			
		**FA4	**FB4			
		**FA5	**FB5			
		**FA6	**FB6			
* 1-6 位決定戦に進出						
** 7-12 位決定戦に進出						

付表3-2：トラックレースの区分（クラス）

トラックレース競技大会は以下のクラス分けと参加基準にしたがって競技日程に掲載される。

1. 世界競技日程

競技大会の種類	参加方法
オリンピック競技大会	- オリンピック競技大会規則による
世界選手権大会	- 世界選手権大会規則による
ネイションズカップ	- UCI 規則第 3.4.004 条から第 3.4.007 条による
大陸選手権大会 大陸競技大会	- UCI 規則第 3.8.004 条を見よ

Class 1

大会全体：

- 男子エリートおよび女子エリート³⁾のクラス1大会
- ジュニア（男/女）、U23（男/女）、パラサイクリングに向けた追加種目（最少1カテゴリ）⁴⁾
- 最少5種目²⁾

種目別：

- 参加国4カ国以上¹⁾
- 1カ国が集団の50%以上を占めてはならない
- エリートとU23に登録する競技者はUCIトラック・ポイント10ポイントを獲得していること⁵⁾
- 最短距離はUC規則により定める
- エリートとU23の種目あたりの最小競技者数：⁶⁾
 - ・スプリント：8名（第3.2.031条）
 - ・ケイリン：10名（第3.2.135条）
 - ・バンチ・レース：15名
 - ・マディソン：10チーム

Class 2

大会全体：

- 男子エリートおよび女子エリートのクラス2大会
- ジュニア（男/女）、U23（男/女）、エリート（男女）、パラサイクリングに向けた追加種目（最少1カテゴリ）⁴⁾
- 最少3種目²⁾

種目別：

- 参加国4カ国以上¹⁾
- 最短距離はUC規則により定める
- エリートとU23の種目あたりの最小競技者数：⁶⁾
 - ・スプリント：8名（第3.2.031条）
 - ・ケイリン：10名（第3.2.135条）
 - ・バンチ・レース：12名
 - ・マディソン：8チーム

国内選手権大会

- 1) チーム競技の中で、複数の国の競技者で構成される(混成チーム)チームが含まれる場合は、競技者の過半数を占める国名を優先する。チームイベントにおいていずれの国も過半数に達しない場合、当該参加チームの国名はカウントしない。
- 2) 種目 = エリート世界選手権大会プログラムにおけるカテゴリごとの種目
- 3) 翌年も大会をクラス1で維持するには、両方のカテゴリがクラス1の要件を満たしていなければならない。
- 4) 追加種目は、大会と同等またはそれ以下(クラス1、クラス2、または国内大会)のクラスとすることができる。
- 5) 競技者は、レース当日時点において、いずれかのUCIトラック・ランキングで10ポイントを獲得していなければならない。インディヴィデュアル・パーシュート、タイムトライアル、チーム・パーシュート、およびチーム・スプリントにおいては最低UCIポイントは必要条件とされない。
- 6) 他の種目(インディヴィデュアル・パーシュート、タイムトライアル、チーム・パーシュート、およびチーム・スプリント)では最小競技者数は設けられていない。

付表3-3：ペナルティ表

1. トラック競技に関するレース中のインシデントおよび明確な違反行為の表

	第1列	第2列	第3列
	オリンピック競技大会 エリート世界選手権大会 ネイションズカップ	ジュニア世界選手権大会 大陸選手権大会 大陸競技大会 クラス1&2 男子、U23およびエリート <u>パラサイクリング</u> ： パラリンピック競技大会 世界選手権大会 ネイションズ・カップ	クラス1&2男子、ジュニア クラス1&2女子、ジュニア 国内競技大会 その他の競技大会 <u>パラサイクリング</u> ： その他の競技大会
1. 公式会議および公式式典の手順			
1.1 公式式典(記者会見等を含む)に臨まない	競技者：罰金500および競技大会で得られる賞金およびUCIランキングポイントの没収	競技者：罰金200および競技大会で得られる賞金およびUCIランキングポイントの没収	競技者：罰金100および競技大会で得られる賞金およびUCIランキングポイントの没収
1.2 表彰台上および式典中に義務付けられた服装を着用しない	競技者：関与した競技者1名あたり罰金500	競技者：関与した競技者1名あたり罰金200	競技者：関与した競技者1名あたり罰金100
1.3 出席を求められた会議に、チーム監督が出席しない	<u>チーム監督</u> ：罰金300	<u>チーム監督</u> ：罰金200	<u>チーム監督</u> ：罰金100
2. 装備と新技術			
2.1 規則に適合しない自転車でレースのスタートに臨む	競技者：スタートは拒絶される	競技者：スタートは拒絶される	競技者：スタートは拒絶される
2.2 コミセールのチェックを受けていない自転車でレースをスタートする	<u>チーム</u> ：罰金200および警告	<u>チーム</u> ：罰金100および警告	<u>チーム</u> ：罰金50および警告
2.3 規則に適合しない自転車を使用する	競技者：罰金500および失格	競技者：罰金200および失格	競技者：罰金100および失格
2.4 条項1.3.010に適合しない自転車の使用または存在	競技者：失格 <u>チーム</u> ：失格	競技者：失格 <u>チーム</u> ：失格	競技者：失格 <u>チーム</u> ：失格
2.5 禁止された遠隔通信装置を競技者が使用	競技者：スタート拒絶、または失格 チーム監督/コーチ：除外	競技者：スタート拒絶、または失格 チーム監督/コーチ：除外	競技者：スタート拒絶、または失格 チーム監督/コーチ：除外
2.6 レース中に競技者が読むことのできるディスプレイ付き電子機器の使用	競技者：スタート拒絶または失格	競技者：スタート拒絶または失格	競技者：スタート拒絶または失格
2.7 競技中にUCI未承認の新技術、革新的な服装または装備を使用	競技者：スタート拒絶または失格	競技者：スタート拒絶または失格	競技者：スタート拒絶または失格
2.8 機材/服装チェックを回避、拒否、または妨害する	競技者：失格 <u>その他のチームメンバー</u> ：除外	競技者：失格 <u>その他のチームメンバー</u> ：除外	競技者：失格 <u>その他のチームメンバー</u> ：除外
2.9 レースで使用する機材/	競技者：罰金500および	競技者：罰金200および失	競技者：罰金100および失

服装を、コミセールのチェックを受けた後で変更する	び失格 その他のチームメンバー：罰金500および除外	格 その他のチームメンバー：罰金200および除外	格 その他のチームメンバー：罰金100および除外
2.10レース中にトラック上に落下する可能性のある装備が自転車または競技者に取り付けられている、またはそれらが落下する	競技者：スタート拒絶または罰金300、および/または警告または降格	競技者：スタート拒絶または罰金200、および/または警告または降格	競技者：スタート拒絶または罰金100、および/または警告または降格
2.11オンボードテクノロジーデバイスの使用禁止	競技者：降格または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：降格または失格 その他のチームメンバー：除外	競技者：降格または失格 その他のチームメンバー：除外
3. 競技者の服装および競技者の識別			
3.1 規則に適合しない服装の使用	競技者：罰金200～500*および/またはスタート拒絶または失格	競技者：罰金100～300*および/またはスタート拒絶または失格	競技者：罰金50～100*および/またはスタート拒絶または失格
3.2 義務付けられたヘルメットを着用せずスタートに臨む	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶
3.3 競技中に義務付けられたヘルメットを外す	競技者：罰金200および失格	競技者：罰金100および失格	競技者：罰金50および失格
3.4 フィニッシュラインを超えてから義務付けられたヘルメットを外す	競技者：罰金200、および/または警告または降格	競技者：罰金100、および/または警告または降格	競技者：罰金50、および/または警告または降格
3.5 主催者により提供されたものと異なる素材によりボディナンバーを複製する	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶	競技者：スタート拒絶
3.6 ボディナンバーまたはトランスポンダが付けられていない、見えない、変更されている、不正な位置にある	競技者：罰金200～500*	競技者：罰金100～200*	競技者：罰金50～100*
3.7 不正なボディナンバーまたはトランスポンダ	競技者：罰金200～500*	競技者：罰金100～200*	競技者：罰金50～100*
3.8 チーム内で競技者の服装(ジャージ、パンツ、スキンスーツ)が統一されていない	競技者：関与した競技者1名あたり罰金200	競技者：関与した競技者1名あたり罰金100	競技者：関与した競技者1名あたり罰金50
3.9 待機エリアに座っているときに着色されたシールドまたはゴーグルを着用する	Rider: 200 競技者：罰金200	Rider: 200 競技者：罰金200	Rider: 200 競技者：罰金200
3.10 同一レースに出場する同一チームの競技者が、見分けられる印をつけていない	競技者：関与した競技者1名あたり罰金100および/または警告	競技者：関与した競技者1名あたり罰金100および/または警告	競技者：関与した競技者1名あたり罰金50および/または警告
4. 規則外の補給			
4.1 無許可の補給	競技者：罰金200 その他ライセンス所持者：罰金200	競技者：罰金100 その他ライセンス所持者：罰金100	競技者：罰金50 その他ライセンス所持者：罰金50
5. トラック上の競技者による規則違反の動き - 特に重大なケースの場合、警告、降格、失格に加えて以下が科される			

5.1 選択したラインから逸脱し、他の競技者を妨害または危険にさらすこと、または不規則なスプリント(他の競技者のジャージやサドルを引っ張ったり、素早く他の競技者に向かって下降することなどを含む)	競技者: 罰金200	競技者: 罰金100	競技者: 罰金50
5.2 レース中にブルーバンドを不正に使用	競技者: 罰金200	競技者: 罰金100	競技者: 罰金50
5.3 レース中に他の競技者を妨害する、またはその競技者による追い抜きを妨げる規則違反の動き	競技者: 罰金200	競技者: 罰金100	競技者: 罰金50
5.4 競技者の衝突を引き起こす規則違反の動き	競技者: 罰金200～500*	競技者: 罰金200	競技者: 罰金100
5.5 レースを中断させようと試みる	競技者: 罰金200～500* その他のライセンス所持者: 罰金200	競技者: 罰金100～200* その他のライセンス所持者: 罰金200	競技者: 罰金50～100* その他のライセンス所持者: 罰金200
6. 規則違反の行動、特に競技においてチームや競技者に有利な状況をもたらすまたは危険な違反行動			
6.1 競技者がコミセールより除外された後にレースをやめることを拒否する	競技者: 罰金200および失格	競技者: 罰金100および失格	競技者: 罰金50および失格
6.2 競技者がコミセールより失格とされた後にレースをやめることを拒否する	競技者: 罰金200～500*	競技者: 罰金100～200*	競技者: 罰金50～100*
6.3 競技者がコミセールより除外、または失格とされた後にレースを続行するよう促す	その他ライセンス所持者: 罰金500および除外	その他ライセンス所持者: 罰金200および除外	その他ライセンス所持者: 罰金100および除外
6.4 詐欺行為、詐欺未遂、競技者間での共謀、または関与するもしくは共犯の他のライセンス所持者との共謀。特に重大なケースの場合、警告、降格、または失格に加えて	競技者: 関与した競技者1名あたり罰金500 その他ライセンス所持者: 罰金500	競技者: 関与した競技者1名あたり罰金200 その他ライセンス所持者: 罰金200	競技者: 関与した競技者1名あたり罰金100 その他ライセンス所持者: 罰金100
6.5 レース中に、無許可の人物が安全地帯に立ち入る	その他ライセンス所持者: 罰金200および警告	その他ライセンス所持者: 罰金100および警告	その他ライセンス所持者: 罰金50および警告
6.6 チームスタッフまたは機材がトラックへの侵入路をふさぐ	その他ライセンス所持者: 罰金500、および重大なケース、または2度目の違反の場合には除外	その他ライセンス所持者: 罰金300、および重大なケース、または2度目の違反の場合には除外	その他ライセンス所持者: 罰金200、および重大なケース、または2度目の違反の場合には除外
7. 指示に従わない、不適切、危険な行動をとる、環境にダメージを与える、およびスポーツのイメージを損なう			
7.1 主催者またはコミセールの指示に従わない	競技者: 罰金100～500* その他ライセンス所持者: 罰金200～500*	競技者: 罰金100～200* その他ライセンス所持者: 罰金100～200*	競技者: 罰金50～100* その他ライセンス所持者: 罰金50～100*

7.2 公式練習およびウォームアップセッション中の参加と行動に関する指示に従わない	競技者：罰金200～500* その他ライセンス所持者：罰金200～500*	競技者：罰金100～200* その他ライセンス所持者：罰金100～200*	競技者：罰金100～200* その他ライセンス所持者：罰金100～200*
7.3 競技大会の開催期間中（公式練習、ウォームアップセッション等も含む）に、トラック上または安全地帯条でロードバイクを使用する	競技者：罰金100～200*	競技者：罰金100～200*	競技者：罰金50～100*
7.4 競技後、適切な形でトラックから出なかった（ウォームダウンの周回を多くとりすぎる、誤ったゲートを使用、等）	競技者：罰金200～500*	競技者：罰金100～200*	競技者：罰金50～100*
7.5 スタートに遅し（十分な余裕を持たない場合を含む）、スタートの遅れを招く	競技者：罰金100～500*、および/または警告または降格 その他ライセンス所持者：罰金200～500*	競技者：罰金100～200*、および/または警告または降格 その他ライセンス所持者：罰金200～500*	競技者：罰金50～100*、および/または警告または降格 その他ライセンス所持者：罰金200～500*
7.6 規則上は認められないにも関わらず、特定競技のラウンドに進出、またはエントリーする	競技者：罰金100～500*、および失格	競技者：罰金100～200*、および失格	競技者：罰金50～100*、および失格
7.7 自転車の適切なコントロールを維持できない	競技者：罰金100～500*、および/または警告または降格	競技者：罰金100～200*、および/または警告または降格	競技者：罰金50～100*、および/または警告または降格
7.8 環境にダメージを与える行動	競技者または他のライセンス所持者：罰金200～500*、および/または警告または失格	競技者または他のライセンス所持者：罰金100～200*、および/または警告または失格	競技者または他のライセンス所持者：罰金50～100*、および/または警告または失格
8. 暴行、威嚇、悪態、脅迫、不適切な行為（他競技者のジャージまたはサドルを引っ張る、ヘルメット、膝、肘、肩、足または手で殴打する等を含む）、または無作法なもしくは他者を危険にさらす行動。特に重大な場合には、警告、降格、または失格に加えて以下が科される			
8.1 競技者間で、または競技者に対して	競技者：違反1件あたり罰金200～1,000 他のライセンス所持者：罰金500～2,000	競技者：違反1件あたり罰金100～500 他のライセンス所持者：罰金200～1,000	競技者：違反1件あたり罰金50～200 他のライセンス所持者：罰金200
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合、違反が繰り返される場合、状況が悪化する場合、または違反者が有利となる場合、コミセール・パネルはライセンス所持者を競技から除外することができる。		
8.2 競技者以外の人に対して（観客を含む）	競技者：違反1件あたり罰金200～1,000 他のライセンス所持者：罰金500～2,000	競技者：違反1件あたり罰金100～500 他のライセンス所持者：罰金200～1,000	競技者：違反1件あたり罰金50～200 他のライセンス所持者：罰金200
	上記の規定に加えて、重大な違反の場合、違反が繰り返される場合、状況が悪化する場合、または違反者が有利となる場合、コミセール・パネルはライセンス所持者を競技から除外することができる。		
8.3 不穏当または不適切な行動（競技場のフィールド内で公然と服を脱ぐ等）	競技者または他のライセンス所持者：罰金200～500*	競技者または他のライセンス所持者：罰金100～200*	競技者または他のライセンス所持者：罰金50～100*
	注：ライセンス所持者を特定できない場合、ペナルティはチームに適用する		

* 制裁のスケールがある場合、コミセールは、以下のような情状酌量または加重情状を考慮しなければならない：

- 制裁に先立ち警告が発せられたかどうか
- ライセンス所持者が同じ競技大会中に同じ違反ですでに制裁されているか
- 違反行為がライセンス所持者に有利な状況をもたらしたか
- 違反行為がライセンス所持者または他者に危険な状況をもたらしたか
- 違反行為がレースの重要な瞬間に生じたか
- その他コミセールの判断による、情状酌量または加重情状に相当する状況

付表 3-4 : ギヤ比推奨値・トラック種目

トラックにおいて U17 以下の競技者のギヤ比推奨値

27'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
C H A I N R I N G	54	10.410	9.543	8.809	8.179	7.634	7.157
	53	10.217	9.366	8.645	8.028	7.493	7.024
	52	10.025	9.189	8.482	7.876	7.351	6.892
	51	9.832	9.012	8.319	7.725	7.210	6.759
	50	9.639	8.836	8.156	7.574	7.069	6.627
	49	9.446	8.659	7.993	7.422	6.927	6.494
	48	9.253	8.482	7.830	7.271	6.786	6.362
	47	9.061	8.306	7.667	7.119	6.644	6.229
	46	8.868	8.129	7.504	6.968	6.503	6.097

26'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
C H A I N R I N G	54	9.639	8.836	8.156	7.574	7.069	6.627
	53	9.461	8.672	8.005	7.433	6.938	6.504
	52	9.282	8.509	7.854	7.293	6.807	6.381
	51	9.104	8.345	7.703	7.153	6.676	6.259
	50	8.925	8.181	7.552	7.013	6.545	6.136
	49	8.747	8.018	7.401	6.872	6.414	6.013
	48	8.568	7.854	7.250	6.732	6.283	5.891
	47	8.390	7.690	7.099	6.592	6.152	5.768
	46	8.211	7.527	6.948	6.452	6.021	5.645

24'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
C H A I N R I N G	54	8.760	8.030	7.412	6.883	6.424	6.022
	53	8.598	7.881	7.275	6.755	6.305	5.911
	52	8.435	7.733	7.138	6.628	6.186	5.799
	51	8.273	7.584	7.000	6.500	6.067	5.688
	50	8.111	7.435	6.863	6.373	5.948	5.576
	49	7.949	7.286	6.726	6.246	5.829	5.465
	48	7.787	7.138	6.589	6.118	5.710	5.353
	47	7.624	6.989	6.451	5.991	5.591	5.242
	46	7.462	6.840	6.314	5.863	5.472	5.130

	16 歳以下 (U17)	7.01 m	2000 年 1 月 1 日より
	14 歳以下 (U15)	6.10 m	

付表 3-5 : 自転車競技場および施設に関する基準要項

本連盟が使用する自転車競技場および施設は、以下に示す基準によって建設する。

1 自転車競技場の敷地

競技場の敷地は、観客人員数ならびに諸施設の位置および構造に応じた適当な広さを持ち、その敷地面積は通常、競走路敷地面積の他に、2,300~2,500 m²以上の面積が必要である。

2 競走路の周長、幅員および所要敷地面積

(1) 屋外における競走路の周長（測定線において計測する）は、500m、400m、333.33m、285.714m および 250m の 5 種類とし、競走路の幅員（路面実長）は 7.0m~9.0m とする。

周長別の競技場の面積は概ね、次のとおりとする。

500m 競技場の面積 25,000 m²

400m 競技場の面積 22,000 m²

333.33m 競技場の面積 18,000 m²

285.71m 競技場の面積

250m 競技場の面積

(2) 屋内における競走路の周長は 133m 以上とする。周長は、整数周回または整数+0.5 周回で、正確に+5cm 以内の誤差で 1 km の距離となるように選定する。

3 競走路の構造

競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度および強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。

4 安全地帯

競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最少幅員 4m の安全地帯を設ける。競技者がトラック上にいるときには、コミセール、乗車した競技者またはチーフ/コミセールにより許可を与えられた者を除いて、いかなる人も物（スターティング・ブロックを含む）も安全地帯にあってはならない。

5 コーナーおよびバンク

(1) 競走路は、長さ 15m 以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。

ホーム側とバック側の両直線部の相互の距離は、ドミフォン競技を行う競技場においては、周長の 0.17 倍以上、ドミフォン競技を行わない競技場においては 0.125 倍以上とする。

円曲線部と緩和曲線部のバンク（横断勾配）は、ドミフォン競技を行う競技場においては 85km/h で走行したときに、ドミフォン競技を行わない競技場においては 75km/h で走行したときに、走路面に対する垂直面より車体が 25 度以上傾かないように設定する。また、走路の内縁より上側の横断形は直線でなければならない。

緩和曲線の線形は、マッコーネル曲線、クロソイド曲線またはレムニスケート曲線を使用する。

緩和曲線部および円曲線部のバンク最小値の計算は次式で行う。

$$\tan(\alpha + 25) = \frac{V^2}{g \cdot R}$$

α : バンクの最小値(degree)

V : 設計速度

g : 重力加速度

R : 曲率半径

(2) 直線部は通常 6~8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を超えないようにする。

6 胸壁または金網柵

(1) 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って最低 90cm の高さの胸壁を設ける。内側部分は、トラック表面から最小 65cm の高さまで完全に平滑で連続していなければならない。柵には突出部や部品の突き出しがあってはならない。

(2) 下記条件に合致する場合を除き、十分に競技者の安全を保証する構造物である、最少高さ 120cm の柵を、安全地帯の内側の縁に築かなければならない。

① 安全地帯とトラック・センター間またはトラック・センター内に段差または急斜面がない、および

② 当基準要項 4. に従い、安全地帯の内側およびブルーバンドから 10m 以内に、許可を受けていない者または物がな

いこと。
この柵は透明で、いかなる状況においても、広告板をつけることはできない。

トラックがトラック・センターより 1.5 m 以上高い場合、競技者が負傷することを防止するために、ネット、パネル、または同様の付加的な保護施策を設けなければならない。

柵に設けられたいかなる出入り口も、簡単で信頼できる締め具を取り付けなければならない。これらは、競技またはトレーニングが進行中には閉じた状態に保たれねばならない。

7 競走路の周長測定

(1) 競走路の周長測定は、測量士の免許を有する者により行われることを必要とし、本連盟より派遣する 2 名の代表者の立会いのもとに、同一地点から最初は時計廻りに、次に反時計廻りに測定する。

(2) 周長の測定は鋼鉄製巻尺を使用し、競走路の内縁より 20cm 外側の「測定線の内側の縁」に沿って計測する。

(3) 正式周長は、7-1 により計測した 2 値の平均とする。

(4) 周長の測定値は、6 ミリメートル以上を切り上げ、6 ミリメートル未満は切り捨ててセンチメートル単位とする。

8 競走路の標示線

- (1) 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルーバンドと称する。ブルーバンドは、トラックの走行面には含まれない。競技者が意図的にブルーバンド上を走行し、それにより競技者が有利となったと考えられるならば、違反の重大さに依り、降格か失格となる。
- (2) 競走路の内縁（ブルーバンドの外縁）から20cm外側に測定線を引く。この線は幅5cmとし、その基準位置はその内側の縁とする。測定線の色は、走路が明色である場合は黒色、暗色である場合は白色とし、スタートラインを基準として5mごとに印を、10mごとに数字を付す。
- (3) 競走路の内縁から85cmの位置にスプリンター・ラインを引く。この線は幅5cmとし、その基準位置はその内側の縁とする。スプリンター・ラインの色は、赤色とする。
- (4) 競走路の内縁から1/3位置にステイヤー・ラインを引く。ただし、1/3の位置が内側から2.5m以下となる場合は、2.45mの位置にラインを引く。この線は幅5cmとし、その基準位置はその内側の縁とする。ステイヤー・ラインの色は、青色とする。
- (5) フィニッシュラインは、72cm幅の白色帯の中央に4cm幅の黒色で、走路面から保護地帯にかけて表示する。ただし、保護地帯に鏡を取り付けた場合は、その背後には表示する必要はない。
- (6) フィニッシュラインの手前200mに、競走路の内縁に直角に全幅にわたって幅4cmの白色線を引く。
- (7) ホーム側とバック側の両直線部のそれぞれの中央に、競走路幅の半分だけ、幅4cmの赤色線を引く。
- (8) 標示線に使用する塗料は、自転車のタイヤが滑らない性質でなければならない。

9 排水設備

ブルーバンドより50cm以上内側に、有蓋堅牢な排水設備を設ける。

10 補助走路

インフィールドまたは保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。

11 諸旗掲揚設備

競技場バック・ストレッチ側に、諸旗の掲揚設備を設ける。

12 電源・配線設備

- (1) インフィールドを含む競技場内の必要箇所に電源を設置する。（別記参考）
- (2) フィニッシュライン付近の競走路下に、通信用配線等を追加設置するための内径15cm以上の配線管を敷設する。
 - ① 競走路外側の計時装置等の操作位置より、競走路・補助走路の下を通過してインフィールドに達する“主配線管”1本。
 - ② 競走路と補助走路の間の周回板装置、計時用センサ等から、補助走路の下を通過してインフィールドに達する“配線管”をホーム側とバック側に1本ずつ計2本。
 - ③ 上記の配線管の電線取り出し部分は競技時・練習時にも安全を確保するための適切な蓋等を備えること。

13 放送設備

場内放送設備を必要な場所に設ける。スピーカーは、インフィールドおよび観客席双方に対応する。

14 審判施設

- (1) フィニッシュラインに正対して内側にフィニッシュ・ジャッジのための台を設置する。
- (2) フィニッシュライン近くのトラック・センターにコミセルのための施設を設けなければならない。
- (3) トラックの外側に判定員のための施設を用意しなければならない。ここはたとえば、フィニッシュライン上方のスタンド最上部のような、静粛で、隔離された場所で、視界を妨げられずにトラックを見渡せなければならない。競技中は、判定員と、スタータ、チーフ・コミセルを含む他のコミセルとの間の無線通信が必要である。
- (4) 競技場の中央に、パーシュート用のスタータ台を設ける。
- (5) フィニッシュラインに正対して写真判定設備（照明も含む）を設ける。
- (6) パーシュート用のVTR装置をホーム／バックに設ける。
- (7) 競走競技用とパーシュート用の周回板と鐘等を備える。
- (8) 印刷およびその配布のための設備を設ける。
- (9) 電子計時装置を備える。または設置できるように設備しておく。
- (10) フィニッシュラインに正対する審判席と各コーナーのジャッジとを結ぶ有線通信回線を設備する。各コーナーにはこの回線のための適当なポストを設ける。またこのポストは各コーナー・ジャッジからの走路面の死角をなくし、広い視角を確保するための審判台とすることもできる。
- (11) 審判施設は、競技者・観客から仕切られていなければならない。

15 管理に必要な施設

管理に必要な施設はなるべく観客から隔離し、次の施設を設ける。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 管理事務室 | (6) シャワー設備および便所 |
| (2) 自転車の検査場、修理場および保管場所 | (7) 競技者の観覧席 |
| (3) 医務室 | (8) 通信連絡設備 |
| (4) 医事検査室 | (9) 競技者、役員の駐車場 |
| (5) 競技者、役員の控え室 | |

16 インフィールド

円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。

17 インフィールドへの出入口

インフィールドへの出入は、地下道とする。地下道の断面は、緊急時に備え、救急車等が通行できる大きさであることが望ましい。

18 観客席

- (1) 観客席は観客全員を収容できるものであり、適当な数の座席を必要とする。
- (2) 観客席にはVIP席，報道関係者席を設ける。
- (3) 観客席および通路には転落防止のための堅牢な鉄柵等を設ける。

19 観客用付帯設備

- (1) 観客の用に供するため、適当な数および広さを有する次のような施設を設ける。
 - ① 湯茶接待所
 - ② 売店
 - ③ 洗面所および便所
 - 1 駐車場
- (2) 適当な場所に、じんあい処理設備を設ける。
- (3) 観客の通行に供する場内の通路および広場は、舗装を行うか砂利等を敷き、その周囲は緑地帯とするようにする。
- (4) 場内の保安場必要な場所には照明設備を設ける。

20. 公認トラック競技場の備品について

国内最高位の大会および国際大会においても対応可能な備品を列举した。それぞれ大会のレベルに合わせて最小必要品を備えるように規定する。

- (1) スターティング・マシン：最低2台+予備1台
- (2) カウントダウンタイマ：最低2台
- (3) テープ（光電・光線）スイッチ：中央ライン・200mライン・S/Fライン
- (4) 電子表示装置（常設計時装置）：1/1000秒・ラップ・ポイント表示
- (5) フォトフィニッシュ
- (6) フィニッシュ用ビデオシステム
- (7) 判定員用ビデオシステム
- (8) ラップ・カウンター：最低2台
- (9) ベル：最低2台
- (10) インカム・ラジオコミュニケーションシステム：最低8台
- (11) スタート用電子ピストル
- (12) スタータ用ピストル
- (13) グリーン・レッドフラッグ：最低2セット
- (14) 警告用レッドフラッグ：最低2個
- (15) コーナー・ラバー・パッド：必要数
- (16) チーム・パーシュート用トランスポンダ：各チームに4個ずつ
- (17) ポイント・レース用トランスポンダ：出走者数
- (18) ケイリン用ペーサ：最低1台
- (19) バイク計測器：最低2台
- (20) バイク計量器および120度アーム測定器
- (21) ポイント・レース用ヘルメットカバー，1～50番の表示付き
- (22) 4000m速度競走用フラッグおよび表示台
- (23) コミュニケ配布ボックス：コミセール用・チーム用
- (24) コンピュータ・システム：レース管理用
- (25) プリンタ

【参考】自転車競技場に必要な電源設備

	ホーム側(審判席付近)	バック側	フィールド中央
審判器材用	2 KVA 以上	1.5 KVA 以上	1.5 KVA 以上
場内放送用	1 KVA インフィールドにスピーカーを設置する場合はそれに相当する容量		
表示盤用	0.5 KVA	0.5 KVA	
イベント用 (予備)	照明用・音響用として必要な容量 (予備としては2 KVA 程度)		

付表3-6：リザルト等の様式見本（トラック）

3-6-1：トラックレース・エントリ・リスト

COMMUNIQUE No. X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日

List of Participants / 参加者一覧表

Organiser/主催者:

選手	名前	NAME	所属	チーム名	UCI ID	TT	SP	IP	PR	SR	KE	EL	MA	OM	TP	TS
1	岡本 隼	OKAMOTO, Hayato	和歌山	愛三工業レーシングチーム	100 091 488 01								愛三B	○		
2	橋本 英也	HASHIMOTO, Eiya	岐阜	TEAM BRIDGESTONE Cycling	100 078 322 27			○	○			○	BSA	○	BS	
3	窪木 一茂	KUBOKI, Kazushige	福島	TEAM BRIDGESTONE Cycling/JIK	100 059 321 38			○		○		○	JK	○	BS	
4	近谷 涼	CHIKATANI, Ryo	富山	TEAM BRIDGESTONE Cycling	100 090 213 84			○	○				BSB	○	BS	
5	新村 穂	SHIMMURA, Minoru	茨城	CS Slinger/JIK	100 095 114 38			○		○		○	JK	○		CSS
6	原田 裕成	HARADA, Hiroaki	鹿児島	CIEL BLEU KANOYA	100 092 528 71			○						○	鹿児島	
7	関根 諭谷	SEKINE, Norihiro	埼玉	日本体育大学	100 211 555 79								日体	○		
8	渡邊翔太郎	WATANABE, Shotaro	岐阜	那須レーシング	100 090 873 65									○		
9	谷内 健太	YACHI, Kenta	京都	京都産業大学	100 214 934 63									○		
10	橋田 和樹	KITTA, Kazuki	栃木	JA'メイトTOCHIGI BICYCLE CLUB					○	○				○		
11	兒島 直樹	KOJIMA, Naoki	福岡	日本大学	100 213 237 15				○				日大	○	日大	
12	橋益 和行	UEMASU, Kazuyuki	大阪	MATRIX POWERTAG	100 216 241 12				○					○		
13	小野 寛斗	ONO, Hiroto	神奈川	クマールレーシング	100 155 642 38									○		
14	長松 空吾	NAGAMATSU, Kugo	大分	鹿屋体育大学	100 214 239 47								鹿屋	○	鹿屋	
15	貝原 涼太	KAIHARA, Ryota	栃木	愛三工業レーシングチーム	100 112 025 71								愛三A	○		

TT = Time Trial

PR = Points Race

EL = Elimination Race

TP = Team Pursuit

SP = Sprint

SR = Scratch

MA = Madison

TS = Team Sprint

IP = Individual Pursuit

KE = Keirin

OM = Omnium

3-6-2：トラックレース・順位表

COMMUNIQUE No. X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日

Race No. ... Classification / 競技番号 No. ...・順位

Organiser/主催者:

THE RESULT of A FINAL "Kilometer TIME TRIAL RACE"

#	H/B	No.	氏名	Name	所属	チーム名	UCI ID	333m	666m	TIME	km/h	順位
9	H	120	新田 祐大	NITTA, Yudai	JPCA	Dream Seeker Racing Team	100 057 273 27	24.137	42.062	1:01.551	58.49	1 大会新記録
6	B	49	中野 慎詞	NAKANO, Shinji	岩手	Dream Seeker Racing Team	100 211 146 58	23.863	41.911	1:02.011	58.05	2 大会新記録
6	H	116	小原 佑太	OBARA, Yuta	JPCA	JPCA	100 107 735 49	24.365	42.632	1:02.260	57.82	3 大会新記録
5	H	113	寺崎 浩平	TERASAKI, Kohei	JPCA	JPCA	100 105 922 79	24.192	42.385	1:02.374	57.72	4 大会新記録
7	H	117	山崎 賢人	YAMASAKI, Kento	JPCA	JPCA	100 209 009 55	24.489	42.642	1:02.684	57.43	5
7	B	75	治田 知也	HATTA, Tomoya	新潟	新潟県	100 111 642 76	23.951	42.482	1:02.728	57.39	6
8	H	114	新山 響平	SHINZAN, Kyohei	JPCA	JPCA	100 078 278 80	24.029	42.307	1:02.842	57.29	7
10	B	77	村田 祐樹	MURATA, Yuki	富山	富山県自転車競技連盟	100 209 981 57	23.924	42.224	1:02.936	57.20	8
8	B	66	荒川 仁	ARAKAWA, Hitoshi	千葉	明治大学	100 108 951 04	24.167	42.832	1:03.256	56.91	9
3	H	122	菊池 岳仁	KIKUCHI, Taketo	JPCA	JPCA	101 093 734 43	24.115	42.860	1:03.585	56.62	10
5	B	83	市田龍生都	ICHIDA, Ryuto	福井	中央大学	100 210 017 93	24.436	43.051	1:03.592	56.61	11
10	H	51	沢田桂太郎	SAWADA, Keitaro	宮城	TEAM BRIDGESTONE Cycling	100 107 987 10	24.137	42.996	1:03.711	56.51	12
9	B	52	福田 健太	FUKUDA, Kenta	宮城	中央大学	100 210 222 07	23.739	42.360	1:04.055	56.20	13
4	H	119	高橋 晋也	TAKAHASHI, Shinya	JPCA	JPCA	100 963 677 63	24.593	43.631	1:04.237	56.04	14
3	B	76	滝本 幸正	TAKIMOTO, Yukimasa	新潟	新潟県	100 209 674 41	24.458	43.322	1:04.559	55.76	15
2	H	60	朝倉 智仁	ASAKURA, Tomohito	茨城	CS slinger	100 608 611 17	25.034	44.114	1:05.083	55.31	16
1	H	62	荒川 達郎	ARAKAWA, Tatsuro	埼玉	日本体育大学	100 211 580 07	24.552	43.748	1:05.187	55.23	17
2	B	59	松崎 広太	MATSUZAKI, Kouta	茨城	法政大学	100 210 660 57	25.276	44.268	1:05.280	55.15	18
4	B	55	邊見 竜馬	HENMI, Ryuma	福島	日本大学	100 829 593 33	24.777	44.204	1:05.341	55.10	19
1	B	90	島 奨乃	SHIMA, Shono	大阪	同志社大学	100 641 902 37	24.828	44.532	1:06.028	54.52	20

付表 3-7 : トラックレース違反行為に関する用語表 (英-和)

A	WARNING 警告	B	FINE 罰金	C	RELEGATION 降格	D	DISQUALIFICATION 失格
----------	----------------------	----------	-------------------	----------	-------------------------	----------	-------------------------------

MOVEMENTS OF RIDERS ON THE TRACK トラック上での競技者の行動

1	for not holding his/her line during the final sprint/ ファイナル・スプリントにおいて自身のラインを保持しない
2	for riding on the blue band during the sprint スプリントにおいてブルーバンド上を走行する
3	for deliberately riding on the blue band during the race レース中、ブルーバンド上を故意に走行する
4	for not having held his/her line during the last 200 meters of the race レース最後の 200 メートルで、自身のラインを保持しない
5	for irregular movement to prevent his opponent from passing 相手競技者の追越しを妨げるための反則的な動き
6	for dangerous riding in the final bend 最終コーナーでの危険な走行
7	for dangerous riding during the race レース中の危険な走行
8	for entering the sprinter's lane when the opponent was already there 相手競技者がすでにスプリンター・レーンにいるときに、スプリンター・レーンに進入した
9	for moving down towards the inside of the track when a rival was already there 対戦者が既にトラックの内側にいるときに、そこへ降りていった
10	for moving down towards the inside of the track and forcing other competitor off the track トラックの内側に降りていき、他の競技者を走路外へ押し出した
11	for crowding his/her opponent with the intention of causing him to slow down 相手競技者を減速させる意図をもって、押し込んだ
12	for moving outward with the intention of forcing the opponent to go up 相手競技者を強制的に上へ押し上げることを意図し、外側へ動いた
13	for going down too quickly after overtaking his/her opponent 相手競技者を追い抜いた後、過早に前に入り込んだ
14	for deliberate and flagrant fault against... に対する故意、またはあからさまな違反
15	for causing the crash of his/her opponent 相手競技者の落車の原因となった
16	for having blocked an opponent 相手競技者の走行をブロックした
21	for pushing his/her rival 相手競技者を押した

BEHAVIOUR

態度・行動

- 17 **for being late at the start-line**
スタートラインへつくのが遅れた
- 19 **for incorrect gestures**
妥当でない身振り
- 20 **for incorrect behaviour**
妥当でない行為
- 23 **for incorrect behaviour or disrespect towards an official**
役員に対しての妥当でない行為または非礼
- 27 **for protest with hands off handlebar**
抗議のためにハンドルバーから手を離した
- 30 **for ignoring commissaires instructions to leave track after being overlapped**
周回遅れによりトラックを離れるようにとのコミセールの指示を無視する
- 31 **for failure to obey commissaires instructions**
コミセールの指示に従わない
- 32 **for failing to maintain proper control of the bicycle**
自転車の適切なコントロールを維持しない
- 33 **for taking off their helmet when on the track after passing the finish line**
トラックの上でフィニッシュライン通過後にヘルメットを脱ぐ
- 34 **for incorrect behaviour behind derny**
デルニー後方における不適当な行動

RACE NUMBER

レース・ナンバー

- 18 **for wearing only one number**
ボディ・ナンバーを1枚のみ付けた
- 24 **for folding or mutilating the race number**
ボディ・ナンバーを折りたたんだり、切ったりした

ADVERTISING

広告

- 22 **for improper attire/advertising during the protocol ceremony**
公式式典中の不適切な服装/広告
- 25 **for improper advertising on national jersey or short**
ナショナル・ジャージやパンツに不適当な広告がついていること

SPARE MATERIAL

予備器材

- 29 **for not being ready with extra wheels or other equipment at the start**
スタート時に予備車輪や他の器材を準備しなかった

INTERVENTION OF STAFF

スタッフの介入

- 28 **for using two persons to give information to the team / rider**
チーム/競技者へ情報を伝えるために2人の人を使った

ABSENCES

欠場

- 26 **qualified to _____ but did not start without justification**
_____に参加資格を得たが、正当な理由なくスタートしなかった

日本自転車競技連盟トラック・タイム・ランキング制度

1. 目的

公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」）登録競技者の競技力の向上に寄与するため、タイムランキング制度を制定する。

2. 対象競技者

本連盟の登録競技者

3. 対象大会

本連盟競技規則第26章第116条および第118条に規定する「記録即時認定競技大会」とする。
(ただし、同第118条に規定する国際自転車競技連合に定める競技大会等については本連盟派遣選手のみを対象とする。)

4. 対象種目および区分

		男子		女子	
		19歳以上	19歳未満	19歳以上	19歳未満
フライング・スタート	200m	○	○	○	○
スタンディング・スタート	500m	-	-	○	○
	1km	○	○	-	-
	2km	-	-	-	○
	3km	-	○	○	-
	4km	○	-	-	-

5. 発表方法

当該暦年中に達する年齢により、上記3.の対象種目および区分毎に、暦年制で集計し、翌年2月に上位20名を発表するものとする。

付則

制定 平成16年（2004年）4月1日

記録即認競技大会（トラック）の運用基準

1 トラック周長測定

公益財団法人日本自転車競技連盟の公認競技場を除き、記録即認競技大会（トラック）開催を申請する加盟団体は、競技会場をUCI規則に準拠してトラック周長の測定を行う。この場合、下記(1)①、(1)②の2つの実施方法のいずれかを採用する。

(1) 測定方法

- ① 測定線のない競技場（競輪場）では、内圏線を測定線として周長測定する。
- ② 測定線のない競技場（競輪場）では、内圏線の内側をブルーバンドと仮定し、内圏線の内側の縁から外側20cmの位置の連続線上で周長を測定する。
- ③ 測定作業は、測定線の内側に沿って、左回り、右回りの2回行う。いずれの場合も同一起点から測定する。この2回の結果の平均をもってトラックの公式周長とする。数値は6mm以上を切り上げ、5mm以下を切り捨ててセンチメートル単位とする。

(2) ラバー・パッドの設置位置

- ① (1)①の場合、内圏線の内側から20cmの位置を基準として配置する。
- ② (1)②の場合、内圏線の内側の位置を基準として配置する。
- ③ 曲線部において5m間隔で配置する。
- ④ 容易に動かないような処置が必要である。

(3) スタート・フィニッシュ位置の決定

スタートまたはフィニッシュの位置は、競技種目（距離）に合わせて調整する。

(4) 測定への立合い

公認競技会開催申請を受理後、本連盟競技運営委員会から2名の検査員を派遣する。

(5) 周長測定の有効期間

周長測定の有効期間は2年とする。ただし、補修等でラインの引き直しが行われた場合は新たな測定を必要とする。

2 競技役員構成

記録即認競技大会申請書は、当該大会開催団体の会長および総務委員長の連名で本連盟会長あて、構成競技役員等の所定を記入し申請する。（申請加盟団体で、構成競技役員ができない場合は、本連盟で補充派遣する。）

3 電子計時装置

- (1) 電子計時装置（テープ・スイッチ使用）、ピストル、スターティング・マシンの一式を装置という。
- (2) 手動計時も並行実施する。その場合、プリンタ付きの証明ある機種を使用する。
- (3) 記録更新があった場合、手動計時の記録紙も添付する。
- (4) 競技中、万一電子計時装置が停止したときは、手動計時をその競技記録とするが、記録更新がなされても、参考記録として記録する。

4 経費負担

記録即認競技大会の記録公認に関わる部分の経費は申請団体で負担する。

- (1) トラック周長測定作業の派遣役員2名分の旅費日当、必要があれば宿泊費。
- (2) 電子計時装置一式の輸送費。（保険料を含む）
- (3) 電子計時装置の搬入、設置、搬出費。
- (4) テープ・スイッチ、テープ類その他の消耗品。
- (5) 競技役員派遣費（旅費日当、必要があれば宿泊費）
- (6) 負担経費計上部分で、申請団体で賄える部分については減免できる。

5 記録即認競技大会の申請および報告

本連盟競技規則、第127条に従い、申請・承認・報告を行う。

- (1) 「記録即認競技大会開催申請書」（様式2）に所定事項を記入し、実施日の前日から2週間以前に申請しなければならない。
- (2) 本連盟では速やかに審査し、可否を通知する。
- (3) 「トラック周長測定報告」（様式3）
- (4) 競技成績報告は登録番号を付して、1週間以内に報告する。
- (5) 「記録即認競技大会報告書」（様式4）
- (6) 「記録報告書」（様式5）競技委員長の署名押印
実施団体の総務委員長は早急に報告書を作成し、会長・総務委員長の連名で2週間以内に本連盟に報告する。
- (7) 本連盟では、最新の記録表を作成する。

注1：特に記録報告書は永久保存書類となる。様式にそって一覧できるよう作成する。

注2：記録即認競技大会の開催が、主とする競技大会の一部である場合がある。一括プログラムで報告せず、その公式競技会の形態が一覧できるよう、様式・別紙等を作成する。

（プログラム一括報告は、大会開催記録保管と記録帳簿保管の関係から様式にそって簡便明解に心掛ける）

STARTER'S MANUAL 2024

INDIVIDUAL PURSUIT

		S		1/2 周		3km		F		
スタート前	スタート時	区分	1/2 周まで	1/2 周～3km	3km 以降	フィニッシュ				
ラバーパッド設置 自転車 ゼッケン 1 枚 公認ヘルメット 衝撃吸収体を持たないプロフェイス・ヘルメットは認められない スタータ補助員 電子計時 手動計時 周回板 スタートイング・マシン 発走位置 フラッグマンの旗 [組合せ] 予選：同等の力量同士。ただし、優勝候補同士は対戦させない。 強者ホームゴール	スタートイング・マシン + カウントダウンタイマ 不正スタート時 BANG! BANG! 準決勝までは、相手不在でもスタート・計時 順位決定戦では、相手不在は不戦勝	予選	事故等	BANG! BANG! 認められる事故の場合、両者直ちに全距離を 2 競技者で再スタート	ピistolは撃たない。 認められる事故に遭った競技者は最終組で再スタート。他方の競技者はレースを続行し、計時する。 再スタートは 1 回のみ認められる。対戦者はタイムを記録するために競走を続ける。 第 1 回戦での敗者はそのタイムに従って順位付けられる。 2 回目の事故に遭った競技者は除外 (再スタートは 1 回のみ)	追つき時	ピistolは撃たない。 追いつかれた競技者も完走し、計時する。 追いつきの基準はクランク軸 追いつかれた競技者が追走、再追越した場合は失格となる。	事故、 追いつかれのなかった者に対し BANG!		
			順位決定戦	BANG! BANG! 認められる事故の場合両者 5 分以内に全距離を再スタート	最初の半周を過ぎてからの事故は考慮されない。事故に遭った競技者は決勝において敗者とみなされる。 2 回目の事故に遭った競技者は敗者となる (再スタートは 1 回のみ)				追つき時	BANG! 追いつきの基準はクランク軸 競走終了、勝敗決定
		追つき時								

※ 追いつきは、クランク軸があいてのクランク軸に並んだ時に成立する。

※※競技者が事故のために走行を中止したが、スタータがその事故を認められる事故と断定しなかった場合、当該競技者は当該種目の予選ラウンドから失格となるか、または以降のラウンドにおいて降格となる。

TEAM PURSUIT

		S		1/2 周 (予選時、国内競技大会では 30m)		3km		F		
スタート前	スタート時	区分	1/2 周 (30m) まで	1/2 周 (30m) 以降	3km 以降	フィニッシュ				
コーナーに赤旗要員 ラバーパッド設置 自転車 ゼッケン 1 枚 公認ヘルメット スタータ補助員 電子計時 手動計時 周回板 スタートイング・マシン 発走位置 フラッグマンの旗 45 度スタート不可 側方間隔は 1m 400m 未満のトラックでは予選独走 [組合せ] 予選：同等の力量同士。ただし、優勝候補同士は対戦させない。 強者ホームゴール	スタートイング・マシン + カウントダウンタイマ 4 人いないチームはスタート不可 不正スタート時 BANG! BANG! 不正スタートは 2 回まで 準決勝までは、相手不在でもスタート・計時 決勝では、相手不在は不戦勝	予選	事故等	BANG! BANG! 認められる事故の場合両チーム直ちに全距離を再スタート	ピistolは撃たない。 1 名が認められる事故に遭ったチームは、3 名で競走を続ける。 1 周以内に競走を中止し、予選の最後に単独で再スタートする。のいずれかを選択する。 他方のチームはレースを続行し、計時する。 2 回目の事故に遭ったチームは除外 (再スタートは 1 回のみ)	追つき時	ピistolは撃たない。赤旗、音声により先頭交代を禁止、走路最下部に留まらなければならない。 追いついたチームはレースを続行し、計時する。 追いつかれたチームも完走し、計時する。	事故、 追いつかれのなかったチームに対し BANG!		
			順位決定戦	BANG! BANG! 認められる事故の場合両チーム直ちに全距離を再スタート	ピistolは撃たない。 事故は考慮されず (認められる事故の場合も認められない事故の場合も)、再スタートは認められない。 3 名残った場合は競走を続ける。 2 名以下となった場合は競走を中止しなければならない。他方のチームは勝者となる (BANG!)。 2 回目の事故に遭ったチームは除外 (再スタートは 1 回のみ)				追つき時	BANG! 競走終了、勝敗決定
		追つき時								

※ 追いつきは、対戦チームの 1m 以内に、最少 3 名の競技者がともに走行している状態で、追いついた時に成立する。

※※計時の基準は、各チームの 3 番目競技者の前輪。

※※※チームが事故のために走行を中止したが、スタータがその事故を認められる事故と断定しなかった場合、当該チームは当該種目の予選ラウンドから失格となるか、または以降のラウンドにおいて降格となる。

TEAM SPRINT

S		F	
スタート前	スタート時	区分	フィニッシュ
ラバーパッド設置 (5m, 10m, 15m) 自転車 ゼッケン 1 枚 公認ヘルメット スタータ補助員 電子計時 手動計時 周回板 スターティング・マシン 発走位置 フラッグマンの旗 45 度スタート不可 側方間隔は 1.5m 強者ホームゴール	スターティング・マシン + カウントダウンタイマ 人数が不足するチームはスタートできない。 不正スタート時 BANG! BANG! 準決勝までは、相手不在でもスタート・計時 決勝では、相手不在は不戦勝	予選 事故等 順位決定戦	ピストルは撃たない。 認められる事故に遭ったチームは、予選ラウンドの最後に 1 回のみ再スタート。 相手チームの事故により走行を妨げられたチームは、コミセール・パネルの裁定により、予選ラウンドの最後に再スタートが認められ得る。 2 度目の事故に遭ったチームは除外される。(再スタートはチーム毎 2 回まで) 他方のチームはレースを続行し、計時する。 1/2 周まで 1/2 周以降 BANG! BANG! 認められる事故の場合 両チーム直ちに全距離を再スタート ピストルは撃たない。 事故は考慮されず(認められる事故の場合も認められない事故の場合も)、再スタートは認められない。 事故があったチームは競走を中止しなければならず、敗者となる。 2 回目の事故に遭ったチームは除外(再スタートは 1 回のみ)

※ 交代は、中央線からその先 15m 以内で行わなければならない。これに違反した場合降格、その段階での最下位とする。

※※チームが事故のために走行を中止したが、スタータがその事故を認められる事故と断定しなかった場合、当該チームは当該種目の予選ラウンドから失格となるか、または以降のラウンドにおいて降格となる。

SPRINT

S		1 周		あと 1 周		200m		F
スタート前	スタート時	区分		最後の 1 周	ラスト 200m	フィニッシュ		
ラバーパッド設置 自転車 ゼッケン 2 枚 公認ヘルメット TT 用ハンドル不可 電子計時 手動計時 周回板	ホイッスル テープスイッチにより計時開始	予選 フライング 200mTT	認められる事故の場合 BANG! BANG! 直ちに全距離を再スタート 再スタートは 1 回のみ					
コーナー・ジャッジ ラバーパッド撤去 ゼッケン 2 枚 先行義務について抽選	ホイッスル	第 1 回戦以降	トトラックの内側からスタートした競技者は、追い越されない限り、トラック反対側の中央線に達するまで先行義務がある。 各レースにおいて 2 回までのスタンドスタイルが許される(同一競技者による 2 回または両競技者により 1 回ずつ)。 30 秒以上のスタンドスタイルは認められない。 これを過ぎた場合、スタータは先行競技者に競走を続行するよう指示する。 従わなかった場合、スタータは競走を中止し、他の競技者にその対戦の勝利を宣言する。 3 名または 4 名による競技の場合、降格競技者を除外して、ただちに 2 名または 3 名により再発走とする。 重大な違反行為 BANG! BANG! 違反者は失格または降格とされる。 失格/降格とならなかった場合、対戦相手は自らのスタート位置を決定し再スタート。 違反行為による場合 BANG! BANG! 違反者は失格または降格 低速走行・不注意による場合 BANG! BANG! 違反のない競技者がスタート位置を決定する 違反行為によらない場合 BANG! BANG! 同じ順番で再スタートか事故発生時の順番順位確定かパネルが決める パンク・破損 BANG! BANG! 同じ順番で再スタートか事故発生時の順番順位確定かパネルが決める バランスを失う、相手・柵に触れる BANG! BANG! 過失のない競技者がスタート位置を決定する					

1 km / 500m TIME TRIAL

S		1 周		あと 1 周		200m		F
スタート前	スタート時	区分				フィニッシュ		
ラバーパッド設置 自転車 ゼッケン 1 枚 公認ヘルメット TT 用ハンドル可 電子計時 手動計時 周回板	スターティングマシン + カウントダウンタイマ 不正スタート時 BANG! BANG!		予選: 認められる事故が発生した場合、可能な限り、相手競技者は競走を続行する。スタータは、走路が遮られない限り、レースを停止してはならない。事故の影響を受けた 1 人または複数の競技者は、許可を得られれば、予選ラウンドの最後、またはコミセール・パネルが決定した適切な時間に再スタートする。 決勝/順位決定戦: 認められる事故が生じた場合、レースは停止され直ちに再スタートとする。再スタート後に再び事故に遭った競技者は敗退したものとみなされる。					

KEIRIN

		S		1/2 周	競走距離の 1/2	F	
スタート前	スタート時	区分	1/2 周以内		ペーサ離脱後	フィニッシュ	
周回数言明 ペーサ離脱位置 出走順抽選 周回板	デルニモーター がスタートライン に近づいた時 に BANG! 不正スタート時 BANG! BANG!		事故時 BANG! BANG! 全距離再スタート	最初の1周は抽選で決められたコースの内側から順番にペーサの後ろに並ぶ。これに違反した場合、その競技者を除外して再スタート。 ペーサの離脱前にその前輪前端より前に出た場合、競技を停止しその競技者は失格とし再スタートする デルニーの後方に位置する間に、1または数名の競技者が違反または反スポーツ的行動をした場合には競技を停止する。競技は違反競技者を除外して再スタート。 スタートから半周以内に事故がおきた場合は、直ちに再スタートを行なう。最初の半周を過ぎてからは、落車は考慮されない。	競走成立		

速度競走 (4000m)

		S		30m	F	
スタート前	スタート時	区分	30m 以内		フィニッシュ	
先頭責任数言明 出走順抽選 周回板	スタンディング BANG! 不正スタート時 BANG! BANG!		事故時 BANG! BANG! 全距離再スタート 原因者最外側	競走成立 (半数以上が一度に落車した場合、BANG! BANG! 全距離再スタート)		

自転車競技場一覧表

都道府県	競技場名	周長	設置者/管理者	電話	〒	所在地	電話
青森県	八戸自転車競技場	333	八戸市教育委員会	0178-43-2111	031-0833	青森県八戸市湊高台八丁目 1-1	0178-35-2113
秋田県	美郷町自転車競技場	333	美郷町教育委員会生涯学習課 スポーツ振興班	0187-84-4916	019-1234	秋田県仙北郡美郷町六郷字押切 195-1	0187-84-4433
岩手県	紫波町営自転車競技場	333	一般財団法人紫波町体育協会	019-676-3626	028-3309	岩手県紫波郡紫波町北日詰社丹野 92-2	019-676-2650
山形県	新庄市サイクルスポーツセンター	400	新庄市体育協会	02332-2-4200	996-0041	山形県新庄市鳥越字山神沢 2580	
宮城県	宮城県自転車競技場	333	宮城県教育委員会	0222-63-2111	981-3624	宮城県黒川郡大和町宮床字松倉 92, 大和町総合運動公園内	022-346-2178 (体育館)
福島県	泉崎国際サイクルスタジアム	333	泉崎村教育委員会生涯学習課	0248-53-3775	969-0101	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下陣馬 1	
山梨県	境川自転車競技場	400	山梨県体育協会	055-253-1906	406-0853	山梨県笛吹市境川町藤登八乙女	055-266-4485
長野県	松本市美鈴湖自転車競技場	333	松本市文化スポーツ部 スポーツ推進課	80263-45- 9511	390-0302	長野県松本市三才山 1830 番地	0263-46-0036
石川県	石川県立自転車競技場	400	石川県体育施設管理事務所	0762-21-6460	920-0266	石川県河北郡内灘町宮坂に 458-1	07628-6-1533
静岡県	日本サイクルスポーツセンター333M	333	日本サイクルスポーツセンター	0558-76-3211	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
静岡県	日本サイクルスポーツセンター・北 400	400	日本サイクルスポーツセンター	0558-76-3211	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
静岡県	日本競輪学校・南 400M	400	日本競輪養成所	0558-79-0111	410-2402	静岡県伊豆市大野 1827	0558-79-0111
静岡県	J K A 2 5 0	250	日本競輪養成所	0558-76-3211	410-2402	静岡県伊豆市大野 1827	0558-79-0111
静岡県	伊豆パロドローム	250	日本サイクルスポーツセンター	0558-79-0004	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
大阪府	関西サイクルスポーツセンター	400	関西サイクルスポーツセンター	07215-4-3100	586-0086	大阪府河内市長野市天野町 13-4	
兵庫県	兵庫県明石公園	400	兵庫県明石公園事務所	078-911-2901	673-0847	兵庫県明石市明石公園 1-27	
鳥取県	倉吉自転車競技場	333	倉吉市教育振興事業団	0858-22-5674	682-0822	鳥取県倉吉市葵町 591	0857-28-5441
島根県	大田自転車競技場	333	島根県体育協会	0852-22-5718	694-0051	島根県大田市久手町波根西字久手 1757	08548-2-6408
宮崎県	宮崎県自転車競技場	400	宮崎県体育協会	0985-58-0063	889-2151	宮崎県宮崎市大字熊野 1143 番地 12	
鹿児島県	鹿児島県根占自転車競技場	400	鹿児島県体育協会		893-2502	鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南 6240	0994-24-4150
沖縄県	総合運動公園	333	沖縄県公園スポーツ振興協会	098-932-5114	904-2173	沖縄県沖縄市比屋根 672 総合運動場	098-932-2951

競輪場周長補正值表

施設名	全周長	測定値	1周あたり 補正量	補正量						ライン間距離	
				200m	500m	1km	2km	3km	4km	Finish-HC	200m-BC
1 函館	400	399.767	0.233	0.117	0.291	0.583	1.166	1.748	2.331	12.550	12.433
2 青森	400	399.395	0.605	0.303	0.756	1.513	3.025	4.538	6.050	13.000	12.698
3 いわき平	400	399.425	0.575	0.287	0.718	1.437	2.873	4.310	5.747		
4 弥彦	400	399.433	0.567	0.284	0.709	1.418	2.835	4.253	5.670	15.695	15.412
5 前橋	333.333	333.339	-0.006	-0.004	-0.009	-0.019	-0.038	-0.057	-0.076	9.000	24.333
6 取手	400	399.328	0.673	0.336	0.841	1.681	3.363	5.044	6.725	10.081	10.083
7 宇都宮	500	499.349	0.651	0.260	0.651	1.302	2.604	3.906	5.208		
8 大宮	500	499.390	0.610	0.244	0.610	1.220	2.440	3.661	4.881	17.486	67.181
9 西武園	400	399.438	0.562	0.281	0.703	1.405	2.81	4.215	5.62	7.500	7.219
10 京王閣	400	399.443	0.557	0.279	0.696	1.393	2.785	4.178	5.57	14.700	14.700
11 立川	400	399.293	0.707	0.354	0.884	1.768	3.535	5.303	7.07		
12 松戸	333.333	332.784	0.549	0.329	0.823	1.646	3.292	4.937	6.583	8.567	25.021
13 川崎	400	399.397	0.603	0.302	0.754	1.508	3.017	4.525	6.033		
14 平塚	400	399.388	0.612	0.306	0.765	1.53	3.06	4.59	6.12		
15 小田原	333.333	332.727	0.606	0.364	0.91	1.819	3.638	5.457	7.276		
16 伊東温泉	333.333	332.673	0.66	0.396	0.99	1.98	3.96	5.94	7.92	12.077	21.587
17 静岡	400	399.413	0.587	0.294	0.734	1.468	2.937	4.405	5.873		
18 名古屋	400	399.999	0.001	0.001	0.001	0.003	0.005	0.008	0.010		
19 豊橋	400	399.386	0.614	0.307	0.767	1.535	3.07	4.605	6.14		
20 岐阜	400	399.32	0.68	0.34	0.850	1.7	3.4	5.100	6.8	12.966	12.956
21 大垣	400	399.35	0.65	0.325	0.813	1.625	3.25	4.875	6.5	13.57	13.50
22 富山	333.333	332.767	0.566	0.340	0.849	1.698	3.396	5.094	6.792	10.899	22.718
23 松坂	400	399.373	0.627	0.313	0.784	1.567	3.135	4.702	6.27		
24 四日市	400	399.306	0.694	0.347	0.8675	1.735	3.47	5.205	6.94		
25 福井	400	399.362	0.638	0.319	0.798	1.595	3.19	4.785	6.38	11.668	11.307
26 奈良	333.333	332.734	0.599	0.359	0.899	1.797	3.594	5.391	7.188	5.765	
27 向日町	400	399.213	0.7875	0.394	0.984	1.969	3.938	5.906	7.875	11.552	11.872
28 和歌山	400	399.348	0.652	0.326	0.815	1.63	3.26	4.89	6.52	13.610	13.313
29 岸和田	400	399.4037	0.5963	0.298	0.745	1.491	2.982	4.472	5.963	10.139	9.841
30 玉野	400	399.499	0.501	0.251	0.626	1.253	2.505	3.758	5.01		
31 広島（改修中）											
32 防府	333.333	332.875	0.458	0.275	0.687	1.374	2.749	4.123	5.497		
33 高松	400	399.324	0.676	0.338	0.845	1.69	3.38	5.07	6.76		
34 小松島	400	399.385	0.615	0.307	0.768	1.537	3.073	4.61	6.147		
35 高知	500	499.399	0.601	0.2404	0.601	1.202	2.404	3.606	4.808		
36 松山	400	399.350	0.65	0.325	0.813	1.625	3.250	4.875	6.5	12.22	12.21
37 小倉	400	399.537	0.4635	0.232	0.579	1.159	2.318	3.476	4.635		
38 久留米	400	399.374	0.626	0.313	0.783	1.565	3.13	4.695	6.26		
39 武雄	400	399.379	0.621	0.311	0.776	1.553	3.105	4.6575	6.21	15.00	14.69
40 佐世保	400	399.244	0.756	0.378	0.945	1.89	3.78	5.67	7.56	9.58	9.202
41 別府	400	399.511	0.489	0.245	0.611	1.223	2.445	3.668	4.89		
42 熊本	500	499.530	0.47	0.188	0.47	0.94	1.88	2.82	3.76	10.028	59.783

第15部 (第16章) サイクリング・フォー・オール規則

第128条 (サイクリング・フォー・オール)
サイクリング・フォー・オールについては、UCI 競技規則第15部に準ずる。

[UCI 規則パート15 サイクリング・フォー・オール](#)

[UCI Regulations PART 15 CYCLING FOR ALL](#)



第16部 (第23章) パラサイクリング規則

第129条 (パラサイクリング)
パラサイクリングについては、UCI 競技規則第16部に準ずる。

[UCI 規則パート16 パラサイクリング](#)

[UCI Regulations PART 16 PARA-CYCLING](#)



[パラサイクリングパフォーマンス係数表\(2022\)](#)



第3巻 MTB、シクロクロス、BMX、トライアル、室内競技

第4部 (第18章) マウンテンバイク規則

第130条 (マウンテンバイク規則)
マウンテンバイク競技は、UCI 競技規則第4部に準ずる。

[UCI 規則パート4 マウンテンバイク](#)



[UCI Regulations PART4 MTB](#)



第5部 (第17章) シクロクロス規則

第131条 (シクロクロス)
シクロクロスについては、UCI 競技規則第5部に準ずる。

[UCI 規則パート5 シクロクロス](#)



[UCI Regulations PART 5 CYCLO-CROSS](#)



第6部-1 (第20章) BMXレーシング規則

第132条 (BMX レース規則)
BMXレーシング競技は、UCI競技規則第6部BMXに準ずる。

[UCI規則パート6BMXレーシング](#)



[UCI Regulations PART 6 BMX RACING](#)



第6部-2 (第21章) BMXフリースタイル規則

第133条 (BMX フリースタイル規則)
BMXフリースタイル競技は、UCI BMXフリースタイル第6bis部競技規則に準ずる。

[UCI規則パート6bisBMX・フリースタイル](#)



[UCI Regulations PART 6bis BMX Freestyle](#)



[BMXフリースタイル・パーク国内大会運営ガイド](#)



付表 6-1 :BMX 用 UCI ランダム・スタート・ゲートのタイミング

A. スタート音 (ケイデンス)

UCI スタート音は、自動的(内蔵遅延設定)にスタート音を開始する方法、または手動でスタート音を開始することができる。手動場合、スタート音の後半を開始するためには、オペレーターが開始ボタンを押す必要がある。

一般にスタート音は、「OK ライダーズ、ランダム・スタート、ライダーズ・レディ? ウォッチ・ザ・ゲート」の決まり文句で構成されている。これにライト・ツリーの表示と同時に起こる 4 音が続き、最後の音と表示点灯と共にゲートが落ち始める。最後の「ゲート」の言葉の後、点灯と制御機による発音およびゲートの作動までに、0.1 秒から 2.7 秒の間の遅延がある。この時間遅延は完全にランダムで制御機によりなされなければならない。競技者またはスタータに予測されてはならない。さらに、スタータは時間間隔に関しては管理や入力をするべきでない。

スタート音と独立した部分としての付加物は、オペレータによりゲートが起き上がるときに競技者に知らせる警告音と、ケイデンスがオペレータにより中断されたときにスタート待機状態を解くよう競技者に知らせる警告音である。

詳細としてケイデンスの構成は以下のとおり；

- 「OK ライダーズ、ランダム・スタート」1.5 秒以内に発声される言葉として。自動モードでは、2 番目の言葉の 1 組(セット)の前に 1.8 秒の間隔を置く。
- 「ライダーズ・レディ? ウォッチ・ザ・ゲート」は 2.0 秒以内に発声される。
- 2 番目の言葉の 1 組(セット)が終了後、LED が点灯しパルス音が起動するまでに、0.1 秒から 2.7 秒のランダムな遅延が生じる。ランダムな遅延とパルス音は制御チップが発生し、したがってこれらは MP3 ファイルには含まれない。
- 632 ヘルツのパルス音 3 回が鳴った後、2.25 秒の長音が続く。短いパルス音は 60 ミリ秒の長さで、60 ミリ秒の間隔で鳴る。4 個の LED(赤、黄、黄そして緑)点灯は、各パルス音発生と正確に同調する。
 - 赤灯が最初のパルス音と共に点灯する
 - 1 つ目の黄灯が 2 番目のパルス音と共に追加点灯する
 - 2 つ目の黄灯が 3 番目のパルス音と共に追加点灯する
 - 緑灯が長音のパルス音と共に追加点灯する。
- 緑灯点灯時にゲートを落とし開く信号が起動する。全 LED は最後の長音が鳴り止むまで点灯し続け、その後消灯する。
- パルス音連続の終了時に、次のスタート前にゲートを起こすため、ストップ・ボタンを押すように、コントロール・ボックス上の LED が点滅して、オペレータに警告する。
ストップ・ボタン押下により、1150 ヘルツのパルス音が、0.25 秒間隔で 0.25 秒の長さで、5 回鳴った後、ソレノイドに通電して、ゲートが上がる。
- スタート・ボタンが押された後、「Riders Ready , Watch the Gate」の音声は鳴り終わるまでの間は、安全確保のために停止ボタンを押すことで、一連のスタートの動作 (音声) を中断させることができる。
停止ボタンを押すと、「スタンド・ダウン(スタート停止合図)」音として、0.22 秒の 740 ヘルツのパルス音に直接続く 0.44 秒の 680 ヘルツの音が鳴る。停止ボタンが押された時に、スタンド・ダウン音が鳴らない事もある。



ライトツリー

スタート時の連続動作

頁序	動作	時間
1	「OK ライダーズ、ランダム・スタート」	1.50 秒
2	間隔(自動モード)	1.80 秒
3	「ライダーズ・レディ? ウォッチ・ザ・ゲート」	2.00 秒
4	ランダムな遅延	0.1 ~ 2.70 秒
5	632 ヘルツの音 - 赤燈点灯	0.060 秒
6	間隔	0.060 秒
7	632 ヘルツの音 - 黄燈点灯	0.060 秒
8	間隔	0.060 秒
9	632 ヘルツの音 - 黄燈点灯	0.060 秒
10	間隔	0.060 秒
11	632 ヘルツの音 - 緑燈点灯	2.25 秒

ゲート起動警告

頁序	動作	時間
1	1 音 (1150 ヘルツ)	0.25 秒
2	間隔	0.25 秒
3	1 音 (1150 ヘルツ)	0.25 秒
4	間隔	0.25 秒
5	1 音 (1150 ヘルツ)	0.25 秒
6	間隔	0.25 秒
7	1 音 (1150 ヘルツ)	0.25 秒
8	間隔	0.25 秒
9	1 音 (1150 ヘルツ)	0.25 秒

中断・スタート待機状態解除

頁序	動作	時間
1	1 音 (740 ヘルツ)	0.22 秒
2	1 音 (680 ヘルツ)	0.44 秒

ゲート下降速度

ゲートは平均速度を以って約 0.310 秒で直立位置から下降位置(角度 90 度)まで降りなければならない。+/- 7%の誤差は許容され、最大範囲は 0.289 秒から 0.331 秒とする。

測定は UCI 承認の、ProStuff 製 SpeedMeter 計時装置、または同様の計時装置で行う。

付表 6-2 : BMX 競技場

序論

UCI BMX 規則のこのセクションの目的は、BMX レース会場のために必要な基本的な設備と同様に、競技としての BMX レースの競技場のための最低基準を設定することである。UCI 国際 BMX 競技日程上に登録された一定の主要な BMX 競技大会は下表の最低基準と異なる基準であるかもしれない。これら基準は下表に見られる。

いかなる国際レベルの BMX 競技大会のためにも、この付属書中に見られる最低基準からのいかなる逸脱も正当化されなければならない、UCI BMX 委員会によってのみ承認されることができる。

この付属書中に概説された最低基準への準拠が、トラックが国際レベルの BMX 競技大会に適当であろうことを保証するものではないことに注意することは重要である。

一般に BMX トラックの形状は、通常トラックを使うであろう競技者の意図されているレベルに適当でなければならない。このレベルを問わず、トラックは、いつも使用する競技者、そして BMX 競技大会中に働くスタッフとボランティアの安全を保護する方法で建てられなければならない。

トラックの建設、または建設時びはいつでも、UCI BMX トラックガイドは参照されるべきである。現在有効な UCI BMX トラックのバージョンは UCI ウェブサイト(www.uci.ch)上に見出せる。

	1: 世界選手権大会	2: スーパークロス・ワールドカップ	3: 大陸選手権大会	4: 国際競技大会	5: 国内選手権大会
クラス	CM	CDM	CC, JR	HC, C1	CN
スターティング・ヒル	高さ: チャンピオンシップ: 8m チャレンジ: 5m 最小幅: 9m UCI 設計*に従う	高さ: 5m ~ 8m 最小幅: 9m UCI 設計*に従う	高さ: 5m to 8m 幅: 8m	高さ: 2.5m 幅: 8m	高さ: 2.5m 幅: 8m
トラック最小幅員	第 1 直線路: 8m その他直線路: 6m 第 1 曲線路: 8m 曲線路: 6m	第 1 直線路: 8m その他直線路: 6m 第 1 曲線路: 8m 曲線路: 6m	第 1 直線路: 8m その他直線路: 6m 第 1 曲線路: 8m 曲線路: 6m	第 1 直線路: 8m その他直線路: 6m 第 1 曲線路: 6m 曲線路: 6m	第 1 直線路: 8m その他直線路: 6m* 第 1 曲線路: 6m 曲線路: 6m
曲線とフィニッシュエリアの舗装	アスファルト、コンクリートまたはレンガ				
スターティング・ヒルおよびゲート	ゲート表面とスターティングヒル全表面は、 弱・中の雨でも十分な摩擦があること		ゲート表面とスターティング表面は、十分な摩擦があること		
第 1 直線路の長さ(最小)	UCI BMX トラックガイドを参照				
障害の間隔	UCI BMX トラックガイドを参照				

上表は、国際 BMX 競技大会レベルで使用される BMX トラックの最低限のパラメータを提供する。これら競技大会の中で、この表とこの付属書の残余の規則間で矛盾がある場合、上表が優先する。

*強く推奨される

1. BMX トラック

トラックは、コンパクトな閉ループ設計のもので、中央線に沿って測定した長さが 300m 以上、400m 以下の周回路を形成しなければならない。

トラックの幅は、そのスタート位置において 10m 以上を有し、コースのあらゆる地点において 5m 未満の幅に先細りになってはならない。

2. スターティング・ヒル

スターティング・ヒルは、10m 以上のトラック幅と、スタート・ストレートのレベルよりも 1.5m、なるべくなら 2.5m 以上高い位置を有すること。スタート・ゲートから平坦地レベルまでの最初の傾斜部は、長さが 12m 以上とする。

国際 BMX 大会中に行われるチャレンジ・カテゴリで使用されるスターティング・ヒルは、高さ 6m (スターティング・ゲートが固定される平坦部とスターティング・ヒル傾斜の底部間で計測する) を超えないことが推奨される。また、傾斜部は勾配 20 度を超えないことも推奨される。

説明: 初心者と中間層の競技者のために意図されたトラックは、上記限度よりもより低く、より緩い勾配であることが強く推奨される。

3. スタート・ゲート

UCI BMX 競技日程上の BMX 大会においては、スタート・ゲートは、幅が 7,3m 以上であること。

ゲートの高さは 50cm 以上とし、スターティング・ポジションの自転車の車輪を支持するゲートの傾斜面に対する角度が 90°以下とする。

ゲート上には、1 から 8 までのスターティング・ポジションを明示しなければならない。ポジション 1 は、第 1 ターンの内側に近い側に位置する。

すべての UCI BMX 競技日程上の BMX 大会で使用すべき電子制御式ゲートは、「ライダーズ・レディ」の位置のあらゆる競技者にとって不利とならず、すべてのスタート・レーンから明確に見える位置に置かれた適切な色のスタート・ライト・システムとタイミングが完全に一致する方式のものでなければならない。ゲート開放装置が故障した場合には、ゲートは落下位置に倒れなければならない。

UCI 公認 BMX 大会では「ボイス・ボックス」装置は義務付けられる。

成績判定装置が利用される場合には、ゲートを落とすためにゲート・スタート機構が起動する瞬間に、計時装置は起動しなければならない。

4. スタート・ストレート

スタート・ストレートの長さは、40m 以上とする。

スタート・ストレートの最初の障害物の前側底部は、スタート・ゲートから 35m 以上で、第 1 コーナーの曲点から 20m 以上の位置にあることを推奨する。ただし、上級の競技者用に特別に設計されたトラックでは、スタート・ゲートと最初の障害物の前面との間の距離は、これよりも短縮できる。

5. 第 1 コーナー

第 1 コーナーはどちらの方向に曲がっていてもよいが、すべての年齢の競技者がレース速度のまま安全に進入出できるような角度のバンクを付ける。

第 1 コーナーにおいては、内径部のトラック表面から外径部のバーム・トップまでの直線に沿って測定したトラック幅が 6m 以上でなければならない。

6. コーナーと障害物

トラックには、3 箇所以上のコーナーがなければならない。

トラックは、それぞれのコーナーの全体にわたって 5 m 以上でなければならない。

トラックの上のすべての障害物は、あらゆる年齢のすべての競技者の安全を考慮して建設されなければならない。年長の競技者が特にチャレンジしたくなるような障害物を設計する際にも、最も若い競技者達の技能を考慮しなければならない。第一ストレートでは、2 つの障害物間の最短距離は 10m とする。一つの障害物は、その前面および後面の傾斜によって境界が定まるものとし、シングル、ダブル、トリプルまたはマルチジャンプならびに 4 連、5 連または多連障害物が可能とする。

トラックは、チャンピオンシップ・カテゴリの競技者のみが走行する代替部分を含むように設計してもよい。これらの部分には、そのコースの主周回路上の障害物よりも本質的に難易度の高い障害物を設けることができる。

7. 競技トラックのマーキング

競技トラックの境界を交差区間も含めて明確に白色の線またはトラック表面色と高いコントラストを持つ色の線でマーキングしなければならない。

8. フェンス

大会参加者と観客との間の境界を設けるために、トラックをフェンスで囲むものとし、このフェンスは、あらゆる地点において、競技コースから 2m より近くに位置してはならない。

フェンスは、あらゆる体格の競技者がレース速度でフェンスに衝突しても、その全衝撃を吸収することのできるプラスチック製の網のような堅固な材料で製作する。

9. フィニッシュライン

競技者の順位決定位置を示す明確なフィニッシュラインが UCI 条項 1.2.099 に従って印されていない。

フィニッシュライン上またはトラックに沿った他のあらゆる場所でトラックを横切って設置されるすべてのバナーは、これらのバナーの下部を通る競技者の妨げとならないように、トラックのレベルから十分な高さに位置してなければならない。

10. 競技施設

なんらかの競技大会に UCI 公認を求める国内連盟または主催者は、当該大会用に提案する施設が当セクシ

ョンに定められている仕様を満たすことを、UCI に証明することができなければならない。

11. (N)ステージング・エリア

スタート・ヒルの近くに、1 から 10 までの番号を付けた 10 個のステージ・レーンから成るステージング・エリアを設けるものとし、競技者は、ステージング・オフィシャルが与える指示に従ってこの区域に集まる。

12. (N)チーム・エリア

レースとレースの間に競技者が集まることのできる区域をトラックのステージング・エリアの近くに設け、明瞭に印をつける。

13. チーム監督エリア

UCI 国際 BMX 競技日程上の競技大会では、主催者は、チーム監督のみがアクセスできる明確に示されたエリアを提供しなければならない。このエリアは、チーム監督に障害物なく明確にトラックの視野を与え、競技者エリアおよびセクレタリ・コミセールにアクセスできなければならない。

14. アナウンス・エリア

アナウンス用に、アナウンサーがトラックを明確に障害物なしに見ることのできる区域を確保する。この区域は、トラックのレベルよりも高い位置にあることが好ましい。

15. 掲示板

モト組合せ／レース結果を掲示するためのしっかりした構造で耐候性の掲示板および/または成績モニターを、競技者の参加登録数に応じて十分な数の場所に設置する。適当な位置は競技者エリア、チーム監督エリアおよびステージング・エリアを含む。雨天の場合にモト掲示板および/または成績モニターを覆うための透明のプラスチック・シートを用意する。大会のテクニカルガイドにおいて発表されるならば、スタートリストと結果を含むレース情報の情報は電子的に行ってよい。

16. 管理およびレース事務所

登録およびレース管理は、周囲フェンスの境界内に位置し、多数の競技者を秩序立って処理するために十分な寸法の事務所に拠点を置く。この事務所内に掲示される情報は、英語および開催国の 2 つの言語で書かれなければならない。

拡声装置は、トラック、競技者エリアおよびステージングエリアのすべての部分にアナウンサーの声を聞こえるようにすることが可能でなければならない。通告は、英語と主催国の言語の両方においてなされる。

17. 駐車場および観客設備

それぞれのレースの予測規模に見合った車両数用の駐車場をトラックの近くに用意しなければならない。レース開催日には、駐車区域に適切にスタッフを配置して、秩序立った交通の流れと自動車の整然とした駐車を確保できるようにする。

下記の大会において、以下の人数に適した能力の観客用設備（座席、トイレならびに食事サービスが含まれるものとするが、これらに限定されるものではない）を提供することが推奨される：

- a. 国際 BMX 大会/ 地域競技大会: 3,000 人の観客
- b. 大陸 BMX 選手権大会: 5,000 人の観客
- c. BMX スーパークロス・ワールドカップ大会: 2,000 人の観客
- d. 世界 BMX 選手権大会: 7,000 人の観客
- e. オリンピック競技大会: 7,500 人の観客

18. インドア大会

インドアでの BMX 大会は、土、木またはコンクリート製の表面を有し、同様の材料で製作された障害物を有するトラックで開催することができる。本 Section に定められている規則は、インドア大会に共通に適用される。

付表 6 - 3 : BMX 競技役員

- 1 UCI 規則は、BMX 競技が運営されるべき方法を明らかにする。競技大会に参加している全て役員は、すべての競技大会を統治する UCI 規則とその全補足に完全に精通していることを要求される。ポジションを受け入れることにより、全役員はそのような規則に明らかに束縛される。

一般則

- 2 すべての BMX 競技には、当セクションに示されている様々な職務のすべての責任を担い、すべての義務事項を履行する、適切な人数の有資格コミセールと競技担当役員を配備しなければならない。UCI 国際 BMX 競技日程上に登録された競技大会においては、最小限 1 人の UCI 国際コミセールが指名されなければならない。コミセールのために食事が用意されなければならない。

コミセール・パネル

- 3 コミセール・パネルは UCI 条項 1.2.116 に従って指名される。コミセール・パネルはいかなる競技においても最終的な権限者であり、付属書 6 以下において説明されるガイドラインと UCI 規則第 1 部に従い、いかなる競技者、またはチーム監督にも安全のためまたはこれらの規則違反に対してペナルティを課す権利を持っている。

チーフ・コミセールは、コミセール・パネルの長であり、他のコミセールを統率する。チーフ・コミセールは他のコミセールの助力を得て監督するために競技を可能な限りトラックの多くを視野に収められる位置から管理する。

チーフ・コミセール補は、競技においてチーフ・コミセールをその職務において補佐し、チーフ・コミセールがその任にあたれない時は代行する。

大会主催者は、コミセール・パネルが最適な条件の下で仕事をできるように保証しなければならない。UCI 国際 BMX 競技日程上に登録された競技大会において、コミセール・パネルは、安全なオフィス、UCI 条項 6.1.050 に示された旗、コミセール全体とテクニカル・デレゲート（指名されている場合）、救急処置コードイネイタおよびレース・ディレクタのために十分な数の複数チャンネル無線通信システムを提供されなければならない。

コミセール・パネル・セクレタリ

- 4 コミセール・パネル・セクレタリコミセールは、競技大会において全競技者の参加登録とクラス分けと、スタート・リストの作成と掲示、全リザルト（中間および最終リザルト）の作成に責任を持たなければならない。コミセール・パネル・セクレタリは、付属書 6 に記述される十分な数の運営進行員に補佐されなければならない。

レース・コミセール

- 5 レース・コミセールは、あらゆる大会に適用されるすべての規則の順守の達成に対する責任を担う。

レース・コミセールは、下記の資格を有していなければならない：

- A. コミセールは、英語を流暢に話すことができるか、通訳を利用できなければならない。;
- B. コミセールは UCI の理事または役員ではない;
- C. すべてのコミセールはなんらかの特別な衣服を着用し、競技者およびチーム監督が容易に識別できるようにする;
- D. 各レース・コミセールは、明確な立場から運営しなければならない。

フィニッシュライン・コミセール

- 6 フィニッシュ順がフィニッシュライン・コミセールにより決定される競技大会においては、UCI 条項 6.1.038 に記述されるとおり行動しなければならない。

その他のスコアリング装置が利用できる場合、義務と指名条件は UCI 条項 1.2.119 から UCI 1.2.121 に定められる。

すべてのフィニッシュライン・コミセールは、競技者がフィニッシュラインを通過するときに明確で窓外のない視野を与える、フィニッシュラインと直に隣接しているエリアから仕事をするものとする。

スタート・コミセール

- 7 スタート・コミセールは、各レースのスタートを指揮することについて責任があるものとする。スタータは、各レースが安全で公正なスタートが行われることを保証するために、スターティング・ゲート进行操作し、必要で適切なその他の行動を行なうものとする。スタータは、彼の任務を実行することを妨害する競技者を罰するようにチーフ・コミセールに進言することができる。タイミングシステムが利用される時に、スタータは最初に、ステー징・オフィシャルとスタート・ゲートに来ていない競技者を確認し、タイミングシステム・オペレータと彼の機器の用意が、レースのスタート手順を開始する前にできていることを確認しなければならない。

要員

8 下記の役員および要員が主催者または国内連盟により指名される：

1. スタート・ヒル・オフィシャル-スタート・ヒル・オフィシャルは、各レースのスタートに先立ち、競技者が正しいレーン（モト・シートによる）についてかチェックすることに責任がある。彼は、競技者の装備が正しいかをチェックする責任も有する。スタート・ヒル・オフィシャルは、UCI 規則に適合しない安全装備の競技者についてチーフ・コミセールに報告しなければならない。
2. ステージング・オフィシャル-ステージング・オフィシャルは、レースのすべてのラウンドにおいて、競技者を正しいステージング・レーンに導く任務を有する。この際に、これらのオフィシャルは、それぞれのレース・ナンバー、年齢グループおよび各レースにおけるそれぞれの競技者の名前を発表する。ステージング・オフィシャルによるステージング時間の伝達は明確でなければならない。適当な枚数のモト・シートのコピーを上級ステージング・オフィシャルが役立てられるようにしなければならない。それにもかかわらず、ステージング・オフィシャルの仕事は最善の努力に相当している；競技者は UCI 規則に従い、レースの進行に従って、そして正しい服装と機材でステージング・レーンに時間どおりに到着することについて個々に責任がある。
3. レース・オフィシャル-レース・オフィシャルは、トラックにおける競技者のふるまいを監視し、他の競技担当役員が注目しているトラックの状態を知らせる責任を有する。大会に必要なレース・オフィシャルの人数は、チーフ・コミセールが決定する。レース・オフィシャルは、トラックに沿って配置される。レース・オフィシャルは、目撃したあらゆる規則違反または出来事を記録する。これらの記録は、チーフ・コミセールの要求により提出される。
4. フィニッシュライン・エリア管理オフィシャル-フィニッシュライン・エリア管理オフィシャルは、競技者および他の人々のフィニッシュライン・エリアへの通行を管理する任務を有する。これらのオフィシャルは、フィニッシュライン・エリアへのそれぞれの出入り口に位置し、医療上の緊急事態によって必要となる場合を除き、親、チーム監督および観客の立ち入りを防止する。フィニッシュライン・エリア管理オフィシャルは、また、レース後にフィニッシュ・エリアで待機する競技者の秩序を保つ任務も有する。
5. 運営進行員
すべての運営進行員はコミセール・パネル・セクレタリの責任と指導のもとで仕事をするものとする。
 - A. 競技者受付確認係は、下記の任務を有する：
 - i. すべての競技者のエントリー用紙および／または許可証申請を受け取り、エントリー規則に対するその適合性を確認する；
 - ii. それぞれのカテゴリへのエントリー競技者のリストを作成し、これらのクラスの連続順番付けを行う。
 - B. スタートリスト係は、それぞれのカテゴリのエントリー競技者全体を 8 名以内のいくつかのモトに分け、これらの競技者の名前を該当するモト・シート上に記録する任務を有する。
 - C. スタートリスト・オフィシャルは、スタートリストを掲示板に掲示する任務を有する。これらのシートは、各レース・ナンバーがはっきりと見える状態で、年齢グループ毎に順番に掲示される。
6. 計時オペレータ-計時オペレータは計時装置の設置と操作に責任を持ち、モト掲示板に掲示するために競技者のフィニッシュ順位を運営進行員に渡すことに責任を持たなければならない。計時オペレータはコミセール・パネル・セクレタリの責任と指示のもとで仕事をし、情報または抗議を求めるすべての要求をその役員または彼によって指名された運営進行員に委託するものとする。
7. トラック・アナウンサー-トラック・アナウンサーは、競技に関する正式の放送を行い、競技者、観客、コミセールおよびオフィシャルに対して、レース予定表のあらゆる変更を通知する責任を有する。
8. 保安要員-主催者は十分な人数の保安要員を、競技者と観客の安全を確保するために用意しなければならない。保安要員は、容易に区別できるような独特の衣服かその他のものをつけなければならない。
9. 救急-開催国の法律に従い、少なくとも 1 台の救急車と適切な人数の救急スタッフ（医師免許を有する医師を含む）が、すべてのプラクティスおよびレース・セッション中に待機しなければならない。UCI 条項 1.2.067 に従い主催者は、複数の医師を、競技者に医療を提供するために任命するものとする。救急スタッフは、インフィールド内に配置されるものとし、公道に通じる救急車用の障害物のない退出路を設けて、これを大会の進行の全期間を通じて維持しなければならない。適切な医療サービスが利用できる状態が保証されない限り、プラクティス・セッションもレース・セッションも実施することはできない。
10. レース・ディレクタ主催者により指名されるレース・ディレクタは、コミセールの補助のもとで、下記の業務に対する責任を担う：
 - A. 大会の予定表の維持管理；
 - B. 大会の規模に見合った人数のすべてのコミセールと競技担当役員および運営スタッフの名簿作成；
 - C. 競技実施に必要な設備の準備；
 - D. トロフィーおよび他の賞品の存在を手配し、表彰式の組織をチェックする。

9 技術代表とは：

1. 主催者の責任を侵害することなく、大会の準備と競技面を監督する。
2. UCI 本部と UCI 間の連絡役となる。
3. 会場の事前査察を行い、主催者と会談し、UCI (BMX 委員会)への査察報告書を速やかに作成し、報告書の写しを主催者に提供する。
4. 会場査察報告書からの勧告が適切に満たされたと保証するために、大会に至るまでの間主催者を監督しフォロー

一する。

5. 最初の公式トレーニング期間に先立って会場に行き，チーフ・コミセールおよび主催者と合同して会場および走路の査察を実施する。トラックおよびその他変更の最終決定は技術代表の責任による。当規則による技術代表の指名がない場合，これはチーフ・コミセールに課せられる。
 6. UCI への総合大会報告書を作成；主催者のために報告書の写しを作成する。
 7. コミセール・パネルの仕事に関し秘密報告書を作成する。
 8. チーム/競技者会議を調整する
- 10 技術代表は UCI が指名する。オリンピック競技大会，世界選手権大会，大陸選手権大会と UCI BMX スーパークロス・ワールドカップ大会においては，技術代表は UCI が指名する。

第7部 (第22章) トライアル競技規則

第134条 (トライアル規則)

トライアル競技は、UCI トライアル第7部競技規則に準ずる。

[UCI 規則パート7 トライアル](#) 51 [UCI Regulations PART7 TRIALS](#)



第8部 (第19章) 室内自転車競技規則

第135条 (サイクルサッカー規則)

室内自転車競技サイクルサッカーは UCI 第8部競技規則に準ずる。

[UCI 規則パート8 サイクルサッカー](#) [UCI Regulations PART 8 INDOOR CYCLING](#)



第136条 (サイクルフィギュア規則)

室内自転車競技サイクルフィギュアは UCI 第8部競技規則に準ずる。

[UCI 規則パート8 サイクルフィギュア](#) [UCI Regulations PART 8 INDOOR CYCLING](#)



付表 8 - 1 : サイクル・サッカーコミセールの合図

Picture 1 - Goal

写真 1 - ゴール



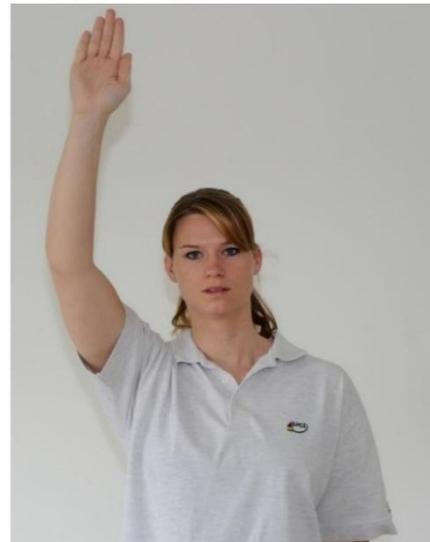
Picture 2 - Advantage

写真 2 - アドバンテージ



Picture 4 - Time wasting

写真 4 - 遅延行為



Picture 5 - Not valid goal

写真 5 - 無効ゴール



Picture 6 - Time out

写真 6 - タイムアウト



その他UCI規則

第9部世界選手権

[UCI 規則パート9 世界選手権](#)

[UCI Regulations PART9WORLD CHAMPIONSHIPS](#)



第10部大陸選手権

[UCI 規則パート10 大陸選手権](#)

[UCI Regulations PART10CONTINENTALCHAMPIONSHIPS](#)



第11部オリンピック競技大会

[UCI 規則パート11 オリンピック競技大会](#)

[UCI Regulations PART11OLYMPIC GAMES](#)



第 12 部懲戒および手続き

[UCI 規則パート 12 懲戒および手続き](#)

[UCI Regulations PART12 DISCIPLINE AND PROCEDURES](#)



第 13 部医事規則

[UCI 規則パート 13 医事規則](#)

[UCI Regulations PART13 MEDICAL RULES](#)



